

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	研究科の専攻の設置							
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジン ヒロサキダイガク 国立大学法人弘前大学							
フリガナ大学の名称	ヒロサキダイガクダイガクイン 弘前大学大学院 (Graduate School of Hirosaki University)							
大学本部の位置	青森県弘前市大字文京町1番地							
大学の目的	弘前大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的としている。							
新設学部等の目的	教育学部の教職及び教科又は特別支援教育、養護専門教育を基礎とし、学校教育学、教科教育学、特別支援教育学、養護教育学及び教科専門、養護専門の諸科学に関する精深な教育・実践活動を通して、新しい時代に必要となる教員として資質・能力を身につけ、学校教育に関する諸課題への対応に貢献できる高度専門職業人を養成することを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	教育学研究科 [Graduate School of Education]	年	人	年次 人	人		年 月 第 年次	
	教職実践専攻 [Program for Professional Development of Teachers]	2	18	—	36	教職修士 (専門職) [Master of Education]	令和2年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町1番地
計		18	—	36				教育学部 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施 教職大学院
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	<p>【学部】 教育学部学校教育教員養成課程 [定員減] (△10) (令和2年4月) 医学部心理支援科学科 (10) (平成31年3月意見伺い)</p> <p>【大学院】 地域共創科学研究科 地域リノベーション専攻 (修士課程) (15) (平成31年3月意見伺い) 産業創成科学専攻 (修士課程) (15) (平成31年3月意見伺い)</p> <p>人文科学研究科 文化科学専攻 (修士課程) (△10) (令和2年4月学生募集停止) 応用社会科学専攻 (修士課程) (△ 6) (令和2年4月学生募集停止) 人文社会科学専攻 (修士課程) (16) (平成31年4月事前伺い)</p> <p>教育学研究科 学校教育専攻 (修士課程) (△16) (令和2年4月学生募集停止) 教職実践専攻 (専門職学位課程) (△16) (令和2年4月学生募集停止)</p> <p>農学生命科学研究科 農学生命科学専攻 (修士課程) [定員減] (△10) (令和2年4月)</p>							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
	教育学研究科	講義	演習	実験・実習	計			
		0科目	90科目	18科目	108科目	46単位		

教員	学部等の名称	専任教員等					兼任 教員等		
		教授	准教授	講師	助教	計			助手
教員	教育学研究科								平成31年3月 意見伺い
	教職実践専攻（専門職学位課程）	19 (19)	13 (13)	9 (9)	1 (1)	42 (42)	0 (0)	46 (46)	
	地域共創科学研究科								
	地域リノベーション専攻 （修士課程）	15 (15)	9 (9)	3 (3)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	1 (1)	
	産業創成科学専攻（修士課程）	13 (13)	13 (13)	1 (1)	6 (6)	33 (33)	0 (0)	6 (6)	平成31年4月 事前伺い
	人文社会科学研究科	人	人	人	人	人	人	人	
	人文社会科学専攻（修士課程）	19 (19)	27 (26)	12 (12)	2 (0)	60 (57)	0 (0)	6 (9)	
	計	66 (66)	62 (61)	25 (25)	9 (7)	162 (159)	0 (0)	— (—)	
組 織 の 概 要	医学研究科								
	医科学専攻（博士課程）	43 (43)	24 (24)	16 (16)	23 (23)	106 (106)	13 (13)	74 (74)	
	保健学研究科								
	保健学専攻（博士前期課程）	28 (28)	15 (15)	18 (18)	17 (17)	78 (78)	0 (0)	5 (5)	
	保健学専攻（博士後期課程）	28 (28)	14 (14)	7 (7)	0 (0)	49 (49)	0 (0)	0 (0)	
	理工学研究科								
	理工学専攻（博士前期課程）	37 (37)	40 (40)	3 (3)	18 (18)	98 (98)	0 (0)	16 (16)	
	機能創成科学専攻（博士後期課程）	18 (18)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	34 (34)	0 (0)	2 (2)	
	安全システム工学専攻 （博士後期課程）	24 (24)	20 (20)	0 (0)	4 (4)	48 (48)	0 (0)	0 (0)	
	農学生命科学研究科								
	農学生命科学専攻（修士課程）	25 (25)	29 (29)	0 (0)	9 (9)	63 (63)	0 (0)	31 (31)	
	地域社会研究科								
	地域社会専攻（後期3年博士課程）	15 (17)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	22 (24)	0 (0)	0 (0)	
	医学部附属病院	0 (0)	9 (9)	35 (35)	69 (69)	113 (113)	32 (32)	0 (0)	
	被ばく医療総合研究所	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	
	地域戦略研究所	5 (5)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	
	生涯学習教育研究センター	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
	保健管理センター	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	
	国際連携本部	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	4 (4)	
	教育推進機構	1 (1)	4 (4)	1 (1)	4 (4)	10 (10)	0 (0)	47 (47)	
COI研究推進機構	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)		
COC推進室	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
男女共同参画推進室	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計	231 (233)	188 (188)	84 (84)	150 (150)	653 (655)	45 (45)	— (—)		
合計	278 (278)	241 (240)	109 (109)	159 (157)	787 (784)	45 (45)	— (—)		

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		307 (307)	295 (295)	602 (602)				
	技 術 職 員		733 (733)	299 (299)	1032 (1032)				
	図 書 館 専 門 職 員		3 (3)	0 (0)	3 (3)				
	そ の 他 の 職 員		3 (4)	94 (94)	97 (98)				
計		1,046 (1,046)	688 (688)	1,734 (1,734)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	76,254 m ²	0 m ²	0 m ²	76,254 m ²				
	運 動 場 用 地	82,910 m ²	0 m ²	0 m ²	82,910 m ²				
	小 計	159,164 m ²	0 m ²	0 m ²	159,164 m ²				
	そ の 他	169,525 m ²	0 m ²	0 m ²	169,525 m ²				
	合 計	328,689 m ²	0 m ²	0 m ²	328,689 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		166,963 m ² (166,963 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	166,963 m ² (166,963 m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	102室	111室	459室	12室 (補助職員0人)	7室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		教育学研究科		42 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	—	821,909 [232,587] (821,909 [232,587])	24,806 [6,310] (24,806 [6,310])	7,047 [5,717] (7,047 [5,717])	2,213 (2,213)	6,242 (6,242)	10 (10)		
	計	821,909 [232,587] (821,909 [232,587])	24,806 [6,310] (24,806 [6,310])	7,047 [5,717] (7,047 [5,717])	2,213 (2,213)	6,242 (6,242)	10 (10)		
図 書 館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
		7,680 m ²	626 席		868,473 冊				
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		3,394 m ²	野球場 (2面)		武道場 (883m ²)				
			弓道場 (140m ²)		テニスコート (8面)				
		1,457 m ²	プール (50m)		サッカー・ラグビー場 (2面)				
			馬房 (196m ²)		400mトラック				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	—
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	—
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費(運営費交付金)による	
	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		

学生納付金以外の維持方法の概要		—						
大学等の名称	弘前大学							
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	年	人	年次人	人		倍		
既設	【大学院】							
	人文社会科学研究科 (修士課程)							青森県弘前市大字 文京町1番地
	文化科学専攻	2	10	—	20	修士(人文社会科学)	1.00	平成11年度
	応用社会科学専攻	2	6	—	12	修士(人文社会科学)	1.33	平成11年度
	教育学研究科 (修士課程)							青森県弘前市大字 文京町1番地
	学校教育専攻	2	16	—	32	修士(教育学)	1.09	平成6年度
	教科教育専攻	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成6年度
	養護教育専攻 (専門職学位課程)	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成14年度
	教職実践専攻	2	16	—	32	教職修士(専門職)	0.99	平成29年度
	医学研究科 (博士課程)							青森県弘前市大字 在府町5番地
大学	医科学専攻	4	60	—	240	博士(医学)	0.91	平成16年度
	保健学研究科 (博士前期課程)							青森県弘前市大字 本町66番地1
	保健学専攻 (博士後期課程)	2	30	—	60	修士(看護学又は保健学)	1.08	平成19年度
	保健学専攻	3	12	—	36	博士(保健学)	1.05	平成19年度
	理工学研究科 (博士前期課程)							青森県弘前市大字 文京町3番地
	理工学専攻 (博士後期課程)	2	120	—	240	修士(理工学)	0.85	平成22年度
	機能創成科学専攻	3	6	—	18	博士(理学又は工学)	0.44	平成16年度
	安全システム工学専攻	3	6	—	18	博士(理学又は工学)	1.38	平成16年度
	農学生命科学研究科 (修士課程)							青森県弘前市大字 文京町3番地
	農学生命科学専攻	2	60	—	120	修士(農学生命科学)	0.86	平成24年度
等	地域社会研究科 (後期3年博士課程)							青森県弘前市大字 文京町1番地
	地域社会専攻	3	6	—	18	博士(学術)	1.22	平成14年度
	【学部】							
	人文社会科学部						1.03	青森県弘前市大字
	文化創生課程	4	110	0	440	学士(人文社会科学)	1.02	平成28年度 文京町1番地
	社会経営課程	4	155	0	620	学士(人文社会科学)	1.04	平成28年度
	人文学部							青森県弘前市大字
	人間文化課程	4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	平成17年度 文京町1番地
	現代社会課程	4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	平成17年度

平成29年度より
学生募集停止

平成28年度より
学生募集停止

の 状 況	経済経営課程	4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	平成17年度		
	教育学部						1.03		青森県弘前市大字	
	学校教育教員養成課程	4	150	0	600	学士(教育学)	1.04	平成12年度	文京町1番地	
	養護教諭養成課程	4	20	0	80	学士(教育学)	1.02	平成12年度		
	生涯教育課程	4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成12年度		平成28年度より 学生募集停止
	医学部						1.00			
	医学科	6	112	2年次 20	772	学士(医学)	1.00	昭和24年度	青森県弘前市大字 在府町5番地	
	保健学科	4	200	3年次 30	860	学士(看護学又は保健学)	1.01	平成12年度	青森県弘前市大字 本町66番地1	
	理工学部						1.01		青森県弘前市大字	
	数物科学科	4	78	3年次 2	316	学士(理工学)	1.01	平成28年度	文京町3番地	
	物質創成化学科	4	52	3年次 1	210	学士(理工学)	1.00	平成18年度		
	地球環境防災学科	4	65	3年次 2	264	学士(理工学)	1.01	平成28年度		
	電子情報工学科	4	55	3年次 2	224	学士(理工学)	1.04	平成18年度		
	機械科学科	4	80	3年次 2	324	学士(理工学)	1.01	平成28年度		
	自然エネルギー学科	4	30	3年次 1	122	学士(理工学)	1.02	平成28年度		
	数理科学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	平成18年度		平成28年度より 学生募集停止
	物理科学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	平成18年度		
	地球環境学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	平成18年度		
	知能機械工学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	平成18年度		
	農学生命科学部						1.02		青森県弘前市大字	
	生物学科	4	40	0	160	学士(農学生命科学)	1.02	平成20年度	文京町3番地	
	分子生命科学科	4	40	0	160	学士(農学生命科学)	1.01	平成20年度		
	食料資源学科	4	55	0	220	学士(農学生命科学)	1.00	平成28年度		
	国際園芸農学科	4	50	0	200	学士(農学生命科学)	1.03	平成28年度		
	地域環境工学科	4	30	0	120	学士(農学生命科学)	1.04	平成28年度		
	生物資源学科	4	—	—	—	学士(農学生命科学)	—	平成20年度		平成28年度より 学生募集停止
	園芸農学科	4	—	—	—	学士(農学生命科学)	—	平成20年度		
(附置研究所)										
名称：被ばく医療総合研究所										
目的：本学における放射線被ばく医療に関する研究を推進し、各学部、各研究科等における教育の支援等を行うほか、緊急被ばく事故に対応できる専門的人材の養成を行うことを目的とする。										
所在地：弘前市大字本町66番地1										
設置年月：平成22年10月										
規模等：保健学研究科内										
名称：地域戦略研究所										
目的：本学における新エネルギーの研究開発及び食料科学に関わる専門的かつ学際的な研究を推進し、本学の教育研究の進展と社会及び産業の発展に資することを目的とする。										
所在地：(新エネルギー研究部門) 青森市大字松原2丁目1番地3 (食料科学研究部門) 青森市大字柳川2丁目1番地1										
設置年月：平成30年4月										
規模等：(新エネルギー研究部門) 土地 1,604㎡, 建物 2,454㎡ (食料科学研究部門) 土地 516㎡, 建物 316㎡										
(附属図書館)										
名称：附属図書館										

目 的： 附属図書館は、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料を収集、管理し、本学の職員及び学生の利用に供するとともに、地域社会の図書館活動に協力し、学術情報の利用に寄与することを目的とする。

所 在 地： (本館) 弘前市大字文京町1番地
(医学部分館) 弘前市大字在府町5番地

設置年月： (本館) 昭和24年5月
(分室) 昭和27年3月

規 模 等： (本館) 土地 135,267㎡, 建物 6,111㎡
(医学部分館) 医学部内

(学部等の附属施設)

名 称： 教育学部附属幼稚園

目 的： 幼児に適切な環境を与えてその心身の調和的発達を助長するとともに、教育学部における幼児教育の実証的研究に協力すること、教育実習の場となり、学生の実習指導を行うこと、幼児教育の促進向上のために、積極的に地域の教育機関に協力、寄与することを達成することをもって目的とする。

所 在 地： 弘前市大字学園町1番地1

設置年月： 昭和26年4月

規 模 等： 建物 1,065㎡

名 称： 教育学部附属小学校

目 的： 心身の発達に応じて初等普通教育を施し、併せて教育学部における小学校教育の実証的研究に協力し、又、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるほか、小学校教育の振興、向上発展のために、積極的に地域の教育機関に協力、寄与することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字学園町1番地1

設置年月： 昭和40年4月

規 模 等： 建物 8,288㎡

名 称： 教育学部附属中学校

目 的： 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施し、併せて教育学部における中学校教育の実証的研究に協力し、また、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるほか、中学校教育の振興、向上発展のために、積極的に地域の教育機関に協力、寄与することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字学園町1番地1

設置年月： 昭和40年4月

規 模 等： 建物 8,171㎡

名 称： 教育学部附属特別支援学校

目 的： 知的障害者に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるとともに、教育学部における知的障害教育の実証的研究に協力すること、教育実習の場となり、学生の実習指導を行うこと、知的障害教育の発展のため、積極的に地域の教育機関に協力することを達成することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字富野町1番地76

設置年月： 平成19年4月

規 模 等： 土地 10,617㎡, 建物 3,874㎡

名 称： 教育学部附属教育実践総合センター

目 的： 附属学校園及び他の教育諸機関並びに地域社会と連携し、教育実践と学修支援に関する業務を担い、実践的指導力を持つ教員の養成に寄与するとともに、地域社会の教育活動を支援することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字文京町1番地

設置年月： 平成13年4月

規 模 等： 建物 541㎡

名 称： 教育学部附属教員養成学研究開発センター

目 的： 教員養成学（教員養成の方法と効果に関する理論的実証的研究）を推進し、カリキュラム開発等に反映させることを通じて教員養成諸活動の不断の改善に寄与することを目的とする。

附属施設の概要

所在地： 弘前市大字文京町1番地
 設置年月： 平成15年10月
 規模等： 教育学部内

名称： 教育学部附属教員免許状更新講習支援室
 目的： 更新講習に係る企画、立案、調整及び実施に関すること、講習内容及び実施方法の改善に関すること等の業務を行い、本学における更新講習の充実及び発展に寄与することを目的とする。

所在地： 弘前市大字文京町1番地
 設置年月： 平成28年10月
 規模等： 教育学部内

名称： 医学部附属病院
 目的： 医学の教育及び研究の目的をもって、患者の診療を行うところとする。

所在地： 弘前市大字本町53番地
 設置年月： 昭和24年5月
 規模等： 土地 94,511㎡、建物 74,320㎡

名称： 医学研究科附属脳神経血管病態研究施設
 目的： 脳神経疾患の成因・病態の解明、診断法の確立、治療・社会復帰促進などに関する研究の推進を目指す。

所在地： 弘前市大字在府町5番地
 設置年月： 平成11年4月
 規模等： 医学研究科内

名称： 医学研究科附属高度先進医学研究センター
 目的： プロジェクト型研究施設、共通機器施設としての機能を備え、疾病発生のメカニズムを分子レベルで解明し、実際の臨床の場に還元できるような研究を推進することを目的とする。

所在地： 弘前市大字在府町5番地
 設置年月： 平成17年4月
 規模等： 医学研究科内

名称： 医学研究科附属動物実験施設
 目的： 実験動物の飼育管理の充実を図り、精度の高い動物実験による高度な研究・教育の推進を目指す。

所在地： 弘前市大字在府町5番地
 設置年月： 昭和54年4月
 規模等： 建物 4,894㎡

名称： 医学研究科附属子どものこころの発達研究センター
 目的： 様々な機関との連携を通し、子どものこころの問題に関する医療的支援や教育・研究活動を進め、東北地区の子どもに対する支援体制の整備や、研究拠点の創生を目的とする。

所在地： 弘前市大字在府町5番地
 設置年月： 平成26年4月
 規模等： 医学研究科内

名称： 理工学研究科附属地震火山観測所
 目的： 地震観測及び火山観測並びに地震及び火山に関する研究を行い、併せて学生の地震学の実習を行うことを目的とする。

所在地： 弘前市大字文京町3番地
 設置年月： 昭和56年4月
 規模等： 建物 268㎡

名称： 理工学研究科附属医用システム創造フロンティア
 目的： 学内連携、地域連携による医用システムに関する研究、教育、社会貢献に関するCOC (Center Of Community: 地域連携拠点)の機能を担い、研究分野では医学と理工学が協同し、地域企業との連携により新たな医用システム産業の創出を目的とする。

所在地： 弘前市大字文京町3番地

設置年月：平成26年4月
規模等：理工学研究科内

名称：農学生命科学部附属遺伝子実験施設
目的：動植物微生物の遺伝子及びその機能に関わる基礎研究と動植物の品種改良など遺伝子工学に基づく応用研究を推進することを目的とする。
所在地：弘前市大字文京町3番地
設置年月：平成5年4月
規模等：建物 1,527㎡

名称：農学生命科学部附属生物共生教育研究センター
目的：フィールドサイエンス教育及び研究の拠点施設として、青森県の基幹産業である農業を教育・研究の両面から活性化し、地域の優れた人材、資源、技術、環境を地域から日本全国または世界へと発信することを目的とする。
所在地：(藤崎農場) 南津軽郡藤崎町大字藤崎下袋7番地1
(金木農場) 五所川原市大字金木町芦野84番地
(深浦実験所) 西津軽郡深浦町大字吾妻沢173番地
設置年月：(藤崎農場) 平成12年4月
(金木農場) 平成12年4月
(深浦実験所) 平成12年4月
規模等：(藤崎農場) 土地 142,607㎡, 建物 2,391㎡
(金木農場) 土地 358,798㎡, 建物 4,806㎡
(深浦実験所) 土地 798㎡, 建物 165㎡

名称：農学生命科学部附属白神自然環境研究センター
目的：本学の教育、研究、社会連携による地域貢献の推進を図ることを目的とする。
所在地：中津軽郡西目屋村大字川原平大川添101番地1
設置年月：平成22年10月
規模等：土地 178,560㎡, 建物 255㎡

(学内共同教育研究施設)

名称：生涯学習教育研究センター
目的：生涯学習に関する教育(医学及び保健に関することを含む。)及び研究を行い、本学の教育研究の進展と地域における生涯学習の振興に資することを目的とする。
所在地：弘前市大字文京町3番地
設置年月：平成8年5月
規模等：弘前大学創立60周年記念会館コラボ弘大内

名称：保健管理センター
目的：本学学生等及び職員の保健管理に関する専門的業務の実施に当たることを目的とする。
所在地：弘前市大字文京町1番地
設置年月：昭和42年6月
規模等：建物 477㎡

名称：アイソトープ総合実験室
目的：放射性同位元素を使用する教育研究及び放射性同位元素の使用に関する安全管理を行うとともに、一般社会に対する放射線障害の防止に関する啓発を行うことを目的とする。
所在地：弘前市大字在府町5番地
設置年月：平成11年10月
規模等：医学部内

名称：出版会
目的：学術関連図書及び教科書の刊行・頒布を主たる事業とし、本学の研究とその成果の発表を助成するとともに、我が国の学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的とする。
所在地：弘前市大字文京町1番地
設置年月：平成16年6月

規模等：附属図書館（本館）内

名称：資料館

目的：本学における歴史的、博物的、学術的資料を展示、保存及び整理し、教育研究及び学習活動に資するとともに、地域社会の教育文化の発展に寄与することを目的とする。

所在地：弘前市大字文京町1番地

設置年月：平成24年10月

規模等：附属図書館（本館）内

弘前大学 設置申請に係る組織の移行表

2019年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	2020年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
弘前大学				弘前大学				
人文社会科学部				人文社会科学部				
文化創生課程	110	-	440	文化創生課程	110	-	440	
社会経営課程	155	-	620	社会経営課程	155	-	620	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	150	-	600	学校教育教員養成課程	<u>140</u>	-	<u>560</u>	定員変更(Δ10)
養護教諭養成課程	20	-	80	養護教諭養成課程	20	-	80	
医学部				医学部				
医学科	112	20	772	医学科	112	20	772	
保健学科	200	30	860	保健学科	200	30	860	学部の学科の設置(意見伺い)
				心理支援科学科	<u>10</u>		<u>40</u>	
理工学部				理工学部				
数物科学科	78	2	316	数物科学科	78	2	316	
物質創成化学科	52	1	210	物質創成化学科	52	1	210	
地球環境防災学科	65	2	264	地球環境防災学科	65	2	264	
電子情報工学科	55	2	224	電子情報工学科	55	2	224	
機械科学科	80	2	324	機械科学科	80	2	324	
自然エネルギー学科	30	1	122	自然エネルギー学科	30	1	122	
農学生命科学科				農学生命科学科				
生物学科	40	-	160	生物学科	40	-	160	
分子生命科学科	40	-	160	分子生命科学科	40	-	160	
食料資源学科	55	-	220	食料資源学科	55	-	220	
国際園芸農学科	50	-	200	国際園芸農学科	50	-	200	
地域環境工学科	30	-	120	地域環境工学科	30	-	120	
計	1,322	20	5,692	計	1,322	20	5,692	
		40				40		
弘前大学大学院				弘前大学大学院				
人文社会科学部				人文社会科学部				
文化科学専攻(M)	10	-	20	文化科学専攻(M)	<u>0</u>	-	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
応用社会科学専攻(M)	6	-	12	応用社会科学専攻(M)	<u>0</u>	-	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
				人文社会科学専攻(M)	<u>16</u>	-	<u>32</u>	研究科の設置(事前伺い)
教育学部				教育学部				
学校教育専攻(M)	16	-	32	学校教育専攻(M)	<u>0</u>	-	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
教職実践専攻(P)	16	-	32	教職実践専攻(P)	<u>18</u>	-	<u>36</u>	研究科の専攻の設置(事前伺い)
医学部				医学部				
医科学専攻(D)	60	-	240	医科学専攻(D)	60	-	240	
保健学部				保健学部				
保健学専攻(M)	30	-	60	保健学専攻(M)	30	-	60	
保健学専攻(D)	12	-	36	保健学専攻(D)	12	-	36	
理工学部				理工学部				
理工学専攻(M)	120	-	240	理工学専攻(M)	120	-	240	
機能創成科学専攻(D)	6	-	18	機能創成科学専攻(D)	6	-	18	
安全システム工学専攻(D)	6	-	18	安全システム工学専攻(D)	6	-	18	
農学生命科学研究科				農学生命科学研究科				
農学生命科学専攻(M)	60	-	120	農学生命科学専攻(M)	<u>50</u>	-	<u>100</u>	定員変更(Δ10)
地域社会研究科				地域社会研究科				
地域社会専攻(D)	6	-	18	地域社会専攻(D)	6	-	18	
				地域共創科学研究科				研究科の設置(意見伺い)
				地域リノベーション専攻(M)	<u>15</u>	-	<u>30</u>	
				産業創成科学専攻(M)	<u>15</u>	-	<u>30</u>	
計	348	-	846	計	<u>354</u>	-	<u>858</u>	

※未だ入学定員が決まっていない大学に置いては、収容定員の後ろにPを記載ください。

教育課程等の概要																	
(教育学研究科 教職実践専攻)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
基礎科目	①教育課程の編成・実施に関する領域 教育課程編成をめぐる動向と課題 教育課程の開発と実践	1前 1前	2 2					○ ○				2 1	1			共同 共同	
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域 学びの様式と授業づくり	1前	2					○				1	1			兼1 共同	
	③生徒指導、教育相談に関する領域 生徒指導の理論的視点と実践的視点 教育相談の理論と方法	1前 1前	2 2					○ ○				1 1	1 1			兼1 共同 共同	
	④学級経営、学校経営に関する領域 学校安全と危機管理 教育経営の課題と実践	1前 1前	2 2					○ ○				2 1				共同 兼1 共同	
	⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教育における社会的包摂 現代の学校と教員をめぐる動向と課題	1前 1前	2 2					○ ○				1 1	1 1			共同 共同	
	小計（9科目）	—	18	0	0			—				7	4	1	0	0	兼2 —
	目 独自テーマ科	あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2					○				1				兼8 共同
		あおもりの教育Ⅱ（健康）	1前	2					○				1	1			兼5 共同
インクルーシブ教育システムの理論と課題		1前	2					○				1	1			共同	
小計（3科目）		—	6	0	0			—				3	1	1	0	0	兼13 —
発展科目	ミドルリーダー養成科目	①教育課程の編成・実施に関する領域 地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発）	1後					○				1	1			兼1 共同	
		③生徒指導、教育相談に関する領域 協働的生徒指導のマネジメント	1後					○				1	1			兼1 共同	
		④学級経営、学校経営に関する領域 学校の地域協働と危機管理 教育法規の理論と実践 学校教育と教育行政	1後 1後 1後						○ ○ ○				2 1 1			共同 兼1 共同 兼1 共同	
		⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教職員の職能成長	1後					○				1	1			共同	
	⑥全領域の発展に関する領域 学校保健のマネジメント 学校安全と事故防止 養護実践課題解決研究（発展）	1後 1後 1後						○ ○ ○				1 3 2			兼1 共同 兼1 共同 兼1 共同		
	小計（9科目）	—	0	18	0			—				5	3	1	0	0	兼4 —
	学部新卒学生共通科目	②教科等の実践的な指導方法に関する領域 授業づくりの理論と実践 道徳の理論と授業実践のあり方 総合的な学習のカリキュラム開発演習	1後 1後 1後						○ ○ ○				1 1 2	1 1			兼1 共同 兼1 共同 共同
		④学級経営、学校経営に関する領域 教育実践課題解決研究	1後						○				3				共同
小計（4科目）					8							5	1	0	0	0	兼1 —

学校教育実践コース科目	①教育課程の編成・実施に関する領域																			
	教育・社会理論と教育実践	1後		2				○		1	1	1						兼1	共同	
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域																			
	地域教育課題研究(授業づくり)	2後		2				○		1	1								兼1	
	③生徒指導, 教育相談に関する領域																			
	実践的教育相談の課題と展開	1後		2				○		1	1									共同
	⑤学校教育と教員の在り方に関する領域																			
	教育における社会的包摂の課題研究	2後		2				○				2								共同
	⑥全領域の発展に関する領域																			
	教育心理学特論	1後		2				○		2			1							共同
養護実践課題解決研究	1後		2				○		2	1	1								共同	
幼児児童教育の理解	2前		2				○			1	1								共同	
学校保健の協働的展開	2前		2				○		2	1	1								共同	
養護教諭の行う健康相談の理論と実践	2前		2				○		1	1	1								共同	
学校における救急処置活動の理論と実践	2後		2				○		3	1									共同	
小計(10科目)		-	0	20	0			-		7	5	3	1	0				兼1	-	
教科領域実践コース	②教科等の実践的な指導方法に関する領域																			
	国語科教育学特論Ⅰ	1後		2				○			1	1							兼2	共同
	社会科教育学特論Ⅰ	1後		2				○		1	1								兼4	共同
	数学科教育学特論Ⅰ	1後		2				○		1	1								兼3	共同
	理科教育学特論Ⅰ	1後		2				○			1								兼2	共同
	音楽科教育学特論Ⅰ	1後		2				○		1		1							兼3	共同
	美術科教育学特論Ⅰ	1後		2				○		1									兼4	共同
	保健体育科教育学特論Ⅰ	1後		2				○		1	1	2							兼1	共同
	技術科教育学特論Ⅰ	1後		2				○		2									兼2	共同
	家庭科教育学特論Ⅰ	1後		2				○			1	1							兼3	共同
	英語科教育学特論Ⅰ	1後		2				○		1		1							兼1	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(国語)	1後		2				○			1	1							兼2	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(社会)	1後		2				○		1	1								兼4	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(数学)	1後		2				○		1	1								兼3	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(理科)	1後		2				○		1	1								兼3	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(音楽)	1後		2				○		1		1							兼3	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(美術)	1後		2				○		1									兼4	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(保健体育)	1後		2				○		1	1	2							兼2	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(技術)	1後		2				○		2									兼2	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(家庭)	1後		2				○			1	1							兼3	共同
	授業に向けた教材研究Ⅰ(英語)	1後		2				○		1		1							兼3	共同
	国語科教育学特論Ⅱ	2前		2				○			1	1							兼2	共同
	社会科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		1	1								兼4	共同
	数学科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		1	1								兼3	共同
	理科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		1	1								兼2	共同
	音楽科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		1		1							兼3	共同
	美術科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		1									兼2	共同
	保健体育科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		1	1	2							兼1	共同
	技術科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		2									兼2	共同
	家庭科教育学特論Ⅱ	2前		2				○			1	1							兼3	共同
	英語科教育学特論Ⅱ	2前		2				○		1		1							兼1	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(国語)	2後		2				○			1	1							兼2	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(社会)	2後		2				○		1	1								兼4	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(数学)	2後		2				○		1	1								兼3	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(理科)	2後		2				○			1								兼1	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(音楽)	2後		2				○		1		1							兼3	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(美術)	2後		2				○		1									兼2	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(保健体育)	2後		2				○		1	1	2							兼1	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(技術)	2後		2				○		2									兼2	共同
	授業に向けた教材研究Ⅱ(家庭)	2後		2				○			1	1							兼3	共同
授業に向けた教材研究Ⅱ(英語)	2後		2				○		1		1							兼3	共同	
小計(40科目)		-	0	80	0			-		9	6	6	0	0				兼30	-	

特別支援教育実践コース	⑥全領域の発展に関する領域																		
	特別支援教育の授業デザイン	1後		2			○		1	1						兼1	共同		
	特別支援教育の制度と経営課題	1後		2			○		1								共同		
	特別支援教育コーディネーターの役割と課題	1後		2			○		2	1							共同		
	特別支援教育の教育課程の実施と評価	1後		2			○		2								共同		
	個別の教育支援計画・個別の指導計画	2前		2			○		1	1							共同		
	病弱児の心理・生理・病理	2前		2			○		1								兼2	共同	
発達障害児の理解と対応	2後		2			○		1	1							兼1	共同		
小計 (7科目)		—	0	14	0		—		2	2	0	0	0			兼3	—		
教育実践研究科目	養護教諭科目	教育実践研究法A(教育実践研究A I)	1前	1			○		4	2							兼3	共同	
		教育実践研究A II	1後	1			○		6	5	1							共同	
		教育実践研究A III	2前	1			○		6	5	1							共同	
		教育実践研究A IV	2後	1			○		6	5	1							共同	
		小計(4科目)	—	4	0	0		—		7	5	1	0	0			兼3	—	
	特別支援教育科目	教育実践研究法B(教育実践研究B I)	1前	1			○		4	2								共同	
		教育実践研究B II	1後	1			○		1	1								共同	
		教育実践研究B III	2前	1			○		1	1								共同	
		教育実践研究B IV	2後	1			○		1	1								共同	
		小計(4科目)	—	4	0	0		—		4	2							—	
	特別支援教育実践研究法 (特別支援教育実践研究 I)	1前	1				○		4	2								共同	
	特別支援教育実践研究 II	1後	1				○		2									共同	
	特別支援教育実践研究 III	2前	1				○		2									共同	
特別支援教育実践研究 IV	2後	1				○		2									共同		
小計 (4科目)	—	4	0	0		—		7	5	1	0	0					—		
実習科目	ミドルリーダー養成コース	実習 I A-1 (課題把握)	1前	4			○		7	4							兼3	共同	
		実習 I A-2 (課題把握)	1前	1			○		7	4							兼3	共同	
		実習 II A (仮説形成)	1後	3			○		7	4							兼3	共同	
		実習 III A (課題検証)	2通	2			○		7	4							兼3	共同	
		小計(4科目)	—	10	0	0		—		7	4	0	0	0			兼3	—	
	学校領域実践コース・教	特別支援教育実習 I A-1 (課題把握)	1前	4				○	2										共同
		特別支援教育実習 I A-2 (課題把握)	1前	1				○	2										共同
		特別支援教育実習 II A (仮説形成)	1後	3				○	2										共同
		特別支援教育実習 III A (課題検証)	2通	2				○	2										共同
		小計 (4科目)	—	10	0	0		—		2	0	0	0	0				兼3	—
	特別支援教育実践	実習 I B-1 (課題把握)	1前	1				○	7	4								兼3	共同
		実習 I B-2 (課題把握)	1前	2				○	7	4								兼3	共同
		実習 II B (仮説形成)	1後	2				○	7	4								兼3	共同
		実習 III B (課題解決研究)	2前	3				○	7	4								兼3	共同
		実習 IV B (課題解決検証)	2後	2				○	7	4								兼3	共同
	小計 (5科目)	—	10						7	4	0	0	0				兼3	—	
特別支援教育実践	特別支援教育実習 I B-1 (課題把握)	1前	1				○	2										共同	
特別支援教育実習 I B-2 (課題把握)	1前	2				○	2										共同		
特別支援教育実習 II B (仮説形成)	1後	2				○	2										共同		
特別支援教育実習 III B (課題解決研究)	2前	3				○	2										共同		
特別支援教育実習 IV B (課題解決検証)	2後	2				○	2										共同		
小計 (5科目)	—	10	0	0		—		2	0	0	0	0				兼0	—		
合計 (108科目)		—	58	140	0		—		19	12	10	1	0			兼45	—		
学位又は称号	教職修士 (専門職)	学位又は学科の分野			教員養成関係														

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>【修了要件】 本専攻に2年以上在学し、所定の46単位以上を修得すること。</p> <p>【履修方法】</p> <p><全コース> ○基礎科目18単位(必修) ○独自テーマ科目6単位(必修)</p> <p><ミドルリーダー養成コース> ○発展科目8単位以上選択 ※ミドルリーダー養成コース科目から6単位以上選択する ○教育実践研究科目4単位(必修) ※教育実践研究A(I, II, III, IV), 教育実践研究B(I, II, III, IV), 特別支援教育実践研究(I, II, III, IV)の3つ枠中から1枠(4単位)を選択する。AとBと特別支援教育を混合して選択することはできない。なお、教育実践研究Bを選択できるのは、原則、養護教諭のみとする。また、特別支援教育実践研究を選択できるのは、原則、特別支援学校又は特別支援学級に勤務する教諭のみとする。</p> <p>○実習科目10単位(必修) ※実習(IA-1, IA-2, IIA, IIIA)又は、特別支援教育実習(IA-1, IA-2, IIA, IIIA)のどちらか10単位を選択。実習と特別支援教育実習とを混合して選択することはできない。なお、特別支援教育実習を選択できるのは、原則、特別支援学校または特別支援学級に勤務する教諭のみとする。</p> <p><学校教育実践コース> ○発展科目8単位以上選択 ※学校教育実践コース科目から6単位以上選択する。 ○教育実践研究科目4単位(必修) ※教育実践研究A(I, II, III, IV)または教育実践研究B(I, II, III, IV)の2枠の中からどちらか1枠(4単位)を選択する。AとBを混合して選択することはできない。なお、教育実践研究Bを選択できるのは、原則、養護教諭志望者のみとする。</p> <p>○実習科目10単位(必修) ※実習(IB-1, IB-2, IIB, IIIB, IVB)を履修する。</p> <p><教科領域実践コース> ○発展科目8単位以上選択 ※教科領域実践コース科目から6単位以上選択する。 ○教育実践研究科目4単位(必修) ※教育実践研究A(I, II, III, IV)を履修する。 ○実習科目10単位(必修) ※実習(IB-1, IB-2, IIB, IIIB, IVB)を履修する。</p> <p><特別支援教育実践コース> ○発展科目8単位以上選択 ※特別支援教育実践コース科目から6単位以上選択する。 ○教育実践研究科目4単位(必修) ※特別支援教育実践研究(I, II, III, IV)を履修する。 ○実習科目10単位(必修) ※特別支援教育実習(IB-1, IB-2, IIB, IIIB, IVB)を履修する。</p> <p>(履修科目の登録の上限: 40単位(年間))</p>	1学年の学期区分	2学期
	1学期の授業期間	15週
	1時限の授業時間	90分

教育課程等の概要																
既設(教育学研究科 教職実践専攻)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基礎科目	①教育課程の編成・実施に関する領域 教育課程編成をめぐる動向と課題 教育課程の開発と実践	1前 1前	2 2					○ ○		1 2	1 1	1			共同 共同	
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域 学びの様式と授業づくり 教科領域指導研究	1前 1前	2 2					○ ○		2 3		1			共同 共同	
	③生徒指導, 教育相談に関する領域 生徒指導の理論的視点と実践的視点 教育相談の理論と方法	1前 1前	2 2					○ ○		1 1	1 1				兼1 共同 共同	
	④学級経営, 学校経営に関する領域 学校安全と危機管理 教育経営の課題と実践	1前 1前	2 2					○ ○		1 1	1 2				共同 共同	
	⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教育における社会的包摂 現代の学校と教員をめぐる動向と課題	1前 1前	2 2					○ ○		2 1	1 2				共同 共同	
	小計(10科目)	—	20	0	0			—		9	6	1	0	0	兼1 —	
	科目独自マ	あおもりの教育Ⅰ(環境) あおもりの教育Ⅱ(健康) 小計(2科目)	1前 1前 —	2 2 4		0 0 0			○ ○ —		1 2 3	1 1 0	0 0 0	0 0 0	兼9 兼4 兼13 —	共同 共同 —
発展科目	②教科等の実践的な指導方法に関する領域 教科領域指導研究(発展)	1後		2				○		4					兼18 共同	
	⑥全領域の発展に関する領域 養護実践課題解決研究 特別支援教育の教育課程の実施と評価	1後 1後		2 2				○ ○		2 1	1				兼4 兼1 共同 共同	
	小計(3科目)	—	0	6	0			—		7	1	0	0	0	兼23 —	
	ミドルリーダー養成科目	①教育課程の編成・実施に関する領域 地域教育課題研究(教育課程編成・教材開発)	1後		2				○		4	1				共同
		③生徒指導, 教育相談に関する領域 協働的生徒指導のマネジメント	1後		2				○		1	1				兼1 共同
		④学級経営, 学校経営に関する領域 学校の地域協働と危機管理 教育法規の理論と実践 学校教育と教育行政	1後 1後 1後		2 2 2				○ ○ ○		1 2 1	2 1 2				共同 共同 兼1 共同
		⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教職員の職能成長	1後		2				○		2	2				共同
⑥全領域の発展に関する領域 学校保健のマネジメント 学校安全と事故防止 養護実践課題解決研究(発展)		1後 1後 1後		2 2 2				○ ○ ○		2 1 3	2 1				共同 兼2 兼2 共同 共同	
小計(9科目)		—	0	18	0			—		8	6	0	0	0	兼4 —	
教育実践開発科目		②教科等の実践的な指導方法に関する領域 教科領域の理論と実践 地域教育課題研究(授業づくり)	1後 2後		2 2				○ ○		2 3	1 1				兼1 共同 共同
	③生徒指導, 教育相談に関する領域 実践的教育相談の課題と展開	2後		2				○		1	1				共同	
	④学級経営, 学校経営に関する領域 教育実践課題解決研究	1後		2				○		1	1				共同	
	⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教育における社会的包摂の課題研究	2後		2				○		1	2				共同	
	⑥全領域の発展に関する領域 幼児児童教育の理解	2前		2				○			1				兼1 共同	
	小計(6科目)	—	0	12	0			—		5	4	0	0	0	兼2 —	

研究 教育 科目 実践	教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)		1前	1				○		4	3					共同
	教育実践研究Ⅱ		1後	1				○		9	6	1				共同
	教育実践研究Ⅲ		2前	1				○		9	6	1				共同
	教育実践研究Ⅳ		2後	1				○		9	6					共同
	小計(4科目)		—	4	0	0		—		9	6	1	0	0	0	—
実習 科目	成 コー ス リ ン グ 課	実習ⅠA-1(課題把握)		1前	4				○	9	6	1				共同
		実習ⅠA-2(課題把握)		1前	1				○	8	6					共同
		実習ⅡA(仮説形成)		1後	3				○	9	6	1				共同
		実習ⅢA(課題検証)		2通	2				○	8	6					共同
	小計(4科目)		—	10	0	0		—		9	6	1	0	0	0	—
教育 実践 開 発 コー ス	実習ⅠB-1(課題把握)		1前	1				○	9	6	1					共同
	実習ⅠB-2(課題把握)		1前	2				○	8	6						共同
	実習ⅡB(仮説形成)		1後	2				○	8	6						共同
	実習ⅢB(課題解決研究)		2前	3				○	8	6						共同
	実習ⅣB(課題解決検証)		2後	2				○	8	6						共同
小計(5科目)		—	10	0	0		—		9	6	1	0	0	0	—	
合計(43科目)			—	48	36	0		—	9	6	1	0	0	0	兼38	—
学位又は称号		教職修士(専門職)			学位又は学科の分野				教員養成関係							

授 業 科 目 の 概 要			
（教育学研究科 教職実践専攻）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎 科目	① 教育課程 の編成・ 実施に 関する 領域	<p>教育課程編成の思想・構造・原理原則についての理論的理解を実践や事例を交えながら深めるとともに、教育課程編成をめぐる諸課題について考察していく。テキストをもとにしながらも、現在に至るまでの様々な実践や事例についても適宜取り上げつつ、教育課程編成の今後の在り方について議論する。</p> <p>なお、研究者教員による演習をもとに理論的理解を図りつつ、実践や事例の考察に関しては、実務家教員も関わり、進めていくこととする。</p> <p>（共同） （16 森本（安川）洋介） 教育課程の理論・思想・歴史・現代的課題全般において、理論的視点から講義・演習を主導する。</p> <p>（34 大瀬幸治） 教育課程の理論・思想・歴史・現代的課題全般において、学校現場の実情や実践的視点から演習を主導する。</p>	共同
	教育課程編成をめぐる 動向と課題	<p>現行の学習指導要領及び次期の学習指導要領の動向を踏まえ、教育課程研究の現状とその課題、また、教育課程という領域における新しい教育実践上の概念を文献講読等により学び、単元開発や授業デザインのビジョンをもち、再構成することをねらいとする。協働的な演習の中で、理論的な知見を実践と統合しながら検討し、子どもの構成的、活動的、対話的な学習を支援する教育課程デザインについて学ぶ。</p> <p>なお、今回ともチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>（共同） （28 上野秀人） 教育課程研究の現状とその課題、また、教育課程という領域における新しい教育実践上の概念について、理論的視点から講義・演習を主導する。</p> <p>（34 大瀬幸治） 教育課程研究の現状とその課題、また、教育課程という領域における新しい教育実践上の概念について、学校現場の実情や実践的視点から助言を行う。</p>	共同
	教育課程の開発と実践	<p>学習指導要領における3つの資質・能力を育てるために必要とされる、授業方法や授業を支える機器（ICT機器等）について、そうした方法や機器を必要とする理念と共にその活用方法について考えていく。また、現場で直面する指導の諸問題について、特に授業での場面に焦点を当て、現状への理解を深めるとともに、対応する力を身につける。現場教員の経験や教育実習での経験を踏まえつつ、経験則による対応を理論的に捉え直す場面を通じて、理解と対応力を深めていく。</p> <p>なお、今回ともチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>（共同） （16 森本（安川）洋介） 全ての授業においてICTを活用例を紹介すると共に、教育方法学の理論的視点からの演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>（27 中野博之） 研究者教員の立場から、学習指導要領についての理念や授業を支える哲学についての演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>（85 三上雅生） 学校現場の状況や子供の実際の学びの様相を、実務的側面から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
② 教科等 の 実践的 な 指導 方法 に 関 する 領域	学びの様式と授業づくり	<p>学習指導要領における3つの資質・能力を育てるために必要とされる、授業方法や授業を支える機器（ICT機器等）について、そうした方法や機器を必要とする理念と共にその活用方法について考えていく。また、現場で直面する指導の諸問題について、特に授業での場面に焦点を当て、現状への理解を深めるとともに、対応する力を身につける。現場教員の経験や教育実習での経験を踏まえつつ、経験則による対応を理論的に捉え直す場面を通じて、理解と対応力を深めていく。</p> <p>なお、今回ともチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>（共同） （16 森本（安川）洋介） 全ての授業においてICTを活用例を紹介すると共に、教育方法学の理論的視点からの演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>（27 中野博之） 研究者教員の立場から、学習指導要領についての理念や授業を支える哲学についての演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>（85 三上雅生） 学校現場の状況や子供の実際の学びの様相を、実務的側面から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

③ 生徒指導，教育相談に関する領域	生徒指導の理論的視点と実践的視点	<p>生徒指導を取り巻く諸問題について考えることを通じて，これからの学校現場における生徒指導の在り方について考察する。テキストをもとにしながら，生徒指導について理論的に考察する視点を形成するとともに，それに基づく生徒指導の今日的課題とその在り方について議論する。理論的視点と学校現場における実践的視点とがつながりあう展開を目指し，学校の実情に合わせた理解深化を促すこととする。</p> <p>なお，今回も研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (3 吉中淳) これからの学校現場における生徒指導の在り方について，心理学的な視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(33 吉原寛) これからの学校現場における生徒指導の在り方について，教育相談的な視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(44 古川郁生) これからの学校現場における生徒指導の在り方について，学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同
	教育相談の理論と方法	<p>教育相談を取り巻く諸問題について考えることを通じて，これからの学校現場における教育相談の在り方について考察する。テキストをもとにしながら，教育相談について理論的に考察する視点を形成するとともに，それに基づく教育相談の今日的課題とその在り方について議論する。理論的視点と学校現場における実践的視点とがつながりあう展開を目指し，学校の実情に合わせた理解深化を促すこととする。内容に応じて校種別あるいは学部新卒学生，現職教員学生別に演習等を行うこととする。</p> <p>なお，今回も研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (31 敦川真樹) これからの学校現場における教育相談の在り方について学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(33 吉原寛) これからの学校現場における教育相談の在り方について理論的な視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同
④ 学級経営，学校経営に関する領域	学校安全と危機管理	<p>学校安全と危機管理について，学校安全の成立について物理的・人的環境整備等の基本的視点や危機管理についてのリスクマネジメント・クライシスマネジメントの基本的事項を理解する。その上で，学校事故の対応事例や判例，災害時の対応事例をもとに，学校安全の在り方や危機管理について，チーム学校としての教職員の役割や協働的機能について討議や事例検討を通して考察する。</p> <p>なお，今回も研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (26 小林央美) 学校安全と危機管理について研究者教員の視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校安全と危機管理について学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同

	教育経営の課題と実践	<p>教諭の立場から組織管理を捉えるとともに、学校での現状と課題を現場における実務演習を通して把握する。さらに、ケーススタディー、ワークショップ、意見発表、討論等を通じて、双方向の学び合いを重視し、学校における質の高い組織管理のための具体的方策を探り、個々の学校課題解決力の深化を図る。</p> <p>なお、今回もティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (17 桐村豪文) 学校における質の高い組織管理について、研究者教員の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 学校における質の高い組織管理について学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
⑤ 学校教育 と 教員 の 在 り 方 に 関 す る 領 域	教育における社会的包摂	<p>貧困や虐待など様々なリスクのもとにある子ども・若者の現状と彼らに対する支援の在り方について、〈教育—福祉〉を視点として学ぶ。さらに、社会的包摂についての基本的理論的理解とともに、子ども・若者の現状と支援の在り方について学ぶ。なお、実務家教員が主となり演習を進め、適宜、研究者教員が理論的意味付け等を行うこととする。また、福祉・司法・労働などの分野のゲストスピーカーを招聘し、講話に基づく議論を行う。(いじめ問題も扱う)</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 「教育の社会的包摂」について、より広い社会的文脈を踏まえ、理論的視点から演習に関与する。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 「教育の社会的包摂」、とりわけ様々なリスクのもとにある子どもに対する支援について、理論的かつ実践的視点から演習を主導する。</p>	共同
	現代の学校と教員をめぐる動向と課題	<p>教育を取り巻く諸問題を教育の社会性という視点から考えることを通じて、これからの学校教育と教員の在り方について考察する。また、テキストに基づき、教育問題を理論的に考察する視点を形成するとともに、学校教育と教育の在り方について議論する。</p> <p>なお、今回も研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行うが、研究者教員が主となり演習を進め、適宜、実務家教員が学校教育と教員の実情に合わせた理解深化を促すこととする。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) これからの学校教育と教員の在り方について、理論的視点から演習を主導する。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) これからの学校教育と教員の在り方について、実践的な視点から演習に関与する。</p>	共同

<p>独自テーマ科目</p>	<p>あおもりの教育 I（環境）</p>	<p>次世代の青森県を支える人材を育成の観点から、青森県の抱える自然・社会環境面での地域課題について様々な視点から理解し、学校教育の場面や地域の活性化に活かす方向性について理解を深め、今後の青森県の環境を活かした地域産業活性化の方向性を探る。</p> <p>各回の授業は、教育学研究科の枠を超えた教員チーム（オール弘前大学体制）から専門的知見を学んだ上で、学校現場での教科指導・総合的な学習の時間・特別活動等の多様な場面を想定し、次世代の青森県を担う人材の育成のためには各テーマをどのように深めるかの討議を行いながら進める。</p> <p>（共同／全15回） （37 篠塚明彦，43 瀧本壽史／7回） オール弘前大学体制で行う本授業の全回において、各教員による専門分野の学習について授業の到達目標を達成できるようコーディネートとすると共に教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（37 篠塚明彦，43 瀧本壽史，47 小岩直人／2回） 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の自然環境について自然地理学の視点及び教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（37 篠塚明彦，43 瀧本壽史，57 石川幸男／1回） 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県で唯一世界遺産に登録されている白神山地の植物について専門家の視点及び教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（37 篠塚明彦，43 瀧本壽史，58 李永俊／1回） 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の社会経済環境について経済学の専門の視点及び教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（37 篠塚明彦，43 瀧本壽史，69 井岡聖一郎／1回） 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の再生可能エネルギー資源についての専門家の視点及び教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（37 篠塚明彦，43 瀧本壽史，70 久保田健／1回） 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の再生可能エネルギー資源についての専門家の視点及び教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（37 篠塚明彦，43 瀧本壽史，71 中村剛之／1回） 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県で唯一世界遺産に登録されている白神山地の動物について専門家の視点及び教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（37 篠塚明彦，43 瀧本壽史，83 佐々木実／1回） 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の自然環境について地学の専門の視点及び教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
----------------	----------------------	---	-----------

<p>あおもりの教育Ⅱ（健康）</p>	<p>次世代の青森県を支える人材育成の観点から、青森県の地域課題である健康問題やこころの発達発達について様々な視点から理解し、学校教育や地域への貢献に活かす方向性について考察する。青森県の抱える「短命県」という健康課題の多様な要因とその解決について、最新の研究成果、課題解決に向けた学校と地域がチームで行う取り組みの実践、健康生活成立の要因、臨床医学と教育学の双方からこころの発達課題への対応などについて多角的に学び、学校現場での多様な場面を想定した健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項について深めていく。</p> <p>（共同／全15回） （28 上野秀人，52 戸塚学／2回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特に児童生徒期の運動実態と運動の在り方について運動学的側面（健康と体力）からの学習の視点、及び、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（28 上野秀人，84 沢田かほり／4回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特に短命県である青森県の生活習慣病の実態とその背景、改善に向けた取り組みについて医学的な視点、及び、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（28 上野秀人，74 栗林理人／2回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特にこころの健康とインクルーシブ教育の在り方について精神医学的な視点、及び、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（21 益川満治，28 上野秀人，74 栗林理人／2回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特にこころの健康とインクルーシブ教育の在り方について精神医学的な視点、及び、児童生徒期の運動実態と運動の在り方について体育学的側面（健康と心理、行動変容の視点、そして、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（21 益川満治，28 上野秀人／1回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特に、児童生徒期の運動実態と運動の在り方について体育学的側面（健康と心理、行動変容の視点、及び、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（28 上野秀人，73 前多隼人／1回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特に、生活習慣病予防・改善の食生活の在り方について食品栄養化学的視点、及び、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（28 上野秀人，72 伊藤大雄，73 前多隼人／1回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特に、生活習慣病予防・改善の食生活の在り方について食品栄養化学的視点、及び、健康課題解決のための食生活の改善に向けて研究成果の視点、そして、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（28 上野秀人，52 戸塚学，72 伊藤大雄，73 前多隼人／1回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特に、生活習慣病予防・改善の食生活の在り方について食品栄養化学的視点、及び、健康課題解決のための食生活の改善に向けて研究成果の視点、そして、児童生徒期の運動実態と運動の在り方について運動学的側面（健康と体力）からの視点、さらには、教材開発の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（21 益川満治，28 上野秀人，52 戸塚学，74 栗林理人，84 沢田かほり／1回） 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項について、本演習で学んだことを省察し、今後の教育活動に活かせるように院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
---------------------	--	-----------

		インクルーシブ教育システムの理論と課題	<p>インクルーシブ教育システムの理念と制度改革について理解を深めるとともに、現代の学校や社会における差別や排除について考える。また、日本のこれからのインクルーシブ教育システムの方向性と実現を可能にする各種要因を考察する。自校の教育活動及び児童生徒の実態を考慮して、実現可能なインクルーシブ教育システム構築のための具体的な方策を検討する。</p> <p>なお、今回とも講義・演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより授業を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) インクルーシブ教育システムの理念と制度改革及び日本のこれからのインクルーシブ教育システムの方向性と実現を可能にする各種要因について理論的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システムの理念と制度改革及び日本のこれからのインクルーシブ教育システムの方向性と実現を可能にする各種要因について学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
発展科目	ミドルリーダー養成科目	① 教育課程の編成・実施に関する領域	<p>基礎科目「教育課程編成をめぐる動向と課題」及び「教育課程の開発と実践」での学びと、独自テーマ科目「あおもりの教育Ⅰ(環境)」及び「あおもりの教育Ⅱ(健康)」での学びを基に展開する。また、青森県の課題であるインクルーシブ教育を含めた教育における社会的な包摂についても扱っていくものとする。本科目は、青森県の課題について、その解決にむけて勤務校での教育課程に位置付けていける力や、他の同僚教師とともに活用することを可能とするような教材開発へと展開させていく力を培っていく。</p> <p>なお、今回ともチーム・ティーチングで行う。</p> <p>(共同) (28 上野秀人) 青森県の課題の解決にむけた取組について理論的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) 青森県の課題の解決にむけた取組について義務教育での学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 青森県の課題の解決にむけた取組について県立学校での現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
		③ 生徒指導、教育相談に関する領域	<p>基礎科目「生徒指導の理論的視点と実践的視点」での学びを発展させ、校内・校外の各種資源との連携をコーディネートしながら生徒指導活動を展開していく方法について考える。今日的な教育問題の解決と、児童生徒の自己指導力の伸展に向けた具体的方法について議論し、そのマネジメントについて理解を深める。また、学校全体の生徒指導活動の底上げにつながる実践的方法についても考察する。</p> <p>なお、今回とも研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングで行う。</p> <p>(共同) (3 吉中淳) 今日的な教育問題の解決と児童生徒の自己指導力の伸展に向けたマネジメントについて心理学的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 今日的な教育問題の解決と児童生徒の自己指導力の伸展に向けたマネジメントについて教育相談的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 今日的な教育問題の解決と児童生徒の自己指導力の伸展に向けたマネジメントについて学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

④ 学級経営，学校経営に関する領域	学校の地域協働と危機管理	<p>学校安全が対象とする生活安全，交通安全，防災（災害安全）の3領域のうち，特に地震などの自然災害における防災と危機管理に焦点を当てて学校の地域協働と危機管理について学ぶ。基礎科目「学校と危機管理」で学んだ学校安全と危機管理を活用し，発災時を想定しながら，学校や教員の果たす役割と地域協働の在り方について，これまでの教職経験での課題やヒヤリハットの分析，先進的事例の分析，危機管理体制の策定などを通して学ぶ。</p> <p>なお，今回ともティーム・ティーチングで行う。</p> <p>（共同） (26 小林央美) 学校の地域協働と危機管理について，研究者教員の視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>（30 中谷保美） 学校の地域協働と危機管理について，学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同
	教育法規の理論と実践	<p>今日の教職員の実務に関わる様々な問題を取り上げ，①教育現場で生じる問題について，法的に考え，判断し，行動する法的思考力（リーガル・マインド），②法令及び判例等の法的情報を探し出し，正しく読み解く法的調査力（リーガル・リサーチ），③スクール・コンプライアンスを周知・徹底する法的表現力（リーガル・プレゼンテーション）の視点から考察し，スクール・コンプライアンス（学校の法令遵守）の担い手として実践的な対応についての理解を深める。</p> <p>（共同） (17 桐村豪文) 教育経営，教育行政の法的な側面に関して，教育行政の理論的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>（43 瀧本壽史） 教育経営，教育行政の法的な側面に関して，学校現場の状況や教育行政の実務的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同
	学校教育と教育行政	<p>今日に至る教育改革の変遷を，時代背景とともに踏まえ，教育行財政がどのように教育改革を推進してきたのかを理解する。その上で，学校経営の改革にとって必要な教育行政の視座とは何であるのか，様々な事例分析を通して考察し，今後の学校経営や教育改革を支える教育行政のあるべき姿を探る。</p> <p>なお，今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行い，理論的な考察については研究者教員が，学校現場や教育行政の現状などの考察については実務家教員が，それぞれ主導する。</p> <p>（共同） (17 桐村豪文) 教育行財政がどのように教育改革を推進してきたのか，学校経営の改革にとって必要な教育行政の視座とは何であるのかについて理論的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>（44 古川郁生） 教育行財政がどのように教育改革を推進してきたのか，学校経営の改革にとって必要な教育行政の視座とは何であるのかについて学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同

⑤ 学校教育 と教員 の在り 方に関 する領 域	教職員の職能成長	<p>今日における教員の職能成長を取り巻く状況とその在り方について、様々なレベル（個人・学校・教育行政）、あるいは多様な視点（教育社会学、教師教育、教育行政、ライフコース研究など）から、「学び続ける教師」を支える体制づくりについて考察する。テキストや参考文献をもとにしながら、教員の職能成長についての理論的考察を踏まえ、教員の職能成長をめぐる今日的課題とそれを支える校内研修や行政研修などの体制づくりについて議論する。</p> <p>なお、今回とも研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>（共同） （1 福島裕敏） 「学び続ける教師」を支える体制づくりについて研究者教員の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>（32 吉田（宮平）美穂） 「学び続ける教師」を支える体制づくりについて、学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行ったりする。</p>	共同
⑥ 全領域 の発展 に関す る領域	学校保健のマネジメント	<p>学校保健計画を立案するとともに、その実施の推進を行う上で必要な制度・関係法規等について理解を深め、その上で、実践に向けた具体的方策を学ぶ。また、学校保健活動を円滑に行うため、教諭、養護教諭、栄養教諭のみならず地域の専門家等との協働など、学校全体を見据えた体制や条件整備、校内研修を含めた課題解決の在り方について考察をする。これらを通じて、学校保健のマネジメント機能を高めるための管理職と若手教員を繋ぐミドルリーダーの在り方について学校経営的側面及び実務的側面から考察する。</p> <p>（共同） （26 小林央美） 養護実践の基軸となる養護学の視点から、本授業の全回を担当する。また、研究者教員の立場から、本授業の到達目標を達成できるようなコーディネートを担当する。</p> <p>（85 三上雅生） 学校保健のマネジメントに関する考察において、実務的側面から演習を主導する。</p>	共同
	学校安全と事故防止	<p>食物アレルギーの問題・慢性疾患・薬物乱用・性の逸脱行為と妊娠やデートDV・自傷行為・自殺企図・重大な学校事故等の児童生徒の生命の危険のかかわる現代的な教育課題の状況とその背景や、その課題特性について理解を深め考察する。また、それらの課題特性を踏まえた危機対応やその予防的対応の在り方について、学校の教育機能と医学的対応の視点等について理論的・実践的に考察する。その上で、学校全体の学校安全と事故防止機能を高めるために、ミドルリーダーとしての学校や専門機関、地域を巻き込んだ解決への取り組み、校内研修の在り方について議論する。</p> <p>（共同／全15回） （26 小林央美, 30 中谷保美, 74 栗林理人／3回） 養護実践の基軸となる養護学の視点、及び、自傷行為や自殺に関する精神医学的視点、さらに、学校管理職の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（4 田中完, 26 小林央美, 30 中谷保美／3回） 養護実践の基軸となる養護学の視点、及び、食物アレルギーや慢性疾患を持つ児童生徒に関する医学的視点、さらに、学校管理職の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>（26 小林央美, 30 中谷保美／9回） 養護実践の基軸となる養護学の視点、及び、学校安全と事故防止についての学校管理職の視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。。</p>	共同

		<p>「養護実践課題解決研究」での学習を踏まえ、心身の健康に関する現代的課題について、地域を巻き込んだ解決への取り組みの知見を自らの教職経験に基づいて深化させる。その際、当該課題について高い見識を有する地域の専門家との連携の視点から、ミドルリーダーとして協働的対応の役割を具体的な事例を通して実務的に学ぶ。また、学校の教育機能と児童生徒の社会性、発育発達の特徴、医学的視点等、多様な視点から理論及び実践的対応について考察する。</p> <p>(共同/全15回) (3 吉中淳, 26 小林央美/8回) 養護実践の基軸となる養護学の視点、及び、心身の健康に関する現代的課題の解決の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(26 小林央美, 74 栗林理人/6回) 養護実践の基軸となる養護学の視点、及び、心身の健康に関する精神医学的視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(3 吉中淳, 26 小林央美, 74 栗林理人/1回) 養護実践の基軸となる養護学の視点、及び、心身の健康に関する精神医学的視点、そして、心理学的視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	共同
学部 新卒 学生 共通 科目	② 教科 等の 実践 的 な 指導 方法 に 関 する 領域	<p>学校における教職経験を十分に持たない受講者を対象とし、学校フィールド実習で行う実践授業のための教材研究を協働で行ったり、授業方法について協働で検討したりすることを通して、実習の進め方・実習結果の検証方法等について、具体的な事例に基づき考察する。また、模擬授業とその授業に対する検証を行い、「授業づくりー実践ー省察検証ーフィールドバック」のサイクルを今後のよりよい授業づくりに生かすことができるようにする。</p> <p>なお、全回ともティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (16 森本(安川)洋介) 授業づくりについて、教育方法学の理論的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業づくりについて、理系科目の特質についての視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 授業づくりについて、文系科目の特質についての視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
	道徳の理論と授業実践のあり方	<p>道徳教育の歴史的背景と理論的な背景を踏まえ、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」に関する理解・考察を行うとともに、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から考察する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (16 森本(安川)洋介) 道徳の授業の在り方について、研究者教員の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 道徳の授業の在り方について、学校での実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

		総合的な学習のキャリアラム開発演習	<p>「総合的な学習の時間」および生活科（以下、「総合・生活」と呼称する。）のキャリアラム開発能力を育成するために、その背景となる学習理論を学び、具体的な地域を想定して、キャリアラム開発を模擬的に行う。また、全回とも演習を基本とし、様々な教科の教員が合科的に関わりながら、多角的な視点からキャリアラムを作成できるように指導をする。</p> <p>なお、15回全ての授業に美術科・技術科・家庭科・理科・歴史・地理等について研究をしている教育学部の教員を招聘しそれぞれの観点から「総合・生活」の題材及びキャリアラム開発についての授業を行うことで全ての授業をティーム・ティーチングの形式の授業形態をとる。</p> <p>(共同) (36 宮崎充治) 「総合的な学習の時間」および生活科のキャリアラム開発について理論的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也) 「総合的な学習の時間」および生活科のキャリアラム開発について、学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
	④学級経営，学校経営に関する領域	教育実践課題解決研究	<p>学級経営や生徒指導についての対応策を協議することを通して、学級経営の基礎的事項及び技術を事例とともに学習する。主として、教職に対する社会的要請と法令理解を踏まえ、学級・学年経営，生徒指導，学校行事，地域連携，子ども理解について取り上げる。また，保護者や地域と協力・連携した学級づくり，学年運営，生徒指導などについても理解を深める。</p> <p>なお，全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行う。</p> <p>(共同) (30 中谷保美) 学級経営や生徒指導について小学校教諭の視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(36 宮崎充治) 学級経営や生徒指導について理論的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 学級経営や生徒指導について中学校・高校教諭の視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同
発展科目	学校教育実践コース科目	①教育課程の編成・実施に関する領域 教育・社会理論と教育実践	<p>「知識基盤社会」「社会に開かれた教育課程」「学び続ける教員像」「チームとしての学校」等の現代教育課題に関わる教育理論・社会理論を踏まえながら，今日あるいはこれからの教育実践，学校・教員の在り方について考察する。</p> <p>なお，全回とも演習を基本とし，研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育実践，学校・教員の在り方について，教育社会学の研究的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(17 桐村豪文) 教育実践，学校・教員の在り方について，教育経営の研究的視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p> <p>(32 吉田（宮平）美穂) 教育実践，学校・教員の在り方について，教育社会学の研究的視点及び学校の実情や実践的な視点から演習を実施したり，院生への助言を行う。</p>	共同

② 教科等の実践的な指導方法に関する領域	地域教育課題研究 (授業づくり)	<p>青森県の課題を扱った独自テーマ科目での学習を基に、青森県が抱える「健康教育」「環境教育」「インクルーシブ教育」についての教育課題の解決の一助となる授業の在り方について、具体的な授業づくりや授業実践を通して考えていく。具体的には、学習指導案作成に取り組み、模擬授業を行う。その上で、附属学校での授業実践及び省察を行い、その教材及び授業の成果と課題を明らかにする。</p> <p>なお、今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (28 上野秀人) 青森県の教育課題解決の一助となる授業の在り方について、研究者教員の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) 青森県の教育課題解決の一助となる授業の在り方について、義務教育の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 青森県の教育課題解決の一助となる授業の在り方について、県立学校の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
③ 生徒指導、教育相談に関する領域	実践的教育相談の課題と展開	<p>基礎科目「教育相談の理論と方法」での学びを発展させ、効果的に活動を展開していく方法や、教員の役割について考える。また、今日的な教育問題の解決と、児童生徒の適応促進に向けた具体的方法について議論し、理解を深める。ここで学ぶ理論的視点が学校現場における視点とつながり、学校全体における教育相談活動が効果的に行われるための実践的方法を探索・開拓する。</p> <p>なお、今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行う。</p> <p>(共同) (2 田名場忍) 実践的教育相談について、臨床心理の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 実践的教育相談について、学校の実情や実践的な視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
⑤ 学校教育と教員の在り方に関する領域	教育における社会的包摂の課題研究	<p>基礎科目「教育における社会的包摂」及び「インクルーシブ教育の理論と課題」での学びを基に展開される科目であり、様々な立場の教職員がチーム学校として協働しながら、学校における社会的包摂を実現していくために必要なことを考える科目である。この科目では、障害、貧困、不登校及び外国籍など特別な教育的ニーズを抱える子どもに主眼を置き、学校現場での具体的場面を想定しながら、学級担任・養護教諭・教科担当・支援員・特別支援コーディネーター等のそれぞれの役割を意識した支援の在り方を考える。</p> <p>各回の授業は、近隣の学校、適応指導教室、学習支援教室等の参観、それに向けた準備、参観を踏まえた省察とそれに基づく検討、関係機関の担当者をゲストスピーカーとして招聘して行う福祉と教育の連携に関わる演習とで構成される。</p> <p>(共同) (32 吉田(宮平)美穂) 学校における社会的包摂を実現していくために必要なことについて、教育社会学の視点及び学校の実情や実践的な視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 学校における社会的包摂を実現していくために必要なことについて、教育相談の視点及び生徒指導の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

<p>⑥ 全領域の発展に関する領域</p>	<p>教育心理学特論</p>	<p>教育心理学における代表的および先進的な既存研究を基に、その理論的・方法的な背景を踏まえた上で、児童生徒や保護者等を支援し、育む教師の実践のあり方について、事例検討等を通して考察する。 なお、今回とも演習を基本とし、チーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同) (2 田名場忍) 臨床心理及び教育相談の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(3 吉中淳) 臨床心理及び生徒指導の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(25 吉崎聡子) 教育心理の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
	<p>養護実践課題解決研究</p>	<p>「あもりの教育Ⅱ（健康）」での学習を踏まえ、学校における健康課題の解決について、養護教諭と教諭の協働を通じた取り組みの意義、組織体制、校内研修等のあり方、そして地域との協働のあり方等について実務的な側面から広く考察する。また、養護の概念や機能の理解を基盤として、養護実践の内容・方法に関する基礎的理論について理解を深める。さらに、キャリアステージに応じて健康課題解決の実践について「チーム学校」の一員としての取り組みのあり方等、様々な視点から考察する。 なお、今回とも演習を基本とし、チーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同／全15回) (5 葛西敦子, 26 小林央美／2回) 養護実践課題解決研究における課題の発見、分析と実践の検討及び課題解決に向けたミドルリーダーや養護実践のこれからの展望において、保健医科学を担当する研究者教員の看護的視点、及び養護の実践の基軸となる養護学の視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(19 原郁水, 26 小林央美／2回) 養護実践課題解決研究における課題の発見、分析と実践の検討及び課題解決に向けたミドルリーダーや養護実践のこれからの展望において、養護教育学の視点、及び、学校保健及び保健教育的視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(26 小林央美, 39 新谷ますみ／11回) 養護の実践の基軸となる養護学の実務家教員の視点から、及び、研究者教員の視点から健康課題の解決についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
	<p>幼児児童教育の理解</p>	<p>学校教育の今日的課題のひとつである幼稚園から小学校への教育実践の円滑な接続のために、接続期の教育の計画・指導について議論する。テキストや参考文献を活用すると共に、接続期の小学校の授業や年長の保育を見学し検討することで、幼児期及び児童期の発達と学びの連続性に関する理解を深め、それぞれの学校段階での教育の相違について学ぶ。また、学びの総括として幼児期の教育に関する理論を踏まえたスタートカリキュラムを作成・検討に取り組むことで、学びの連続性を保障するカリキュラムと実践の在り方についても考察する。 なお、今回ともチーム・ティーチングで行う。</p> <p>(共同) (11 武内裕明) 接続期の教育の計画・指導について、教育学の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(18 野寄茉莉) 接続期の教育の計画・指導について、発達心理学の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>学校保健の協働的展開</p>	<p>学校における学校保健の協働的展開について、学校現場における実際の展開事例の分析や先行研究を基に、今日的な教育課題や健康課題の解決につながる「学校保健の協働的展開のあり方・考え方・実践」について、様々な視点から考察する。 なお、全回とも演習を基本とし、ティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同／全15回) (26 小林央美, 39 新谷ますみ／12回) 養護の実践の基軸となる養護学の視点から、学校保健の協働的展開についての理論と実践に関わる演習を実施したり院生への助言を行ったり。</p> <p>(4 田中完, 26 小林央美／1回) 保健医科学を担当する研究者教員の小児保健学的視点、及び、養護の実践の基軸となる養護学の視点から学校保健の協働的展開についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(19 原郁水, 26 小林央美／1回) 養護の実践の基軸となる養護学の視点、及び、養護教育学を担当する研究者教員の学校保健及び保健教育的視点から、学校保健の協働的展開についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(4 田中完, 19 原郁水, 26 小林央美, 39 新谷ますみ／1回) 学校保健の様々な協働的展開について理論と実践について、研究者教員及び実務家教員の視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>養護教諭の行う健康相談の理論と実践</p>	<p>養護教諭が行う健康相談について、健康相談の実際の展開事例の分析や先行研究を基に、今日的な教育課題や健康課題の解決につながる「養護教諭が行う健康相談のあり方・考え方・実践」について、様々な視点から考察する。 なお、全回とも演習を基本とし、ティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同／全15回) (19 原郁水, 26 小林央美／2回) 養護教育学を担当する研究者教員の学校保健及び保健教育的視点、及び、養護の実践の基軸となる養護学の視点から養護教諭の行う健康相談についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(26 小林央美, 39 新谷ますみ／13回) 養護の実践の基軸となる養護学の視点から養護教諭の行う健康相談についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

		<p>学校における救急処置活動の理論と実践</p>	<p>学校における救急処置活動について、救急処置活動の実際の展開事例の分析や先行研究を基に、今日的な教育課題や健康課題の解決につながる「学校における救急処置活動のあり方・考え方・実践」について、様々な視点から考察する。 なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同/全15回) (26 小林央美, 39 新谷ますみ/12回) 養護の実践の基軸となる養護学の視点から学校における救急処置活動についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(5 葛西敦子, 26 小林央美, 39 新谷ますみ/1回) 保健医科学を担当する研究者教員の看護学的視点、及び、養護の実践の基軸となる養護学の視点から学校における救急処置活動についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(4 田中完, 26 小林央美, /1回) 保健医科学を担当する研究者教員の小児保健学的視点、及び、養護の実践の基軸となる養護学の視点から学校における救急処置活動についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(4 田中完, 5 葛西敦子, 26 小林央美, 39 新谷ますみ/1回) 保健医科学を担当する研究者教員の看護学的視点、及び、養護の実践の基軸となる養護学の視点、そして、保健医科学を担当する研究者教員の小児保健学的視点から学校における救急処置活動についての演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>発展科目</p>	<p>教科領域実践コース</p>	<p>②教科等の実践的な指導方法に関する領域</p> <p>国語科教育学特論 I</p>	<p>国語教育研究史における代表的な文献を基に、理論的に国語教育について学び、それを踏まえて、今日的な国語教育の課題について考察するとともに、実践のあり方を検討する。 なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (20 鈴木(竜田)愛理, 45 山田史生/7回) 文学教育及び漢文の知見から講義・演習を行う。</p> <p>(40 田中拓郎, 46 吉田比呂子/7回) 説明的文章教育と古典分野を中心に講義・演習を行う。</p> <p>(20 鈴木(竜田)愛理, 40 田中拓郎/1回) 今日的な国語教育の課題と実践の在り方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>社会科教育学特論 I</p>	<p>社会科教育の歴史的背景と代表的な先行実践を基に理論的な背景を踏まえ、現在の社会科の教育実践の動向や人文科学・社会科学の研究動向から社会科教育の今日的な課題を析出・考察し、実践的課題についての理解を深める。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人／3回) 社会科教育の今日的課題の析出・考察について、自然地理学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 48 高瀬雅弘／3回) 社会科教育の今日的課題の析出・考察について、社会学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 75 蒔田純／3回) 社会科教育の今日的課題の析出・考察について、政治学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 76 大谷伸治／3回) 社会科教育の今日的課題の析出・考察について、歴史学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人, 48 高瀬雅弘, 75 蒔田純, 76 大谷伸治／1回) 社会科教育の今日的課題の析出・考察について、学校教育の実情を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦／2回) 社会科教育の今日的課題の析出・考察について理論的視点と学校の実情から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>数学科教育学特論 I</p>	<p>算数・数学教育の歴史的背景と代表的な先行研究を基に理論的な背景を踏まえ、算数・数学教育の今日的な課題である「数学的な見方・考え方」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から考察をする。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、ティーム・ティーチングにより行う。また、15回中8回は教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (13 田中義久, 77 上山健太／3回) 代数学の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(27 中野博之, 60 山本稔／3回) 幾何学の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(13 田中義久, 82 吉川和宏／1回) 確率統計の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(27 中野博之, 82 吉川和宏／1回) 確率統計の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(13 田中義久, 27 中野博之／7回) 数学的な見方・考え方についての理論、及び、教材研究や授業研究という実践面について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

理科教育学特論 I	<p>理科教育およびそれに関する学問領域の理論について討論・解説を行い、最近の理科教育の動向との関わりを追究するとともに、実践のあり方を授業研究の視点から考察する。なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (14 佐藤崇之, 49 長南幸安/8回) 理科教育の理論や現代的な動向および授業研究の手法について、並びに、学問領域（化学）の観点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(14 佐藤崇之, 61 佐藤松夫/7回) 理科教育の理論や現代的な動向および授業研究の手法について、並びに、学問領域（物理学）の観点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
音楽科教育学特論 I	<p>演習を通して、現在の音楽教育が抱える諸問題について議論する中で、理論的な背景を踏まえながら、これからの音楽科教員として必要な資質向上のための技法と理念について考察を深めていく。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (6 杉原かおり, 42 清水稔, 50 今田匡彦/4回) 音楽科教育学の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と、哲学的な考察によって教科教育における理論的な助言を行うとともに、サウンドスケープや創作等の実践的な演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔, 78 朝山奈津子/4回) 音楽科教育学の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と、音楽史及び楽曲の分析等の視点から、現在の音楽教育が抱える諸問題の解決に必要な視点について演習を実施したり、院生への助言を行ったりする</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔, 86 和田 美亀雄/3回) 音楽科教育学の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と、器楽指導の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔/4回) 音楽科教育学の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と技術の習得について学校現場の実情や実践的な視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

美術科教育学特論 I	<p>図画工作・美術教育の理論的な背景を踏まえ、図画工作・美術教育の今日的な課題である「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方について、教材研究や授業研究の視点から考察をする。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (51 蝦名敦子, 64 佐藤光輝／5回) 「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方、及び、平面表現、デジタル表現における実践のあり方について、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(7 塚本悦雄, 51 蝦名敦子／2回) 「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方、及び、立体造形表現における実践のあり方について、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(7 塚本悦雄, 51 蝦名敦子, 65 富田晃／1回) 「主体的・対話的で深い学び」の実現、及び、「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方、及び、立体造形表現における実践のあり方について、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(7 塚本悦雄, 65 富田晃／2回) 「主体的・対話的で深い学び」の実現、及び、立体造形表現における実践のあり方について、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(65 富田晃, 66 出佳奈子／5回) 「主体的・対話的で深い学び」の実現、及び、鑑賞における実践のあり方について、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
保健体育科教育学特論 I	<p>保健体育教育の歴史的背景と代表的な先行研究を基に理論的な背景を踏まえ、保健体育教育の今日的な課題と実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から考察をする。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチング、または、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (15 高橋俊哉, 28 上野秀人／5回) 保健体育科教育学の視点から保健体育的な見方・考え方について理論と教材研究や授業研究という実践面について、及び、学校保健の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(21 益川満治, 28 上野秀人／5回) 保健体育科教育学の視点から保健体育的な見方・考え方について理論と教材研究や授業研究という実践面について、及び、体育学の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(22 杉本(佐藤)和那美, 52 戸塚学／5回) 保健体育科教育学の視点から保健体育的な見方・考え方について理論と教材研究や授業研究という実践面について、及び、運動学の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

<p>技術科教育学特論 I</p>	<p>技術教育の歴史の変遷と代表的な先行研究を基にした理論的な背景を踏まえ、技術科教育の今日的な課題である「技術による持続可能な社会を構築するための資質・能力」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から考察する。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (8 櫻田安志, 38 上之園哲也／7回) 電気情報分野における技術教育の歴史の変遷・理論的背景・今日的課題全般について、及び、技術教育の歴史の変遷・理論的背景・今日的課題全般について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 67 勝川健三／4回) 生物育成分野における技術教育の歴史の変遷・理論的背景・今日的課題全般について、及び、技術教育の歴史の変遷・理論的背景・今日的課題全般について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 79 廣瀬孝／4回) 材料加工分野における技術教育の歴史の変遷・理論的背景・今日的課題全般について、及び、技術教育の歴史の変遷・理論的背景・今日的課題全般について演習を実施したり、院生への助言を行う。理論的視点から演習に関わる。</p>	<p>共同</p>
<p>家庭科教育学特論 I</p>	<p>社会の変化に対応した家庭科の授業を行うために、家庭科教育の変遷を知り、代表的な先行研究に基づく理論的な背景を踏まえ、家庭科教育の今日的な課題である「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせる実践のあり方を、授業研究の視点から考察する。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、実務家教員と研究者教員のティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同／全15回) (23 小野恭子, 41 加賀恵子, 54 北原啓司／3回) 家庭科に関する学問領域(住居学)の観点から、住生活に関わる授業研究について、及び、家庭科教育の理論や代表的な授業研究の手法の全般について、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子, 55 安川あけみ／3回) 家庭科に関する学問領域(被服学)の観点から衣生活に関わる内容について、及び、家庭科教育の理論や代表的な授業研究の手法の全般について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子, 68 李秀眞／3回) 家庭科に関する学問領域(家庭経営学)の観点から、家族や家庭生活に関わる内容について、及び、家庭科教育の理論や代表的な授業研究の手法の全般について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子／6回) 家庭科教育の理論や代表的な授業研究の手法の全般について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

英語科教育学特論 I	<p>教室第二言語習得研究並びに外国語教育学で得られた知見を基に、児童・生徒の英語コミュニケーション能力の発達を促す指導法、教授学習活動及び評価について授業設計の視点から考察する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同) (9 Rausch Anthony Scott) コミュニケーション研究の視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(24 佐藤剛) 学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(56 野呂徳治) 言語習得の過程の視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	共同
授業に向けた教材研究 I (国語)	<p>教科書等に取り上げられている代表的な教材について、その教材における学問的背景を考察することを通して、教材研究のあり方を再認識する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (20 鈴木(竜田)愛理, 45 山田史生/7回) 文学教育及び漢文の知見から講義・演習を行う。</p> <p>(40 田中拓郎, 46 吉田比呂子/7回) 説明的文章教育と古典分野を中心に講義・演習を行う。</p> <p>(20 鈴木(竜田)愛理, 40 田中拓郎/1回) 国語教育の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同
授業に向けた教材研究 I (社会)	<p>社会科学の教材について、その教材の基盤にある人文科学・社会科学の最新研究成果についての理解を深め、その理解を基に社会科学の教材研究のあり方や資料へのアクセスなどを含む教材研究の方法について再認識する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人/3回) 社会科学における教材研究の方法について、自然地理学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 48 高瀬雅弘/3回) 社会科学における教材研究の方法について、社会学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 75 蒔田純/3回) 社会科学における教材研究の方法について、政治学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 76 大谷伸治/3回) 社会科学における教材研究の方法について、歴史学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人, 48 高瀬雅弘, 75 蒔田純, 76 大谷伸治/1回) 社会科学における教材研究の方法について、学校教育の実情を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑤史朗, 37 篠塚明彦/2回) 社会科学における教材研究の方法について理論的視点と学校の実情から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

<p>授業に向けた教材研究 I (数学)</p>	<p>学習指導要領にある算数数学の教材について、その教材の背景にある数理の考察を通して数学的な見方・考え方を経験し、その経験を基に算数数学の教材研究のあり方を再認識する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、チーム・ティーチングにより行う。また、15回中7回は教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (27 中野博之, 60 山本稔/4回) 幾何学の視点、及び、小学校の算数科の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(60 山本稔, 77 上山健太/3回) 幾何学の視点、及び、代数学の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(60 山本稔, 77 上山健太, 82 吉川和宏/1回) 幾何学の視点、及び、代数学の視点、さらには確率統計の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(77 上山健太, 82 吉川和宏/4回) 代数学の視点、さらには確率統計の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(13 田中義久, 82 吉川和宏/3回) 中学校・高等学校の数学科の視点及び確率統計の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究 I (理科)</p>	<p>学習指導要領の理科（小学校A区分，中学校第1分野）の教材について、科学的な見方・考え方を実感できる理学的内容を経験し、その経験から理科の教材研究のあり方を再認識する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (10 山本逸郎, 14 佐藤崇之/4回) 理科における科学的な見方・考え方および教材研究のあり方、及び、理科に関係する学問領域（物理学）の観点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(14 佐藤崇之, 49 長南幸安/4回) 理科における科学的な見方・考え方および教材研究のあり方、及び、理科に関係する学問領域（化学）の観点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(14 佐藤崇之, 61 佐藤松夫/4回) 理科における科学的な見方・考え方および教材研究のあり方、及び、理科に関係する学問領域（物理学）の観点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(14 佐藤崇之, 63 島田透/3回) 理科における科学的な見方・考え方および教材研究のあり方、及び、理科に関係する学問領域（化学）の観点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>授業に向けた教材研究 I (音楽)</p>	<p>音楽科における題材や教材について、理論や先行研究等を通して考察するとともに、学校教育における諸問題を解決するためのカリキュラムの構築や題材設定のための技能の向上と理念の育成を図る。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (6 杉原かおり, 42 清水稔, 50 今田匡彦/4回) 教科教育における実技の技法及び理論的な視点から各院生の研究主題を基に演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔, 78 朝山奈津子/4回) 教科教育の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と、音楽史及び楽曲の分析等の視点から、現在の音楽教育が抱える諸問題の解決に必要な視点について各院生の研究主題を基に演習を実施したり、院生への助言を行ったりする</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔, 86 和田 美亀雄/3回) 教科教育の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と、器楽指導の視点から各院生の研究主題を基に演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔/4回) 教科教育学の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と技術の習得について学校現場の実情や実践的な視点から各院生の研究主題を基に演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究 I (美術)</p>	<p>学習指導要領にある図画工作・美術の教科内容について、表現と鑑賞の実践的考察を通して「造形的な見方・考え方」を理解し、その体験を基に図画工作・美術の教材化を検討する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (51 蝦名敦子, 64 佐藤光輝/5回) 「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方、及び、平面表現、デジタル表現における実践のあり方について、教科内容の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(7 塚本悦雄, 51 蝦名敦子/2回) 「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方、及び、立体造形表現における実践のあり方について、教科内容の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(7 塚本悦雄, 51 蝦名敦子, 65 富田晃/1回) 「主体的・対話的で深い学び」の実現、及び、「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方、及び、立体造形表現における実践のあり方について、教科内容の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(7 塚本悦雄, 65 富田晃/2回) 「主体的・対話的で深い学び」の実現、及び、立体造形表現における実践のあり方について、教科内容の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(65 富田晃, 66 出佳奈子/5回) 「主体的・対話的で深い学び」の実現、及び、鑑賞における実践のあり方について、教科内容の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>授業に向けた教材研究 I (保健体育)</p>	<p>学習指導要領にある保健体育の教材について、最新の知見をもとに各領域ごとの特性を学ぶとともに、保健と体育を関連させた指導、発達段階に応じた指導、指導内容の系統性についても学習する。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングまたは教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (15 高橋俊哉, 28 上野秀人／2回) 武道の教材研究や授業研究の視点、及び、保健体育的な見方・考え方の視点、さらには、球技の教材研究や授業研究の視点について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(21 益川満治, 28 上野秀人／4回) ダンスの教材研究や授業研究の視点、及び、保健体育的な見方・考え方の視点、さらには、球技の教材研究や授業研究の視点について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(22 杉本(佐藤)和那美, 28 上野秀人／3回) 陸上競技の教材研究や授業研究の視点、及び、保健体育的な見方・考え方の視点、さらには、球技の教材研究や授業研究の視点について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(22 杉本(佐藤)和那美, 52 戸塚学／2回) 水泳、スキーの教材研究や授業研究の視点、及び、保健体育的な見方・考え方の視点、さらには、球技の教材研究や授業研究の視点について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(22 杉本(佐藤)和那美, 53 清水紀人／4回) 体づくり・器械運動の教材研究や授業研究の視点、及び、保健体育的な見方・考え方の視点、さらには、球技の教材研究や授業研究の視点について、演習を実施したり院生への助言・考察を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究 I (技術)</p>	<p>技術科の学習の内容における問題解決的な学習を遂行し得る題材事例を実体験し、その体験を基にそれら各題材における教材研究のあり方を技術科の見方・考え方を生かす視点から考察する。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (8 櫻田安志, 38 上之園哲也／7回) 電気情報分野における技術科の見方・考え方を生かしつつ問題解決的な学習を遂行し得る題材と教材研究の在り方、及び、その実践的視点について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 67 勝川健三／4回) 生物育成分野における技術教育の見方・考え方を生かしつつ問題解決的な学習を遂行し得る題材と教材研究の在り方、及び、その実践的視点について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 79 廣瀬孝／4回) 材料加工分野における技術教育の見方・考え方を生かしつつ問題解決的な学習を遂行し得る題材と教材研究の在り方、及び、その実践的視点について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>授業に向けた教材研究 I (家庭)</p>	<p>学習指導要領にある家庭科（衣食住の生活，消費生活・環境）の教材について，教材の背景にある理論的な考察を通して「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせ，それを基に家庭科の教材研究のあり方を再認識する。 なお，全回とも演習を基本とし，研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同／全15回) (23 小野恭子，41 加賀恵子，54 北原啓司／5回) 「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた授業実践を目指し，家庭科教育の専門的な観点，及び，住居学の観点から教材研究のあり方について，演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子，41 加賀恵子，55 安川あけみ／5回) 「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた授業実践を目指し，家庭科教育の専門的な観点，及び，被服学の観点から教材研究のあり方について，演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子，41 加賀恵子，68 李秀眞／5回) 「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた授業実践を目指し，家庭科教育の専門的な観点，及び，家庭経営学の観点から教材研究のあり方について，演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究 I (英語)</p>	<p>学習指導要領に規定されている言語材料に基づき，英語科の教材研究について，第二言語習得・英米文学・言語学などの専門的な視点から考察することを通して，そのあり方を再検討する。 なお，全回とも演習を基本とし，研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また，教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (9 Rausch Anthony Scott, 24 佐藤剛, 56 野呂徳治／5回) 学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の在り方，及び，第二言語習得の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(9 Rausch Anthony Scott, 24 佐藤剛, 80 土屋陽子／5回) 学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の在り方，及び，絵本や読み物教材の活用など英米文学的な視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(9 Rausch Anthony Scott, 24 佐藤剛, 81 近藤亮一／5回) 学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の在り方，及び，教科書などに見られる言語形式の提示・指導の在り方など言語学的な視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>国語科教育学特論Ⅱ</p>	<p>各院生の研究内容に関係する先行研究の考察を中心にしながら、国語教育の今日的な課題を明らかにし、実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から検討をする。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (20 鈴木(竜田)愛理, 45 山田史生／7回) 文学教育及び漢文の知見から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(40 田中拓郎, 46 吉田比呂子／7回) 説明的文章教育と古典分野を中心に演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(20 鈴木(竜田)愛理, 40 田中拓郎／1回) 今日的な国語教育の課題と実践の在り方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>社会科教育学特論Ⅱ</p>	<p>各院生の校種の違いを踏まえ、先行実践や現在の実践動向を基礎として、社会科教育の今日的な課題に対応する実践のあり方について教材研究や授業研究の視点から、授業観察と分析などを通して考察をする。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人／3回) 社会科教育の今日的課題に対応する実践にあり方について、自然地理学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 48 高瀬雅弘／3回) 社会科教育の今日的課題に対応する実践のあり方について、社会学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 75 蒔田純／3回) 社会科教育の今日的課題に対応する実践にあり方について、政治学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 76 大谷伸治／3回) 社会科教育の今日的課題に対応する実践のあり方について、歴史学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人, 48 高瀬雅弘, 75 蒔田純, 76 大谷伸治／1回) 社会科教育の今日的課題に対応する実践のあり方、及び、学校教育の実情を踏まえた実践にあり方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦／2回) 社会科教育の今日的課題に対応した実践にあり方について理論的視点と学校の実情から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>数学科教育学特論Ⅱ</p>	<p>算数・数学教育について各院生の研究内容についての先行研究を基に、算数・数学教育の今日的な課題である「数学的な見方・考え方」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から考察をする。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、ティーム・ティーチングにより行う。また、15回中8回は教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (13 田中義久, 77 上山健太／3回) 代数学の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(27 中野博之, 60 山本稔／3回) 幾何学の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(13 田中義久, 82 吉川和宏／1回) 確率統計の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(27 中野博之, 82 吉川和宏／1回) 確率統計の視点から数学的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(13 田中義久, 27 中野博之／7回) 数学的な見方・考え方についての理論、及び、教材研究や授業研究という実践面について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>理科教育学特論Ⅱ</p>	<p>理科教育に関して環境教育や防災教育などをテーマとし、理科を基盤とした教科融合型の授業づくりを行い、模擬授業などをおとした実践から理科の授業研究について考察する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (10 山本逸郎, 14 佐藤崇之／5回) 理科を基盤とした教科融合型の授業づくりとその授業研究についての視点、及び、理科に関係する学問領域（物理学）の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(14 佐藤崇之, 62 岩井草介／5回) 理科を基盤とした教科融合型の授業づくりとその授業研究についての視点、及び、理科に関係する学問領域（生物学）の視点から演習を実施したり、院生への助言を行ったりする</p> <p>(14 佐藤崇之, 63 島田透／5回) 理科を基盤とした教科融合型の授業づくりとその授業研究についての視点、及び、理科に関係する学問領域（物理学）の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>音楽科教育学特論Ⅱ</p>	<p>各院生が研究する主題について、歴史的な背景と理論、近年の先行研究と関連させながら、実際の授業を想定した演習と議論を行う。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (6 杉原かおり, 42 清水稔／4回) 教科教育における実技の技法及び理論的な視点から、現在の音楽教育が抱える諸問題の解決のための演習を主導するとともに、指導のために必要な技能習得のための演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(42 清水稔, 50 今田匡彦／4回) 音楽科教育学の視点から、哲学的な考察によって教科教育における理論的な助言を行うとともに、サウンドスケープや創作等の実践的な手法を通して指導のための技能向上を図ったり、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(42 清水稔, 78 朝山奈津子／4回) 音楽史及び楽曲の分析等の視点から、現在の音楽教育が抱える諸問題の解決に必要な視点について指導、助言をする。</p> <p>(42 清水稔, 86 和田 美亀雄／3回) 器楽指導の視点から助言を行うとともに、指導のために必要な技能習得のための演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>美術科教育学特論Ⅱ</p>	<p>図画工作・美術教育について各院生の研究内容に焦点を当て、図画工作・美術教育の「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方について、教材研究や授業研究の視点から考察をする。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同) (7 塚本悦雄) 立体造形表現における実践のあり方の視点から、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(51 蝦名敦子) 「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(65 富田晃) 「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>保健体育科教育学特論Ⅱ</p>	<p>保健体育教育について各院生の研究内容についての先行研究を基に、保健体育教育の今日的な課題と実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から考察をする。 なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチング、または、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (15 高橋俊哉, 21 益川満治／5回) 保健科教育・学校保健の視点、及び、メンタルヘルスの視点から保健体育的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(15 高橋俊哉, 22 杉本(佐藤)和那美／2回) 保健科教育・学校保健の視点、及び、保健体育科教育学の視点から保健体育的な見方・考え方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(15 高橋俊哉, 28 上野秀人／3回) 保健科教育・学校保健の視点、及び、保健体育科教育学の視点から保健体育的な見方・考え方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(15 高橋俊哉, 52 戸塚学／5回) 保健科教育・学校保健の視点、及び、生理学・衛生学の視点から保健体育的な見方考え方の考察について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>技術科教育学特論Ⅱ</p>	<p>各院生の研究内容について先行研究を基に、技術科教育の今日的な課題である「技術による持続可能な社会を構築するための資質・能力」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の視点から考察をする。 なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (8 櫻田安志, 38 上之園哲也／7回) 電気情報分野における「技術による持続可能な社会を構築するための資質・能力」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の在り方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 67 勝川健三／4回) 生物育成分野における「技術による持続可能な社会を構築するための資質・能力」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の在り方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 79 廣瀬孝／4回) 材料加工分野における「技術による持続可能な社会を構築するための資質・能力」を育てる実践のあり方を教材研究や授業研究の在り方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>家庭科教育学特論Ⅱ</p>	<p>家庭科教育について、各院生の研究内容に関連する先行研究を基に、家庭科教育の今日的な課題である「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせる実践のあり方を、教材研究や授業研究の視点から考察する。 なお、全回とも演習を基本とし、実務家教員と研究者教員のティーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同／全15回) (23 小野恭子, 41 加賀恵子, 54 北原啓司／3回) 各院生の研究内容に基づき、家庭科に関する学問領域(住居学)の観点から、住生活に関わる授業研究について、及び、家庭科教育の理論や教材研究について、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子, 55 安川あけみ／3回) 各院生の研究内容に基づき、家庭科に関する学問領域(被服学)の観点から衣生活に関わる内容について、及び、家庭科教育の理論や教材研究について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子, 68 李秀眞／3回) 各院生の研究内容に基づき、家庭科に関する学問領域(家庭経営学)の観点から、家族や家庭生活に関わる内容について、及び、家庭科教育の理論や教材研究について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子／6回) 各院生の研究内容に基づき、家庭科教育の理論や教材研究について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>英語科教育学特論Ⅱ</p>	<p>各院生の研究テーマに基づき、英語科授業における指導法、教授学習活動及び評価の問題点について授業分析をおととして明らかにし、その改善の方策を検討する。 なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同) (9 Rausch Anthony Scott) コミュニケーション研究の視点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(24 佐藤剛) 学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の観点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(56 野呂徳治) 言語習得の過程の観点から、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(国語)</p>	<p>各院生の研究内容に関係する教材を取り上げ、その教材における学問的背景を考察することを通して、教材研究のあり方を再認識する。 なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同) (20 鈴木(竜田)愛理, 45 山田史生／7回) 文学教育及び漢文の知見から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(40 田中拓郎, 46 吉田比呂子／7回) 説明的文章教育と古典分野を中心に演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(20 鈴木(竜田)愛理, 40 田中拓郎／1回) 国語の教材研究について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(社会)</p>	<p>各院生の校種の違いを踏まえて社会科の教材について、その教材の基盤にある人文科学・社会科学の研究成果についての理解を深めるとともに、発達段階に沿った研究成果の応用を意識した社会科教材研究のあり方を再認識し、教材開発を行う。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人／3回) 人文科学・社会科学の研究成果についての理解を深めつつ教材開発を行うことについて、自然地理学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 48 高瀬雅弘／3回) 人文科学・社会科学の研究成果についての理解を深めつつ教材開発を行うことについて、社会学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 75 蒔田純／3回) 人文科学・社会科学の研究成果についての理解を深めつつ教材開発を行うことについて、政治学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 76 大谷伸治／3回) 人文科学・社会科学の研究成果についての理解を深めつつ教材開発を行うことについて、歴史学の研究動向を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦, 47 小岩直人, 48 高瀬雅弘, 75 蒔田純, 76 大谷伸治／1回) 人文科学・社会科学の研究成果についての理解を深めつつ教材開発を行うことについて、学校教育の実情を踏まえて演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(12 小瑠史朗, 37 篠塚明彦／2回) 社会科教育において教材開発を行うことについて理論的視点と学校の実情から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(数学)</p>	<p>各院生の研究テーマに基づいた算数数学の教材について、その教材の背景にある数理の考察を通して数学的な見方・考え方を経験し、その経験を基に算数数学の教材研究のあり方を再認識する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、15回中7回は教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (13 田中義久, 60 山本稔, /4回) 幾何学の視点、及び、中学校・高校の数学の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(60 山本稔, 77 上山健太／3回) 幾何学の視点、及び、代数学の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(60 山本稔, 77 上山健太, 82 吉川和宏／1回) 幾何学の視点、及び、代数学の視点、さらには確率統計の視点から教材研究のあり方、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(77 上山健太, 82 吉川和宏／4回) 代数学の視点、さらには確率統計の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(27 中野博之, 82 吉川和宏／3回) 小学校の算数科の視点及び確率統計の視点から教材研究のあり方について、演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(理科)</p>	<p>学習指導要領の理科(小学校B区分, 中学校第2分野)の教材について, 科学的な見方・考え方を実感できる理学的内容を経験し, その経験から理科の教材研究のあり方を再認識する。</p> <p>なお, 全回とも演習を基本とし, 研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また, 教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同) (14 佐藤崇之)</p> <p>学習指導要領の理科(小学校B区分, 中学校第2分野)の教材について, 教育現場の実状や実践のあり方の視点から, 演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(62 岩井草介)</p> <p>学習指導要領の理科(小学校B区分, 中学校第2分野)の教材について, 教科専門の研究者の視点から, 演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(音楽)</p>	<p>各院生が研究する主題に関連する理論や教材等について, その背景から考察し, これからの学校教育における諸問題を解決するために必要な, 音楽科教員としての技能の向上と理念の育成を図る。</p> <p>なお, 全回とも演習を基本とし, 研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また, 教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (6 杉原かおり, 42 清水稔, 50 今田匡彦/4回)</p> <p>教科教育における実技の技法及び理論的な視点から各院生の研究主題を基に演習を実施したり, 院生への助言を行う。</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔, 78 朝山奈津子/4回)</p> <p>教科教育の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と, 音楽史及び楽曲の分析等の視点から, 現在の音楽教育が抱える諸問題の解決に必要な視点について各院生の研究主題を基に演習を実施したり, 院生への助言を行ったりする</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔, 86 和田 美亀雄/3回)</p> <p>教科教育の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と, 器楽指導の視点から各院生の研究主題を基に演習を実施したり, 院生への助言を行う。</p> <p>(6 杉原かおり, 42 清水稔/4回)</p> <p>教科教育学の視点から現在の音楽教育が抱える諸問題についての議論と技術の習得について学校現場の実情や実践的な視点から各院生の研究主題を基に演習を実施したり, 院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(美術)</p>	<p>各院生の研究テーマに基づいた図画工作・美術の教材について, 表現と鑑賞の実践を通して「造形的な見方・考え方」を深め, 図画工作・美術の教材開発と実践を行う。</p> <p>なお, 全回とも演習を基本とし, 研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また, 教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同) (7 塚本悦雄)</p> <p>各院生の研究テーマに基づき, 立体造形表現における実践のあり方の視点から, 演習を実施したり, 院生への助言を行う。</p> <p>(51 蝦名敦子)</p> <p>各院生の研究テーマに基づき, 「造形的な見方・考え方」を育てる実践のあり方の視点から演習を実施したり, 院生への助言を行う。</p> <p>(65 富田晃)</p> <p>各院生の研究テーマに基づき, 「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から演習を実施したり, 院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(保健体育)</p>	<p>各院生の研究テーマに基づいた保健体育の教材について、先行研究や様々な実践例を学び、その経験を基に保健体育の教材研究のあり方を再認識する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチング、または、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (15 高橋俊哉, 22 杉本(佐藤)和那美/5回) 保健体育科教育学の視点、及び、学校保健の視点から保健体育的な見方考え方の考察に基づいた教材研究について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(22 杉本(佐藤)和那美, 21 益川満治/5回) 体育学の視点、及び、保健体育科教育学の視点から保健体育的な見方考え方の考察に基づいた教材研究について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(30 上野秀人, 52 戸塚学/5回) 保健体育科教育学の視点、及び、運動生理学の視点から保健体育的な見方考え方の考察に基づいた教材研究について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(技術)</p>	<p>各院生の研究テーマに基づいた技術科の題材及びカリキュラムについて、技術科で育成すべき資質・能力の視点から教材研究のあり方を考察する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (8 櫻田安志, 38 上之園哲也/7回) 電気情報分野における技術科で育成すべき資質・能力の視点に立った題材及びカリキュラムと教材研究のあり方について演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 67 勝川健三/4回) 生物育成分野における技術科で育成すべき資質・能力の視点に立った題材及びカリキュラムと教材研究のあり方について演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(38 上之園哲也, 79 廣瀬孝/4回) 材料加工分野における技術科で育成すべき資質・能力の視点に立った題材及びカリキュラムと教材研究のあり方について演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>授業に向けた教材研究Ⅱ(家庭)</p>	<p>各院生の研究テーマに基づいた家庭科(家族・家庭生活、消費生活・環境)の教材について、教材の背景にある理論的な考察を通して「生活の営みに係る見方・考え」を働かせ、それを基に家庭科の教材研究のあり方を再認識する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行う。</p> <p>(共同/全15回) (23 小野恭子, 41 加賀恵子, 54 北原啓司/5回) 各院生の研究テーマに基づき、「生活の営みに係る見方・考え」を働かせた住居学の視点から教材研究のあり方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子, 55 安川あけみ/5回) 各院生の研究テーマに基づき、「生活の営みに係る見方・考え」を働かせた被服学の視点から教材研究のあり方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(23 小野恭子, 41 加賀恵子, 68 李秀眞/5回) 各院生の研究テーマに基づき、「生活の営みに係る見方・考え」を働かせた家庭経営学の視点から教材研究のあり方について演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

			<p>各院生の研究テーマに基づき、英語科の教材研究について、第二言語習得・英米文学・言語学などの専門的な視点から考察することを通して、そのあり方を再検討する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。また、教科教育担当教員と教科専門教員が協同して授業を行う。</p> <p>(共同／全15回) (9 Rausch Anthony Scott, 24 佐藤剛, 56 野呂徳治／5回)</p> <p>各院生のテーマに応じて作成・採択された教材について、学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の在り方、及び、第二言語習得の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(9 Rausch Anthony Scott, 24 佐藤剛, 80 土屋陽子／5回)</p> <p>各院生のテーマに応じて作成・採択された教材について、学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の在り方、及び、絵本や読み物教材の活用など英米文学的な視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(9 Rausch Anthony Scott, 24 佐藤剛, 81 近藤亮一／5回)</p> <p>各院生のテーマに応じて作成・採択された教材について、学習指導要領に規定されている言語材料に基づく教材研究の在り方、及び、教科書などに見られる言語形式の提示・指導の在り方など言語学的な視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	共同
発展科目	特別支援教育実践コース科目	⑥ 全領域の発展に関する領域 特別支援教育の授業デザイン	<p>障害のある児童生徒の自立と社会参加の実現を目指した授業をデザインするため、知的障害のある児童生徒を対象に、実態把握等を中心としたアセスメント情報の収集と分析の手立てを考察する。さらに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を最大限に発揮するために、学習指導案の作成、授業の実際、授業の省察により、授業づくりの観点を考察する。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより授業を行う。また、知的特別支援学校よりゲストスピーカーを招聘し、ICTの具体的な活用方法について演習を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文)</p> <p>障害のある児童生徒の自立と社会参加の実現を目指した授業をデザインについて研究者教員の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟)</p> <p>障害のある児童生徒の自立と社会参加の実現を目指した授業をデザインについて学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	共同

<p>特別支援教育の制度と経営課題</p>	<p>子どもたちが就学期を迎える段階から、就学後の各ステージにおける制度・仕組みを理解するとともに、現状と課題を考察し、解決のための実践的な理解を図る。また、子どもたちがより良い教育を享受するために、日頃の教育活動を検証し、子どもたちのニーズに応える学びの場や取組について、特別支援教育の制度と現状分析を通して議論を深め、課題解決のための具体的な方策を考える。そして学校運営の評価と改善を目指す学校評価の取り組みと活用について考察する。</p> <p>なお、今回とも学校現場における実際場面を想定して、ティーム・ティーチングにより授業を行う。</p> <p>(共同) (31 敦川真樹) 特別支援教育の制度と現状分析について、学校現場の実情や実践的視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(87 川村泰弘) 特別支援教育の制度と現状分析について、特別支援学校の管理職の視点から演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>特別支援教育コーディネーターの役割と課題</p>	<p>特別支援教育推進のキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターに期待される役割、基本的業務を理解する。さらに、複数のケース検討を実施し、それぞれの業務の中で起こりうる問題や課題を整理し、具体的な解決策を考案できる能力を身に付ける。その他、保護者と関係機関等との連携のあり方及び取り組みの実際を考察する。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより授業を行う。また、小中高등학교よりゲストスピーカーを招聘し、教育実践に基づく演習を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育コーディネーターに期待される役割、基本的業務について研究者教員の視点から、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育コーディネーターに期待される役割、基本的業務について学校現場の実情や実践的視点から、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) 特別支援教育コーディネーターに期待される役割、基本的業務について通常学級の実際や実践的視点から、演習を実施したり、院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>特別支援教育の教育課程の実施と評価</p>	<p>特別支援教育の教育課程について、我が国の特別支援教育の歴史的な変遷を踏まえながら、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の教育課程の編成について理解するとともに、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性重視の視点を持つことができる。さらに、肢体不自由教育を中心に障害種別毎に、望ましい教育課程編成のための知識と技量を身に付ける。特に、自立活動の個別の指導計画の作成及び指導、評価、改善について、授業を通してPDCAサイクルの実際を学ぶ。</p> <p>なお、今回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより授業を行う。また、特別支援学校よりゲストスピーカーを招聘し、教育課程に係る演習を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育についての教育課程の編成、実施、評価について研究者教員の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育についての教育課程の編成、実施、評価について学校の実情や実践的な視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>

		<p>個別の教育支援計画・個別の指導計画</p>	<p>障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、就学前から学校卒業後までを通じて一貫して適切な教育的支援を行うことを目的として作成する「個別の教育支援計画」と、教育課程を具体化し個々の子どもの教育的ニーズに対応したきめ細やかな指導を行うための計画である「個別の指導計画」、そして学校から社会へ、子どもから大人へと移行を迎える高等部生徒の将来を支える「個別の移行支援計画」（「個別の教育支援計画」の1つの形態として）の理念を正しく理解した上で、これらの計画の作成手順を学び、適切な各計画の作成方法を習得する。さらに、作成後の管理や具体的な活用方法等についても併せて学ぶ。</p> <p>なお、全回とも演習を基本とし、研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより授業を行う。また、特別支援学校よりゲストスピーカーを招聘し、教育実践に基づく演習を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別に支援を要する子どもへの個別の教育支援計画と個別の指導計画について研究者教員の視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) 特別に支援を要する子どもへの個別の教育支援計画と個別の指導計画について学校の実情と実践的な視点から演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
		<p>病弱児の心理・生理・病理</p>	<p>病弱の子どもたちの心理特性、人体の生理・病理の基本的事項及び各種病気の病理、保健等の概要を理解し、病弱の子どもたちの心理的ケアや保健面での適切な配慮について考察する。また、病弱教育の対象となる子どもの主な病気や障害について、病態生理や保健の視点から理解を深め、学校教育で配慮すべき事柄についての知識を身に付ける。</p> <p>なお、各回の授業では医学的視点を中心に理論及び実践的対応について考察する。</p> <p>(共同/全15回) (31 敦川真樹, 59 若林孝一/8回) 医学的専門分野の教員による指導を、実務家教員の立場からコーディネートすること、及び、病弱児の生理・病理の理解及び心理的特性と配慮について、最新の医学的見地から演習を実施したり院生への助言を行う。</p> <p>(31 敦川真樹, 74 栗林理人/7回) 医学的専門分野の教員による指導を、実務家教員の立場からコーディネートとすること、及び、神経系疾患及び思春期周辺の精神疾患を中心に病状と配慮事項及び子どもへの支援と配慮について、具体的事例を上げながら講義・演習を行う。</p>	<p>共同</p>

		<p>発達障害児の理解と対応</p>	<p>学習障害 (LD) , 自閉症スペクトラム (ASD) , 注意欠陥多動性障害 (ADHD) に焦点をあて、障害の概念と定義 (診断基準) , 行動特性, 教育上の基本的な配慮事項と指導法について理解を深める。また、各障害に係る事例について、グループディスカッションを通して課題を明らかにし、学習上又は生活上の困難の改善を図るための具体的な手立てを考察する。</p> <p>なお、発達障害の児童生徒の教育実践課題を中心に、研究者教員と実務家教員によるティーム・ティーチングで、演習に重きを置いた授業を行う。</p> <p>(共同/全15回) (31 敦川真樹, 33 吉原 寛/12回) 教育現場における発達障害児の教育課題と対応に係る講義・演習を行う。</p> <p>(31 敦川真樹, 33 吉原 寛, 74 栗林理人/3回) 教育現場における発達障害児の教育課題と対応、及び、学習障害 (LD) , 自閉症スペクトラム (ASD) , 注意欠陥多動性障害 (ADHD) の各障害特性と基本的な配慮について、最新の医学的知見から演習を実施したり院生への助言を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>教育実践研究科目</p>		<p>教育実践研究法A(教育実践研究A I)</p>	<p>教育研究の方法、特に課題発見、仮説形成、仮説検証、改善へと向かう一連のプロセスを理解する。特に、自らの教育実践の省察に基づく課題発見から仮説形成への道筋をつけていく。また、様々な教育研究・調査法について、そのデザイン・データ収集・分析などの基礎的知識・技能について、実習等で収集した具体例などを交えながら学ぶ。これらを通じて、最終的には各自の研究課題を自ら設定できる力を培うとともに、それに即した教育研究方法を選び取ることのできる力を培う。</p> <p>なお、研究者教員が主として行うこととするし、全ての授業を複数の教員がティーム・ティーチングを行う。</p> <p>(共同/全15回) (29 菊地一文, 33 吉原寛/3回) 教育研究の方法、特にアンケート調査の方法、及び、事例研究・省察の方法について、研究のかつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(29 菊地一文, 32 吉田 (宮平) 美穂, 33 吉原寛/3回) 教育研究の方法、特にアンケート調査の方法、及び、事例研究・省察の方法、そして、エスノグラフィー・省察の方法について研究のかつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(32 吉田 (宮平) 美穂, 33 吉原寛/2回) 教育研究の方法、特にアンケート調査の方法、及び、エスノグラフィー・省察の方法について研究のかつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(27 中野博之, 32 吉田 (宮平) 美穂/2回) 教育研究の方法、特に授業研究の方法、及び、エスノグラフィー・省察の方法について研究のかつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(1 福島裕敏, 26 小林央美/3回) 教育研究の方法、特に省察や方法論的前提、及び、事例研究について、研究の視点から演習を行う。</p> <p>(1 福島裕敏, 26 小林央美, 27 中野博之/1回) 教育研究の方法、特に省察や方法論的前提、及び、事例研究、そして、授業研究の方法について、研究の視点から演習を行う。</p> <p>(1 福島裕敏, 27 中野博之/1回) 教育研究の方法、特に省察や方法論的前提、及び、授業研究の方法について、研究の視点から演習を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>教育実践研究AⅡ</p>	<p>本授業はゼミ形式で行い、各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して、各院生の課題解決に向けた研究仮説を洗練する。レポートの内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実習ⅡA（仮説形成）」、「実習ⅡB（仮説形成）」での事実やその分析の記録や実践記録とその考察 ・自らの研究課題に関連した先行研究とその研究成果についての考察 <p>なお、授業は指導教員ごとに各グループで行うが、原則、2つ程度のグループが合同で行うようにし、学部新卒学生では仮説を基にした実践の在り方を理解できるように、ミドルリーダー養成コースでは研究課題解決のための仮説とその検証の視点を形成できるようにする。</p> <p>(共同)</p> <p>(11 武内裕明) 幼児教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(18 野崎茉莉) 幼児教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から研究指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業研究及び教材研究の視点から研究指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から研究指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から研究指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から研究指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から研究指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から研究指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から研究指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育。道徳教育、学校経営の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>
-----------------	--	-----------

<p>教育実践研究AIII</p>	<p>本授業はゼミ形式で行い、各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して、各院生の課題解決に向けた研究仮説を洗練させていく。レポートの内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実習ⅢA（課題検証）」、「実習ⅢB（課題検証）」での事実やその分析の記録や実践記録とその考察 ・実践に基づいた事実から明確になった課題の解決のため、または、研究仮説を修正するために必要な先行研究の成果と課題の考察 <p>なお、授業は指導教員ごとに各グループで行うが、原則、2つ程度のグループが合同で行うようにし、学部新卒学生では仮説に基づいた実践を事実を基に省察し改善策を考えると、ミドルリーダー養成コースでは「仮説形成→実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動を続けることができるようにする。</p> <p>(共同)</p> <p>(11 武内裕明) 幼児教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(18 野寄茉莉) 幼児教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から研究指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業研究及び教材研究の視点から研究指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から研究指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から研究指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から研究指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から研究指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から研究指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から研究指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育、道徳教育、学校経営の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>
-------------------	--	-----------

<p>教育実践研究AIV</p>	<p>本授業はゼミ形式で行い、各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して、授業の最後に行う「教育実践研究発表会」での発表内容と報告書の記述内容を洗練させていく。 ・「実習ⅢA（課題検証）」、「実習ⅣB（課題解決検証）」での事実と考察・2年間の学びの成果と今後の課題 なお、授業は指導教員ごとに各グループで行うが、原則、2つ程度のグループが合同で行うようにする。学部新卒学生では、2年間でどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ、さらに今後の課題を明らかにした上で「学習成果報告書」を作成し発表できるように、ミドルリーダー養成コースでは、現任校や勤務地域での研修会でどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ、さらに今後の課題を明らかにした上で「学習成果報告書」を作成し発表をすることができるようにする。 また、「学習成果報告書」を基にした「教育実践研究発表会」では、各自の研究の成果と今後の課題を青森県内だけでなく、広く全国の教職大学院関係者に報告書とともに発表をする。</p> <p>(共同) (11 武内裕明) 幼児教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(18 野寄茉莉) 幼児教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から研究指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業研究及び教材研究の視点から研究指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から研究指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から研究指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から研究指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から研究指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から研究指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から研究指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から研究指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育。道徳教育、学校経営の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>
------------------	--	-----------

<p>教育実践研究法B(教育実践研究B I)</p>	<p>養護教諭についての教育研究の方法、特に課題発見、仮説形成、仮説検証、改善へと向かう一連のプロセスを理解する。特に、養護教諭として自らの教育実践の省察に基づく課題発見から仮説形成への道筋をつけていく。また、様々な教育研究・調査法について、そのデザイン・データ収集・分析などの基礎的知識・技能について、実習等で収集した具体例などを交えながら学ぶ。これらを通じて、最終的には養護教諭として各自の研究課題を自ら設定できる力を培うとともに、それに即した教育研究方法を選び取ることのできる力を培う。</p> <p>なお、研究者教員が主として行うことし、全ての授業を複数の教員がティーム・ティーチング行う。</p> <p>(共同／全15回) (29 菊地一文, 33 吉原寛, /3回) 教育研究の方法、特にアンケート調査の方法、及び、事例研究・省察の方法について、研究的かつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(29 菊地一文, 32 吉田(宮平)美穂, 33 吉原寛/3回) 教育研究の方法、特にアンケート調査の方法、及び、事例研究・省察の方法、そして、エスノグラフィー・省察の方法について研究的かつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂, 33 吉原寛/2回) 教育研究の方法、特にアンケート調査の方法、及び、エスノグラフィー・省察の方法について研究的かつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(27 中野博之, 32 吉田(宮平)美穂/2回) 教育研究の方法、特に授業研究の方法、及び、エスノグラフィー・省察の方法について研究的かつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(1 福島裕敏, 26 小林央美/3回) 教育研究の方法、特に省察や方法論的前提、及び、事例研究について、研究的視点から演習を行う。</p> <p>(1 福島裕敏, 26 小林央美, 27 中野博之/1回) 教育研究の方法、特に省察や方法論的前提、及び、事例研究、そして、授業研究の方法について、研究的視点から演習を行う。</p> <p>(1 福島裕敏, 27 中野博之/1回) 教育研究の方法、特に省察や方法論的前提、及び、授業研究の方法について、研究的視点から演習を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>教育実践研究B II</p>	<p>本授業はゼミ形式で行い、各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して、各院生の養護教諭としての課題解決に向けた研究仮説を洗練する。レポートの内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実習ⅡA(仮説形成)」、「実習ⅡB(仮説形成)」での事実やその分析の記録や実践記録とその考察 ・養護教諭として自らの研究課題に関連した先行研究とその研究成果についての考察 <p>なお、学部新卒学生では養護教諭として仮説を基にした実践の在り方を理解できるように、ミドルリーダー養成コースでは養護教諭として研究課題解決のための仮説とその検証の視点を形成できるようにする。</p> <p>(共同) (26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から研究指導を行う。</p> <p>(39 新谷ますみ) 養護教育学、学校保健の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>教育実践研究BIII</p>	<p>本授業はゼミ形式で行い、各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して、各院生の養護教諭としての課題解決に向けた研究仮説を洗練させていく。レポートの内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実習ⅢA（課題検証）」、「実習ⅢB（課題検証）」での事実やその分析の記録や実践記録とその考察 ・実践に基づいた事実から明確になった課題の解決のため、または、研究仮説を修正するために必要な先行研究の成果と課題の考察 <p>なお、学部新卒学生では仮説に基づいた実践を事実を基に省察し改善策を考えるという養護教諭としての研究的なサイクルを実践することができるように、ミドルリーダー養成コースでは養護教諭として「仮説形成→実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動を続けることができるようにする。</p> <p>(共同) (26 小林央美) 養護教育学, 健康教育, 学校安全の視点から研究指導を行う。</p> <p>(39 新谷ますみ) 養護教育学, 学校保健の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>教育実践研究BIV</p>	<p>本授業はゼミ形式で行い、各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して、授業の最後に行う「教育実践研究発表会」での養護教諭としての発表内容と報告書の記述内容を洗練させていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実習ⅢA（課題検証）」、「実習ⅣB（課題解決検証）」での事実と考察 ・養護教諭としての2年間の学びの成果と今後の課題 <p>なお、学部新卒学生では、養護教諭として2年間でどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ、さらに今後の課題を明らかにした上で「学習成果報告書」を作成し発表できるように、ミドルリーダー養成コースでは、養護教諭として現任教や勤務地域での研修会でどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ、さらに今後の課題を明らかにした上で「学習成果報告書」を作成し発表をすることができるようにする。</p> <p>また、「学習成果報告書」を基にした「教育実践研究発表会」では、養護教諭としての各自の研究の成果と今後の課題を青森県内だけではなく、広く全国の教職大学院関係者に報告書とともに発表をする。</p> <p>(共同) (26 小林央美) 養護教育学, 健康教育, 学校安全の視点から研究指導を行う。</p> <p>(39 新谷ますみ) 養護教育学, 学校保健の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>特別支援教育実践研究 法（特別支援教育実践 研究Ⅰ）</p>	<p>特別支援教育研究の方法，特に課題発見，仮説形成，仮説 検証，改善へと向かう一連のプロセスを理解する。特に，自 らの教育実践の省察に基づく課題発見から仮説形成への道筋 をつけていく。また，様々な教育研究・調査法について，そ のデザイン・データ収集・分析などの基礎的知識・技能につ いて，観察実習等で収集した具体例などを交えながら学ぶ。 これらを通じて，最終的には各自の研究課題を自ら設定でき る力を培うとともに，それに即した教育研究方法を選び取る ことができる力を培う。</p> <p>(共同／全15回) (29 菊地一文，33 吉原寛／3回) 教育研究の方法，特にアンケート調査の方法，及び，事例 研究・省察の方法について，研究的かつ実践的視点から演習 を行う。</p> <p>(29 菊地一文，32 吉田（宮平）美穂，33 吉原寛／3 回) 教育研究の方法，特にアンケート調査の方法，及び，事例 研究・省察の方法，そして，エスノグラフィー・省察の方法 について研究的かつ実践的視点から演習を行う。</p> <p>(32 吉田（宮平）美穂，33 吉原寛／2回) 教育研究の方法，特にアンケート調査の方法，及び，エス ノグラフィー・省察の方法について研究的かつ実践的視点か ら演習を行う。</p> <p>(31 敦川真樹，32 吉田（宮平）美穂／2回) 教育研究の方法，特に授業研究の方法，及び，エスノグラ フィー・省察の方法について研究的かつ実践的視点から演習 を行う。</p> <p>(1 福島裕敏，26 小林央美／3回) 教育研究の方法，特に省察や方法論的前提，及び，事例研 究について，研究的視点から演習を行う。</p> <p>(1 福島裕敏，26 小林央美，31 敦川真樹／1回) 教育研究の方法，特に省察や方法論的前提，及び，事例研 究，そして，授業研究の方法について，研究的視点から演習 を行う。</p> <p>(1 福島裕敏，31 敦川真樹／1回) 教育研究の方法，特に省察や方法論的前提，及び，授業研 究の方法について，研究的視点から演習を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>特別支援教育実践研究 Ⅱ</p>	<p>本授業は，ゼミ形式で行う。授業では，各院生のレポート 発表とそれに基づいた院生同士及び教員との議論を通して， 各院生の課題解決に向けた研究仮説を洗練させていく。な お，レポートの内容は以下のようなものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育実習ⅡA（仮説形成）」，「特別支援教育実 習ⅡB（仮説形成）」での観察記録や実践記録とその考察 ・自らの研究課題に関連した先行研究とその研究成果につ いての考察 <p>なお，特別支援教育実践コースでは仮説を基にした実践の 在り方の理解できるように，ミドルリーダー養成コースでは 研究課題解決のための仮説とその検証の視点を形成できるよ うにする。</p> <p>(共同／全8回) (29 菊地一文) 特別支援教育について，キャリア教育，及び，特別支援教 育の制度設計の視点から研究指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について，教育相談，及び，学校現場の実状 と実践の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>

<p>特別支援教育実践研究 Ⅲ</p>	<p>本授業は、ゼミ形式で行う。授業では、各院生のレポート発表とそれに基づいた院生同士及び教員との議論を通して、各院生の課題解決に向けた研究仮説を洗練させていく。なお、レポートの内容は以下のようなものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育実習ⅢA（仮説検証）」、「特別支援教育実習ⅢB（仮説検証）」での観察記録や実践記録とその考察 ・自らの研究課題に関連した先行研究とその研究成果についての考察 <p>なお、特別支援教育実践コースでは仮説に基づいた実践を事実を基に省察し改善策を考えるという研究的なサイクルを実践することができるように、ミドルリーダー養成コースでは「仮説形成→実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動を続けることができるようにする。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から研究指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>特別支援教育実践研究 Ⅳ</p>	<p>本授業は、ゼミ形式で行う。授業では各院生のレポート発表とそれに基づいた院生同士及び教員との議論を通して、教育実践研究発表会での発表内容と報告書の記述内容を洗練させていく。なお、レポートの内容は以下のようなものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育実習ⅢA（課題検証）」及び「特別支援教育実習ⅣB（課題解決検証）」での事実とその考察 ・2年間の学びの成果と今後の課題 <p>なお、特別支援教育実践コースでは、2年間でのどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ、さらに今後の課題を明らかにした上で発表できるように、ミドルリーダー養成コースでは、現任校や勤務地域での研修会でのどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ、さらに今後の課題を明らかにした上で発表をすることができるようにする。また、本授業の最後に、「教育実践研究発表会」を行い、研究報告書とともに各自の研究の成果と今後の課題を青森県内だけではなく、広く全国の教職大学院関係者に発表をする。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から研究指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から研究指導を行う。</p>	<p>共同</p>

実習科目	ミドルリーダー養成コース	<p>連携協力校での事実の収集の仕方を学ぶ実習、附属学校の公開実習会への参加を通して、「教育実践実習法（教育実践実習Ⅰ）」と連動して自らの課題の把握の仕方を知る。また、教育関連施設での実習を通して、業務や研修会がどのような意図を持って企画・実施され、その成果がどのように省察されているのか、また、自らの課題解決に活用できる人材や地域人材がどのような所に所属しているのかについて把握していくとともに、地域や学校についての真の課題を捉える方法を知る。なお、引率教員は全教員が輪番で分担をする。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育、道徳教育、学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	共同
------	--------------	--	----

<p>実習 I A-2 (課題把握)</p>	<p>学部新卒学生の院生が連携協力校で行っている実習に付き添いメンター実習を行う。また、現職院生同士による授業研究実習を行い、「教育実践研究法(教育実践研究I)」と連動して、自己の教育実践についての課題を把握する。授業実践では学習指導案で仮説と検証の視点を明確にし検証の視点に沿って、子どもの事実を基に仮説が検証されたのかどうかについて議論をする。</p> <p>なお、メンター実習の引率教員は担当教員が輪番で分担し、授業実践省察実習については、基礎科目の「教科等の実践的な指導方法に関する領域」の主担当教員が実習を担当する。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育、道徳教育、学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
------------------------	---	-----------

<p>実習ⅡA（仮説形成）</p>	<p>自らの課題に沿って選択した研修会に参加する。連携協力校の校内研修会参加の場合は、研修会の企画会議や学習指導案検討会に資料等を持って参加し研修会開催校の教員と意見交換を行う。</p> <p>また、研修会には本専攻の教員と参加し、研修会の課題と成果をまとめる。青森県総合学校教育センターの研修会に参加する場合は、本専攻の教員とともに研修会の企画から関わり、研修会当日は研修会の手伝いを行いながら研修会主催者の視点を持って研修会に参加する。教育相談等の研修会については、本専攻の教員の助言を得た上で、学校管理者、研修会参加教員、子ども、保護者の面談を見学する。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田（宮平）美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育、道徳教育、学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
-------------------	--	-----------

<p>実習ⅢA（課題検証）</p>	<p>1年次に形成した仮説を基に、勤務校での課題を協働で解決するための方策を実践する。実践にあたっては、指導教員が勤務校に出向き、実習の評価を行い、それを基に「教育実践研究Ⅲ」及び「教育実践研究Ⅳ」での省察活動を指導する。実践にあたっては、学校や地域の教育課題をどのようにして捉えたのか、その課題を解決するためにどのように仮説を設定したのかについて明確にするようにする。さらに、研修会等の参加者がどのようになれば研修会等の成果と捉えられるのかを明らかにした仮説検証の視点も明確にさせ、その検証の視点を基に省察を行う。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育、道徳教育、学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
-------------------	--	-----------

<p>特別支援教育実習ⅠA-1 (課題把握)</p>	<p>連携協力校の観察，附属学校の公開研究会等への参加による事実の収集を通して，「特別支援教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動して自らの課題の把握の仕方を知る。また，教育関連施設を観察し，業務や研修会がどのような意図を持って企画・実施され，その成果がどのように省察されているのか，また，自らの課題解決に活用できる人材や地域人材がどのような所に所属しているのかについて把握していくとともに，地域や学校についての真の課題を捉える方法を知る。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について，キャリア教育，及び，特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について，教育相談，及び，学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>特別支援教育実習ⅠA-2 (課題把握)</p>	<p>学部新卒学生の院生が連携協力校で行っている実習に付き添いメンター実習を行い，同僚に対して促進的に関わる方法について学ぶとともに若手教員が抱える課題を把握する。また，現職院生同士による授業研究実習を行い（主に附属学校），「特別支援教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動して，自己の教育実践についての課題を把握する。なお，授業実践に当たっては，学習指導案で仮説と検証の視点を明確に，その検証の視点にそって，授業での子どもの事実を基に仮説が検証されたのかどうかについて議論を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について，キャリア教育，及び，特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について，教育相談，及び，学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>特別支援教育実習ⅡA (仮説形成)</p>	<p>自らの課題に沿って選択した研修会に参加する。連携協力校の校内研修会に参加する場合は，研修会の企画会議や学習指導案検討会に資料等を持って参加し研修会開催校の教員と意見交換を行う。また，研修会には本専攻の教員と参加し，研修会の課題と成果をまとめる。青森県総合学校教育センターの研修会に参加する場合は，本専攻の教員とともに研修会の企画から関わり，研修会当日は研修会の手伝いを行いながら研修会主催者の視点を持って研修会に参加する。また，教育相談等の研修会については，本専攻の教員の助言を得た上で，学校管理者，研修会参加教員，子ども，保護者の面談を見学する。なお，本実習も「特別支援教育実践研究Ⅱ」と連動させ，指導教員の指導のもと，課題の設定及び課題解決のための仮説の形成を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について，キャリア教育，及び，特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について，教育相談，及び，学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>

	<p>特別支援教育実習ⅢA (課題検証)</p>	<p>1年次に形成した仮説を基に、勤務校での課題を協働で解決するための方策(学校組織編成、研修会計画等)を実践する。実践にあたっては、学校や地域の教育課題をどのようにしてとらえたのか、その課題を解決するためにどのように仮説を設定したのかについて明確にする。また、指導教員が勤務地に出向き、実習の評価を行い、それを基に「特別支援教育教育実践研究Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅳ」での省察活動を指導する。さらに、研修会等の参加者がどのようになれば研修会等の成果と捉えられるのかを明らかにした仮説検証の視点も明確にさせ、その検証の視点を基に省察を行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
--	------------------------------	---	-----------

<p>教科領域実践コース 学校教育実践コース</p>	<p>実習 I B-1 (課題把握)</p>	<p>連携協力校での事実の収集の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究法(教育実践研究 I)」と連動させて省察し、子どもの事実の収集の仕方や授業の分析の仕方を身に付け、自らの課題の把握の方法を学ぶ。また、自らの課題設定の資料とする。実習にあたっては、事実と解釈を分けて記録すること、事実の収集に集中すること(解釈は収集後にできること)に心がけるようにする。さらに省察については、1つの事実から多様な解釈ができること、解釈の客観性を高めるためには、さらにより多くの事実の収集が必要であることを理解した上で進めていく。なお、引率教員は全教員が輪番で分担をする。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育。道徳教育、学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
--------------------------------	------------------------	---	-----------

<p>実習 I B-2 (課題把握)</p>	<p>週 1 日, 連携協力校において, 教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行う。また, 連携協力校において通常の授業期間外の 9 月に 5 日間連続 (1 週間) で集中実習を行う。こうした教育全般に関わる学校フィールド実習及び集中実習を「教育実践研究法 (教育実践研究 I)」と連動させ, 各自の教育実践的な課題及び研究的な課題を实践での事実を基に把握できるようにする。なお, 指導に当たっては, 連携協力校の実習担当教員と大学の学校フィールド実習担当教員が連携を取って指導を行う。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学, 健康教育, 学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田 (宮平) 美穂) 教育社会学 (教員文化, キャリア教育) の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談, 生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理, 及び, 社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育, 教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について, 及び, 小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動, 学校経営, 数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育, 道徳教育, 学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
------------------------	---	-----------

<p>実習ⅡB（仮説形成）</p>	<p>実習ⅠBの成果と課題をもとに、連携協力校において、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行う。こうした教育全般に関わる学校フィールド実習を「教育実践研究Ⅱ」と連動させ、各自の教育実践的な課題及び研究的な課題それぞれについてその解決のための仮説を設定し、仮説に基づき、「実践→省察」を行い、仮説の洗練を行っていく。</p> <p>なお、指導に当たっては、連携協力校の実習担当教員と大学の学校フィールド実習担当教員及び指導教員が連携を取って指導を行う。</p> <p>（共同） （1 福島裕敏） 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>（26 小林央美） 養護教育学，健康教育，学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>（27 中野博之） 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>（28 上野秀人） 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>（29 菊地一文） 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>（30 中谷保美） 学校経営・危機管理，及び，社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>（31 敦川真樹） 特別支援教育，教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>（32 吉田（宮平）美穂） 教育社会学（教員文化，キャリア教育）の視点から実習指導を行う。</p> <p>（33 吉原寛） 教育相談，生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>（34 大瀬幸治） 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>（35 土岐賢悟） インクルーシブ教育システム構築について，及び，小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>（43 瀧本壽史） 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>（44 古川郁生） 特別活動，学校経営，数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>（85 三上雅生） 英語教育，道徳教育，学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
-------------------	---	-----------

<p>実習ⅢB（課題解決研究）</p>	<p>1年次での実習を基盤にして、連携協力校における週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習や10日間連続で行う集中実習（8月～9月の期間）での教育実践を通して、自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し、実践・省察を行う。その上で、改善策を考えるとともに、新たな課題を見つけるという研究的な課題解決のサイクルを繰り返していく。また、実践の省察については、実習校の指導教員の助言を基にして、「教育実践研究Ⅲ」との連動でなされる。</p> <p>なお、実習の指導に当たっては、実習校の指導教員と大学の実習担当教員及び指導教員が連携を取って指導を行う。</p> <p>(共同) (1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田（宮平）美徳) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育、道徳教育、学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
---------------------	--	-----------

<p>実習IVB（課題解決検証）</p>	<p>連携協力校における、週1日教員と同じ様に教育活動を行う学校フィールド実習を通し、自ら設定した課題解決のための取り組みを省察し、検証しつつ改善を行い、最終的に成果をまとめる。また、実践の省察については、実習校の指導教員の助言を基にして、「教育実践研究IV」と連動させ、教育全般に関わる実践力習得のための理論と方法を理解する。</p> <p>なお、実習の指導に当たっては、実習校の指導教員と大学の実習担当教員及び指導教員が連携を取って指導を行う。</p> <p>(共同)</p> <p>(1 福島裕敏) 教育社会学の視点から実習指導を行う。</p> <p>(26 小林央美) 養護教育学、健康教育、学校安全の視点から実習指導を行う。</p> <p>(27 中野博之) 授業実習及び教材実習の視点から実習指導を行う。</p> <p>(28 上野秀人) 教育課程編成及び健康教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(29 菊地一文) 特別支援教育についてのキャリア教育及び特別支援教の制度のあり方の視点から実習指導を行う。</p> <p>(30 中谷保美) 学校経営・危機管理、及び、社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育、教育相談の視点から実習指導を行う。</p> <p>(32 吉田(宮平)美穂) 教育社会学(教員文化、キャリア教育)の視点から実習指導を行う。</p> <p>(33 吉原寛) 教育相談、生徒指導の視点から実習指導を行う。</p> <p>(34 大瀬幸治) 教育課程編成及び高等学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(35 土岐賢悟) インクルーシブ教育システム構築について、及び、小学校の授業づくりの視点から実習指導を行う。</p> <p>(43 瀧本壽史) 学校経営及び社会科教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(44 古川郁生) 特別活動、学校経営、数学教育の視点から実習指導を行う。</p> <p>(85 三上雅生) 英語教育、道徳教育、学校経営の視点から実習指導を行う。</p>	<p>共同</p>
----------------------	--	-----------

特別支援教育実践コース	特別支援教育実習ⅠB-1 (課題把握)	<p>連携協力校の仕方や授業の分析の仕方を身に付け、自らの課題の把握の方法を学ぶ。学校の実状を知り、自らの課題設定の資料とする。観察にあたっては、事実と解釈を分けて記録すること、まずは事実の収集に集中すること（解釈は収集後にできること）に心がけるようにする。また、省察については、一つの事実から多様な解釈ができること、解釈の客観性を高めるためには、さらにより多くの事実の収集が必要であることを理解した上で進めていく。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	共同
	特別支援教育実習ⅠB-2 (課題把握)	<p>週1日、連携協力校において教員として勤務する実習(学校フィールド実習)を行う。また、通常の授業期間外の9月に5日間連続(1週間)で、連携協力校において勤務する実習(集中実習)を行う。</p> <p>こうした教育全般に関わる学校フィールド実習と集中実習を「特別支援教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)」と連動させ、各自の教育実践的な課題及び研究的な課題を実践での事実を基に把握できるようにする。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	共同
	特別支援教育実習ⅡB (仮説形成)	<p>実習ⅠB-1(課題把握)及び実習ⅠB-2(課題把握)の成果と課題をもとに、週1日、連携協力校で教員として勤務する実習(学校フィールド実習)を行う。こうした教育全般に関わる学校フィールド実習を「特別支援教育実践研究Ⅱ」と連動させ、各自の教育実践的な課題及び研究的な課題についてその解決のための仮説を設定し、仮説を基に、実践→省察を基に仮説の洗練を行っていく。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	共同
	特別支援教育実習ⅢB (課題解決研究)	<p>1年次での実習を基盤にして、連携協力校での週1回の勤務を行う「学校フィールド実習」や「集中実習」(8月～9月の期間)を通して自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し実践・省察を行い、改善策を考えるとともに新たな課題を見つけるという課題解決のサイクルを繰り返していく。なお、実践の省察については、連携協力校の担当教員の助言を基にして、「特別支援教育実践研究Ⅲ」と連動して行う。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	共同

		<p>連携協力校での週1回の勤務を行う「学校フィールド実習」を通して、自分で設定した課題解決のための取り組みを省察し、検証しつつ改善を行い、最終的に成果をまとめる。なお、実践の省察については、連携協力校の担当教員の助言を基にして、「特別支援教育実践研究Ⅳ」と連動で行う。そして、教育全般に関わる実践力習得のための理論と方法を理解する。</p> <p>(共同) (29 菊地一文) 特別支援教育について、キャリア教育、及び、特別支援教育の制度設計の視点から実習指導を行う。</p> <p>(31 敦川真樹) 特別支援教育について、教育相談、及び、学校現場の実状と実践の視点から実習指導を行う。</p>	共同
--	--	---	----

(1) 都道府県内における位置関係の図面



部局等所在地 / アクセス

アクセス

東京	東北新幹線(約3時間10分)	新青森駅	JR特急(約30分)	弘前駅	土手町循環100円バス(約15分)	大学病院前	本町キャンパス	
	飛行機(約1時間20分)	青森空港	弘南バス(約55分)	弘前駅	*6番 駒越線(約15分)			
札幌	JR特急(約3時間30分)	新函館駅	北海道新幹線(約1時間10分)	新青森駅	JR特急(約30分)	弘前駅	*8番 金属団地・桜ヶ丘線(約15分)	本町
	飛行機(約45分)		青森空港	弘南バス(約55分)	弘前駅	*3番 小栗山・狼森線(約15分)	弘前大学前または弘大農学生命科学部前	文京町キャンパス
盛岡	高速バス ヨーデル号(約2時間15分)				弘前駅	*3番 学園町線(約15分)	学園町	学園町キャンパス
仙台	高速バス キャッスル号(約4時間20分)				弘前駅	*3番 学園町線(約25分)		

*中央口のりば

(2) 最寄り駅からの距離，交通機関及び所要時間がわかる図面



文京地区

所在地

〒036-8560 青森県弘前市文京町 1

文京地区へのアクセス

JR 弘前駅から

JR 弘前駅～弘前大学文京地区 約 1.7km

- 徒歩の場合 約 20分
- タクシーを利用する場合 約 5分
- バスを利用する場合 約 15分

JR 弘前駅前（中央口）【3番のりば】

「小栗山・狼森線」または「学園町線」に乗車，【弘前大学前】または【弘大農学生命科学部前】で下車

弘前バスターミナルから

弘前バスターミナル～弘前大学文京地区 約 1.6km

- 徒歩の場合 約 20分
- タクシーを利用する場合 約 5分
- バスを利用する場合 約 15分

【バスターミナル前のりば】

「小栗山・狼森線」または「学園町線」に乗車，【弘前大学前】または【弘大農学生命科学部前】で下車

弘南鉄道

弘高下駅～弘前大学文京地区 約 0.6km

- 弘高下駅で下車し，徒歩の場合 約 5分

弘前学院大前駅～弘前大学文京地区 約 1.0km

- 弘前学院大前駅で下車し，徒歩の場合 約 7分

弘前大学大学院学則（案）

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条の2)
 - 第2章 教育研究組織(第7条)
 - 第3章 学年, 学期及び休業日(第8条—第10条)
 - 第4章 標準修業年限及び在学期間(第11条)
 - 第5章 教育方法, 授業科目, 単位及び履修方法(第12条—第24条)
 - 第6章 課程の修了要件, 学位の授与及び教育職員免許状(第25条—第31条)
 - 第7章 入学, 休学, 留学, 退学及び転学等(第32条—第46条)
 - 第8章 検定料, 入学料及び授業料(第47条・第48条)
 - 第9章 賞罰(第49条・第50条)
 - 第10章 科目等履修生, 研究生, 特別研究学生, 聴講生及び特別聴講学生(第51条—第56条)
 - 第11章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施(第57条)
 - 第12章 寄附講義及び特別の課程(第58条・第59条)
 - 第13章 その他(第60条・第61条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 弘前大学大学院(以下「大学院」という。)は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥をきわめ, 又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い, 文化の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 大学院は, その教育研究水準の向上を図り, 前条の目的及び社会的使命を達成するため, 大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い, その結果を公表するものとする。

2 大学院は, 前項の点検及び評価の結果について, 大学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(研究科)

第3条 大学院に置く研究科は, 次のとおりとする。

研究科	課程
人文社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	専門職学位課程
医学研究科	博士課程
保健学研究科	博士課程
理工学研究科	博士課程
農学生命科学研究科	修士課程
地域社会研究科	博士課程
地域共創科学研究科	修士課程

2 保健学研究科及び理工学研究科は, 前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし, 博士前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

3 地域社会研究科は、後期3年のみの博士課程(以下「後期3年博士課程」という。)とする。

4 教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。

(研究科の専攻及びその収容定員等)

第4条 各研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(博士課程の目的)

第5条 博士課程、博士後期課程及び後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修士課程の目的)

第6条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(専門職学位課程の目的)

第6条の2 専門職学位課程は、専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育研究組織

(教育研究組織)

第7条 大学院の授業及び研究の指導は、研究科担当の教授がこれに当たる。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教がこれを担当し、又は分担することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究科の教育研究組織については、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日(5月31日)

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までに規定する休業日については、毎年度学長が定める。

3 第1項に定める休業日以外の臨時の休業日については、その都度学長が定める。休業日を変更する場合も同様とする。

第4章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限、在学期間)

第11条 博士課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることができない。

- 2 博士後期課程及び後期3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、在学期間は、6年を超えることができない。
- 3 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は、4年を超えることができない。

第5章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法

(教育方法)

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。ただし、専門職学位課程にあつては、研究指導を除くものとする。

(教育方法の特例)

第13条 大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条 大学院において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること(以下「長期履修学生」という。)を希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、研究科教授会又は研究科委員会(以下「研究科教授会等」という。)の議を経て、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位及び履修方法)

第15条 授業科目は、大学院共通科目及び専攻別専門科目とする。

- 2 授業科目の単位数及び履修方法については、次の各号の審議機関の議を経て学長が別に定める。

(1) 大学院共通科目にあつては、教育研究評議会

(2) 専攻別専門科目にあつては、研究科教授会等

(授業の方法)

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他の研究科の授業科目の履修)

第16条の2 学生は、他研究科の授業を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を得なければならない。

(単位の認定)

第17条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が学期末又は学年末に行う。

- 2 研究科長は、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(他の大学院の授業科目の履修)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会等の議を経て他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、研究科教授会等の議を経て学長は、10単位(専門職学位課程にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、当該大学院との協議により定めるもののほか、本学大学院の当該研究科で定める。

(学部の授業の履修)

第18条の2 学生は、所属研究科が教育上有益と認めるときは、学部の授業（学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て学生が履修を希望する当該学部長の許可を得なければならない。

2 前項の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会等の議を経て他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については認められる場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科教授会等の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位(専門職学位課程にあつては、再入学及び転学の場合を除き、当該専門職学位課程において修得した単位以外のものについて、第18条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1)を超えないものとする。

(博士論文)

第21条 博士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

2 博士課程においては4年以上、博士後期課程及び後期3年博士課程においては3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、前項の期間内に博士論文を提出しなかった者については、本人の願い出により、単位修得証明書を交付することができる。

(修士論文)

第22条 修士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第23条 最終試験は、博士論文、修士論文又は学修の成果を中心とし、これに関連のある科目について行う。

(その他)

第24条 この章に定めるもののほか、教育課程及び履修方法の細目については、各研究科教授会等の議を経て、学長が別に定める。

第6章 課程の修了要件、学位の授与及び教育職員免許状

(博士課程の修了要件)

第25条 博士課程の修了の要件は、博士課程に4年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第26条 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及

び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(後期3年博士課程の修了要件)

第27条 後期3年博士課程の修了の要件は、後期3年博士課程に3年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期3年博士課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第28条の2 専門職学位課程の修了要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めることにより、所定の単位を修得し、かつ、学修の成果の審査に合格することとする。

(学位の授与)

第29条 博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程を修了した者には、弘前大学学位規則(平成16年規則第4号。以下「本学学位規則」という。)の定めるところにより、学長が、博士の学位を授与する。

2 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、本学学位規則の定めるところにより、学長が、修士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、本学学位規則の定めるところにより、学長が、専門職学位を授与する。
(論文提出による博士の学位授与)

第30条 博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程を経ない者で、本学に学位論文を提出し、博士の学位を申請する者については、本学学位規則の定めるところにより、学長が、博士の学位を授与することができる。

(教育職員免許状)

第31条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「教育職員免許法」という。)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する所定の単位を修得したときに取得できる教育職員免許状の種類、教科は、当該研究科の定めるところによる。

第7章 入学、休学、留学、退学及び転学等

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、毎学年の始めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第33条 医学研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により前号と同等の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学。以下次号及び第5号において同じ。)を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和 30 年文部省告示第 39 号)
- (8) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと医学研究科教授会の議を経て研究科長が認めたもの
- イ 大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に 4 年以上在学した者
- ロ 外国において学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。)を修了した者
- ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ニ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると医学研究科教授会の議を経て研究科長が認めた者で、24 歳に達したもの
- 2 保健学研究科博士後期課程、理工学研究科博士後期課程及び地域社会研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると研究科教授会等の議を経て研究科長が認めた者で、24 歳に達したもの
- 3 人文社会科学研究科、保健学研究科博士前期課程、理工学研究科博士前期課程、農学生命科学研究科及び地域共創科学研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると研究科教授会等の議を経て研究科長が認めた者
 - (10) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科教授会等の議を経て研究科長が認めたもの
 - イ 大学に3年以上在学した者
 - ロ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - ニ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (11) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科教授会等の議を経て研究科長が認めた者で、22歳に達したもの
- 4 教育学研究科専門職学位課程の入学資格は、教育職員免許法に定める免許状(一種)を有し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者とする。

(入学志願)

第34条 入学を志願する者は、入学願書に別表第2に定めるところによる検定料及び所定の書類を添え、所定の期間内に本学に提出しなければならない。

(検定料の免除)

第34条の2 前条の規定にかかわらず、自然災害等特別の事情により、経済的負担の軽減を要すると認められる者にあつては、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第35条 入学者の選考は、学力検査及び出身学校長の提出する成績証明書等により行い、当該研究科教授会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選考方法及び時期については、その都度定める。

(入学の手續及び入学許可)

第36条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の保証書及び入学資格証明書他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第37条 学長は、特別な事情により入学料の納付が著しく困難な学生及び経済的理由によって入学料の納付期限までに納付が困難な学生に対し、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

(再入学)

第38条 いったん退学した者又は第46条第3号若しくは第4号の規定により除籍された者で、再入学を願ひ出る者があるときは、選考のうえ、学長は相当年次に入学を許可する。

2 再入学に際しては、第34条から第36条までの規定を準用する。

3 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、研究科教授会等の議を経て、研究科長が認定する。

4 前項による学生の在学期間については、第11条の規定にかかわらず、本学大学院に在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

(転学)

第38条の2 他の大学院から転学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、学長は相当年次に入学を許可する。

2 転学に際しては、第34条から第36条並びに前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(長期欠席)

第39条 病気その他の理由により、引き続き1か月以上欠席しようとする者は、期間及び理由を明記して、当該研究科長に願ひ出なければならない。

2 前項の欠席理由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第40条 病気その他の理由により、引き続き3か月以上出席することができない者は、願ひ出により当該研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学理由が病気による場合には、休学願に医師の診断書を添えなければならない。

3 病気その他の理由によって修学することが適当でない認められる者については、当該研究科長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある者は、願ひ出により当該研究科長の許可を得て、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して博士課程においては4年を、博士後期課程及び後期3年博士課程においては3年を、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学を許可された期間内であっても、その理由が消滅したときは、願ひ出により復学することができる。

(留学)

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会等の議を経て外国の大学との協議に基づき、学生を当該大学に留学させることができる。

2 前項の規定により留学した場合には、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 留学した期間は、第 11 条の標準修業年限に算入する。

(進学)

第 44 条 本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程に進学することを志願する者がある場合は、選考のうえ、研究科教授会等の議を経て、学長が進学を許可する。

2 前項の規定により進学する者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(退学、転学)

第 45 条 退学又は他の大学に転学しようとする者は、理由を明記し、当該研究科長を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該研究科教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 11 条に定める在学期間を超えた者

(2) 第 41 条に定める休学期間を超えた者

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

(4) 入学料の免除を申請し、不許可になった者又は半額免除を許可された者並びに入学料の徴収猶予を申請し、許可された者で、指定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

(5) 保証人又はこれに代わる者から行方不明の届出のあった者

第 8 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第 47 条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 2 に定めるところによる。

2 授業料は、弘前大学学則(平成 16 年規則第 2 号。以下「本学学則」)という。)第 44 条第 1 項から第 3 項の規定に準じて納付しなければならない。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、検定料及び授業料については、それぞれ本学学則第 24 条第 2 項ただし書き及び第 44 条第 4 項ただし書きの規定を準用する。

(授業料の免除又は徴収猶予)

第 48 条 授業料の免除又は徴収猶予の取扱いについては、本学学則第 45 条の規定を準用する。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 49 条 学生として表彰に値する行為があるときは、研究科長の申出により、学長が表彰する。

(懲戒)

第 50 条 本学の規則等に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長の申出により学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 10 章 科目等履修生、研究生、特別研究学生、聴講生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第 51 条 大学院の授業科目中一又は複数の科目を履修しようとする者があるときは、研究科教授会等の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することができる者は、第 33 条に定められた資格を有する者とする。

3 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

4 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 2 に定めるところによる。

5 授業料は、本学学則第 44 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて納付しなければならない。

6 既納の検定料，入学料及び授業料は，返付しない。ただし，授業料については，本学学則第44条第4項の規定を準用する。

7 履修した授業科目について，試験を受け合格した者には，所定の単位を与え，当該研究科長が単位修得証明書を交付する。

(研究生)

第52条 大学院において，特定の専門事項について研究しようとする者があるときは，研究科教授会等の議を経て，学長は，研究生として入学を許可することができる。

2 検定料，入学料及び授業料の額は，別表第2に定めるところによる。

3 授業料は，本学学則第44条第1項から第3項の規定に準じて納付しなければならない。

4 既納の検定料，入学料及び授業料は，返付しない。ただし，授業料については，本学学則第44条第4項の規定を準用する。

(特別研究学生)

第53条 他の大学院又は外国の大学の大学院の学生で，大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，研究科教授会等の議を経て，学長は，特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生の検定料，入学料及び授業料の徴収については，当該大学院との協議に基づき定める。

(聴講生)

第54条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を聴講しようとする者があるときは，研究科教授会等の議を経て，学長は，聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生を志願することのできる者は，第33条に定められた資格を有する者とする。

3 検定料，入学料及び授業料の額は，別表第2に定めるところによる。

4 授業料は，本学学則第44条第1項から第3項の規定に準じて納付しなければならない。

5 既納の検定料，入学料及び授業料は，返付しない。ただし，授業料については，本学学則第44条第4項の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学院又は外国の大学の大学院の学生で，本学の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，研究科教授会等の議を経て，学長は，特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の検定料，入学料及び授業料の徴収については，当該大学院との協議に基づき定める。

(規定の準用)

第56条 本章に規定するもののほか，科目等履修生，研究生，特別研究学生，聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は，大学院学生に関する規定を準用する。

第11章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第57条 岩手大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては，本学は，岩手大学及び山形大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は，岩手大学農学部及び山形大学農学部の教員とともに，本学農学生命科学部の教員がこれを担当するものとする。

第12章 寄附講義及び特別の課程

(寄附講義)

第58条 本学の研究科に，民間等からの寄附金又は講義担当者の派遣による寄附講義を開設することができる。

2 寄附講義に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程)

第59条 学長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第13章 その他

(本学学則の準用)

第60条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(学則等の改廃)

第61条 この学則を改廃するときは、役員会の議を経なければならない。

2 この学則に基づき、各研究科で定める事項は、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 理学研究科は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 廃止前の弘前大学大学院学則(昭和46年規則第9号)は、この規則の施行にかかわらず、平成16年3月31日に本学に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学又は転学する者が本学に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

4 第4条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度の理工学研究科博士後期課程の收容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	收容定員	
		平成16年度	平成17年度
理工学研究科	機能創成科学専攻	4	8
	安全システム工学専攻	4	8

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、医学研究科は、平成17年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

3 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成17年度の医学系研究科修士課程の收容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	收容定員
医学系研究科	保健学専攻	25

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月21日から施行し、改正後の規定は、平成17年9月9日から適用する。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの医学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
医学研究科	医科学専攻	119	110	165

- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成19年度の保健学研究科博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
		平成19年度
保健学研究科	保健学専攻	25

- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成19年度及び平成20年度の保健学研究科博士後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成19年度	平成20年度
保健学研究科	保健学専攻	9	18

- 改正後の第3条及び別表第1の規定にかかわらず、医学系研究科は、平成19年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、平成19年度から平成21年度までの当該研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
医学系研究科	医科学専攻	128	128	64
	保健学専攻	25	—	—

- 平成18年度以前の入学者及び平成18年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までの医学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学研究科	医科学専攻	215	210	205

附 則(平成22年2月19日規則第2号)

この規則は、平成22年2月19日から施行する。

附 則(平成22年7月26日規則第12号)

この規則は、平成22年7月26日から施行する。

附 則(平成22年9月28日規則第15号)

この規則は、平成22年9月28日から施行する。

附 則(平成24年2月24日規則第5号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規程にかかわらず、農学生命科学研究科の生物機能科学専攻、応用生命工学専攻、生物生産科学専攻及び地域環境科学専攻は、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、平成24年度の農学生命科学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	60
	生物機能科学専攻	12
	応用生命工学専攻	16
	生物生産科学専攻	16
	地域環境科学専攻	16

附 則(平成24年11月21日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日規則第2号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成25年度の教育学研究科教科教育専攻及び理工学研究科理工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	56
理工学研究科	理工学専攻	170

附 則(平成27年3月20日規則第7号)

この規則は、平成27年3月20日から施行する。

附 則(平成27年9月14日規則第17号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規則第6号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの医学研究科医科学専攻、保健学研究科保健学専攻並びに理工学研究科理工学専攻、機能創成科学専攻及び安全システム工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度

医学研究科	医科学専攻	博士課程	210	220	230
保健学研究科	保健学専攻	博士前期課程	55	-	-
		博士後期課程	30	33	-
理工学研究科	理工学専攻	博士前期課程	210	-	-
	機能創成科学専攻	博士後期課程	14	16	-
	安全システム工学専攻		14	16	-

附 則(平成28年6月17日規則第16号)

この規則は、平成28年6月17日から施行し、改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年7月15日規則第18号)

この規則は、平成28年7月15日から施行する。

附 則(平成29年1月13日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日規則第6号)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成29年度の教育学研究科学校教育専攻及び教科教育専攻並びに養護教育専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	22
	教科教育専攻		23
	養護教育専攻		3

附 則(平成30年4月1日規則第13号)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第57条の規定にかかわらず、岩手大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施は、平成30年3月31日において当該研究科に在学する者が、当該研究科に在学しないこととなるまでの間、なお、従前の例による。

附 則(平成30年9月26日規則第16号)

この規則は、平成30年9月26日から施行する。

附 則(平成30年12月18日規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和2年度の人文社会科学研究科、教育学研究科、農学生命科学研究科、地域共創科学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員
-----	----	----	------

人文社会科学研究科	人文社会科学専攻	修士課程	16
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	34
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	修士課程	110
地域共創科学研究科	地域リノベーション専攻	修士課程	15
	産業創成科学専攻		15

- 3 改正後の第3条の規定にかかわらず，人文社会科学研究科の文化科学専攻及び応用社会科学専攻，教育学研究科の学校教育専攻は，令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし，令和2年度の当該専攻の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員
人文社会科学研究科	文化科学専攻	修士課程	10
	応用社会科学専攻		6
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	16

別表第1(第4条関係)

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		専門職学位課程		博士課程，博士後期課程及び後期3年博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	人文社会科学専攻	16	32				
教育学研究科	教職実践専攻			18	36		
医学研究科	医科学専攻					60	240
保健学研究科	保健学専攻	30	60			12	36
理工学研究科	理工学専攻	120	240				
	機能創成科学専攻					6	18
	安全システム工学専攻					6	18
	計	120	240			12	36
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	50	100				
地域社会研究科	地域社会専攻					6	18
地域共創科学研究科	地域リノベーション専攻	15	30				
	産業創成科学専攻	15	30				
	計	30	60				
合計		246	492	18	36	90	330

別表第2(第34条，第47条，第51条，第52条，第54条関係)

区分	検定料	入学料	授業料
大学院の研究科	円	円	年額 円
	30,000	282,000	535,800

科目等履修生	9,800	28,200	1 単位あたり 14,800
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
聴講生	9,800	28,200	1 単位あたり 14,800

備考 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は、上記の表に定める額にかかわらず、入学時の授業料の額とする。

弘前大学大学院学則の一部改正（案）について

1. 趣旨

本学大学院において、教育学研究科（修士課程）の廃止を含む大学院再編（修士課程、博士前期課程、専門職学位課程）を行うことに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項において、「教育学研究科学校教育専攻」を廃止し、「教育学研究科教職実践専攻」の入学定員、収容定員等を改めるとともに、再編を行う研究科の各専攻に係る入学定員、収容定員等を改める。

3. 施行日

令和2年4月1日施行

弘前大学大学院学則の一部改正（案）

改 正 後	現 行																																														
<p>第1章 総則 (研究科) 第3条 大学院に置く研究科は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">研究科</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>教育学研究科</td> <td style="text-align: center;">専門職学位課程</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>地域社会研究科</td> <td style="text-align: center;">博士課程</td> </tr> <tr> <td>地域共創科学研究科</td> <td style="text-align: center;">修士課程</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>第7章 入学、休学、留学、退学及び転学等 (入学資格) 第33条 (略) 2 (略) 3 人文社会科学研究科、保健学研究科博士前期課程、理工学研究科博士前期課程、<u>農学生命科学研究科及び地域共創科学研究科</u>の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(11) (略) 4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和2年度の人文社会科学研究科、教育学研究科、農学生命科学研究科、地域共創科学研究科の収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">研究科</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">専攻</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">課程</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文社会科学研究科</td> <td>人文社会科学専攻</td> <td>修士課程</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>教育学研究科</td> <td>教職実践専攻</td> <td>専門職学位課程</td> <td style="text-align: center;">34</td> </tr> <tr> <td>農学生命科学研究科</td> <td>農学生命科学専攻</td> <td>修士課程</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域共創科学研究科</td> <td>地域リノベーション専攻</td> <td rowspan="2">修士課程</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>産業創成科学専攻</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 改正後の第3条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の文化科学専攻及び応用社会科学専攻、教育学研究科の学校教育専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなく</p>	研究科	課程	(略)	(略)	教育学研究科	専門職学位課程	(略)	(略)	地域社会研究科	博士課程	地域共創科学研究科	修士課程	研究科	専攻	課程	収容定員	人文社会科学研究科	人文社会科学専攻	修士課程	16	教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	34	農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	修士課程	110	地域共創科学研究科	地域リノベーション専攻	修士課程	15	産業創成科学専攻	15	<p>第1章 総則 (研究科) 第3条 大学院に置く研究科は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">研究科</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>教育学研究科</td> <td style="text-align: center;">修士課程 専門職学位課程</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>地域社会研究科</td> <td style="text-align: center;">博士課程</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>第7章 入学、休学、留学、退学及び転学等 (入学資格) 第33条 (略) 2 (略) 3 人文社会科学研究科、<u>教育学研究科修士課程</u>、保健学研究科博士前期課程、理工学研究科博士前期課程及び農学生命科学研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(11) (略) 4 (略)</p>	研究科	課程	(略)	(略)	教育学研究科	修士課程 専門職学位課程	(略)	(略)	地域社会研究科	博士課程	(新設)	(新設)
研究科	課程																																														
(略)	(略)																																														
教育学研究科	専門職学位課程																																														
(略)	(略)																																														
地域社会研究科	博士課程																																														
地域共創科学研究科	修士課程																																														
研究科	専攻	課程	収容定員																																												
人文社会科学研究科	人文社会科学専攻	修士課程	16																																												
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	34																																												
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	修士課程	110																																												
地域共創科学研究科	地域リノベーション専攻	修士課程	15																																												
	産業創成科学専攻		15																																												
研究科	課程																																														
(略)	(略)																																														
教育学研究科	修士課程 専門職学位課程																																														
(略)	(略)																																														
地域社会研究科	博士課程																																														
(新設)	(新設)																																														

なる日までの間存続するものとし、令和2年度の当該専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員
人文社会科学研究科	文化科学専攻	修士課程	10
	応用社会科学専攻		6
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	16

別表第1(第4条関係)

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		専門職学位課程		博士課程、博士後期課程及び後期3年博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	(削る) (削る) 人文社会科学専攻	16	32				
教育学研究科	(削る) 教職実践専攻			18	36		
医学研究科	医科学専攻					60	240
保健学研究科	保健学専攻	30	60			12	36
理工学研究科	理工学専攻	120	240				
	機能創成科学専攻					6	18
	安全システム工学専攻					6	18
	計	120	240			12	36
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	50	100				
地域社会研究科	地域社会専攻					6	18
地域共創科学研究科	地域リノベーション専攻	15	30				
	産業創成科学専攻	15	30				
	計	30	60				
合計		246	492	18	36	90	330

別表第1(第4条関係)

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		専門職学位課程		博士課程、博士後期課程及び後期3年博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	文化科学専攻	10	20				
	応用社会科学専攻	6	12				
	計	16	32				
教育学研究科	学校教育専攻	16	32				
	教職実践専攻			16	32		
	計	16	32	16	32		
医学研究科	医科学専攻					60	240
保健学研究科	保健学専攻	30	60			12	36
理工学研究科	理工学専攻	120	240				
	機能創成科学専攻					6	18
	安全システム工学専攻					6	18
	計	120	240			12	36
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	60	120				
地域社会研究科	地域社会専攻					6	18
(新設)	(新設)						
	合計	242	484	16	32	90	330

弘前大学教育学研究科委員会規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定規程第 100 号)

改正 平成 21 年 2 月 9 日

平成 27 年 3 月 20 日規程第 30 号

平成 27 年 9 月 14 日規程第 182 号

平成 29 年 3 月 24 日規程第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、弘前大学教授会通則（平成 27 年規則第 2 号。以下「通則」という。）

第 8 条規定に基づき、弘前大学大学院教育学研究科委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科専任担当の教授，准教授，講師及び助教
- (3) 教育学部の専任担当教員のうち，研究科担当の教授，准教授，講師及び助教

(審議事項)

第 3 条 委員会は、教育研究に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 通則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する事項
- (2) 通則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する，学長が定める事項
- (3) 通則第 2 条第 3 項に規定する，学長等の求めに応じ意見を述べる事項
- (4) 退学，休学その他学生の身分に関する事項（第 1 号のものを除く。）
- (5) 試験に関する事項
- (6) 修士論文の審査に関する事項
- (7) その他教育研究に関する重要事項

(委員会の招集及び議長)

第 4 条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名した委員が議長の職務を代理する。

(委員会の成立及び議決)

第 5 条 委員会は、構成員(海外出張中，休職中，その他委員がやむを得ない理由があると認めたと者を除く。)の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

2 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、弘前大学学位規則(平成 16 年規則第 4 号)第 14 条に定める議決及びこの規程の改廃については、その 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(委員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
(専門委員会)

第7条 委員会は、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育学部事務部において処理する。
(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月9日)

この規程は、平成21年2月9日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規程第30号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月14日規程第182号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日規程第38号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 教育学研究科改組の必要性	
(2) 教育学研究科（専門職学位課程）の人材養成の基本方針	
2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称	5
(1) 研究科，専攻の名称	
(2) 学位の名称	
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	6
(1) 教育課程の基本的な考え方	
(2) 教育課程編成の特色	
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	12
(1) 教員組織の編成の考え方及び特色	
(2) 教員組織の年齢構成について	
5. 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	13
(1) 標準修了年限・修了要件	
(2) 履修方法	
(3) 履修指導	
(4) 教育上の工夫	
(5) 厳格な成績評価	
(6) 研究の倫理審査体制	
6. 施設・設備等の整備計画	17
(1) 校地，運動場の整備計画	
(2) 校舎等施設の整備計画	
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	
7. 基礎となる学部との関係	18
(1) 学部段階での新たな教員養成の試み	
(2) 教育学研究科の改革	
8. 入学者選抜の概要	21
(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	
(2) 選抜方法	
(3) 入学試験	
9. 取得できる免許状	23

10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	23
(1) 標準修業年限	
(2) 履修指導等の方法	
(3) 授業の実施方法	
(4) 教員の負担の程度	
(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、 必要な職員の配置	
(6) 入学者選抜の概要	
11. 管理運営	25
(1) 学内の管理運営体制	
(2) 外部の協議機関	
12. 自己点検・評価	28
(1) 組織評価	
(2) 教員業績評価	
(3) 職員人事評価	
(4) 認証評価	
13. 情報の公表	30
(1) 大学ホームページによる情報提供	
(2) 教育研究活動等に関する情報の公表	
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	33
(1) 教職実践専攻（教職大学院）のFD	
(2) 大学間や教職員支援機構との連携によるFDの実施	

連携協力校等との連携・実習について

1. 連携協力校等との連携	34
(1) 連携協力校との連携について	
(2) 確定している連携協力校（17校）	
(3) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、 青森県教育委員会指定校（青森県教育委員会による調整）	
(4) 現職教員学生の勤務校（青森県教育委員会による調整）	
(5) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、 青森県立の高等学校・特別支援学校（青森県教育委員会による調整）	
(6) 教育関連施設との連携について	
(7) 連携協力校等と協働して取り組む課題	
(8) 附属学校の活用について	
2. 実習の具体的計画	42
(1) 実習計画の概要（実習のねらい）	
(2) 実習指導体制と方法	
(3) 連携協力校との連携体制と方法	
(4) 単位認定等評価方法	

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 教育学研究科改組の必要性

1) 背景

本学は、平成 25 年に公表したミッションの再定義（教員養成分野）において、青森県教育委員会等との連携により、地域社会的な役割域密接型を目指す大学として、義務教育諸学校に関する地域の教員養成機能の中心的役割を担うとともに、青森県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを基本的な目標とし、実践型教員養成機能への質的転換を図るものとし、教職大学院の設置を掲げた。

教育学研究科では、青森県教育委員会との間で平成 25 年度から大学院教育学研究科のあり方について実務者レベルの検討を開始し、教職大学院の設置を視野に入れた検討を重ねた。平成 26 年 4 月には、弘前大学と青森県教育委員会との間で教職大学院設置協議会を組織した。その後、協議会・専門部会等 10 回以上の協議を行い、教職大学院の教育プログラムを通じて教育実践力に秀でた「新人教員」の育成並びに「中堅教員」を対象にミドルリーダーを育成することにより、青森県の教育力の向上と教員養成・研修機能の充実を目指すという結論に達し、平成 29 年 4 月に教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）（入学定員 16 名）を設置した（【資料 1】参照）。その際、教職実践専攻の将来構想として、令和 2 年度に学校教育専攻（修士課程）（入学定員 16 名）を廃止し、その機能を補完するとともに、教科教育や特別支援教育の領域を教職実践専攻に導入することを計画していた。それに伴い、学校教育専攻（修士課程）では、教職実践専攻の設置時より、教科教育領域の研究の方向性を従来の学問的色彩の強い内容から、専門性の探究を背景に、教育現場での課題の発見、その解決のための方法や教材の開発、開発した方法や教材の実践方法の研究等へシフトし、教職実践専攻への対応を含め準備を進めてきた。

今後の大学院段階の教員養成機能の在り方については、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の報告書」（平成 25 年 10 月）において、「国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行」することが明確にされている。また、中央教育審議会答申（平成 27 年 12 月 21 日付）では、「拡充期を迎えた教職大学院の在り方」として、「チーム学校を形成する教員としての力量を育成できるカリキュラムの充実にも努めるとともに、教育委員会の行う教員研修のパートナーとして役割を果たすこと」が求められている。また、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」（平成 29 年 8 月）では「高度専門職業人として教員養成の中心として、養成・採用・研修を一体的にとらえた教職生活全体を支える観点からの新たな役割の提示と、それぞれの教職大学院が強みや特色を発揮しつつそれに応えていくことが求められている」と示されている。

なお、本学教育学部は、平成 28 年 4 月に学部改組を行い、生涯教育課程を廃止することにより学校教育教員養成に特化した組織に再編し、小学校教員養成の重点化と共に地域から期待される専門力と実践力を兼ね備えた教員の養成を目指し、その教育課程の編成をより学校現場での実践的指導力の養成を重要視する方向に転換している。

以上、本研究科の将来構想並びに本研究科を取り巻く状況、そして学生・教育関係者のニーズに応えることを考慮し、学校教育専攻（修士課程）を廃止し、教員養成に

関わる大学院の機能を教職実践専攻（専門職学位課程）に一本化する方向で改組する（【資料2】参照）。

2) 教育界等のニーズ

教職実践専攻では、青森県が直面している教育課題に対して、理論と実践との往還・融合を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員の養成を目的に、教育研究に取り組んでいる。

平成 29 年 3 月に開催された「教職大学院研究教育協議会」による外部評価により、今後の教職大学院に求められる機能強化内容として、青森県教育委員会、近隣市町村教育長より、教職大学院における「特別支援学校はもとより、特別支援学級や通常学級に通う特別な支援が必要な子供たちへの教育」機能の充実が要望された。一方、

「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議」報告書（平成 29 年 8 月 29 日決定）では、教職大学院における教科領域の教育の導入を教職大学院の中長期的な方針の中で明確にしておき、新学習指導要領に対応して、各教科で「①知識及び知能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」を児童生徒に身に付けさせることができるような教育活動を展開できる教員の養成に努めるべきであることを示唆しており、現職教員学生、学部新卒学生をはじめ、学校現場の教員からも、新学習指導要領導入との関連から、教職大学院への教科教育の領域の導入の要望が多く寄せられている。

そこで、現行の教職実践専攻の教育カリキュラムの中に、学校教育専攻が培ってきた特別支援教育や教科領域の機能を導入することにより、教育界からのニーズに応えていく。これまで、学校教育専攻では、平成 29 年度の教職実践専攻設置時より、教科教育領域の研究の方向性を従来の学問的色彩の強い内容から、専門性の探究を背景に、教育現場での課題の発見、その解決のための方法や教材の開発、開発した方法や教材の実践方法の研究等へシフトし、教職実践専攻への対応を含め準備を進めてきている。

一方、本学の教員志望である 3 年次学生を対象として、教職大学院に関するアンケートを実施した結果、教職大学院に対して期待する事項や支援策については、「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」、「様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること」などが明確となっている。さらに、進学志向別で見ると、本学の教職大学院を将来の選択肢として肯定的に捉えている学生では、「現場での要請が強いインクルーシブ教育が学べること」や「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」を強く期待していることが判明している（「学生の確保の見通し等を記載した書類」を参照）。

①期待される効果

a. 青森県の教育力の向上

青森県教育委員会は、本学の教職大学院に対し、これまで以上に実践的かつ汎用性の高い課題を共有し、解決に向け協働する研修機関として期待を高めている。

これを受けて教職実践専攻では、いじめ防止対策、子どもの健康づくり方策（短命県返上）、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、環境教育（青森県環境資源の活用）等を推進していく必要がある。

特に、今般の改組により、既存の教職大学院では担保できない特別支援教育領域と教科教育領域における、高度な専門的知識・能力及び実践的能力と教育的指導力の養成をより確かなものにする。教職実践専攻のマネジメント能力の養成や教科の枠を超えた教科横断的・汎用的スキルを養成するプログラムとともに、特別支援教育や教科教育を専門的に深化させる学校教育専攻の教育プログラムは、青森県の教育力の向上に繋がる。

b. 学生の資質・能力の向上

グローバル化と知識基盤社会の到来、社会の多様化と複雑化が進み、正解を見いだすににくい状況下において、自ら問いを見だし、それと向き合い解決していく「学び続ける姿勢」が求められる。特に教育は不確定性に満ちた仕事に携わる高度専門職であることから、学校教員には「学び続ける姿勢」が強く求められる。

本専攻の現行のカリキュラムでは、こうした学び続ける姿勢の基盤となる「自律的発展力」「協働力」「課題探究力」「省察力」の4つの資質・能力を2年間にわたる理論と実践の往還・融合を通して育成している。

令和2年度からは現行のカリキュラムを基盤として「教科領域実践コース」及び「特別支援教育実践コース」を設置する。この2つのコースを設置することで、上述の「学び続ける姿勢」を基に、さらに新学習指導要領において「①知識及び技能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」の3つに整理された資質・能力を育成するための教師としての資質・能力の向上が期待できる。また、多様な教育的ニーズを抱えた児童生徒に対応し、将来的な児童生徒の自立を目指した教育を展開するための教師としての資質・能力の向上も期待できる。

3) 改組の方向性

現在、教職実践専攻には、現職教員学生を対象にした「ミドルリーダー養成コース」と学部新卒学生を対象にした「教育実践開発コース」の2コースが設定されているが、現職教員学生対象の「ミドルリーダー養成コース」と学部新卒学生対象の「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」の4コースに再編成する。なお、現行の学校教育専攻の「教育科学コース」については「学校教育実践コース」に、「特別支援教育コース」については「特別支援教育実践コース」に、「教科実践コース」の機能については「教科領域実践コース」に、それぞれ取り入れて機能強化を行う。**【表1】及び【資料3】参照**

本学では、これまで教科領域及び特別支援教育領域については、平成29年度の教職実践専攻の設置時より学校教育専攻（修士課程）の中で高度の専門な能力及び優れた資質を養成してきた。この間、学問的色彩の強い専門性の探求を中心とした研究的な内容から、教育現場の課題に対応するカリキュラム及び研究体制へのシフトを行った。しかし、実習等、教育実践の時間や場の確保等の問題があり、文献研究や実験・調査による課題解決が中心となり、学校現場の要求に十分に答えることが困難であった。一方、特別支援教育については、特別支援学校教員向けの教育・研究が中心であり、特別支援学級や通常学級に通う特別な支援が必要な子供たちへの教育及びその実践活動については、教育現場や学生のニーズを十分に満たすことが困難であった。

そこで、これまで学校教育専攻（修士課程）で培った高度専門職養成機能をより強化し、教育現場や学生のニーズに対応する方向で改組し、青森県をはじめとした地域の教育力の向上を目指す。

表1 教育学研究科（専門職学位課程）の構成

専攻	コース
教職実践専攻	ミドルリーダー養成コース（現職教員学生対象）
	学校教育実践コース（学部新卒学生対象）
	教科領域実践コース（学部新卒学生対象）
	特別支援教育実践コース（学部新卒学生対象）

（2）教育学研究科（専門職学位課程）の人材養成の基本方針

1）養成する人材像

本専攻において、養成すべき力として位置づけている「自律的発展力」、「協働力」、「課題探究力」、「省察力」の4つの力を踏まえ、現職教員学生を対象とした「ミドルリーダー養成コース」及び学部新卒学生を対象とした「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」の養成すべき教員像を以下のとおりとする。

[ミドルリーダー養成コース]

現職教員学生を対象とし、勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成する。

[学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース]

学部新卒学生を対象とし、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成する。

2）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科では、以下の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に則り、「教職修士（専門職）」の学位を授与する（【資料4】参照）。

[ミドルリーダー養成コース]

校内研修、地域連携、教材開発などの課題に、中心となって他者と共に創造的に取り組むことができるミドルリーダー教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① より高度な専門性に支えられた「自律的発展力」を身につけていること
- ② 学校内外の多様な人々との連携・協働を視野に収めた「協働力」とに基づき、理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察（省察力）を通して、ミドルリーダーとして学校現場が抱える課題の解決を先導していく力（課題探究力）を身につけていること

[学校教育実践コース]

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① 学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての確かな専門性に支えられた「自律的發展力」を身につけていること
- ② 教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること

[教科領域実践コース]

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① 教科領域教育についての確かな専門性に支えられた「自律的發展力」を身につけていること
- ② 教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること

[特別支援教育実践コース]

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① 特別支援教育とインクルーシブ教育システムについての確かな専門性に支えられた「自律的發展力」を身につけていること
- ② 教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること

2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科，専攻の名称

名称：弘前大学大学院教育学研究科

教職実践専攻 (Program for Professional Development of Teachers)

理由：教育課題の解決を目指し、省察的に実践していく教員を育成するという理念を表現し、「教職実践専攻」とした。

(2) 学位の名称

名称：教職修士（専門職）(Master of Education)

理由：学位規則第五条の二(文部省令第九号)で規定されているため。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の基本的な考え方

1) 教育課程編成の基本方針

グローバル化と知識基盤社会の到来、社会の多様化と複雑化が進み、正解を見いだすに困難な状況下において、自ら問いを見だし、それと向き合い解決していく「学び続ける姿勢」が求められる。特に、教員は不確定性に満ちた仕事に携わる高度専門職であることから、学校教員には「学び続ける姿勢」が強く求められる。

また、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」（平成29年9月）報告書では、「各教科等において、新学習指導要領で「①知識及び技能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に基づいて整理された資質・能力を児童生徒に身に付けさせることができるような教育活動を展開できる教員の養成に努めるべきである。」と示されている。

本専攻の現行のカリキュラムでは、こうした学び続ける姿勢の基盤となる「自律的発展力」、「協働力」、「課題探究力」、「省察力」の4つの資質・能力を、2年間にわたる理論と実践の往還・融合を通して育成する体系となっている。令和2年度からは、「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」及び「特別支援教育実践コース」を新たに設置することに伴い、現行のカリキュラムを基盤として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に基づいて整理された資質・能力を身に付けさせることができるような教育課程を編成する。

そこで、現行の教職実践専攻のカリキュラムの中に、学校教育専攻が培ってきた教育内容論、教材方法論、教科指導論、教材実践演習等の教科領域カリキュラムのエッセンスを取り入れるとともに、地域を巻き込んだ教科横断的科目である「独自テーマ科目」や地域教育課題研究科目等と連携させる。その際、教育学研究科の教員のみならず、他研究科・附置研究所の教員を含めたオール弘前大学体制で担当することにより、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の観点から、学校内だけではなく保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラムマネジメント」の確立を目指す。

「ミドルリーダー養成コース」は、これまでどおり原則として青森県教育委員会から派遣される現職教員学生を対象とし、勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働のもと、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成する教育課程とする。

一方、「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」は、学部新卒学生を対象とし、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成する教育課程とする。

また、現行のカリキュラムでは、全ての科目において、実務家教員と研究者教員及び教科教育担当と教科専門担当の2者が連携を取りながら授業を展開している。これは理論と実践の往還・融合を構築するための方策として取り入れた体制であるが、改組後もこの体制を維持しつつ、原則、オムニバス方式ではなく、共同担当で授業を展開する。

2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するため、専攻全体及びコース毎に以下のカリキュラム・ポリシーを定める（【資料4】参照）。

[専攻全体]

<基礎科目>

現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法について網羅的に学ぶことを通じて、自律的発展の基礎となる「見通す力」の育成を第一義的な目的とするものである。また、全コースの院生が履修することを通じて、経験や立場が異なる者同士協働する力の育成にも力点をおくものである。

<独自テーマ科目>

地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶことを目的としている。そこでは「課題探究力」の基礎的知見を学ぶとともに、教育・学校以外の人々の知見を得ることを通じて「協働力」の基礎的素養を得ることも目指される。基礎科目群「教育における社会的包摂」も、この独自テーマ科目群の主旨に連なるものである。

<教育実践研究科目>

解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この教育実践研究科目群においては、課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見い出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法 A・B」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。（特別支援教育実践コースについては別途定める：コースのポリシー内に記載）

[ミドルリーダー養成コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、ミドルリーダーとして必要な能力を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

学校現場などでの、研修会への参画・教育実践・助言指導活動を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

[学校教育実践コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

[教科領域実践コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、教科領域教育に必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

[特別支援教育実践コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、特別支援教育やインクルーシブ教育システムに必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

<教育実践研究科目>

解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものであり、「教育実践研究 A」、「教育実践研究 B」、「特別支援教育実践研究」の3つの枠

を設定し、それぞれの院生の研究活動に沿ったものとなるようにした。特に「教育実践研究 B」は原則として、養護教諭として勤務している現職教員学生、及び、養護教諭を志望している学部新卒学生を対象に、養護教諭として研究を深められるようにした。また、「特別支援教育実践研究」は、原則として、特別支援学校や特別支援学級に勤務している現職教員学生、及び、特別支援教育実践コースの学部新卒学生を対象としており、特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける研究を深められるようにした。

いずれの枠においても、省察を通じて自らの到達点と課題を見いだし、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指され、最終的には確かな「省察力」に基づいた「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的としている。

なお、3つの枠について、混合して履修することはできない。

(2) 教育課程編成の特色

1) 教育カリキュラムの特色

青森県教育委員会は、本学の教職大学院に対し、これまで以上に実践的かつ汎用性の高い課題を共有し、解決に向け協働する研修機関として期待を高めている。これを受けて本専攻では、いじめ防止対策、子どもの健康づくり方策（短命県返上）、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を念頭においた健康教育、青森県環境資源の活用を目指した環境教育等を推進していく必要がある（【資料5】及び【資料6】参照）。

現行のカリキュラムは、「基礎科目」、「独自テーマ科目」、「発展科目」、「教育実践研究科目」、「実習科目」の5つの科目区分を設けている。改組にあたり、この5つの科目区分を維持し、新たに設置する「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」に対応した科目を「発展科目」に新設する。また、「特別支援教育実践コース」の現職教員学生及び学部新卒学生を対象とした特別支援学校教諭専修免許状の取得に対応した実習を「実習科目」に新設する。

「学校教育実践コース」については、基本的にはこれまでの「教育実践開発コース」の科目を引き継いだ上で、学部新卒学生が「いじめ・不登校対策」や「インクルーシブ教育」等の子ども理解や学校教育の理念の理解や養護教諭の教育実践等をより深く学ぶために設置する。教育学関係の科目（1科目）、教育心理学関係の科目（1科目）を新設し、養護教育関連科目についても1科目から4科目に増設する。現職教員学生として青森県から派遣される教員のために、養護教育関連科目についても現職教員学生の履修を認めるものとする。

「教科領域実践コース」は、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」（平成29年8月）で指摘された「教科領域の学修ニーズへの対応」に向け、従来の修士課程では十分に取り組みなかった、学校現場での実習や実際の教育実践を題材にした教科領域における「理論と実践の往還」という課題の解決を

目指す。本専攻では、現行のカリキュラムの共通の必修科目である「教科領域指導研究」において、新学習指導要領の概要を捉えた上で3つ柱に基づいた学習指導の在り方について考えるようにしてきた。さらに、選択科目である「教科領域指導研究（発展）」においても各教科教育及び教科専門の教員による演習が設定され、基礎科目での学びに基づいてさらに教科教育について深めていくようにしている。こうした実績を基に、「教科領域実践コース」の開設に合わせ、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保体・英語・技術・家庭の各教科科目については、4科目ずつ発展科目を設定し、道徳及び生活・総合学習については1科目ずつ発展科目を設定する。こうした科目の設置を受けて、基礎科目の「教科領域の理論」及び発展科目の「教科領域指導研究（発展）」を廃止する。なお、「教科領域実践コース」は学部新卒学生対象ではあるが、現職教員学生を対象としている「ミドルリーダー養成コース」の学生もミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する場合は「教科領域実践コース」にある各科領域の授業科目を選択科目として履修することができるようにする。このことにより、新学習指導要領で整理された資質・能力を児童生徒に身に付けるための教育活動を展開できる教員の養成が可能になると考える。

「特別支援教育実践コース」については、青森県教育委員会ならびに市町村教育委員会からのニーズに沿い、通常学級に通う特別な支援が必要な児童・生徒をサポートするための教育カリキュラムの展開を視野に入れ、発展科目を1科目から7科目に増設する。なお、特別支援学校教諭の専修免許取得のために現職教員学生が「特別支援教育実践コース」内の科目を履修することは認めるものとする。

2) 授業科目の目的・内容

<基礎科目>

現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法を網羅的に学ぶ。他の科目群での学び、あるいは修了後の職能成長にとっての基礎的知見を培うことにも役立つものである（全コース共に学修）。

<独自テーマ科目>

地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶ（全コース共に学修）。また、青森県教育委員会が重要な教育課題と位置づけているインクルーシブ教育を新たに加える。これまで、インクルーシブ教育については、日本の学校が共通に抱える教育課題でもあることに鑑み、「基礎科目」における「教育における社会的包摂」で扱っていた。しかし、青森県教育委員会等を構成員としている教職大学院教育研究協議会において、青森県のインクルーシブ教育について特化した科目の設置の要望が出されたことや、これまでの実績を加味し、「インクルーシブ教育システムの理論と実践」を新設した。なお、医学研究科附属子どもこころの発達研究センターと連携し、授業を行う。

<発展科目>

「基礎科目」、「独自テーマ科目」での学修を受け、4科目（8単位）を選択して履修する。「基礎科目」、「独自テーマ科目」での学びをさらに発展させるものとしてコース毎に科目を設定し、この中から6単位以上を学生が選択する。なお、学部新卒学生については「教科領域実践コース」「学校教育実践コース」「特別支援教育実践コース」の各

コースに対応した科目を新設し、コース毎に6単位以上を選択し履修する。また、「教科領域実践コース」及び「特別支援教育実践コース」の中のいくつかの科目については、ミドルリーダー養成コースの科目と見なし、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、選択することができるようにした。この様にすることで、教科領域と特別支援教育についての現職教員学生のニーズに応える。また、特別支援学校又は特別支援学級に勤務している現職教員学生についてはミドルリーダー養成コースの発展科目を選択せずに、特別支援教育実践コースの発展科目4科目を選択することを認めるものとし、特別支援学校教諭専修免許状取得のニーズに応える。

<共通科目> (学部新卒学生についての発展科目)

教員養成系大学卒業者、教員養成系大学以外の卒業者を問わず、学部での学びや教育実習での経験だけでは、連携協力校において教育実践を滞りなく行うことは相当難しい。一方で、学部新卒学生であろうとも教職大学院の学生は教員免許状取得者として滞りなく教育実践を行えるものとして連携協力校から期待されてもいる。こうした学部新卒学生の実力と連携協力校の期待のギャップを埋めるために、「学部新卒学生共通科目」を発展科目として開講する。この科目は「学校教育実践コース」「教科領域実践コース」「特別支援教育実践コース」の全ての学生が各コース科目とは別に選択履修できるものとする。特に、スムーズに実習科目に取り組めるよう模擬授業を中心にして授業技術を学ぶ「授業づくりの理論と実践」と、主に学校経営を学ぶ「教育実践課題解決研究」については、連携協力校における実習の基礎的な力をつけるものとして、全ての学部新卒学生に積極的に履修するように指導する。さらに学級経営の基礎となる「道徳の理論と授業実践のあり方」「総合的な学習のカリキュラム開発演習」も共通科目として配置した。なお、「道徳の理論と授業実践のあり方」「総合的な学習のカリキュラム開発演習」については「ミドルリーダー養成コース」の学生もミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する場合は履修することができるものとする。

<実習科目>

各コースの学生は、スタート地点でのベースラインや実習での目的が異なるため、コース毎に実習科目を設定し、それぞれの養成する人材像の実現を目指す。なお、「特別支援教育実践コース」のために学部新卒学生を対象とした特別支援教育に特化した実習を新設した。さらに、現職教員学生が特別支援学校教諭専修免許状を取得するためにインクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育に関わる実習も新設した。なお、インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育に関わる実習を選択できる現職教員学生は特別支援学校または特別支援学級に勤務している者とする。

<教育実践研究科目>

「実習科目」と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」という理論と実践の往還の中で「省察力」の向上を基軸としながら、「自律的発展力」、「課題探究力」の向上を図っていくものである。

4. 教員組織編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方及び特色

教職大学院における教員組織の編成については、実務家教員を必要専任教員の4割以上置くことが法令上規定されている。これは、教職大学院に期待される「実践的指導力の育成」「理論と実践の融合」等の実現に向け、学校や地域の諸課題に沿った共通領域の科目や学校における実習の重視といった視点からも必要なことであると考えられる。

今回、教育実践開発コースを学校教育実践コース、教科教育実践コース、特別支援教育実践コースの3コースに改組するにあたり、特別支援教育と全教科10科目を新たに含めるため、必置教員数は35人（うち実務家教員14人以上）となる。これに対応するとともにミドルリーダーの養成及び実践力・省察力を持つ若手教員の養成を円滑に行うために、教員配置を見直し、専任教員42人（実務家教員17人、研究者教員25人）を配置する。（【資料7】参照）

その上で、教職大学院の運営及び教職大学院の実習指導を主に担当し教職大学院の職務に専念し、教職大学院をリードする教員を「専従教員」とし、実務家教員10人を配置する。

この他、令和2年度、3年度に退職予定の3人の実務家教員にあっては、特命教授として配置する計画であり、最終的には専任教員45人（うち実務家教員20人、専従教員14人）体制になる予定である。本専攻では、基礎科目をはじめ教育実践研究科目、実習科目については専任教員を中心としてティームティーチングで実施する。

実務家教員17人については、「弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻実務家専任教員選考基準」（【資料8-1】参照）に基づき選考を行い、学校教育現場での教育経験を概ね20年以上有し、担当授業に関する知識と経験豊富な教員を配置する。また、このうち8人の教員は、青森県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいずれかの学校の管理職または教育行政実務経験を有する者を配置する。また、17人の実務家教員のうち2人については青森県教育委員会との交流人事を行い、日常的に青森県教育委員会と連携・協働する体制を整備するとともに、「教育課題と解決策の共有・協働化」と「教員の資質向上」を活性化する人事の体制を目指すこととした。これは青森県教育委員会にとっても青森県の教育界を大学とともにリードする人材育成の観点からも大変意義が有ることと考える。なお、既に本学において研究者教員として大学教員の資格をもつ者についても、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて10年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなすこととしている（【資料8-1】参照）。

研究者教員については、教育学部専任教員の中から、「弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻研究者専任教員選考基準」（【資料8-2】参照）に基づき、これまで学校現場に根ざした教育研究活動を積極的に行っている者を配置する。さらに、教育内容の充実のために、教育学部教員や附属教員養成学研究開発センター教員、そして教育学部以外の研究科及び附置研究所の教員を含めたオール弘前大学体制を敷き、兼任教員として40人程度を活用する。なお、既に本学での研究者教員の資格を有する者を本学教職大学院の専任研究者教員に採用する場合は、学校教育に関する学術論文等が1編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験がある

こと、のどちらかの実績を有することを条件としている（【資料8—2】参照）。

（2）専任教員への配慮について

新設の教職大学院では、教育学部の専任教員が教職実践専攻の専任教員（ダブルカウント）として学生の教育・指導を兼務することとしている。その内訳については、別紙様式第3号（その2の1）「教員の氏名等」に掲載されている（「専他／実専他」）。このうち、「専他」は、教職実践専攻（教職大学院）に研究者教員として兼務するものを指す。一方、「実専他」は、実務家教員として兼務する教員を指す。「専他／実専他」それぞれの教員の資格については、資料8—1、資料8—2の教職実践専攻専任教員選考基準による。

本教職大学院では、専門職大学院と他の課程との連携を継続的に図っていく観点から、専任教員（ダブルカウント）を導入する。これらの措置が専門職大学院や学部の教育の質の低下を招かないようにするため、教職大学院での一人の専任教員（専従教員を除く）の年間担当単位数を原則4単位以下としている。なお、この一教員あたり4単位については、既存の修士課程における学部兼任における担当時間数と同等であり、業務遂行が可能な範囲である。また、本教職大学院ではチームティーチングを基本としており、複数の教員の連携により個々の負担の軽減を行っている。

（3）教員組織の年齢構成について

本学の定年退職年齢は65歳を迎えた年度末となっている。本専攻の開設時（令和2年4月）における専任教員の年齢構成は、60歳代8人（19.1%）、50歳代19人（45.2%）、40歳代10人（23.8%）、30歳代5人（11.9%）であり、40・50歳代の教員が約70%を占めることから、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成である。（【資料9】参照）

5. 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

（1）標準修了年限・修了要件

標準修了年限は、2年である。県派遣の現職教員学生に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例（いわゆる14条特例）を適用する。

また、附属学校園から派遣される現職教員学生も14条特例を実施し、附属学校園の教員として身分を保有したまま入学し就学できるようにする。

なお、学部新卒学生については、中学校教諭免許状取得者で小学校に就職希望の者及び小中高教諭免許取得者で特別支援学校に就職希望の者については、小学校教諭の免許及び特別支援教諭の免許取得のための長期履修（3年間）を認めるものとする。

修了要件は、基礎科目18単位、独自テーマ科目6単位、発展科目8単位以上（各コース別科目から6単位以上選択）、教育実践研究科目4単位、実習科目10単位、46単位以上修得した者とする。修了は、単位数、必修科目の取得を確認のうえ、修了報告として、学習成果報告書を実習科目・演習の主担当教員及び副担当教員が審査をする。その後、本専攻の目標が達成されているかについては、教職実践専攻会議におい

て総合的に確認する。最終的には研究科委員会の議を経て修了を判断する。
なお、履修登録の上限は、年間で40単位とする。

(2) 履修方法 (【資料10】参照)

修了単位数は、46単位とする。

<基礎科目> (18単位)

すべて必修とする。

<独自テーマ科目> (6単位)

すべて必修とする。

<発展科目> (8単位)

- ・8単位以上取得することとする。
- ・学部新卒学生の全コース(「学校教育実践コース」「教科領域実践コース」「特別支援教育実践コース」)の学生が選択可能な科目(共通科目)には、「授業づくりの理論と実践」「教育実践課題解決研究」「道徳の理論と授業実践のあり方*」「総合的な学習のカリキュラム開発演習*」を設ける。なお、「*」のついた科目については、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、ミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。
- ・ミドルリーダー養成コースの現職教員学生が選択可能な発展科目には、「地域教育課題研究(教育課程編成・教材開発)」、「協働的生徒指導のマネジメント」、「学校の地域協働と危機管理」、「教育法規の理論と実践」、「学校教育と教育行政」、「教職員の職能成長」、「学校保健のマネジメント」、「学校安全と事故防止」、「養護実践課題解決研究(発展)」を設け、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生はここから6単位以上を履修するものとする。
- ・学校教育実践コースの学部新卒学生が選択可能な発展科目には、「教育・社会理論と教育実践」「実践的教育相談の課題と展開」「地域教育課題研究(授業づくり)」「幼児児童教育の理解」「養護実践課題解決研究*」「学校保健の協働的展開*」「養護教諭の行う健康相談の理論と実践*」「学校における救急処置活動の理論と実践*」「教育心理学特論」「教育における社会的包摂の課題研究」を設け、ここから6単位以上履修するものとする。なお、「*」のついた科目については、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、ミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。
- ・教科領域実践コースの学部新卒学生が選択可能な発展科目には、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語の10科目それぞれに「教科教育学特論Ⅰ*」「教科教育学特論Ⅱ*」「授業に向けた教材研究Ⅰ*」「授業に向けた教材研究Ⅱ*」を設け、ここから6単位以上を履修するものとする。なお、「*」のついた科目については、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、ミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。

「教科教育学特論Ⅰ*」「教科教育学特論Ⅱ*」「授業に向けた教材研究Ⅰ*」
「授業に向けた教材研究Ⅱ*」については、原則、全ての教科の全科目で教科専門担当教員と教科教育担当教員がチームティーチングによる演習形式の授業を行うこととした。

学校現場において授業を行う教員は教材研究としてその教材の学問的な背景を探究しておくことが必須となる。こうした学問的な背景を探究することによって学校現場で指導する教員の児童生徒への言葉かけ等が各教科特有の見方・考え方に即したものとなり、かつ、深みのあるものとなる。この意味からも教科教育関係の科目に教科専門担当教員が関わることの意義は大きい。

その一方で、学問的な内容の全てを児童生徒に教材として提示することは不可能である。何より重要なことは、児童生徒の発達段階を考慮しその教材をどのような形で児童生徒に提示し、どこを児童生徒が思考するようにし、何を児童生徒が乗り越えるように（気付くように）するのかを学校で授業を行う教員自身で吟味できるようにすることである。こうしたことについては教科教育担当教員がその役割を果たすものである。

これらのことから教科教育担当教員と教科専門担当教員の役割を適切に分担できるように、教科教育の授業ではチームティーチングによる演習形式を原則とした。なお、上記の役割の分担を教科領域実践コース科目担当の全教員に周知徹底をするために、年度当初に全担当教員を集め、教員向けにFD活動を行うこととした。

- ・特別支援教育実践コースの学部新卒学生が選択可能な発展科目には「特別支援教育コーディネーターの役割と課題*」「特別支援教育の教育課程の実施と評価*」「特別支援教育の授業デザイン*」「個別的教育支援計画・個別の指導計画」「特別支援教育の制度と経営課題*」「発達障害児の理解と対応」「病弱児の心理・生理・病理」を設け、ここから6単位以上履修ものとする。なお、特別支援学校又は特別支援教室に勤務している現職教員学生は上記の全ての科目をミドルリーダー養成コースの発展科目として履修することができるものとする。また、「*」のついた科目は、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する特別支援学校又は特別支援学級に勤務していない現職教員学生がミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。

＜教育実践研究科目＞（4単位）

ミドルリーダー養成コース、教科領域実践コースの学生は「教育実践研究法A（教育実践研究AⅠ）」「教育実践研究AⅡ」「教育実践研究AⅢ」「教育実践研究AⅣ」の全てを履修する。

また、養護教諭として勤務しているミドルリーダー養成コースの現職教員学生及び養護教諭を志望している学校教育実践コースの学部新卒学生は、原則として「教育実践研究法B（教育実践研究BⅠ）」「教育実践研究BⅡ」「教育実践研究BⅢ」「教育実践研究BⅣ」の全てを履修する。

特別支援学校又は特別支援教室に勤務し特別支援教諭専修免許状取得希望のミドルリーダー養成コースの現職教員学生及び特別支援教育実践コースの学部新卒学生は原則として、「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究Ⅰ）」「特別支援教育実践研究Ⅱ」「特別支援教育実践研究Ⅲ」「特別支援教育実践研究Ⅳ」の全てを履修

する。

なお、「教育実践研究 AIV」「教育実践研究 BIV」及び「特別支援教育実践研究IV」の単位には、「学習成果報告書」の作成と「教育実践研究発表会」での発表が課される。なお、ミドルリーダー養成コースの学生は、2年次において、勤務校で勤務しつつ、定期的に通学し授業及び指導を受ける。

＜実習科目＞(10単位)

- ・ミドルリーダー養成コースは、「実習ⅠA-1（課題把握）」、「実習ⅠA-2（課題把握）」、「実習ⅡA（仮説形成）」、「実習ⅢA（課題検証）」を設ける。なお、特別支援学校又は特別支援教室に勤務し特別支援教育教諭専修免許取得を希望する者を対象とした、「特別支援教育実習ⅠA-1（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅠA-2（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅡA（仮説形成）」、「特別支援教育実習ⅢA（課題検証）」を設ける。また、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は、2年次には14条特例の措置をとり、勤務校で勤務を行いながら、勤務校を連携協力校として、指導教員が勤務校に向いた上で実習を行う。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コースは「実習ⅠB-1（課題把握）」、「実習ⅠB-2（課題把握）」、「実習ⅡB（仮説形成）」、「実習ⅢB（課題解決研究）」、「実習ⅣB（課題解決検証）」を設ける。
- ・特別支援教育実践コースは「特別支援教育実習ⅠB-1（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅠB-2（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅡB（仮説形成）」、「特別支援教育実習ⅢB（課題解決研究）」、「特別支援教育実習ⅣB（課題解決検証）」を設ける。

（3）履修指導

履修指導にあたっては、各科目群の構成上の関係性と年次や前後期の流れを説明する。また、ミドルリーダー養成コースの学生と学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学生の持ち味や特徴を生かした形態や、科目ごとの到達目標を分けていることも併せて履修形態の必修、選択必修についても説明する。

（4）教育上の工夫

基礎科目、独自テーマ科目、発展科目は全て、事例中心の資料提示形式、演習形式、討論形式で実施する。また、全ての授業において、2人程度の教員による共同担当方式により行う。

関連して、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生では、経験や能力の違いによって、到達度目標や学習内容が異なる場合もある。そこで、授業科目の到達度目標は、コース毎に分けてシラバスに示している。

一方、教育実践研究科目と実習科目は、実務家教員と研究者教員が共同で指導を行う。

（5）厳正な成績評価

授業科目の履修単位は、試験又は報告書等により認定する。

各授業科目の成績は、秀（90点以上）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（60点未満）とする（【表2】参照）。また、単位認定は、学期の終わりに行う。

表2 成績評価（評語と評定内容）

評定区分	評語と評定内容
90点以上	秀：特に優れた成績である。
80～89点	優：優れた成績である。
70～79点	良：概ね妥当な成績である。
60～69点	可：合格に必要な最低限度を満たした成績である。
60点未満	不可：合格に至らない成績である。

（6）研究の倫理審査体制

教育学部に研究倫理委員会を設置して、職員・学生が実施する研究における調査、実験の可否の可否、また調査、実験において倫理的及び社会的問題が発生した場合の対処方法の審議等を行う体制を整備している。（【資料11】参照）

6. 施設・設備等の整備計画

（1）校地、運動場の整備計画

教育学研究科の教育・研究を支える校地は、本学の文京町キャンパスである。文京町キャンパスは、4つの学部及び5つの研究科が設置され、全学の教養教育が行われる等、本学における中心的なキャンパスであることから、附属図書館、保健管理センター、食堂等の福利厚生施設が充実しており、既存の学部・研究科と共用できるだけの十分な施設を備えている。

文京町キャンパスにおいては、運動場（11,516 m²）、体育館（3,394 m²）を有し、このほか、野球場、武道場、弓道場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、プール等が整備されている。また、学生が休息するスペースとして、学生会館内に共同談話室、食堂、売店等が備えられている。

（2）校舎等施設の整備計画

本専攻の施設は、教育学部棟（4階建）の既存施設に集中的に配置しており、以下のとおり整備する予定である。

1）講義室

教育学部棟3階の301教室（49 m²）、304教室（49 m²）、305教室（57 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。

2）演習室

教育学部棟3階の302教室（74 m²）及び303教室（74 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。

大学院1・2年生合同で使用可能なスペース及びグループワークスペースを、可動

式パーテーションの設置により整備している。また、可動式机、椅子の他に、電子黒板も設置している。

3) 模擬教室

教育学部棟 3 階の教職実践演習室 (5) (47 m²) を使用する (教育学部と共同使用)。模擬授業の実施・分析・検討等を行う教室として利用する。

4) 実習室

教育学部棟 3 階の教職実践演習室 (6) (48 m²) を使用する (教育学部と共同使用)。

5) 専任教員の研究室

専任教員 (実務家教員 17 人研究者教員 25 人) の教員研究室は、教育学部棟 1 階から 4 階に 1 人 1 室 (26 m²) が配置される。また、専従教員 10 人の研究室は、大学院院生室と同じ棟の 2 階から 4 階に設置され、大学院生とのコミュニケーションに配慮した配置をとる。

6) 大学院院生室

教育学部棟 2 階に 2 室 (78 m² 及び 26 m²) 設置している。学生 1 人につき 1 台の教育・研究用のパソコンを準備する。(【資料 12】参照)

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学附属図書館は、現在、約 82 万冊の図書資料を所蔵し、電子ジャーナル約 7,000 誌や電子ブック約 4,200 点の閲覧が可能である。利用サービスは、休業期間を除き、土曜日及び日曜日にも開館し、教育・研究活動を支援するとともに、地域社会にも公開し、一般の方への貸出も行っている。また、ホームページにより、利用案内、蔵書目録、電子ジャーナル、大学研究情報等の情報発信を行っている。

なお、文京町キャンパスにある附属図書館本館は、ラーニング・コモンズを導入しており、グループ学習が可能なアクティブ・ラーニング・エリアや、開放的な「オープンラウンジ」等があり、多様な学習形態に対応している。

7. 基礎となる学部との関係

教育学部では、教員を目指す学生の実践的指導力と専門力の強化を図るために、カリキュラム改革や教職キャリア支援の充実に努めてきた。今後、第 3 期中期目標期間では、これまでの取組をさらにブラッシュアップするとともに「地域から期待される教員養成」を目指し、地域の公立学校や教育委員会との有機的な連携協働を図り、実践的指導力の養成機能を向上させる。

一方、教育学研究科 (修士課程) は、その機能を教職実践専攻の学校教育実践コース、

教科領域実践コース，特別支援教育実践コースに改組することにより，令和2年度に廃止する計画である。

(1) 学部段階での新たな教員養成の試み

教育学部では平成15年度の附属教員養成学研究開発センター設置以降，(i) 教員養成カリキュラムの三群化，(ii) 教育実習関連科目の体系化・充実化，(iii) 教員養成実習演習の創設と充実化を柱とした，実践的指導力の養成のためのカリキュラム改革に取り組んできた。

また，実習を重視し，系統的に学生が学んでいけるように4年間に，適宜，実習を位置付けている。

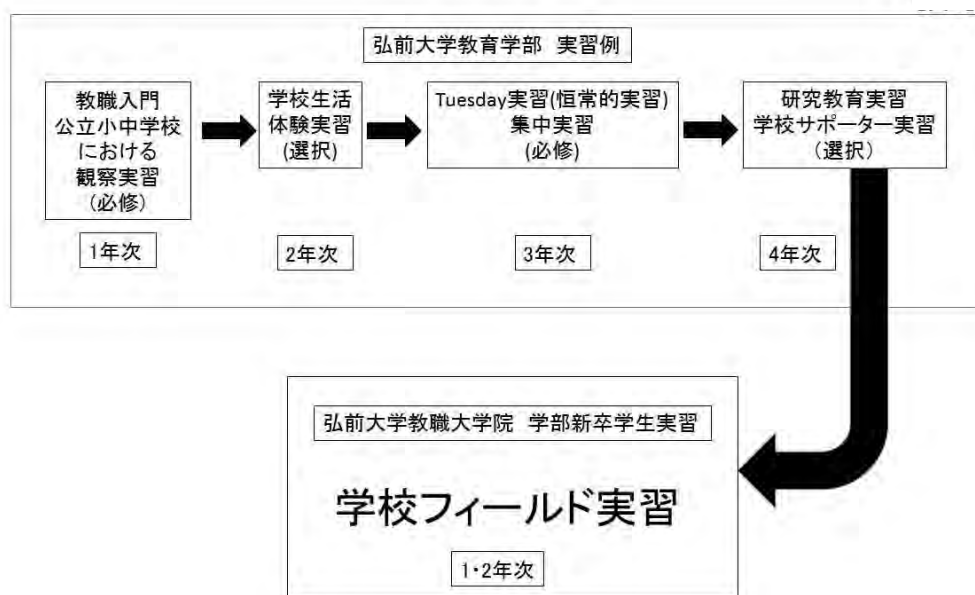
小学校教諭の養成課程を例にとると以下の様になる。

- ・1年次…教職入門において公立小中学校の観察実習
- ・2年次…生活体験実習において附属小学校で子どもと関わったり，運動会に参加したりする実習
- ・3年次…2週間に1日附属小学校で行う Tuesday 実習(恒常的実習)，及び，2週間の集中実習
- ・4年次…週1日公立小学校で行うサポーター実習，及び，2週間の研究教育実習

こうした，実習科目群での学びを受けて，その学びをさらに発展させる実習として，教職大学院では，2年間にわたる「学校フィールド実習」を行う(下記図1参照)。サポーター実習は教員免許取得前の学生が行うため，学生単独での授業は原則不可能であった。一方で，学校フィールド実習では，学部新卒学生は教員免許を取得しているので，学生単独での授業が可能となる。さらに，サポーター実習では，学校という場に慣れることを重視しているが，「学校フィールド実習」は，学校を研究のフィールドとして学部新卒学生が各自の研究テーマに基づく研究仮説を作成し，その仮説の検証のために教育実践を行うこととしている。

このように，本学教職大学院では本学部での実習の学びを発展させるように，「学校フィールド実習」を設定している。なお，本学教育学部を卒業していない学生への実習でのフォローアップとして，学部新卒学生用の科目を2科目設定(「授業づくりの理論と実践」「教育実践課題解決研究」)し，サポーター実習等を経験していなくても「学校フィールド実習」に耐えうる実践力を身に付けられるようにしている。

図1 実習の流れ



これらの取組み、改革をさらに進め、学校現場の課題や地域の教育課題への対応を念頭においた教員養成に取り組み、ミッションの再定義に明示した「地域の義務教育の拠点」としての機能を充実させる。

このため、実践型教員養成への質的転換を目的とし、以下の改革に取り組んでいる。

1) 組織改革

- ・青森県小学校教員養成の質的向上のため、学校教育教員養成課程の学校教育専攻と教科教育専攻を、初等中等教育専攻に改組し、小学校コース・中学校コースを置く。
- ・小学校教員養成体制を充実するために、実務家教員と研究者教員からなる小学校コースを主担当とする教員組織を設置する。

2) カリキュラム改革

- ・新しい教育学部では、地域で活躍できる「専門力」と「実践力」を持った教員の養成を実現するため、新たに「地域課題探究型科目」の新設や、従来の附属学校園での教育実習に加え、「地域コラボレーション実習・演習」「学校サポーター実習」等、地域の学校や教育委員会を介した教育活動を積極的に導入し、「地域協働型教員養成」を推進する。
- ・「地域課題探究科目」では、学校現場や地域の教育課題に対し、総合大学の強みを生かした学部連携（オール弘前大学）による授業展開を行う。
- ・小学校教員養成機能の強化の観点として、「理系に強い教員」「英語の指導力のある教員」の養成を目指し、実験系及び実践型の授業展開を充実させる。
- ・小学校コースと中学校コースの連携による小中一貫教育対応のための履修プログラムの抜本的な整備を行う。

(2) 教育学研究科の改革

本研究科は、平成6年4月に設置以来、教育学部における教育研究を基礎とし、さらに精深な教育研究を行い、より高度な資質能力を備えた教員や地域社会の発展に貢献できる人材を輩出してきた。しかし、今後の教育学研究科のあり方やミドルリーダーの育成が求められている教育委員会からの要望、さらには、カリキュラム変更が求められている学部改革との関連性等を慎重に検討し、以下のように改組する。

教育学研究科は、平成29年度に「学校教育専攻」「教科教育専攻」「養護教育専攻」の3専攻（修士課程）から「学校教育専攻」（修士課程）と「教職実践専攻（教職大学院）」の2専攻に改組し、さらに令和2年度に「教職実践専攻（教職大学院）」の1専攻4コース（ミドルリーダー養成コース、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コース）に改組する（【資料2】参照）。

8. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科では、コース毎に以下の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定する（【資料4】参照）。

[ミドルリーダー養成コース]

- ① 一人の教員としての教育実践力及び学校現場が抱える教育課題についての多面的・多角的洞察する力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められるより高度な専門性を自律的に発展させ、学校組織の一員として学校内外の多様な人々・専門家と協働して、教育実践の充実に取り組む行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察をもとに、学校現場が抱える課題の解決をミドルリーダーとして先導することに意欲的である者

[学校教育実践コース]

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められる学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

[教科領域実践コース]

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び教科領域教育に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者

- ② 教員に求められる教科領域教育についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの教科領域教育についての教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

[特別支援教育実践コース]

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められる特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

(2) 選抜方法

1) 現職派遣教員

主としてこれまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について、入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また、専門分野に関する知識等を試問し、これらの結果を総合して判断する。

2) 学部卒業生

筆記試験（「教育実践」に関する小論文と教職教養）及び教育に関する基礎的な教養等を試問し、これらの結果を総合して判断する。

具体的には、教育実習等での自分の実践とその省察から今後の教育実践についての課題を問う小論文と教員採用試験程度の教職教養を問う筆記試験を課し、教職としての基礎知識を評価する。

また、口述試験では、模擬授業等を行わせ授業実践力を評価する。

コース名	受験者の区分	検査科目
ミドルリーダー養成コース	主として青森県の現職教員 (原則として県教育委員会派遣現職教員)	学力検査として「口述試験 (入学希望等調書及び教育実践概要の記載内容に関する審査を含む)」を課す。
学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	4年制大学を卒業もしくは3月末までに卒業見込みで、教員免許状を取得もしくは3月末までに取得見込みの者	学力検査として「筆記試験」「口述試験」を課す。

(3) 入学試験

1) 学力検査の日時及び内容

	日 時	時間割及び内容
第一期	11月頃	午前：筆記試験 90分 午後：口述試験
第二期	1月頃	午前：筆記試験 90分 午後：口述試験

2) 配点

- ・学部卒者：筆記試験 200点，口述試験 200点 計 400点
- ・現職教員：入学希望等調書と教育実践概要の評価 200点，口述試験 200点 計 400点

9. 取得できる免許状

改組後の本研究科では，既設の教職実践専攻（専門職学位課程）における取得可能な教員免許状に加え，特別支援学校教諭専修免許状の取得を可能にする（【表3】参照）。

表3 取得可能な教員免許状

専 攻	コース	取得できる免許状	免許教科の種類
教職実践専攻	ミドルリーダー養成コース 学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，外国語，宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，外国語，宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	
		養護教諭専修免許状	

10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

「ミドルリーダー養成コース」においては，大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施することとし，教育現場で活躍している現職教員に対し，教員としての

身分を保有したまま入学し学修できるようにする。その場合は、2年次において、勤務校で勤務しつつ指導を受けるものとする。この特例を受けようとする時は、指導教員の承認を得た上、入学年度の4月末日までに、また、入学後にその事由が発生した場合には、履修方法の特例を受けようとする前年度の3月末日までに研究科長に願い出て、その許可を受ける。

この特例の適用を許された現職教員学生は、1年次において原則として25単位以上（現行は20単位以上）を履修し、2年次においては、毎週定期的に通学し、講義及び指導を受けるものとする。

(1) 標準修業年限

標準修業年限は、14条特例を適用した場合でも2年とする。

(2) 履修指導等の方法

青森県教育委員会は、現職教員学生の本専攻への在学中におけるサービスの取扱いを「出張」とし、一定の経費を支給することとしている。なお、2年次の毎週定期授業への出席も出張の取扱いとなる。また、勤務校に出向いた指導教員と実習に専念するため、勤務校における実習は、勤務校の長の命により校内での研修とし、校務は行わない取扱いとする。

日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間に実施し、弘前大学附属図書館や教職大学院院生室の利用を考慮する他、メールなどによる情報交換を通して、有効な指導を行う。

(3) 授業の実施方法

1年次の授業については、平日昼間及び集中講義によって実施するが、2年次については、勤務しながら学ぶことになるため、毎週定期的に教育実践研究A・BⅢ、Ⅳ、及び、特別支援教育実践研究Ⅲ、Ⅳ(Ⅲ、Ⅳ両方合わせて2単位(30時間))を行うこととする。

(4) 教員の負担の程度

本専攻担当教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。そのため、長期休業中の集中講義については、時間及び時期の調整を行うなど、過重な負担にならないような工夫を施す。なお、集中講義を土曜日を開講する場合は、振替休日制度を利用する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

大学内にある附属図書館は、土曜日、日曜日、祝日を含む全ての曜日において、利用可能である。開館時間を考慮して、文献の検索や複写の利用ができるようにし、教育・研究に支障がないように配慮する。また、教育学部内に、教育研究上、最低限必要と考えられる図書及び資料等を整備し、教育学部附属教員養成学研究開発センターの資料とともに常時利用できるようにする。

学生が使用する情報処理機器は、本専攻の院生室内に学生が常時利用できる台数を設置し、利用に支障が生じないように対応する。また、自習スペースも確保するとともに、教職大学院での活用が考えられる視聴覚機器などはいつでも使用できるように配慮する。

本学保健管理センターと連携しつつ、健康診断、健康相談やカウンセリングを受けることができる体制を整えることにしている。事務体制については、電子メールでの連絡体制の整備、申請等の電子化、配布物等の郵送や郵送による諸手続の受付など、14条特例によって修学に支障を来さないように対応する。

(6) 入学者選抜の概要

教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員（18人）に含まれるものとする。

特別選抜により実施するものとし、入学者の選抜は、主としてこれまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について、入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また、専門分野に関する知識等を試問し、これらの結果を総合して判断する。

1 1. 管理運営

(1) 学内の管理運営体制

1) 教育学研究科委員会

研究科長を長とし、研究科専任担当の教授、准教授、講師及び助教で構成される研究科委員会を置く。研究科委員会の審議事項は、学長が定める事項、学長等の求めに応じ意見を述べる事項、退学、休学その他学生の身分に関する事項、試験に関する事項、修士論文の審査に関する事項、その他教育研究に関する重要事項とする。

2) 教職実践専攻会議

教育学研究科委員会の下に、教職実践専攻会議を置く。専攻会議の議長には専攻長をもって充てる。専攻会議は、カリキュラム等の事項を審議する。

この専攻会議の下に次の4つの組織を置く。

① 総務部会

専攻会議の日程調整、予算計画及び執行、県教委及び市町村教委との連携窓口、教育研究協議会の運営、自己評価等を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

② 教務部会

教務についての業務全般を行うとともに基礎科目、独自テーマ科目、発展科目の教育成果検証と内容等の検討を行う。また、本専攻のFD推進活動の企画運営を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

③ 実習部会

実習全体の企画実施・評価等を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

④ 入試フォローアップ部会

入試業務全般業務、修了生のフォローアップ、在学生との連携等の企画・運営、

学習成果報告書及び成果報告会についての業務を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

(2) 外部の協議機関

本学と青森県教育委員会とでは、「教職大学院設置協議会」が設置されている。なお、この組織は、平成 29 年 4 月より「教職大学院教育研究協議会」として、教職大学院の教育実践、組織運営及び評価に関することを協議する機関として発展した。

また、本学教育学部と弘前市を含む青森県中南地区各教育委員会による「中南地区連携推進協議会」も設置されている。これらの協議会において、現場のニーズに応じた教育課程の編成や評価、現職教員研修の効果的な実施、地域連携の推進における関係機関との協働等について、定期的に意見交換を行っている。

1) 教職大学院教育研究協議会

○設置期間

平成 29 年 4 月～

○構成員

教育委員会

- ・青森県教育委員会
(教育次長, 参事・教職員課長, 学校教育課長, 青森県総合学校教育センター所長)
- ・弘前市教育委員会 (教育長)
- ・黒石市教育委員会 (教育長)
- ・平川市教育委員会 (教育長)
- ・藤崎町教育委員会 (教育長)
- ・大鰐町教育委員会 (教育長)
- ・田舎館村教育委員会 (教育長)

弘前大学

- ・理事 (教育担当)
- ・大学院教育学研究科長
- ・大学院教育学研究科教職実践専攻長
- ・大学院教育学研究科教職実践専攻副専攻長

なお、平成 31 年 4 月より、専門職大学院設置基準（平成 29 年文部科学省令第 35 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する教育課程連携協議会として組織を改編し、教職大学院の教育実践、組織運営及び評価に関する事項に加え、教育課程の編成・実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項、さらには、教職大学院と県教委等との連携した取組に関する事項等について協議する機関として「弘前大学教職大学院教育研究協議会」を置くこととした。

構成員は以下の通りである。

- ・弘前大学理事 (教育担当)
- ・弘前大学大学院教育学研究科研究科長
- ・弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻長
- ・教職実践専攻副専攻長及び部会長 (総務, 教務, 実習, 入試フォローアップ)

- ・青森県教育庁教育次長（学校教育課・教職員課担当）
- ・青森県教育庁学校教育課長
- ・青森県教育庁教職員課長
- ・青森県総合学校教育センター所長
- ・青森県教育庁中南教育事務所長
- ・弘前市教育委員会（教育長）
- ・黒石市教育委員会（教育長）
- ・平川市教育委員会（教育長）
- ・藤崎町教育委員会（教育長）
- ・大鰐町教育委員会（教育長）
- ・田舎館村教育委員会（教育長）
- ・弘前市教育委員会学校教育推進監
- ・弘前大学教育学部附属学校統括校長
- ・学校フィールド実習連携協力校校長(県立学校から1校，市町村立学校から1校)
- ・その他議長が必要と認めた者

2) 中南地区連携推進協議会

○設置期間

平成27年4月～

○構成員

教育委員会

- ・中南教育事務所所長
- ・弘前市教育委員会教育長
- ・黒石市教育委員会教育長
- ・平川市教育委員会教育長
- ・藤崎町教育委員会教育長
- ・大鰐町教育委員会教育長
- ・田舎館村教育委員会教育長
- ・中南教育事務所次長

弘前大学

- ・大学院医学研究科長
- ・大学院医学研究科教員
- ・大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センター長
- ・教育学部長

3) 中南地区連携推進協議会作業部会

○設置期間

平成27年4月～

○構成員

- ・中南教育事務所教育課長
- ・弘前市教育委員会学校指導課長
- ・黒石市教育委員会理事，指導課長事務取扱，教育研究所長

- ・平川市教育委員会指導課長
 - ・藤崎町教育委員会学務課課長補佐
 - ・大鰐町教育委員会教育長
 - ・大鰐町教育委員会学務障害学習課長
 - ・田舎館村教育委員会教育課長
 - ・県立弘前聾学校教頭
 - ・県立弘前高等学校教頭
 - ・弘前市教育委員会学校指導課指導主事
- 弘前大学
- ・大学院医学研究科オーラルヘルスケア学講座教員
 - ・大学院医学研究科アクティブライフプロモーション学研究講座教員
 - ・大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センター教員
 - ・教育学部地域連携支援室長
 - ・大学院教育学研究科教職実践専攻教員

1 2. 自己点検・評価

1. 自己点検・自己評価の体制

「教職大学院教育研究協議会」を設置し、ここが年に1度(3月)、教職大学院の実践・研究に関する評価を実施している。この体制を令和2年度以降も継続する。

2. 自己点検・自己評価の方法

教職大学院の教育目標と年度重点計画の達成程度、問題点や課題の洗い出し、次年度の改善策の検討等を評価シートや教員アンケートを用いて実施する。

学生による授業評価は授業に対する具体的な意見や要望を把握するために自由記述で行う。

上記の様な自己評価結果を、教職大学院教育研究協議会に諮り、外部評価として毎年点検を行っているが、それを令和2年度以降も継続する。

3. 自己点検・自己評価結果の公表

研究科ホームページ等を通じて外部評価の結果を公表する。

本学は、本学の中期目標・中期計画に定めた本学の基本的な目標を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価に係る業務を行うため、評価室を設置している。評価室は、教育評価部門、研究評価部門、社会貢献評価部門、管理運営評価部門、診療評価部門、その他室長が必要と認めた評価部門から構成されており、主に、全学に係る組織の業務評価及び職員の業績評価の情報収集並びに基礎資料の作成、組織の業務評価及び職員の業績評価の評価基準の原案作成並びに評価基準の見直し、中期目標・中期計画・年度計画策定の基礎資料の作成、認証評価機関の評価に関する業務、全学に係る自己点検及び評価に関する業務、全学に係る外部評価に関する業務を行っている。

(1) 組織評価

各学部、研究科及び各研究所を対象に、毎年度実施することにより、それぞれの教育研究活動等の状況を明らかにし、本学の教育研究等の質の向上及び機能強化に推進することを目的として実施している。部局は、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、学長へ提出し、学長は教育研究活動等の状況に加え、別途収集する評価指標に関する状況に基づき、部局長から意見を聴取した上で、総合的な評価を行っている。なお、評価の結果は、役員会の議を経て、当該部局に通知される。

【評価項目】

- ①教育研究活動等の状況（教育活動、研究活動、社会との連携等）
 - ・中期計画の進捗状況
 - ・特記事項
- ②評価指標に関する状況
 - ・共通評価指標
 - ・選択的評価指標
 - ・チャレンジ指標

(2) 教員業績評価

本学の教育研究等の質の向上を目的とし、毎年度、教員の業績評価を実施している。教員業績評価は、一次報告者による評価後、調整者による調整を経て、学長が最終評価を行う。また、学長は、評価項目及び評価基準、評価結果の分布状況等を公表し、当該評価結果を教育研究等の質の向上や活性化に役立てるとともに、処遇等に反映させる。

【評価の種類】

活動状況評価、貢献度等評価

【評価の分野】

教育、研究、社会貢献、診療及び管理運営の5分野

(3) 職員人事評価

職員の職務上達成した結果や職務遂行能力等を公正かつ客観的に評価することを通じ、職員の資質・能力の向上と勤務意欲の増進を図るとともに、人材育成及び人事管理等に有効に活用し、その能力を最大限に発揮させることで、業務能率の増進と組織の活性化に資することを目的とし、毎年度実施している。

(4) 認証評価

本学では、平成17年度及び平成24年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価を受け大学評価基準を満たしていると評価された。なお、教職大学院については令和2年度に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受けることを予定しており、現在、準備を進めている。

1) 認証評価を受ける計画等

平成31年4月 認証評価委員会を設置
 自己評価書作成に係る検討開始

令和元年 12 月	一般財団法人教員養成評価機構による説明会に参加 同機構へ認証評価実施を申請
令和 2 年 6 月	同機構へ自己評価書を提出
令和 2 年 10～11 月	同機構による訪問調査
令和 3 年 3 月	評価結果の受理

2) 認証評価を受けるための準備状況

平成 29 年 4 月の弘前大学教育学研究科教職実践専攻の設置と同時に、教職大学院教育研究協議会を発足させ、日常的に自己点検評価を実施する体制を整備している。令和 2 年度に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受けることを予定して、平成 30 年度中から先行する教職大学院の認証評価の実施状況の調査も含めて情報収集している。

平成 31 年 4 月からは、認証評価委員会を発足させ、具体的な作業を開始し、同年 12 月には同機構の説明会に参加し、また、必要に応じて指導を受けるなどの具体的な準備に入る予定である。

3) 認証評価を確実に受けることの証明

一般財団法人教員養成評価機構から、認証評価を確実に受けることを書面で確認した。(【資料 13】参照)

1 3. 情報の公表

本学は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公表している。

(1) 大学ホームページによる情報提供

弘前大学ホームページアドレス

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/>

教育学研究科ホームページアドレス

www.edu.hirosaki-u.ac.jp/gs/

(2) 教育研究活動等に関する情報の公表

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/educationalinfo/kyoikukohyo172-2.html>

トップページ>弘前大学について>公表事項>教育情報の公表>教育情報の公表(学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係)

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・大学の目的

- ・大学院の目的
- ・各学部及び研究科の目的

2) 教育研究上の基本組織に関すること

- ・学部（学科，課程等）の名称
- ・研究科（専攻等）の名称

3) 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教育研究組織図
- ・事務機構図
- ・教員数（部局別・職種別・男女別）
- ・教員の年齢構成（職種別・男女別）
- ・教員が有する学位及び業績
- ・教員の授業科目の特色

4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況について

- ・入学者に関する受け入れ方針
- ・入学定員（編入学を含む），収容定員，在学者数
- ・卒業者数，修了者数
- ・就職者数，進学者数

5) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

- ・学年暦

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

① 学修の成果に係る評価及び卒業認定基準（大学）

- ・学則
- ・教養教育履修規程
- ・国際交流科目履修規程
- ・人文社会科学部規程
- ・教育学部規程
- ・医学部規程
- ・理工学部規程
- ・農学生命科学部規程

② 学修の成果に係る評価及び卒業認定基準（大学院）

- ・大学院学則
- ・大学院共通科目履修規程
- ・人文社会科学研究科規程
- ・教育学研究科規程
- ・医学研究科規程

- ・保健学研究科規程
- ・理工学研究科規程
- ・農学生命科学研究科規程
- ・地域社会研究科規程
- ・授与する学位の名称
- ・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパスの概要，キャンパスまでの交通機関
- ・課外活動の状況，課外活動施設
- ・休息がとれる環境，その他の学習環境

8) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・入学料，授業料，奨学制度等
- ・授業料・入学料の免除について
- ・学寮生活に必要な経費
- ・教材購入費
- ・施設利用料

9) 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・各窓口担当及び諸手続など
- ・学生支援など（学生担任制度，オフィスアワー，学長直言箱，キャンパスマナー，学生表彰制度及び懲戒，経済生活，福利厚生など）
- ・課外活動
- ・教育職員免許状の取得
- ・学芸員の資格取得
- ・心身の健康について
- ・国際交流について
- ・就職について
- ・インターンシップについて

10) その他

① 弘前大学規則集

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/about/kisoku.html>

トップページ>弘前大学について>基本情報>弘前大学規則集

② 学部・研究科の設置等に係る情報

https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/gakubu_setti.html

トップページ>弘前大学について>公表事項>学部・研究科の設置に係る情報

③ 自己点検評価・学部評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/plan/ninsho.html>

トップページ>弘前大学について>将来計画・大学評価>自己点検評価・外部評価

④ 認証評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/plan/jiko-gaibu.html>

トップページ>弘前大学について>将来計画・大学評価>認証評価

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教職実践専攻（教職大学院）のFD

教職大学院の教育・研究は、教育学研究の在り方自体に厳しい自己変革を求めるものであることから、本専攻自身の不断のFD活動が不可欠となる。そのため、教職実践専攻会議の中に置かれたカリキュラム検討部会が、本専攻の教育成果の検証を担当するとともに、教職実践専攻会議の中のFD推進部会が弘前大学教育学部FD委員会と連携して本専攻に特化したFD推進を行う。

なお、FD推進部会が行う活動は、以下のとおりである。

- ・学生による授業評価の実施とそれに基づく授業改善
- ・本専攻の授業の定期的公開とその後の授業研究会の実施（教育委員会及び連携協力校の教員も参加）
- ・本専攻の教員が全員参加してのFD研修会の実施（長期休業期間に開催）
- ・本専攻の教員と学生との懇談会の実施（半期毎）

(2) 大学間や教職員支援機構との連携によるFDの実施

他県教職大学院等が開催している公開FDやラウンドテーブルに教員を派遣し、その成果を本専攻の改善に活用できる体制を構築する。これらのことで、自らの内容や方法の特色や問題点に気づくだけでなく、学生の到達度、連携協力校との連携の在り方などについて議論を交わし、その成果を本専攻の運営に反映させる。また、教職員支援機構の教員研修会への専任教員派遣を行う。

連携協力校等との連携・実習について

1. 連携協力校等との連携

(1) 連携協力校との連携について

本専攻において連携協力校は、実習校として、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生にあつては「調査、仮説設定の場及び仮説検証実践の場」、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生にあつては「教育実践力向上の場」とするものである。また、弘前大学教育学部附属学校以外の連携協力校は、多様な実習、事例収集等が可能となることを考慮して確保する。

なお、連携協力校については、次の4つのカテゴリーに分かれる。

- (1) 確定している 17 校
- (2) 弘前市内の市立小学校・中学校，青森県教育委員会指定校
- (3) 現職教員学生の勤務校
- (4) 弘前市内の市立小学校・中学校，青森県立の高等学校・特別支援学校

【連携協力校の各カテゴリー】

カテゴリー	調整機関	調整内容	科目名
(1) 確定している連携協力校 17 校	確定済		実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB 特支実習ⅠA-1 特支実習ⅠA-2 特支実習ⅠB-1 特支実習ⅠB-2 特支実習ⅡB 特支実習ⅢB 特支実習ⅣB

(2) ①弘前市内の市立小学校・中学校	弘前市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前年度の2月～3月に確定 ・本専攻の教員が校内研修会等で指導できる内容を、弘前市教育委員会を通して弘前市内の各学校に周知する。 ・各学校の希望に基づき弘前市教育委員会と本専攻が相談し、実習先として校内研修会を行う学校を決定する。 	実習ⅡA 特支実習ⅡA
②青森県教育委員会指定校	青森県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前年度の2月～3月に確定 ・青森県教育委員会指定校に、青森県教育委員会が現職教員学生の実習先となる可能性がある旨、事前に周知する。 	実習ⅡA 特支実習ⅡA
(3)現職教員学生勤務校	青森県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現職教員学生の入学確定時に確定 ・青森県教育委員会が応募要項等に、勤務校が現職教員学生の2年次の実習先となることを明記の上、各学校に周知する。 	実習ⅢA 特支実習ⅢA
(4) ①弘前市内の市立小学校・中学校	弘前市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前年度の3月に確定 ・小学校・中学校での学校フィールド実習、集中実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、弘前市教育委員会が弘前市内の市立学校について調整を行う。 	実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB 特支実習ⅠA-1 特支実習ⅠA-2 特支実習ⅠB-1 特支実習ⅠB-2 特支実習ⅡB 特支実習ⅢB 特支実習ⅣB

②青森県立の高等学校・特別支援学校	青森県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前年度の3月に確定 ・高等学校の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、県立高等学校について実習先として青森県教育委員会が調整を行う。 ・確定している連携協力校以外の県立学校による実習を希望する学部新卒学生がいる場合、学校フィールド実習、集中実習の実習先として、青森県教育委員会が県立高等学校、特別支援学校について調整を行う。 	実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB 特支実習ⅠA-1 特支実習ⅠA-2 特支実習ⅠB-1 特支実習ⅠB-2 特支実習ⅡB 特支実習ⅢB 特支実習ⅣB
-------------------	----------	--	--

以下に、それぞれのカテゴリーについて述べる。

(2) 確定している連携協力校 (17校)

1) 実習施設確保の考え方

学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コースの学部新卒学生については，近隣の学校で履修できるように，本学の近隣にある小学校，中学校，高等学校，特別支援学校を連携協力校として確保した。なお，弘前市内の小中学校，高等学校の比率と予想される学部新卒学生の就職希望校種を考慮の上，小学校5校，中学校3校，高等学校4校，特別支援学校1校を確定させている。

また，附属学校については，全コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及びミドルリーダー養成コースの授業実践省察実習を行う。

【確定している17校】

	学校種	地区	学校名
1	小学校	弘前市	弘前市立大成小学校
2	小学校	弘前市	弘前市立松原小学校
3	小学校	弘前市	弘前市立文京小学校
4	小学校	弘前市	弘前市立桔梗野小学校
5	小学校	弘前市	弘前市立朝陽小学校
6	中学校	弘前市	弘前市立第一中学校
7	中学校	弘前市	弘前市立第三中学校
8	中学校	弘前市	弘前市立第四中学校
9	高等学校	弘前市	青森県立弘前高等学校
10	高等学校	弘前市	青森県立弘前中央高等学校
11	高等学校	黒石市	青森県立黒石高等学校
12	高等学校	平川市	青森県立柏木農業高等学校
13	特別支援学校	弘前市	青森県立弘前第一養護学校

14	幼稚園	弘前市	教育学部附属幼稚園
15	小学校	弘前市	教育学部附属小学校
16	中学校	弘前市	教育学部附属中学校
17	特別支援学校	弘前市	教育学部附属特別支援学校

2) 教育課程との関係

- ・ミドルリーダー養成コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の場として、連携協力校での1日の実習（授業や活動）及び公開研究会での実習を通して、「教育実践研究法A・B（教育実践研究A・BI）」及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動しながら研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習の場として、授業研究を経験するとともに、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学生に対するメンター実習の場として、「教育実践研究A・B法（教育実践研究A・BI）」及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の場として、連携協力校での1日（授業や活動）の実習を通して、「教育実践研究法A・B（教育実践研究A・BI）」及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動しながら、研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの恒常的な実習（学校フィールド実習）・集中実習の場として、連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む恒常的及び集中的に実習を行い、＜教育実践研究科目＞及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動して「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付ける実習を行う。なお、学校フィールド実習では1年次前期の実習を除いて各実習期間中に4時間～6時間は学部新卒学生単独で授業実践等を行う。

(3) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、青森県教育委員会指定校（青森県教育委員会による調整）

1) 実習施設確保の考え方

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生については、青森県教育委員会指定校を含めて特色ある教育を実践している学校及び現職教員学生の勤務校と環境の異なる学校等で実習を行うことは有意義な学習となることが期待できる。この観点から、弘前市内で校内研修会等を通して学校改善を行おうとしている学校や青森県教育委員会指定校について、青森県教育委員会、弘前市教育委員会との実習施設の調整実施承諾書に基づき、連携協力校として確保できるようにしている。なお、連携協力校の決定は毎年度、前年度の2月～3月に行う。（【資料14】参照）

2) 教育課程との関係

本専攻の教員と共に、校内研修会等へ参加し、教育現場の抱える課題の把握、その課題解決のための仮説を形成することができるようにする。

3) 教育委員会との調整事項

- ・青森県教育委員会指定校に対して、青森県教育委員会が現職教員学生の実習先となる可能性がある旨、事前に周知する。
- ・本専攻の教員が校内研修会等で指導できる内容について、弘前市教育委員会を通して弘前市内の各学校に周知する。その後、各学校の希望に基づき弘前市教育委員会と本専攻が相談し、校内研修会を行う学校を決定する。

(4) 現職教員学生勤務校（青森県教育委員会による調整）

1) 実習施設確保の考え方

青森県教育委員会からの派遣等によるミドルリーダー養成コースの現職教員学生（1学年8人程度）は、2年次については、勤務校において、定期的の実習を行う。したがって、学生の勤務校が実習校となるため、青森県教育委員会の調整により、勤務校を連携協力校として確保するようにした。なお、連携協力校の決定は、現職教員学生の入学確定時となる。

2) 教育課程との関係

現職教員学生の勤務校が抱える課題の解決のために、1年次に形成した仮説を基に研修会等の企画運営、実践結果の省察を通じた改善を行い(課題解決の追究)、その成果をまとめる。

3) 教育委員会の調整事項

勤務校が現職教員学生の2年次における実習先となることについて、青森県教育委員会が応募要項等に明記の上、各学校に周知する。

(5) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、青森県立の高等学校・特別支援学校（青森県教育委員会による調整）

1) 実習施設確保の考え方

学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コース（学部新卒学生）の学校フィールド実習・集中実習について、確定している17校の連携協力校だけでは、以下のような問題が生じる可能性が考えられる。

- ・学部新卒学生の実習希望校種に偏りが生じ、ある校種について、確定している連携協力校の実習受入人数の限界数を超過してしまう。
- ・学部新卒学生の実習希望が普通高校以外の専門高校である場合、確定している連携協力校は普通高校であるので対応できない。
- ・学部新卒学生の実習希望が、確定している特別支援学校の教育内容と異なる場合、確定している特別支援学校では対応できない。

また、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースが高等学校で行う事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習では、確定している連携協力校で行うが、その高等学校が学校行事等の関係で日程上の調整がつかない可能性も考えられる。こうした場合、連携協力校が確定している高等学校は附属学校ではないので、その学

校事情を優先する必要がある。したがって、実習を行うことができる他の県立高等学校を探す必要が生ずる。

上記のような問題が発生した場合、青森県教育委員会、弘前市教育委員会との調整の上、連携協力校を確保するようになっている。

2) 教育課程との関係

- ・ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習を行い、授業研究を経験するとともに、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生に対するメンター実習を行い、「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・B I）」及び「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究 I）」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。
- ・連携協力校での 1 日（授業や活動）の事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を通して、「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・B I）」及び「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究 I）」と連動しながら研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学校フィールド実習や集中実習の場として、恒常的及び集中的に実習を行い、＜教育実践研究科目＞及び「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究 I）」と連動して「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付ける実習を行う。

3) 教育委員会との調整事項

- ・高等学校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、県立高等学校について青森県教育委員会が実習先として調整を行う。
- ・確定している連携協力校以外の県立学校による実習を希望する学部新卒学生がいる場合、学校フィールド実習、集中実習の実習先として、青森県教育委員会が県立高等学校、特別支援学校について調整を行う。
- ・小学校・中学校での学校フィールド実習、集中実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、弘前市教育委員会が弘前市内の市立学校について調整を行う。

(6) 教育関連施設との連携について

本専攻では、ミドルリーダー養成コースについてはミドルリーダー育成の一環として、最終的には解決方法を広く職場の同僚に広めるための方策について追究させていく（研修会等の企画運営等）。その際、青森県教育委員会及び弘前市教育委員会の教育センター等の教育関連施設や研修施設と連携し、教育関連施設の業務や現職教員研修会がどのような意図を持って企画・実施され、その成果がどのように省察されているのか、また、自らの課題解決に活用できる人材や地域人材がどのような所に所属しているのかについて、実習や本専攻教員との研修会企画運営を通して把握していくようにする（ミド

ルリーダー養成コース1年次)。

また、青森県教育委員会及び弘前市教育委員会の教育センターとの協議に基づいて本専攻の教員が各センターの研修会の講師を引き受け、その引き受けた研修会についてミドルリーダー養成コースの学生の実習を兼ねて行うことも予定している。こうしたことを通して、ミドルリーダー養成コースの学生が研修会等の企画運営をする力を育成するだけでなく、各センターの研修会の充実に本専攻が貢献していくようになる。さらに、青森県総合学校教育センターで行われている10年次研修の一部についても、本専攻の教員が企画運営を行うとともにミドルリーダー養成コースの学生の実習の場としていく予定である。

なお、実習施設として使用の承諾を得ている施設は以下のとおりである。

【教育関連施設】

- ・青森県教育庁
- ・青森県総合学校教育センター
- ・青森県総合社会教育センター
- ・青森県立梵珠少年自然の家
- ・弘前市教育委員会
- ・弘前市教育センター

また、青森県教育委員会、市町村教育委員会等と連携し、「教職大学院教育研究協議会」が設置されており、連携協力校等における実習の企画・期間等の評価についての協議を行っている。構成員は以下のとおりである。

[学外]

- ・青森県教育委員会（次長，教職員課長，学校教育課長，青森県総合学校教育センター所長）
- ・弘前市教育委員会（教育長）
- ・各市町村教育委員会（教育長）（黒石市，平川市，藤崎町，大鰐町，田舎館村）

[学内]

- ・理事（教育担当）
- ・大学院教育学研究科長
- ・大学院教育学研究科教職実践専攻長

（7）連携協力校等と協働して取り組む課題

各学校の校内研修に本専攻の教員が講師・助言者として関わりながら、青森県教育委員会の研究指定内容、連携協力校が取り組んでいる研修内容と学生が持つ課題意識を基にして、＜教育実践研究科目＞と連動した活動が想定される。

[活動例]

1) 校内研修会との連携…ミドルリーダー養成コース

① 連携協力校の研究主題に沿った支援

授業づくりのための資料の提供、授業で用いる教材の開発、子どもの実態調査、子どものノートや発言の分析などを行う。

② 校内研修会への参加

年間数回行われる校内研究会に本専攻の教員とともに参加して、意見交換を行

う。指導案検討会に参加したり，授業を参観する際，抽出した子どもの実際や教師の活動を細かく記録したり，ビデオ撮影，写真撮影なども行ったり，協議会に参加したりする。

2) 学校が抱える教育相談的課題についての連携協力…ミドルリーダー養成コース

① 教育相談の方向性に関する協働

教育相談の動向や方向性，研究企画について，本専攻の教員・学生と学校教員とで学習会を行う。

② 学校と家庭の連携の在り方を学ぶ

子どもへのカウンセリング，学習障害に対する相談，不登校児童・生徒のケア等の専門家による相談を見学する(プライバシー保護については協議する)。

3) 授業への連携…学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コース

① 各学校及び各学級の教育課題解決に向けた教育実践を研究仮説に基づいて行い，その成果と課題を本専攻の教員及び連携協力校の教員と共に省察をする。

② ティームティーチング教員，少人数指導教員としての授業を行い，学生自らの研究課題に取り組みながら，各学校及び各学級の教育課題解決に協力をする(集中実習または週に1回の授業実践等)。

③ 評価問題の作成，採点の支援独自のテストを作成し，採点，評価の支援を行う。

④ 学校行事への参加として，運動会，宿泊行事に協力する。

(8) 附属学校の活用について

附属学校での実習は，主に1年次前期における事実の収集とその分析の仕方，学校が抱える問題の把握の仕方を学ぶ場とする。また，附属学校で毎年行われる公開研究会に参加し，教師の研究成果の発表の仕方を学ぶ。

なお，附属学校における実習については，附属学校の児童・生徒の特殊性から，その意義について疑義をもたれることが多い。本専攻が行う附属学校での実習は，理論と実践の往還・融合を支える事実の収集と分析の仕方について，その方法を習得させることにその目的がある。さらには，「教育実践研究科目」の「教育実践研究法 A・B (教育実践研究 A・B I)」及び「特別支援教育実践研究法 (特別支援教育実践研究 I)」と関連させて，収集した事実から課題を明確にする方法についても理解させることを目的としている。したがって，このような目的をもった実習は本専攻の授業が開始される4月から5月に実施されることになるが，こうした時期に公立学校に事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を依頼することは困難なことが予想される。さらに，大学との協働で行う校内研究を学校経営の柱の1つとしている附属学校の公開研究会等に参加することは，青森県の教員であるミドルリーダー養成コースの学生にとって貴重な経験となる。このような理由から本専攻では，附属学校で実習を行うこととした。

2. 実習の具体的計画

(1) 実習計画の概要（実習のねらい）

本専攻の実習の目的は、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学部新卒学生では、異なるため、実習科目については、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生は、別々に行うこととした。（【資料15】参照）

1) ミドルリーダー養成コース

①実習の到達目標

事実を収集・分析し、解決のための仮説形成、実践を継続的に推進する中で、地域や学校課題を見極め、学校内外と協働して研修会等を企画運営し、組織的に課題解決に取り組むことができる。

②実習のねらい及び実習内容

1年次には連携協力校や教育関連施設での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を通して自己の課題を形成し、その課題と同じ方向性の連携協力校や教育関連施設の研修会に参加をすることを通して課題解決のための仮説を形成する。

2年次には、勤務校で勤務を行いながら、勤務校や地域の課題を仮説に基づいて解決するための実践、省察（仮説検証）を行い、課題の解決を目指すと共に研究の成果をまとめる（「教育実践研究 A・BIV」及び「特別支援教育実践研究IV」）での教育実践研究発表会で発表）。

なお、全ての実習科目は、「教育実践研究科目」と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付けるようにしていく（理論と実践の往還・融合）。

各実習科目の概要等は次表のとおりである。

表1 各実習科目の概要

実習科目	実習先	実習のねらい	実習期間・時間
○実習 IA-1 (課題把握) ・1年次前期 ・4単位(120時間)	【連携協力校】 ・附属学校 ・県立高等学校 (県教委調整) 【教育関連施設】 ・青森県教育庁	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及び公開研究会参加を通して、「教育実践研究法 A・B(教育実践研究 A・BI)」と連動しながら事実の収集の仕方、課題の明確化と把握の仕方を知る。	○連携協力校における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・8時間×5日 (内訳) 附属幼稚園 1日 附属小学校 1日 附属中学校 1日 附属特別支援学校 1日 県立高等学校 1日
○特支実習 I A-1 (課題把握) ・1年次前期	・青森県総合学校教育センター ・青森県総合社会教育センター	※本学の附属学校に高等学校がないことから、県立の高等学校に協力を依頼し実習を行う。 ○青森県及び弘前市の教育関連施設	

<p>・ 4 単位 (120 時間)</p>	<p>・ 青森県立梵珠少年自然の家 ・ 弘前市教育委員会</p>	<p>において、教育関連施設の業務や現職教員研修会がどのような意図を持って企画・実施され、その成果がどのように省察されているのか、そして、自らの課題解決に活用できる人材や地域材がどのような所に所属しているのかについて把握していくとともに、地域や学校についての教育委員会としてどのようなことを課題として捉えているのかを確認する。</p> <p>○教育関連施設での実習の後半に「省察検討会」を行い、各学生が収集した事実や学んだことを各施設の担当者参加の上で協議を行った上でレポートを提出させ、「観て終わり」とならないように実習のプログラムを充実させる。</p>	<p>○附属学校における公開研究会の参加 ・ 8 時間×5 日</p> <p>○教育関連施設における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・ 8 時間×1 日×5 箇所 青森県教育庁 1 日 青森県総合学校教育センター 1 日 青森県総合社会教育センター 1 日 青森県立梵珠少年自然の家 1 日 弘前市教育委員会 1 日</p>
<p>○実習 I A-2 (課題把握) ・ 1 年次前期 ・ 1 単位 (30 時間)</p> <p>○特支実習 I A-2 (課題把握) ・ 1 年次前期 ・ 1 単位 (30 時間)</p>	<p>【連携協力校】 ・ 附属学校 ・ 市立小学校・中学校 (市教委調整) ・ 県立高等学校 (県教委調整)</p>	<p>○ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習を行い、授業研究を経験すると共に、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。また、学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学生に対するメンター実習を行い、「教育実践研究法 A・B (教育実践研究 A・B I)」及び「特別支援教育実践研究法 (特支教育実践研究 I)」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。</p>	<p>○附属学校における授業実践省察実習 ・ 5 時間×3 日</p> <p>○連携協力校 (附属学校を除く) における学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学生のメンター実習 ・ 5 時間×3 日</p>
<p>○実習 II A (仮説形成) ・ 1 年次後期 ・ 3 単位 (90 時間)</p> <p>○特支実習 II A</p>	<p>【連携協力校】 ・ 確定している学校 (附属学校を除く) ・ 市立小学校・中学校 (市教委調整) ・ 青森県教育委員</p>	<p>○本専攻の教員とともに、連携協力校の校内研修会への参加、及び研修会主催者の視点をもって教育関連施設の研修会への参加を通して、教育現場の抱える課題を把握し、その課題解決のための仮説を形成することができるようにする。</p>	<p>○連携協力校における研修会の参加 ・ 5 時間×12 日</p> <p>○教育関連施設における研修会の企画・運営・参加 ・ 青森県総合学校教育センター 6 時間×2 日</p>

(仮説形成) ・1年次後期 ・3単位(90時間)	会指定校 【教育関連施設】 ・青森県総合学校教育センター ・弘前市教育センター	○実習先の選択については(特支)実習IA-1(課題把握),(特支)実習IA-2(課題把握)での学び,及び各ミドルリーダー養成コースの学生が勤務校で今後担う各自の役割を想定した上で,自ら選択する。	・弘前市教育センター 6時間×3日
○実習ⅢA(課題検証) ・2年次通年 ・2単位(60時間) ○特支実習ⅢA(課題検証) ・2年次通年 ・2単位(60時間)	【連携協力校】 ・勤務校	○勤務校が抱える課題の解決のために,1年次に形成した仮説を基に研修会等の企画運営,実践結果の省察を通じた改善を行い(課題解決の追究),その成果をまとめるようにする。	○連携協力校における実習 ・6時間×10日
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>こうした実習を行うことで,4つの力の中の《省察力》の育成だけでなく,各学生が抱える課題の解決のために,教育行政とどのように連携を図ればよいのかを考えるきっかけ,さらには,各学生が勤務する学校のバックヤードについて知ることによって自らのキャリア形成を考えるきっかけになることが期待でき,《課題探求力》及び《自律的発展力》の育成につながっていく。</p> </div>			

2) 学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース

① 実習の到達目標

学部の実習では,学校現場に慣れること,授業をスムーズに展開できることを主たる目的としている。そのため多くの場合,個々の児童・生徒の実態を捉えた授業デザインを検討するには至らない。また,授業以外の教育活動の体験も乏しい。そこで,以下のように各段階の到達目標を設定する。

- ・連携協力校における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習,週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む恒常的な実習(学校フィールド実習)及び数日間連続で行う集中実習での教育全般に関わる実践と事実の収集を通して,自らの真の研究課題を把握できる(1年次前期)。
- ・週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む連携協力校での学校フィールド実習を通して把握した研究課題の解決のための仮説を設定し解決に向けて実践できる(1年次後期)。
- ・自己の研究課題解決のための取り組みの省察を通して,仮説を設定し直したり,検証しつつ改善を加えたりするという研究的な手法を使った実践力を向上のための方法を習得する(2年次)。

② 実習のねらい及び実習内容

学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースは、2年間にわたり、弘前市内の連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び数日間連続で行う集中実習（5日間及び10日間）を行うことで、教育活動全般にわたる実践力を修得する。なお、本学学部4年生が週1日恒常的に行っている「サポーター実習」との差別化を図るため、学校フィールド実習では単なる学校でのマンパワーとしての手伝いを行うのではなく、1年次前期の実習以外は各実習期間中に4時間～6時間の授業実践等を行う。その上で、1年次には、課題の把握及び課題の発見のため、2年次は課題解決の追究と仮説の検証という研究としての目的を持って各学年150時間以上の活動を行い、最終的には学習の成果をまとめる（「教育実践研究 A・BIV」及び「特支教育実践研究IV」での「教育実践研究発表会」で発表）。

なお、全ての实習科目は、「教育実践研究科目」と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付けるようにしていく(理論と実践の往還・融合)。

各実習科目の概要等は下表のとおりである。

表2 各実習科目の概要

実習科目	実習先	実習のねらい	実習期間・時間
○実習 I B-1 (課題把握) ・1年次前期 ・1単位(30時間) ○特支実習 I B-1 (課題把握) ・1年次前期 ・1単位(30時間)	【連携協力校】 ・附属学校 ・県立高等学校(県教委調整)	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究法 A・B(教育実践研究 A・BI)」及び「特支教育実践研究法(特支教育実践研究 I)」と連動させて省察し、子どもの事実の収集の仕方や授業の分析の仕方を身に付け、自らの研究課題の把握の方法を学ぶ。学校の実状を知り、自らの研究課題設定の資料とする。	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・6時間×5日 (内訳) 附属幼稚園 1日 附属小学校 1日 附属中学校 1日 附属特別支援学校 1日 県立高等学校 1日
○実習 I B-2 (課題把握) ・1年次前期 ・2単位(60時間) ○特支実習 I B-2(課題把握) ・1年次前期 ・2単位(60時間)	【連携協力校】 ・確定している学校(附属学校を除く) ・県立高等学校(県教委調整) ・市立小学校・中学校(市教委調整)	○「教育実践研究法 A・B(教育実践研究 A・BI)」及び「特支教育実践研究法(特支教育実践研究 I)」と連動させながら、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び5日間連続で実習を行う集中実習を通して、教師としての使命感・自覚を身につけるとともに、自ら子どもとの関わり方や授業についての分析力を身につけ、自らの真の研究	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×5日(週1回) ○連携協力校における集中実習 ・6時間×5日

		課題を子どもの事実や自らの実践を省察することを通して、実践的に発見する。	
○実習ⅡB (仮説形成) ・1年次後期 ・2単位(60時間) ○特支実習ⅡB (仮説形成) ・1年次後期 ・2単位(60時間)	【連携協力校】 ・確定している学校(附属学校を除く) ・県立高等学校(県教委調整) ・市立小学校・中学校(市教委調整)	○実習Ⅰ及び特支実習Ⅰの成果と自ら設定した研究課題をもとに、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を通して把握した研究課題の解決のための仮説を形成し実践することに重点を置く。 ○実践の省察については実習校の担当教員の助言を基にして、「教育実践研究A・BⅡ」及び「特支教育実践研究Ⅱ」との連動で行う。	○連携協力校での学校フィールド実習 ・5時間×12日(週1回) ・6時間以上は実践授業等を行う
○実習ⅢB (課題解決研究) ・2年次前期 ・3単位(102時間) ○特支実習ⅢB (課題解決研究) ・2年次前期 ・3単位(102時間)	【連携協力校】 ・確定している学校(附属学校を除く) ・県立高等学校(県教委調整) ・市立小学校・中学校(市教委調整)	○1年次での実習を基盤にして、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び集中実習を通して、自ら発見した研究課題の解決のための仮説を設定し、実践・省察を行い、仮説の修正・改善策を考察する。また、新たな課題を見つける等研究的な手法を用いた研究課題解決のサイクルをくり返す。 ○実践の省察については、実習校の担当教員の助言を基にして、「教育実践研究A・BⅢ」及び「特支教育実践研究Ⅲ」との連動で実施する。	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×7日(週1回) ・4時間以上は実践授業等を行う ○連携協力校における集中実習 ・6時間×10日
○実習ⅣB (課題解決検証) ・2年次後期 ・2単位(72時間) ○特支実習ⅣB (課題解決検証) ・2年次後期 ・2単位(72時間)	【連携協力校】 ・確定している学校(附属学校を除く) ・県立高等学校(県教委調整) ・市立小学校・中学校(市教委調整)	○週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行いながら、自分で設定した課題解決のための取り組みを省察し、検証しつつ改善を行い、最終的に成果と課題をまとめる(「教育実践研究A・BⅣ」及び「教育実践研究Ⅳ」の教育実践研究発表会で発表)。そして、教育全般に関わる実践力習得のための理論と方法を理解する。	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×12日(週1回) ・6時間以上は実践授業等を行う

<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>こうした教育全般に関わる学校フィールド実習と集中実習を「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・B I）」と連携させながら，教師としての使命感・自覚を身に付けるとともに，自らの子どもとの関わり方や授業についての分析力を身に付け，自らの真の研究課題を子どもの事実や自らの実践を省察することを通して実践的に発見することができるようにする。</p> </div>			

（２）実習指導体制と方法

１）実習校を決定するプロセス

①ミドルリーダー養成コース

○ 実習 A-1（課題把握）及び特支実習 I A-1（課題把握）について

本実習は，本専攻が指定した全ての学校・施設での 120 時間の実習にミドルリーダー養成コースの学生全員が参加する。

本実習では，附属学校，県立高等学校及び教育関連施設を実習先とする。これらの実習先については，承諾書に基づき，実習先として使用することの承諾を得ている。なお，県立高等学校での実習について，確定している連携協力校 17 校に含まれる高等学校で実習が行えない場合は，実習施設の調整実施承諾書に基づき，青森県教育委員会が調整の上，実習を行う県立高等学校を決定することとなっている。

○ 実習 I A-2（課題把握）及び特支実習 I A-2（課題把握）について

授業実践省察実習は，附属学校を実習先とする。校種は，基本的に勤務校種と同種の学校とする。なお，勤務先が高等学校である場合は，附属高校がないため，附属中学校で授業実践を行うこととする。附属学校で授業実践省察実習を行うことについては，承諾を得ている。

また，教科領域実践コース，学校教育実践コース，特別支援教育実践コースの学生に対するメンター実習については，原則，1 人の学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コースの学生について 1 人のミドルリーダー養成コースの学生が担当するようにし，勤務校での担当教科と同じ教科を学校フィールド実習で担当している学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コースの学生をマッチングするようにする。

現職教員学生と学部新卒学生との人数が異なる場合以下のようにする。

- ・現職教員学生的人数が学部新卒学生的人数より多い場合は，複数の現職教員学生がチームで 1 人の学部新卒学生のメンター活動を行う。したがって，現職教員学生全員がメンター活動を行える。
- ・現職教員学生的人数が学部新卒学生的人数より少ない場合は，1 人の現職教員学生について 1 人以上の学部新卒学生を配置する。したがって，現職教員学生全員がメンター活動を行え，かつ，学部新卒学生全員が現職教員学生の指導を受ける。なお，学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コースの学生

とのマッチングについては、必ずしも、勤務校での担当教科と一致するとは限らないため、各学生に対して、今後、引き受けるべき勤務上の役割を考慮した上で本専攻の実習部会教員が相談・指導を行う。相談・指導の際には、学生の勤務校種と異なる校種であっても、幼小中高の各校種の連続性から考えれば異なる校種でのメンター活動を行うことにより各校種ごとにどのような教育実践上の悩みや課題があるのかを知ることができ、したがって学生自身のキャリア形成に価値があること、さらには、他の学生や本専攻の教員と連携を取りながらメンター活動を行えることを知らせていく。

○ 実習ⅡA（仮説形成）及び特支実習ⅡA（仮説形成）について

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は、青森県の課題を受けて勤務する地域や学校の課題を考慮し、自己の研究課題を設定した上で、実習先を選定する。具体的な流れは、以下のとおりである。

○実習先の決定（前年度）

- ・本専攻の教員が連携協力校、教育関連施設の研修会において講師・アドバイザー・指導者を担当できる内容の一覧を青森県教育委員会及び弘前市教育委員会を通して各学校に提示（前年度10月頃）。
- ・各学校及び教育センターの希望を基に、各教育委員会と本専攻教育実習部会が相談の上、実習先を決定（前年度2月頃）。

○実習先のマッチング（当該年度）

i) 研究課題の決定

これまでの実習での学び、及び各ミドルリーダー養成コースの現職教員学生が勤務校で今後担う各自の役割を想定した上で、自らの研究課題を決定（4月～9月）。

ii) 実習先の選択

前年度に決定した本専攻の教員が講師・アドバイザー及び指導者として関わる実習先（各学校及び教育センターの研修会）の一覧を現職教員学生に提示し、現職教員学生は各自の研究課題から90時間以上（半日3時間、1日6時間）となる様に「実習ⅡA（仮説形成）」及び「特支実習ⅡA」の実習先を選択。

iii) 実習先選択の留意点

現職教員学生の研究課題、勤務校種及び専門領域によっては90時間以上の実習先を選択できないことも想定される。その場合、勤務校種ではない校種や専門領域以外の研修内容に関わることにより、より広い研究についての視点を持つこと等、実習部会教員が指導助言を行う。また、自分の研究課題を狭く捉え、実習先を選択できない場合にも、どのように考えることによってそれぞれの実習先での実習が各自の研究課題に関わっていくのかを指導する。

○実習ⅡA（仮説形成）及び特別支援教育実習ⅡA（仮説形成）の概要

i) 実習期間

10月～2月

ii) 実習内容

- ・実習先の実態把握、課題の分析及び課題解決のための実践を本専攻の教員とともにを行い、その結果を参考に2年次に行う実習での課題解決のための仮説を形成する。

また、各教育センターで行う研修会については、参加者の実態を把握し、どのような研修会に効果があるかについて、本専攻の教員とともに企画し、実践・評価を行い、それを基に2年次で行う実習での仮説の形成を行う。

- ・12月以降、11月までの実習を振り返り実習計画を再設計する。課題設定、課題解決のための仮説形成の再設計にあたっては、指導教員と十分に協議を行う。また、毎月末には、個人課題や学校課題の解決状況を整理し、必要に応じて翌月の活動を調整する。

○ 実習ⅢA（課題検証）及び特別支援教育実習ⅢA（課題検証）について

ミドルリーダー養成コースの2年次の実習は勤務校で行う。なお、実習ⅢA（課題検証）及び特支実習ⅢAについて、実習校を確保するために、青森県教育委員会が以下のように調整を行うことを承諾している。

- ・青森県の現職教員が、本専攻受験応募時に、応募者と応募者の所属長が、応募者の勤務校を2年次の実習先の連携協力校とすることを、応募要項等で周知できるようにする。

② 学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース

○ 実習ⅠB-1（課題把握）及び特別支援教育実習ⅠB-1（課題把握）について

本実習は、事実の収集と分析の仕方を学ぶことを目的とし、本専攻が指定した全ての学校での30時間の実習に学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学生全員が参加する。

本実習では、附属学校、県立高等学校を実習先とする。なお、県立高等学校について、確定している連携協力校15校に含まれる高等学校で実習が行えない場合は、実習施設の調整実施承諾書に基づき、青森県教育委員会が調整の上、実習を行う県立高等学校を決定することとなっている。

○ 実習ⅠB-2（課題把握）、実習ⅡB（仮説形成）、実習ⅢB（課題解決研究）、実習ⅣB（課題解決検証）及び特支実習ⅠB-2（課題把握）、特別支援教育実習ⅡB（仮説形成）、特別支援教育実習ⅢB（課題解決研究）、特別支援教育実習ⅣB（課題解決検証）について

学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学部新卒学生については、就職希望校種及び担当希望科目等を考慮し、学部学生時の教育実習を省察した上で、実習校を選択する。具体的な流れは、以下のとおりである。

○実習校の決定・マッチング（前年度）

- ・本専攻入学前年度の2月に就職希望校種及び担当希望科目、さらには、学部学生時の教育実習を省察した上での仮の研究課題を本専攻に提出させる。
- ・青森県教育委員会及び弘前市教育委員会と本専攻実習部会と協議の上、学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学部新卒学生と連携協力校のマッチングを行う。

○実習の概要

i) 実習 I B-2 (課題把握) 及び特支実習 I B-2 (課題把握) (1 年次前期)

実習 I B-1 (課題把握) 及び特支実習 I B-1 における連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究法 A・B (教育実践研究 A・B I)」及び「特支教育実践研究法 (特支教育実践研究 I)」を通し、真の研究課題を自ら把握するための方法を学んだ上で、連携協力校で週 1 日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び連続 5 日間の集中実習における実践に基づいて、自らの研究課題を 1 年次前期終了時に設定する。自らの研究課題については、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生によるメンター実習、「教育実践研究法 A・B (教育実践研究 A・B I)」及び「特支教育実践研究法 (特支教育実践研究 I)」の授業担当教員の指導、実習校の実習指導者の助言を得た上で把握し、設定する。

ii) 実習 II B (仮説形成) 及び特別支援教育実習 II B (仮説形成) (1 年次後期)

連携協力校で週 1 日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を通して自ら設定した課題の解決のための仮説を考え実践することに重点を置く。仮説と実践の分析については、実習校の実習指導者の助言、本専攻の実習の担当教員、そして、本専攻の実習部会教員を通して「教育実践研究 A・B II」及び「特支教育実践研究法 II」との連携のもとで行う。なお、学校フィールド実習では 6 時間以上は学部新卒学生単独で実践授業等を行うようにする。

iii) 実習 III B (課題解決研究), 実習 IV B (課題解決検証) 及び特別支援教育実習 III B (課題解決研究), 特別支援教育実習 IV B (課題解決検証) (2 年次前・後期)

1 年次で身に付けた授業力及び子どもへの対応力を、連携協力校で週 1 日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び連続 10 日間の集中実習を通して自己課題解決のための仮説を立てた取り組み、省察、仮説の検証をしつつ改善を加えていくという研究的な手法を活用しながら、教育全般に関わる実践力修得のための理論と方法を理解する。なお、実習校の実習指導者の助言とともに、本専攻の実習の担当教員が「教育実践研究 A・B III, IV」及び「特支教育実践研究 III, IV」の基で実践の省察を行い、改善案を考え、また、新たな課題を見出すことにより、研究成果をまとめていくものとする。学校フィールド実習では前期は 4 時間以上、後期は 6 時間以上、学部新卒学生単独で実践授業等を行うようにする。

2) 指導体制及び教員の実習担当の分担

① 各実習の指導体制 (実習部会教員, 担当教員, 実習指導者)

○実習部会教員

本専攻に「実習部会」を設置し (詳細は「4. 実習部会の設置」を参照), 本専攻の専任教員 10 人のうち 4 人を実習部会教員として配置する。原則、年度毎に輪番で担当し、研究者教員と実務家教員がそれぞれ 1 人以上含まれることとする。

実習部会教員は、各実習科目の企画、連携協力校を含む実習施設の実習指導者との連携調整及び指導支援、学生及び本専攻教員の実習に関する相談、助言、指導を行う。

※「専任教員」…教職大学院の運営及び教職大学院の実習指導を主に担当し教職大学院の職務に専念し、教職大学院をリードする教員

○担当教員

各実習において、実習の場での実際の運営、実習施設での指導、実習の引率指導等を行う担当教員を配置する。なお、各学生の指導教員*が実習の担当教員となる場合もある。

※指導教員…各学生の日常の学習の主たる助言・指導及び2年次の成果発表会(「教育実践研究発表会」)に向けた長期の指導を行い、学生ごとに1人の教員を配置する。

○実習指導者

連携協力校を含む各実習施設において、実習施設の所属教員(職員)から実習指導者を置き、実習施設での指導及び本専攻との連絡調整を行う。

したがって、各実習科目においては、1人の学生に対して、本専攻の実習部会教員、本専攻の各実習の担当教員、そして、実習施設の実習指導者の3者が、常時関わる体制をとる。なお、実習の担当教員が実習部会教員である場合は、その実習を担当しない他の実習部会教員が実習部会教員として学生の指導等に当たることとする。

② 実習担当の分担

本専攻では、実習科目については実務家専任教員10人(令和3年以降は4人増えて14人の予定)の専任教員が指導に当たる。なお、各学生の「指導教員」は1年次後期開始時に決定する。平均2~3人の学生の指導を全ての専任教員が担当する。

(【資料16】参照)

i) 全コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習・ミドルリーダー養成コースのメンター実習【実習IA-1(課題把握)、実習IA-2(課題把握)、実習IB-1(課題把握)及び特支実習IA-1(課題把握)、特支実習IA-2(課題把握)、特支実習IB-1(課題把握)】

1年次前期に行う事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及びメンター実習は、本専攻の専任教員の中から2人(研究者教員1人、実務家教員1人)が輪番で担当教員となり、引率・指導を行う。

ii) ミドルリーダー養成コースの授業実践省察実習【実習IA-2(課題把握)及び特支実習IA-2(課題把握)】

本実習では、理論と実践の往還・融合を実現するものとして、<基礎科目>「学びの様式と授業づくり」及び「教科領域指導研究」での学びと連動させながら授業研究を行い、教育実践についての課題を各学生が把握することを目的としている。したがって、「学びの様式と授業づくり」及び「教科領域指導研究」の担当教員が、本実習の担当教員となる。

iii) ミドルリーダー養成コースの1年次後期の実習【実習IIA(仮説形成)及び特支実習IIA(仮説形成)】

全専任教員が1つ以上の研修会の講師を受け持ち、担当教員として実習指導を行う。5回程度(15時間～30時間)、連携協力校や教育関連施設に出向く。

iv) **ミドルリーダー養成コースの2年次の実習【実習ⅢA(課題検証)及び特支実習ⅢA】**

- ・2年次進学の年度当初に学生は、指導教員及び勤務校と相談の上、「実習計画書」を作成し実習部会に提出する。実習部会は実習が意図的計画的に行われるかどうかを点検し、時間数や実習の意図が不明確な場合には、学生に指導を行い「実習計画書」の修正をさせる。さらに、実習部会は、随時、実習についての点検を行い、実習が年度当初の計画通り進められているのかについて確認をする。指導教員は担当教員として「実習計画書」に基づき学生の勤務地に出向き実習を行う。
- ・本実習は2単位(60時間)であるので、1日6時間とし、年間10回程度となる。したがって、指導教員は、原則、月1回程度、担当教員として現職教員学生の勤務校に実習指導に出向くこととなる。

v) **学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学校フィールド実習・集中実習【実習ⅠB-2(課題把握)及び特支実習ⅠB-2(課題把握)】**

1年次前期に連携協力校で行う学校フィールド実習及び集中実習については、実習部会教員のうち3人が、2週間に1回程度、連携協力校において巡回指導を行う。3人の教員構成については、研究者教員と実務家教員とがそれぞれ1人ずつ入るようにする。また、連携協力校での実習時は、各連携協力校の実習指導者が常時指導を行う。

vi) **学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学校フィールド実習・集中実習【実習ⅡB(仮説形成)、実習ⅢB(課題解決研究)、実習ⅣB(課題解決検証)及び特支実習ⅡB(仮説形成)、特支実習ⅢB(課題解決研究)、特支実習ⅣB(課題解決検証)】**

1年次後期以降に連携協力校で行う学校フィールド実習及び集中実習については、各連携協力校の実習指導者が常時実習指導を行う。本専攻の各学生の指導教員は、原則、実習の開始時と終了時に連携協力校に出向き、担当教員として指導を行うものとするが、状況によっては適宜実習校において指導を行う。

また、実習部会教員が常時相談、協議、助言、指導を行う旨、学生及び連携協力校に周知するとともに、定期的に巡回指導等を行う。

○ **特支実習について**

上記のi)～vi)の実習について、特別支援教育についての実習が開講される場合は本学教職大学院の特別支援教育実践コース専任教員が事前事後指導を含めて実習を担当する。

3) 実習の記録と省察

全ての実習においては省察を重視するため、ポートフォリオ(実習日誌)を作成する。ポートフォリオは、単に活動記録を記すだけでなく、＜教育実践研究科目＞と連動をさせ、課題の発見、解決のための仮説の形成、実践改善の過程とそれに対する省察の成果を記録できるものとする。ポートフォリオには、実践の計画、収集した事実

を記録できるようし、さらに、省察の結果も記すことができるようにする。

なお、ポートフォリオは、日々、1日の実習が終了する度に、翌日までに本専攻の担当教員（学校フィールド実習・集中実習においては連携協力校の実習指導者）に提出をさせ、評価を行うとともに、ポートフォリオの記述内容の質を担保するようにする。

＜教育実践研究科目＞の授業では、ポートフォリオの記述を手がかりに個人及びグループで省察を進める。省察の結果は、ポートフォリオの「省察」欄に追記され、以後の実習を改善するための手がかりとする。

4) 実習部会の設置

連携協力校の教育活動への参加が円滑に実施できるように、教職実践専攻会議の下に「実習部会」を組織する。実習部会は、本専攻の教員から実習担当責任者を1人配置し、実習全体の企画・実施・評価等運営の責任母体となる。そこでの決定事項は、専攻の全教員が共有する。また、学生からの実習に関する相談を実習部会の教員が応じる。

なお、教職実践専攻実習部会は教育学部附属教育実践総合センター実習部門会議と緊密に連絡をとり、毎月1回の教育学部附属教育実践総合センター実習部門会議への参加等、連携して連携協力校との交渉を行うようにしていく。

(3) 連携協力校との連携体制と方法

1) 連携の具体的方法

現在教育学部と学部学生によるサポーター実習校との間にある「弘前大学研究教育実習・学校サポーター実習連絡協議会」に本専攻の実習部会教員を加えた新たな「弘前大学研究学校実習・学校フィールド実習連絡協議会」を設け、年間2回の会議を開催する。この会議では、次の事項を協議する。

- ・連携協力校における教育課題に関する事項
- ・実習の期間、学生とのマッチングなどの調整、企画に関する事項
- ・実習の評価に関する事項
- ・実習の成果の検討と改善に関する事項

2) 相互の指導者の連絡協議会の設置

「弘前大学研究学校実習・学校フィールド実習連絡協議会」の設置と同時に連携協力校の担当教員と本専攻の担当教員とで定期的な協議を行う。ここでは、次の事項を協議する。

- ・実習の具体的な内容に関する事項
- ・実習中に生じたトラブル等に関する事項

また、教育学部附属教育実践総合センター教育実習部門が、連携協力校の担当者と本専攻の担当教員との連絡・調整を行うこともある。

3) 危機管理体制

① 学生に関する連絡体制

実習中にあつては連携協力校の危機管理マニュアルに従って対応する。

学生 → 連携協力校の実習指導者及び実習の担当教員
↓
実習部会責任者
↓
教職実践専攻長
↓
研究科長

② 連携協力校教員に関する連絡体制

連携協力校側からの相談窓口とは、電話及びメールで対応する。

連携協力校の実習指導者 → 本専攻の実習部会教員（相談内容に応じて）

↓
実習の担当教員（指導教員）
↓
実習部会責任者
↓
教職実践専攻長
↓
研究科長

4) 実習前, 実習中, 実習後等における連携協力校との調整・連絡

本専攻の実習は、その形態については、連携協力校との話し合いで調整する。また、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生については、連携協力校は原則として2年間は実習を受け入れる。2年以上継続して連携協力校となることもある。

(4) 単位認定等評価方法

1) 成績評価の基準と方法

学生が提出する実習ポートフォリオ等に基づいて担当教員が評価を行う。評定点を総合して決定する。成績は、秀(90点以上)、優(80~89点)、良(70~79点)、可(60~69点)、不可(60点未満)とする。

2) 単位認定等の評価方法

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生の実習の評価方法は、以下のとおりとする。
・実習での活動、ポートフォリオ（事実の収集及び分析をした記録、実践記録等）及び

実習施設の実習指導者の意見を踏まえて総合的に行う。なお、各実習の評価原案は、実習の担当教員が作成する。

- ・実習部会は、＜教育実践研究科目＞での発言内容を授業担当者から聞き取り、その上で、実習の担当教員の評価原案を基に、評価案を作成する。
- ・作成された評価案は、実習部会での承認を経て、教職実践専攻会議で報告され評価として決定する。

学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生の実習の評価方法は、以下のとおりとする。

- ・連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習は、実習での活動とポートフォリオ（事実の収集及び分析をした記録）と実習施設の実習指導者の意見を踏まえて総合的に行う。なお、本専攻の実習の担当教員が評価原案を作成する。
- ・連携協力校での学校フィールド実習及び集中実習の評価は、実習での活動（授業実践、子どもとの関わり）とポートフォリオ（実習日誌、実施授業の指導案、授業記録など）を基に、連携協力校の実習指導者が評価原案を作成する。
- ・実習部会は、＜教育実践研究科目＞での発言内容を授業担当者から聞き取り、その上で、本専攻の実習の担当教員の評価原案、または、連携協力校の評価原案を基に、各学生の指導教員と協議の上評価案を作成する。
- ・作成された評価案は、実習部会での承認を経て、教職実践専攻会議で報告され評価として決定する。

設置の趣旨等を記載した書類（資料）

目 次

資料 1	弘前大学大学院教育学研究科 教職実践専攻（教職大学院）の概要	1
資料 2	弘前大学大学院教育学研究科の改組計画	1
資料 3	教育学研究科教職実践専攻の構想図	2
資料 4	弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻における ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー	3
資料 5	教育学研究科教職実践専攻のカリキュラム体系	4
資料 6	教育学研究科教職実践専攻の2年間の学びの体系	5
資料 7	専任教員の授業科目一覧	9
資料 8－1	教職実践専攻実務家専任教員選考基準	14
資料 8－2	教職実践専攻研究者専任教員選考基準	16
資料 9	国立大学法人弘前大学職員就業規則 [抜粋]	18
資料 10	履修モデル	19
資料 11	弘前大学教育学部研究倫理に関する要項	23
資料 12	教職大学院院生室見取図	24
資料 13	認証評価を確実に受けることの証明	25
資料 14	連携協定書	26
資料 15	実習モデルケース	35
資料 16	実習担当教員の勤務モデル	37
資料 17	時間割表	44

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻【教職大学院】の概要

設置の目的

青森県が直面している教育課題に対して、理論と実践との往還・融合を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員を養成する。

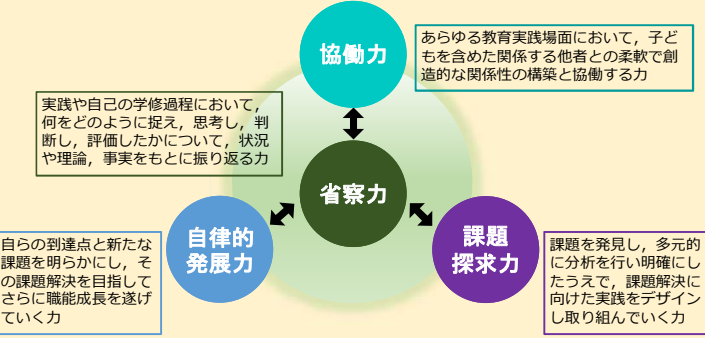
専攻の概要

- 課程：専門職学位課程
- 専攻：教職修士（専門職）
- 修業年限：2年
- 入学定員：16名（現職教員8名程度、学部卒8名程度）

【教育現場のニーズに対応したコース設定】

コース	対象	教員像
ミドルリーダー養成	原則として青森県教育委員会が派遣予定の公立学校教員	校内研修、地域連携、教材開発などの課題に、他者とともに創造的に取り組むうえで中心となるミドルリーダー
教育実践開発	4年制大学を卒業もしくは3月末までに卒業見込みで、教員免許状を取得もしくは3月末までに取得見込みの者	教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員

【いま、教員に求められる4つの力】



【4つの力を養成し教育課題を解決に導く教育課程】

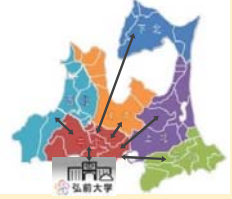
- 「基礎科目」「独自テーマ科目」「発展科目」「教育実践研究科目」「実習科目」からなる<理論と実践の往還・融合>を担保するカリキュラム編成
- 「独自テーマ科目」として、青森県から要望のあった環境教育、健康教育の科目を開設
- 「教育実践研究科目」「実習科目」は、<理論と実践の往還・融合>をより確かにするものとして関連性を持たせ、附属学校園や連携協力校、現任教などでの実習を通して教育課題の追究・解決・検証を実践的に行う
- 学校課題や教育課題に対応できる実践力を身に付けるための学校・教育関係施設での実習
- 教科科目については、兼任教員により全教科、校種への対応
- 青森県総合学校教育センターにおける研修の企画運営や弘前市教育センターにおける長期研修参加等による仮説形成

【教育成果の還元による青森県の教育力の向上】

■ 教育成果の波及

- 青森県教育課題に対し「新しい学び」をデザインできる教員の養成・育成ができる
- 校内研修の企画担当や指導主事として学校や教育委員会で活躍する人材育成ができる
- 青森県独自の教職生活全体を学び続ける教員のためのキャリアプランが提供できる

現職教員の往來や教職大学院の教育力の研修への還元による青森県各地域の教育力の向上



青森県の今と未来をつくる子ども達を支える教員の資質・能力の持続可能な向上

■ 教職大学院の教育力を地域へ還元する連携協働システム

県教育委員会との連携・協働により、教職生活全体を通じた職能成長の実現

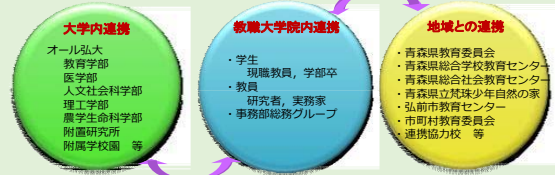
- 青森県の未来をつくる子ども達を支える教員の資質・能力の持続可能な向上
- 教職大学院の教育力を現職教員の研修を通して各地域へ還元

【学校教育が直面する課題への対応するための運営体制】

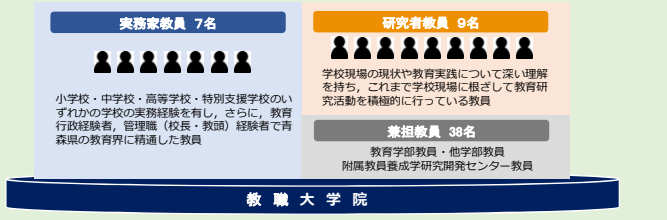
① 教育課題を解決するプログラムの展開

全国的には	青森県では	
学習意欲や自己肯定感の低さ	豊かな自然を活かした環境教育	プログラムの開発
特別な教育的ニーズ、社会経済的困難を抱える子どもの増加	短命県返上を念頭に置いた健康教育	プログラムの検証改善
学力の格差、人間関係形成力や健康面の不安への対応	インクルーシブ教育の総合的な取り組み	プログラムの普及

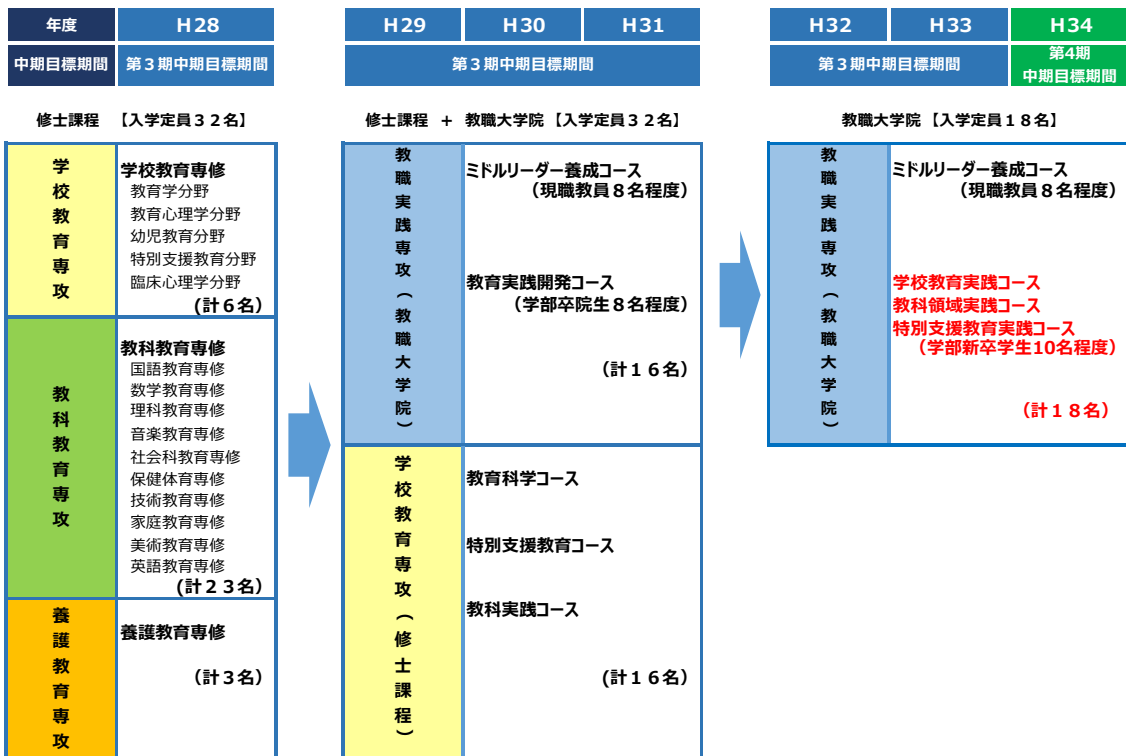
② プロフェッショナルチームを拓く協働的な運営体制



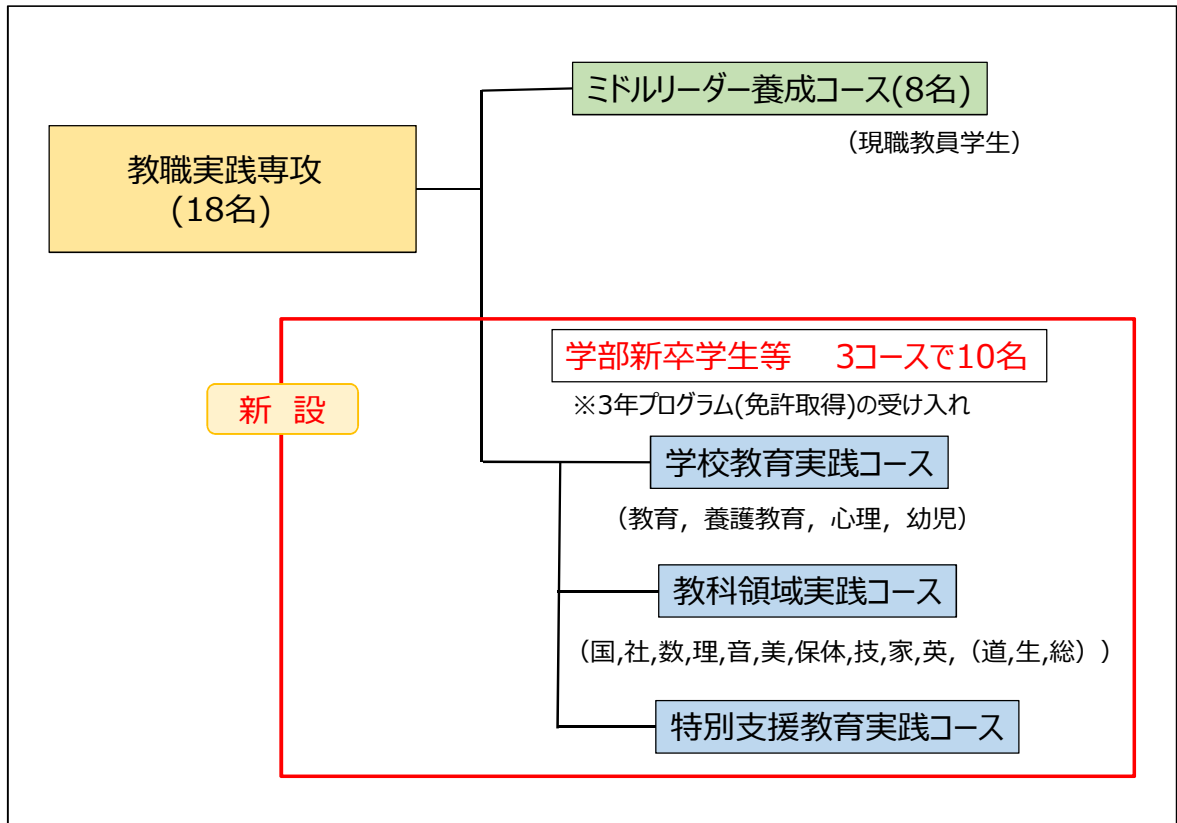
③ 18名の専任教員による充実した教育指導体制



弘前大学大学院教育学研究科の改組計画



教育学研究科教職実践専攻 構想図



教育学研究科教職実践専攻における
ディプロマポリシー(DP)・カリキュラムポリシー(CP)・アドミッションポリシー(AP)

	ミドルリーダー養成コース	学校教育実践コース	教科領域実践コース	特別支援教育実践コース
DP	<p>校内研修、地域連携、教材開発などの課題に、中心となって他者と共に創造的に取り組むことができるミドルリーダー教員に対して教職修士(専門職)の学位を授与する。</p> <p>具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。</p> <p>より高度な専門性に支えられた「自律的発展力」と、学校内外の多様な人々との連携・協働を視野に取めた「協働力」とに基づき、理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察(省察力)を通して、ミドルリーダーとして学校現場が抱える課題の解決を先導していく力(課題探究力)を身につけていること。</p>	<p>教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士(専門職)の学位を授与する。</p> <p>具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。</p> <p>学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての確かな専門性に支えられた「自律的発展力」と、教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察(省察力)を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力(課題探究力)を身につけていること。</p>	<p>教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士(専門職)の学位を授与する。</p> <p>具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。</p> <p>教科領域教育についての確かな専門性に支えられた「自律的発展力」と、教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察(省察力)を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力(課題探究力)を身につけていること。</p>	<p>教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士(専門職)の学位を授与する。</p> <p>具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。</p> <p>特別支援教育とインクルーシブ教育システムについての確かな専門性に支えられた「自律的発展力」と、教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察(省察力)を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力(課題探究力)を身につけていること。</p>
CP	<p>基礎科目群</p> <p>現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法について網羅的に学ぶことを通じて、自律的発展の基礎となる「見通す力」の育成を第一義的な目的とするものである。また全コースの院生が履修することを通じて、経験や立場が異なる者同士協働する力の育成にも力点を置くものである。</p>	<p>基礎科目群</p> <p>地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶことを目的としている。そこでは「課題探究力」の基礎的知見を学ぶとともに、教育・学校以外の人々の知見を得ることを通じて「協働力」の基礎的素養を得ることも目指される。基礎科目群「教育における社会的包摂」も、この独自テーマ科目群の主旨に連なるものである。</p>	<p>基礎科目群</p> <p>基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、ミドルリーダーとして必要な能力を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。</p>	<p>基礎科目群</p> <p>基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、特別支援教育やインクルーシブ教育システムに必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。</p>
CP	<p>実習科目群</p> <p>学校現場などでの、研修会への参画・教育実践・助言指導活動を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指さ</p>	<p>実習科目群</p> <p>学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指さ</p>	<p>実習科目群</p> <p>学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指さ</p>	<p>実習科目群</p> <p>特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指さ</p>
CP	<p>教育実践研究科目群</p> <p>解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この教育実践研究科目群においては、課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。</p>	<p>教育実践研究科目群</p> <p>解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この教育実践研究科目群においては、課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。</p>	<p>教育実践研究科目群</p> <p>解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。</p>	<p>教育実践研究科目群</p> <p>解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。</p>
AP	<p>一人の教員としての教育実践力及び学校現場が抱える教育課題についての多面的・多角的洞察する力を高めたいと考える者。</p> <p>・教員に求められるより高度な専門性を自律的に発展させ、学校組織の一員として学校内外の多様な人々・専門家と協働して、教育実践の充実に取り組む行動力の向上を目指したい者。</p> <p>・理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察をもとに、学校現場が抱える課題の解決をミドルリーダーとして先導する意欲的である者。</p>	<p>・教職に関する基本的知識・技能、及び学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者。</p> <p>・教員に求められる学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者。</p> <p>・理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての教育実践上の課題を</p>	<p>・教職に関する基本的知識・技能、及び教科領域教育に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者。</p> <p>・教員に求められる教科領域教育についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者。</p> <p>・理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの教科領域教育についての教育実践上の課題を解決しようとする意欲的である者。</p>	<p>・教職に関する基本的知識・技能、及び特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者。</p> <p>・教員に求められる特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者。</p> <p>・理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける教育実践上の課題を解決しようとする意欲的である者。</p>

教育学研究科教職実践専攻 カリキュラム体系



教育学研究科教職実践専攻 2年間の学びの体系

ミドルリーダー養成コース(小中高教諭専修免取得希望者)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2年次後期

実習ⅢA (課題検証)

- 1年次に形成した仮説を基に、勤務校や地域での課題を協働で解決するための方策(学校組織編成, 研修会計画等)を実施
- 改善案の実践

教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習 / 相互啓発

個別指導(指導教員, 実習部会教員)

2年次前期

教育実践研究Ⅲ

- 省察を基に「実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動を続ける

自学自習 / 相互啓発

個別指導(指導教員, 実習部会教員)

研究課題解決のための仮説形成

1年次後期

実習ⅡA (仮説形成)

- 自ら設定した研究課題を解決するための仮説の形成

教育実践研究Ⅱ

- 自らが参加した研修会についての事実の収集と省察をして仮説の洗練

基礎科目 独自テーマ科目

発展科目

自学自習 / 相互啓発

個別指導(指導教員, 実習部会教員)

1年次前期

実習ⅠA-1 (課題把握)

実習ⅠA-2 (課題把握)

- 観察で把握した課題+自らの問題意識

教育実践研究法 (教育実践研究Ⅰ)

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題設定の仕方

基礎科目 独自テーマ科目

発展科目

自学自習 / 相互啓発

個別指導(実習部会教員)

ミドルリーダー養成コース(特支教諭専修免取得希望者)
勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2年次後期

2年次前期

特支実習ⅢA（課題検証）

- 1年次に形成した仮説を基に、勤務校や地域での課題を協働で解決するための方策（学校組織編成、研修会計画等）を実施
- 改善案の実践

特支教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

特支教育実践研究Ⅲ

- 省察を基に「実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動を続ける

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

研究課題解決のための仮説形成

1年次後期

特支実習ⅡA（仮説形成）

- 自ら設定した研究課題を解決するための仮説の形成

特支教育実践研究Ⅱ

- 自らが参加した研修会についての事実の収集と省察をして仮説の洗練

基礎科目 独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

研究課題の決定

1年次前期

特支実習ⅠA-1（課題把握）

特支実習ⅠA-2（課題把握）

- 観察で把握した課題+自らの問題意識

特支教育実践研究法（特支教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題設定の仕方

基礎科目 独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(実習部会教員)

教科領域実践コース・学校教育実践コース

青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2年次後期

実習ⅣB（課題解決検証）

- 自ら設定した課題解決のために実践する

発展科目

教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

2年次前期

実習ⅢB（課題解決研究）

- 自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し,実践を行う

発展科目

教育実践研究Ⅲ

- 実践の省察を行い,仮説の修正をしたり改善策を考えたりすると共に新たな課題を見つけるという研究的な手法を用いて課題解決のサイクルを繰り返す

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,協力校担当教員)

形成した仮説を基にした実践力

1年次後期

実習ⅡB（仮説形成）

- 発見した課題の解決のための仮説を形成し,実践を行う



教育実践研究Ⅱ

- 仮説の形成と省察

基礎科目 独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,協力校担当教員)

研究課題の把握

1年次前期

実習ⅠB-1（課題把握）

実習ⅠB-2（課題把握）

- 事実の収集と分析の仕方+教育実践



教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題の発見

基礎科目 独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(協力校担当教員,実習部会教員,ミドルリーダー-養成コース院生)

特別支援教育実践コース

青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2年次後期

特支実習 IV B (課題解決検証)

- 自ら設定した課題解決のために実践する

発展科目

特支教育実践研究 IV

- 研究成果をまとめる

自学自習 / 相互啓発

個別指導 (指導教員, 実習部会教員)

2年次前期

特支実習 III B (課題解決研究)

- 自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し、実践を行う

発展科目

特支教育実践研究 III

- 実践の省察を行い、仮説の修正をしたり改善策を考えたりすると共に新たな課題を見つけるという研究的な手法を用いて課題解決のサイクルを繰り返す

自学自習 / 相互啓発

個別指導 (指導教員, 協力校担当教員)

形成した仮説を基にした実践力

1年次後期

特支実習 II B (仮説形成)

- 発見した課題の解決のための仮説を形成し、実践を行う

特支教育実践研究 II

- 仮説の形成と省察

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習 / 相互啓発

個別指導 (指導教員, 協力校担当教員)

研究課題の把握

1年次前期

特支実習 I B-1 (課題把握)

特支実習 I B-2 (課題把握)

- 事実の収集と分析の仕方 + 教育実践

特支教育実践研究法 (特支教育実践研究 I)

- 事実の収集の仕方 + 課題の把握の仕方
- 研究課題の発見

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習 / 相互啓発

個別指導 (協力校担当教員, 実習部会教員, ミドルリーダー養成コース院生)

専任教員が担当する学部・大学院の科目一覧

()は単位数

調書番号	教員名	学部授業	大学院授業
1	福島 裕敏(18)	西洋の子どもと学校史(2) 教育の社会制度論Ⅲ(2) 道徳の歴史と方法(初等)(2) 道徳の歴史と方法(中等)(4) 教育科学演習(2) 社会調査法(2) 教育史特殊講義(2) 教育史演習(2)	担当なし
2	田名場 忍(16)	人間教育論Ⅱ(2) 生徒指導・進路指導の理論と方法(中等)(2) 心理学基礎実習(2) 心理学課題実験(2) 心理学演習(6) 社会心理学(2)	担当なし
3	吉中 淳(20)	教職入門(2) 人間教育論Ⅱ(2) インクルーシブ教育概論(2) 生徒指導・進路指導の理論と方法(初等)(2) カウンセリング基礎論(中等)(4) 心理学概論Ⅰ(2) 心理学概論Ⅱ(2) 心理学基礎実習(2) 心理学課題実験(2)	担当なし
4	田中 完(19)	健康教育概論(2) 小児疾患(2) 救急処置実習(2) 臨床看護学演習(1) 臨床実習(2) 学校保健研究Ⅰ(2) 病理学(2) 小児科学Ⅰ(小児保健を含む)(2) 小児科学Ⅱ(救急処置を含む)(2) 臨床医科学Ⅱ(救急・災害医学)(2)	担当なし
5	葛西 敦子(16)	健康教育概論(2) 学校看護学(2) 学校看護学演習(2) 学校看護学実習(2) 救急処置実習(2) 臨床看護学演習(1) 臨床実習(2) 学校保健研究Ⅰ(2) 母性保健(1)	担当なし
6	杉原 かおり(11)	歌唱(合唱および日本の伝統的な歌唱を含む)(1) 独唱Ⅰ(1) 独唱Ⅱ(1) 独唱ⅢA(2) 独唱ⅢB(2) 独唱ⅢC(2) 独唱ⅢD(2)	担当なし
7	塚本 悦雄(12)	小学校図画工作基礎(1) 素描(1) 彫刻基礎(2) 彫刻Ⅰ(2) 彫刻Ⅱ(6)	担当なし

調書番号	教員名	学部授業	大学院授業
8	櫻田 安志 (18)	環境教育概論 (2) 電気技術基礎 (2) 電気技術A (2) 電気技術B (2) 電気実習I (1) 電気実習II (1) 情報技術基礎 (2) 情報技術A (2) 情報技術B (2) 情報技術実習I (1) 情報技術実習II (1)	担当なし
9	Rausch Anthony Scott (16)	小学校英語演習 (2) コミュニケーションIA (2) コミュニケーションIB (2) コミュニケーションIIIA (2) コミュニケーションIIIB (2) 英語作文I (2) 英語作文II (2) 英語作文III (2)	担当なし
10	山本 逸郎 (17)	小学校理科基礎 (1) 小学校理科・家庭科実験 (1) 基礎物理学I (1) 基礎物理学II (2) 基礎物理学実験 (2) 物理学概論I (2) 物理学実験 (2) 物理学実験法 (2) 物理学I (2) 物理学II (2)	担当なし
11	武内 裕明 (8)	幼稚園教育基礎論I (2) 幼稚園教育方法論 (2) 幼児教育学 (2) 幼児教育学演習 (2)	担当なし
12	小瑤 史朗 (19)	小学校社会科教育法 (2) 社会科教育法 (2) 社会科授業論 (2) 社会科授業構成論I (2) 社会科授業構成論II (2) 小学校専門生活 (1) 日本史基礎演習 (2) 人文地理学基礎演習 (2) 社会科教育演習II(A) (2) 社会科教育演習III(A) (2)	担当なし
13	田中 義久 (13)	教職入門 (2) 数学科教育法 (2) 数学科授業論 (2) 数学科教材論 (2) 数学科教育方法論 (2) 小学校算数基礎 (1) 情報数学 (2)	担当なし
14	佐藤 崇之 (13)	環境教育概論 (2) 小学校理科教育法 (2) 理科教育法I (2) 理科教育法II (2) 理科教材方法論I (2) 理科教材方法論II (2) 小学校専門生活 (1)	担当なし

調書番号	教員名	学部授業	大学院授業
15	高橋 俊哉 (18)	保健科教育法 (2) 保健体育科実践II (2) 小学校体育実技基礎 (1) 小学校体育講義 (2) 小学校体育実技 (1) スキー I・II (2) 柔道 I・II (2) 野外活動 I・II (2) コーチング特論 (2) 学校保健 (2)	担当なし
16	森本(安川) 洋介 (24)	子どもとカリキュラム(初等) (4) 子どもとカリキュラム(中等) (4) 道徳の歴史と方法(初等) (4) 道徳の歴史と方法(中等) (4) 教育方法論(中等) (2) 教育科学演習 (2) 教育方法特殊講義 (2) 教育方法演習 (2)	担当なし
17	桐村 豪文 (12)	人間教育論I (2) 教育の社会制度論II (2) 教育行財政 (2) 教育科学演習 (2) 現代教育政策論 (2) 学校経営法規演習 (2)	担当なし
18	野寄 茉莉 (12)	人間教育論II (2) 幼稚園教育課程論 (2) 幼稚園教育基礎論II (2) 幼児理解と教育相談 (2) 幼児心理学 (2) 幼児心理学演習 (2)	担当なし
19	原 郁水 (25)	健康教育概論 (2) 保健科教育概論 (2) 保健授業論 (2) 保健教材論 (2) 保健教育方法論 (2) 教育実習(中学校・保健実習) (4) 事前事後指導(中学校・保健) (1) 救急処置実習 (2) 学校保健(学校安全を含む) (2) 学校保健研究I (2) 保健指導論 (2) 学校安全特論 (2)	担当なし
20	鈴木(竜田) 愛理 (9)	小学校国語科教育法 (2) 国語科教育法 (2) 国語科授業論 (2) 小学校国語基礎(書写を含む) (1) 小学校国語講義 (2)	担当なし
21	益川 充治 (15)	保健体育科実践II (2) 小学校体育実技基礎 (1) 小学校体育講義 (2) 小学校体育実技 (1) 水泳 I・II (2) スキー I・II (2) 体育心理学 (2) 保健体育基礎実験I (1) コーチング特論 (2)	担当なし

調書番号	教員名	学部授業	大学院授業
22	杉本(佐藤) 和那美 (15)	保健体育科実践I (2) 保健体育科実践II (2) 小学校体育実技基礎 (1) 小学校体育講義 (2) 小学校体育実技 (1) 陸上競技 I・II (2) スポーツ運動学 (2) 保健体育基礎実験II (1) コーチング特論 (2)	担当なし
23	小野 恭子 (7)	小学校家庭科教育法 (2) 家庭科教育法II (2) 小学校理科・家庭科実験 (1) 小学校家庭科基礎 (1) 食物学実験実習II (1)	担当なし
24	佐藤 剛 (7)	英語科授業論 (2) 英語科教材論 (2) 英語科教育方法論 (2) 小学校英語基礎 (1)	担当なし
25	吉崎 聡子 (8)	人間教育論II (2) 心理学基礎実習 (2) 心理学課題実験 (2) 教育心理学 (2)	担当なし
26	小林 央美 (4)	養護学概論 (2) 養護学演習I (2)	担当なし
27	中野 博之 (3)	小学校算数科教育法 (2) 小学校算数演習 (1)	担当なし
28	上野 秀人 (6)	子どもとカリキュラム(中等) (2) 体育科教育法 (2) バドミントン I・II (2)	担当なし
29	菊地 一文	担当なし	担当なし
30	中谷 保美 (2)	教職実践演習(発展演習・教諭) (2)	担当なし
31	敦川 真樹 (2)	教職実践演習(発展演習・教諭) (2)	担当なし
32	吉田(宮平) 美穂 (2)	インクルーシブ教育概論 (2)	担当なし
33	吉原 寛 (2)	教職実践演習(発展演習・教諭) (2)	担当なし
34	大瀬 幸治	担当なし	担当なし
35	土岐 賢悟	担当なし	担当なし
36	宮崎 充治 (11)	教職入門 (2) 教育方法論(初等) (2) 小学校専門生活 (1) 教育科学演習 (2) 教育社会学特殊講義 (2) 教育社会学演習 (2)	担当なし

調書番号	教員名	学部授業	大学院授業
37	篠塚 明彦 (19)	小学校社会科教育法 (2) 社会科授業構成論I (2) 社会科授業構成論II (2) 地理歴史科教育法 (2) 公民科教育法 (2) 小学校専門生活 (1) 日本史基礎演習 (2) 人文地理学基礎演習 (2) 社会科教育演習I(A) (2) 社会科教育演習IV(A) (2)	担当なし
38	上之園 哲也 (12)	技術科教育法I (2) 技術科教育法II (2) 技術科教育法III (2) 技術科教育法IV (2) 工業科教育法I (2) 工業科教育法II (2)	担当なし
39	新谷 ますみ (23)	健康教育概論 (2) 教職入門 (2) 養護実習 (4) 事前事後指導(養護実習) (1) 学校教育支援実習(養護教諭) (2) 教職実践演習(養護教諭) (2) 養護学基礎実習 (1) 養護学演習II (2) 養護学実習 (1) 救急処置実習 (2) 学校保健研究I (2) 健康相談活動の理論と方法 (2)	担当なし
40	田中 拓郎 (9)	小学校国語科教育法 (2) 国語科教材論 (2) 国語科教育方法論 (2) 小学校国語基礎(書写を含む) (1) 小学校国語講義 (2)	担当なし
41	加賀 恵子 (7)	家庭科教育法I (2) 家庭科教育法III (2) 家庭科教育法IV (2) 食物学実験実習I (1)	担当なし
42	清水 稔 (18)	音楽科教育法III (2) 小学校音楽基礎 (1) 小学校音楽講義 (2) ソルフェージュIII A (1) ソルフェージュIII B (1) ソルフェージュIII C (1) ソルフェージュIII D (1) 指揮法 (1) 音楽理論I (2) 音楽理論II (2) 作曲法I(編曲法を含む) (2) 作曲法II (2)	担当なし

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻実務家専任教員選考基準

(趣 旨)

第1条 弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻実務家専任教員の選考基準は、教育学部教員選考基準によるもののほかこの基準による。

(教授の選考基準)

第2条 教授となることができるのは、次の基準に該当する者とする。

1 教育研究上の業績

- (1) 専門職大学院設置基準第5条第1項（以下「設置基準」という。）及び専門職大学院に関して必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示53号）第2条第1項（以下「文部科学省告示」という。）に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 教職実践に資する理論や実践等の学術論文（著書を含む。以下「学術論文等」という。）が、原則として10編以上有する者
なお、都道府県教委副参事級以上、市町村教委課長級以上、教育事務所次長級以上、都道府県の小学校・中学校・高等学校等の各校長会会長等の職歴を有する者は学術論文の基準を5編以上とする。
- (3) 前号の業績については、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。また、青森県との交流人事で派遣予定の者または過去に派遣された経歴を有する者については、教育における研究開発、教育における事業の企画・運営などの活動実績をもって前号の業績に充てることができる。

2 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む。）

- (1) 学校教育に関連する職務に関して概ね20年程度の経験を有していること。
- (2) 担当授業科目の内容に関する専門分野での経験が概ね5年以上有していること。
- (3) 前号の実務を離れてから概ね10年以内であること。

第3条 研究者教員として教授の資格を有する者で教授になることができる者は、次の基準に該当する者とする。

- 1 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- 2 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む）として学校教育に関連する職務に関して概ね10年程度の経験を有し、実務を離れてから5～10年以内である者。なお、採用前の1年以内に、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて10年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなす。

第4条 研究者教員として准教授の資格を有する者で教授になることができる者は、次の基準に該当する者とする。

- 1 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- 2 教職実践に資する理論や実践等の学術論文等*が、原則として10編以上有する者
- 3 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む）として学校教育に関連する職

務に関して概ね5年程度の経験を有し、実務を離れてから5～10年以内である者。なお、採用前の1年以内に、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて10年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなす。

(※「学術論文等」については美術に関する活動、音楽に関する活動を含むものとする)

(准教授の選考基準)

第5条 准教授となることのできる者は、次の基準に該当する者とする。

1 教育研究上の業績

- (1) 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として5編以上有する者
なお、学校教育現場での管理職等の職歴を有する者は学術論文の基準を3編以上とする。
- (3) 前号の業績等については、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。また、青森県との交流人事で派遣予定の者または過去に派遣された経歴を有する者については、教育における研究、教育における事業の企画・運営などの活動実績をもって前号の業績に充てることができる。

2 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む。）

- (1) 学校教育に関連する職務に関して概ね15年程度の経験を有していること。
- (2) 担当授業科目の内容に関する専門分野での経験が概ね5年以上有していること。
- (3) 前号の実務を離れてから概ね10年以内であること。

第6条 研究者教員として准教授の資格を有する者で准教授になることができる者は、次の基準に該当する者とする。

- (1) 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む）として学校教育に関連する職務に関して概ね5年程度の経験を有し、実務を離れてから5～10年以内である者。なお、採用前の1年以内に、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて10年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなす。

(その他)

第7条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より実施する。

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻研究者専任教員選考基準

平成 30 年 12 月 19 日
研究科委員会改正

(趣 旨)

第 1 条 弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻研究者専任教員の選考基準は、この基準による。

(教授の選考基準)

第 2 条 教授となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当する者とする。

- (1) 専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項（以下「設置基準」という。）に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 担当授業科目の内容に関する専門分野での学術論文（著書を含む。以下「学術論文等」という。）が、原則として 20 編以上有する者
ただし、20 年以上の小学校、中学校、高等学校等における教職経験（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含むことができる。）（以下「教職経験等」という。）がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、査読制度のある全国的学会誌又はそれに相当する学術誌、刊行書等（以下「全国的学会誌等」という。）に掲載されたものが 5 編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近 5 年以内に発表したものが 1 編以上あること。

第 3 条 既に本学での研究者教員教授の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が 1 編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(准教授の選考基準)

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当するものとする。

- (1) 設置基準に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として 10 編以上有する者
ただし、10 年以上の教職経験等がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、全国的学会誌等に掲載されたものが 2 編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近 5 年以内に発表したものが 1 編以上あること。

第 5 条 既に本学での研究者教員准教授の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が 1 編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(講師の選考基準)

第 6 条 講師となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当するものとする。

- (1) 設置基準に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として 8 編以上有する者
ただし、10 年以上の教職経験等がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、全国的学会誌等に掲載されたものが 1 編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近 5 年以内に発表したものが 1 編以上あること。

第7条 既に本学での研究者教員講師の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が1編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(助教の選考基準)

第8条 助教となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当するものとする。

- (1) 設置基準に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として6編以上有する者
ただし、10年以上の教職経験等がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、全国的学会誌等に掲載されたものが1編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近5年以内に発表したものが1編以上あること。

第9条 既に本学での研究者教員助教の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が1編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(その他)

第10条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日より実施する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日より実施する。

○国立大学法人弘前大学職員就業規則 [抜粋]

(平成 16 年 4 月 1 日制定規則第 5 号)

第 6 節 退職

(自己都合退職)

第 20 条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ退職を予定する日の 14 日前までに文書をもって願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があった場合、業務上特に支障のない限り、これを承認するものとする。
- 3 職員は、退職を願い出ても退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年退職)

第 21 条 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

- 2 前項の定年は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる年齢とする。

(1) 大学教員 満 65 歳

- (2) 第 24 条第 1 項の規定に基づき再雇用された者 満 65 歳
- (3) 前 2 号以外の者 満 60 歳

(定年による退職の特例)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1 年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該業務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- 2 前項の期限又はこの項の規定により更新された期限は、3 年を超えない範囲で更新することができるものとする。

(その他の退職)

第 23 条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 任期の定めがあるとき、その任期を満了した場合
- (2) 本学の学長、理事及び監事になったとき
- (3) 第 15 条第 1 項各号の規定により休職とした職員が、第 18 条各項に規定する休職の上限期間を満了したにもかかわらず復職できないとき
- (4) 死亡したとき

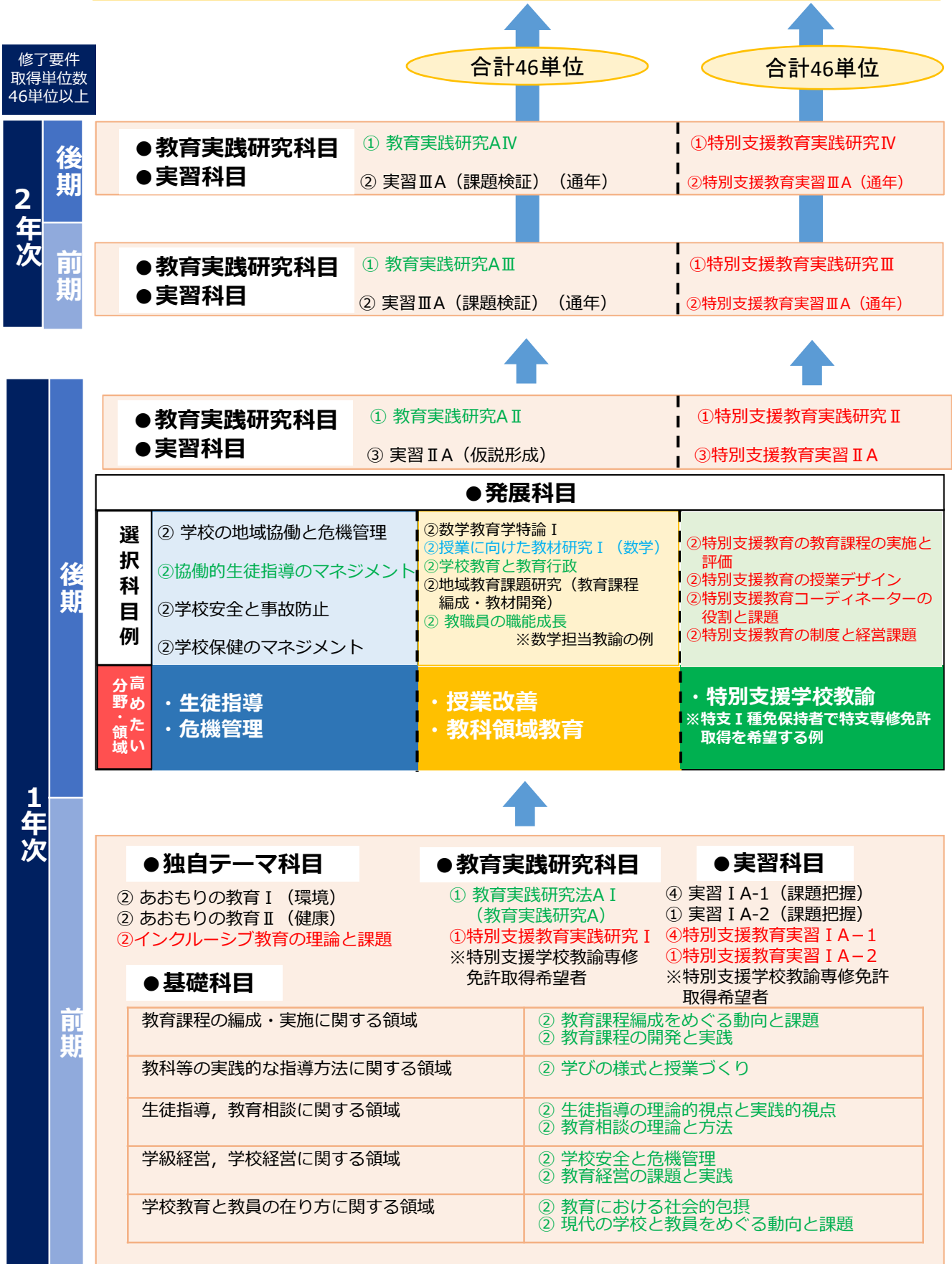
(高年齢者の再雇用)

第 24 条 第 21 条第 1 項又は第 22 条の規定により退職する職員(大学教員を除く。)で、引き続き雇用を希望する者については、国立大学法人弘前大学職員の再雇用に関する規程(平成 25 年規程第 23 号)により再雇用するものとする。ただし、第 23 条第 3 号又は第 27 条第 1 項及び第 2 項に規定する事由に該当する者については、この限りではない。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の再雇用に関して必要な事項は、別に定める。

ミドルリーダー養成コース(現職教員学生)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員



※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高専修免許取得科目

ミドルリーダー養成コース(現職教員学生)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員



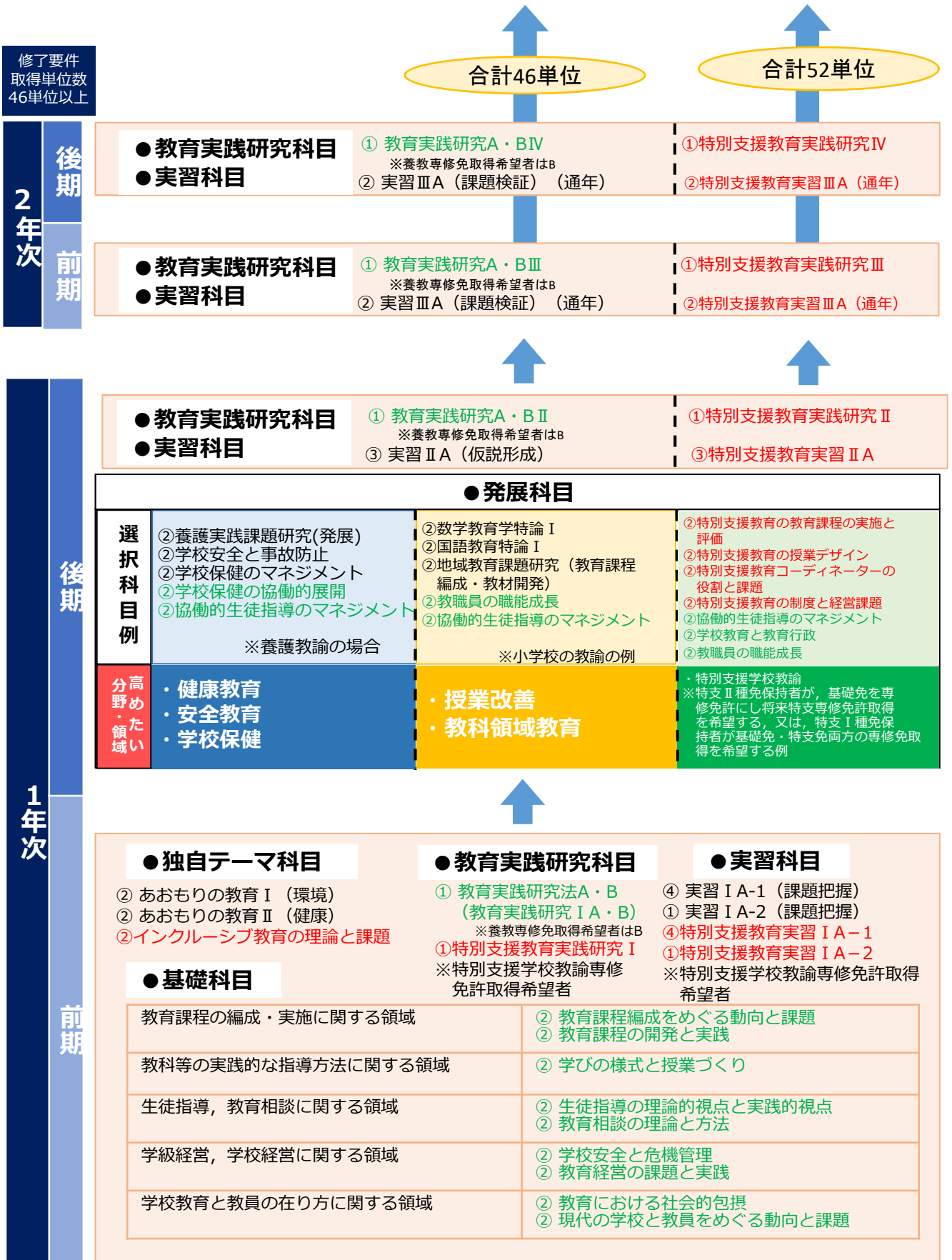
※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高専修免許取得科目

ミドルリーダー養成コース(現職教員学生)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協動的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員



※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高養専修免許取得科目

学部新卒学生対象のコース

青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員

修了要件
取得単位数
46単位以上

合計46単位

合計46単位



※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高養専修免許取得科目

弘前大学教育学部研究倫理に関する要項

平成 28 年 9 月 21 日制定
教育学部教授会

第 1 趣旨

この要項は、弘前大学教育学部に専任担当として配置された教員並びに教育学部又は大学院教育学研究科に所属する職員・学生等（以下「職員・学生」という。）が、人間を対象として行う調査及び実験（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）に規定するものを除き、職員・学生が、他の部局又は他の研究機関等に所属する者と共同で実施する調査及び実験を含む。以下「調査・実験」という。）に関して、倫理的及び社会的諸問題に対処するために、基本原則、審議組織、実施手続等を定めるものとする。

第 2 基本原則

調査・実験は、次に掲げる原則により実施するものとする。

- (1) 研究への協力者に対する情報提供及び同意の確認
- (2) 協力者の負担・苦痛の回避
- (3) 個人情報保護
- (4) 研究結果の公表
- (5) 所属する学会等の倫理規定等の遵守

第 3 研究倫理委員会

- 1 教育学部に、調査・実験における倫理的及び社会的諸問題の発生防止、問題発生時の対処について審議するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 職員・学生が企画する調査・実験の実施の可否に係る審査
 - (2) 調査・実験において倫理的及び社会的問題が発生した場合の対処方法の審議並びにその対処
 - (3) 調査・実験における倫理を確立するための啓発活動及び教育活動の企画並びに実施
- 3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学部長が指名する教育学部の専任担当教員 1 名
 - (2) 教育学部教授会から選出された教員 2 名
 - (3) 教育学部の専任担当教員以外の弘前大学の教員 1 名
 - (4) その他委員長が必要と認めた者
- 4 前項各号の委員は、学部長が委嘱する。
- 5 委員会に委員長を置き、第 3 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 調査・実験の実施申請

- 1 倫理審査を要する調査・実験を実施しようとする職員・学生（以下「実施者」という。）は、別紙様式 1 により、学部長に申請するものとする。ただし、卒業研究、修士論文及び授業における課題等として教員又は研究室の責任で行う調査・実験並びに教育学部又は大学院教育学研究科の業務の一環として行う調査については、原則として申請の対象としない。
- 2 学部長は、申請を受理したときは、委員会に審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、審査結果を別紙様式 2 により、学部長に報告するものとする。
- 4 学部長は、前項の審査結果を、実施者に通知するものとする。
- 5 実施者は、承認された調査・実験の内容を変更する場合には、別紙様式 3 により、学部長に申請しなければならない。
- 6 学部長は、必要があると認めた場合は、委員会に再審査を付託することができる。

第 5 問題への対処

承認された調査・実験において、事故、倫理的及び社会的問題、研究の協力者からの苦情等が発生した場合には、実施者は、速やかにその内容を委員会に報告しなければならない。

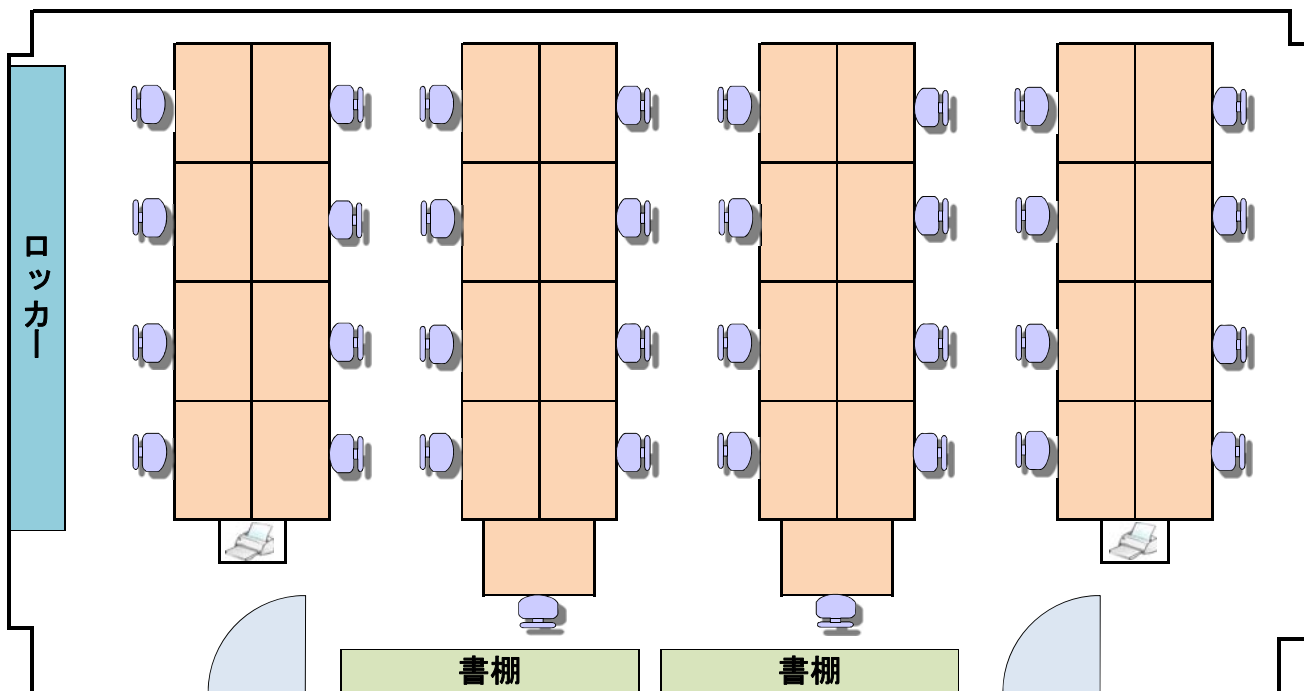
第 6 その他

この要項に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

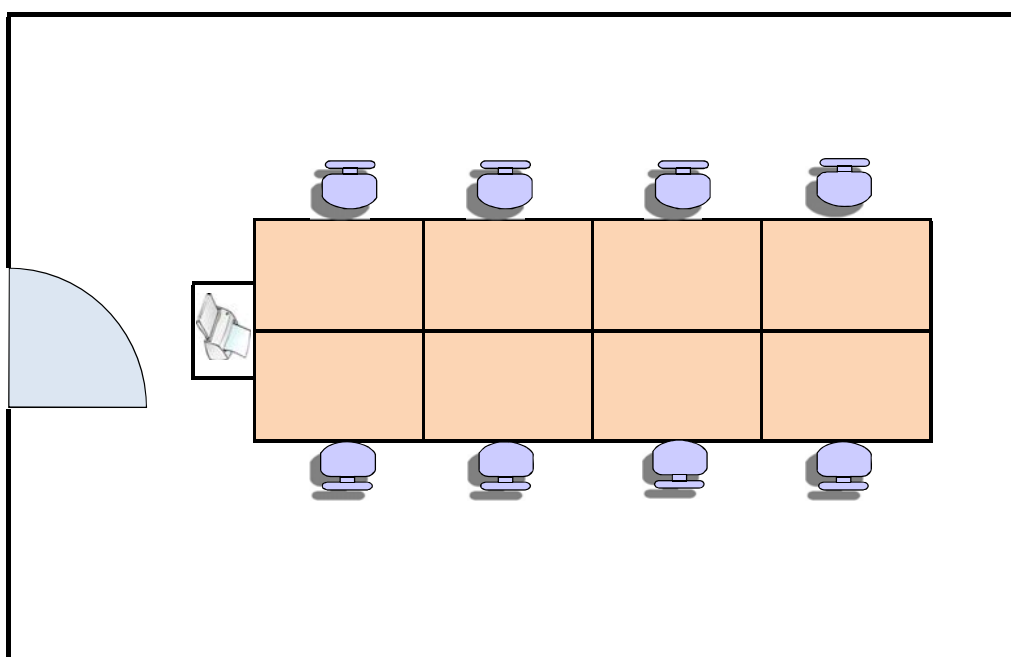
附 則

- 1 この要項は、平成 28 年 9 月 21 日から実施する。
- 2 この要項の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第 3 第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

教職大学院院生室1 見取図



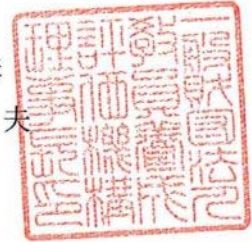
教職大学院院生室2 見取図



教評価第38号
平成28年1月6日

弘前大学長
佐藤 敬 殿

一般財団法人教員養成評価機構
理事長 田村 哲 夫



弘前大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内
一般財団法人教員養成評価機構事務局

清水・山本・大町

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp

国立大学法人弘前大学教育学部とむつ市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）とむつ市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、地域の教育課題に適切に対応し、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図る必要がある場合には、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲または乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 1月29日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

依藤 三三



乙 むつ市教育委員会教育長

牧野 正蔵



国立大学法人弘前大学教育学部と青森県教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と青森県教育委員会（以下「乙」という。）は、青森県における教育について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携により、本県の学校教育、社会教育、スポーツ及び大学における教員養成、教育・研究等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- (1) 学校教育の充実及び調査・研究に関すること
- (2) 社会教育・スポーツの振興及び調査・研究に関すること
- (3) 大学における教員養成の充実及び教育・研究に関すること
- (4) その他双方が必要と認めること

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

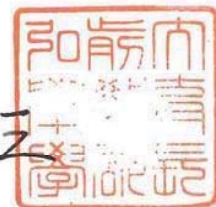
第4条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月7日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

依藤三三



乙 青森県教育委員会教育長

田村充治



国立大学法人弘前大学教育学部と弘前市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と弘前市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、弘前市における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認められる事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 1月27日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

梶 正 博



乙 弘前市教育委員会教育長

佐藤 弘 昭



国立大学法人弘前大学と青森県教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と青森県教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 学校教育の充実・振興に関すること。
- (2) 社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- (3) 文化・芸術活動、文化財の保護と活用に関すること。
- (4) その他双方が必要と認めること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

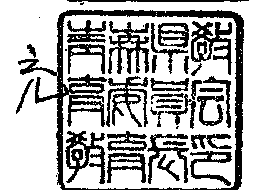
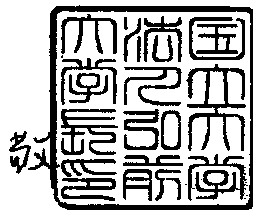
第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保持する。

平成27年 2月24日

甲 国立大学法人弘前大学長 佐藤

乙 青森県教育委員会教育長 中村



国立大学法人弘前大学教育学部と黒石市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と黒石市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、黒石市における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

戸塚 孝



乙 黒石市教育委員会教育長

阿保 淳士



国立大学法人弘前大学教育学部と平川市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と平川市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、平川市における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。


この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

乙 平川市教育委員会教育長

戸塚 学
柴田 正



国立大学法人弘前大学教育学部と藤崎町教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と藤崎町教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、藤崎町における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

戸塚



乙 藤崎町教育委員会教育長

武田



国立大学法人弘前大学教育学部と大鰐町教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と大鰐町教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、大鰐町における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力に要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

戸塚 学



乙 大鰐町教育委員会教育長

木田 専一



国立大学法人弘前大学教育学部と田舎館村教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と田舎館村教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をはじめ、田舎館村における教育の充実・発展及び教員養成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（経費）

第3条 甲と乙の連携協力を要する経費の負担については、双方が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

戸塚 学



乙 田舎館村教育委員会教育長

金枝尚明



実習モデルケース

ミドルリーダー養成コース(除:特別支援学校教諭専修免許取得希望者)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次 8単位/240時間	実習 I A-1 (4単位/120時間) 事実の収集の仕方(学ぶ実習) 8時間×5日(週1回) 連携協力校(附属学校・県立高校) 事実の収集の仕方(学ぶ実習) 8時間×5日(週1回) 教育関連施設 公開研参加 8時間×2日 連携協力校(附属学校) 公開研参加 8時間×3日(夏季休業中) 連携協力校(附属学校)						実習 II A (3単位/90時間) 研修参加 5時間×12日(週1回) 連携協力校(附属学校以外) 研修会企画・運営・参加 6時間×2日(週1回) 教育関連施設(青森県総合学校教育センター) 研修会企画・運営・参加 6時間×3日(週1回) 教育関連施設(弘前市教育センター)					
	実習 I A-2 (1単位/30時間) 授業実践省察実習 5時間×3日(週1回) 連携協力校(附属学校) 教育実践開発コース院生メンター実習 5時間×3日 連携協力校(附属学校以外)						教育実践研究法(教育実践研究 I)と連携					
2年次 2単位/60時間	実習 III A (2単位/60時間) 実習 6時間×5日(月1~2回) 勤務校											
	教育実践研究 III・IVと連携											

合計 10単位/300時間 (30時間を1単位とする)

ミドルリーダー養成コース(特別支援学校教諭専修免許取得希望者)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次 8単位/240時間	特別支援教育実習 I A-1 (4単位/120時間) 事実の収集の仕方(学ぶ実習) 8時間×5日(週1回) 連携協力校(附属学校・県立高校) 事実の収集の仕方(学ぶ実習) 8時間×5日(週1回) 教育関連施設 公開研参加 8時間×2日 連携協力校(附属学校) 公開研参加 8時間×3日(夏季休業中) 連携協力校(附属学校)						特別支援教育実習 II A (3単位/90時間) 研修参加 5時間×12日(週1回) 連携協力校(附属学校以外) 研修会企画・運営・参加 6時間×2日(週1回) 教育関連施設(青森県総合学校教育センター) 研修会企画・運営・参加 6時間×3日(週1回) 教育関連施設(弘前市教育センター)					
	特別支援教育実習 I A-2 (1単位/30時間) 授業実践省察実習 5時間×3日(週1回) 連携協力校(附属学校) 教育実践開発コース院生メンター実習 5時間×3日 連携協力校(附属学校以外)						教育実践研究法(教育実践研究 I)と連携					
2年次 2単位/60時間	特別支援教育実習 III A (2単位/60時間) 実習 6時間×5日(月1~2回) 勤務校											
	教育実践研究 III・IVと連携											

合計 10単位/300時間 (30時間を1単位とする)

学校教育実践コース・教科領域実践コース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 年次 5単位/150時間	実習 I B-1 (1単位/30時間) 事実の収集の仕方を学ぶ実習 6時間×5日(週1回) 連携協力校 (附属学校・県立高校)						実習 II B (2単位/60時間) 学校フィールド実習 5時間×12日(週1回) 連携協力校(附属学校以外)						
	実習 I B-2 (2単位/60時間) 学校フィールド実習 6時間×5日(週1回) 連携協力校 (附属学校以外)			集中実習 6時間×5日 連携協力校 (附属学校以外)			教育実践研究法(教育実践研究 I)と連携						
2 年次 5単位/174時間	実習 III B (3単位/102時間) 学校フィールド実習 6時間×7日(週1回) 連携協力校(附属学校以外)						集中実習 6時間×10日 連携協力校 (附属学校以外)			実習 IV B (2単位/72時間) 学校フィールド実習 6時間×12日(週1回) 連携協力校(附属学校以外)			教育実践研究発表会
	教育実践研究 IIIと連携						教育実践研究 IVと連携						
合計 10単位/324時間 (30時間を1単位とする)													

特別支援教育実践コース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 年次 5単位/150時間	特別支援教育実習 I B-1 事実の収集の仕方を学ぶ実習 6時間×5日(週1回) 連携協力校 (附属学校・県立高校)						特別支援教育実習 II B (2単位/60時間) 学校フィールド実習 5時間×12日(週1回) 連携協力校(附属学校以外)						
	特別支援教育実習 I B-2 (2単位/60時間) 学校フィールド実習 6時間×5日(週1回) 連携協力校 (附属学校以外)			集中実習 6時間×5日 連携協力校 (附属学校以外)			教育実践研究法(教育実践研究 I)と連携						
2 年次 5単位/174時間	特別支援教育実習 III B (3単位/102時間) 学校フィールド実習 6時間×7日(週1回) 連携協力校(附属学校以外)						集中実習 6時間×10日 連携協力校 (附属学校以外)			特別支援教育実習 IV B (2単位/72時間) 学校フィールド実習 6時間×12日(週1回) 連携協力校(附属学校以外)			教育実践研究発表会
	教育実践研究 IIIと連携						教育実践研究 IVと連携						
合計 10単位/324時間 (30時間を1単位とする)													

実習担当教員の勤務モデル

調書番号1 福島 裕敏

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	学部授業	実習指導	現代の学校と教員をめぐり る動向と課題	教育における社会的包摂
	2限		学部授業	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等		学部授業	
	3限		実習指導			学部授業	
	4限			教育実践研究指導			
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等	学部授業 又は教授会等	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等		学部授業	
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	学部授業	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	
	2限			院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等			
	3限			学部授業			
	4限	教職員の職能成長		教育・社会理論と教育実践			
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等		学部授業 又は教授会等		院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	学部授業

調書番号26 小林 央美

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	実習指導	養護教諭の行う健康 相談の理論と実践	
	2限					学部授業	
	3限			学校保健の協働的 展開		教育実践研究指導	
	4限			学校安全と危機管理			
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等		専攻会議、教授会 等		院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	学部授業	実習指導	学校安全と事故防 止	養護実践課題解決 研究(発展)
	2限	学校における救急処 置活動の理論と実践		院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等		学校保健のマネジ メント	
	3限			養護実践課題解決 研究		院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	
	4限			学校の地域協働と 危機管理		教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等		専攻会議、教授会 等			院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等

授業科目（教職大学院）
 授業科目（教職大学院以外）
 会議等
 院生対応等

調書番号27 中野 博之

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	学部授業	
	2限					学びの様式と授業 づくり	
	3限	数学科教育学特論 Ⅱ				教育実践研究指導	
	4限						
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会 等			院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	数学科教育学特論 Ⅰ	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	
	2限	授業に向けた教材 研究Ⅱ(数学)		授業に向けた教材 研究Ⅰ(数学)			
	3限	学部授業		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等			
	4限	授業づくりの理論と 実践				教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会 等			院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等

調書番号28 上野 秀人

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	
	2限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		学部授業			
	3限	保健体育科教育学 特論Ⅱ					
	4限	教育課程の開発と 実践				教育実践研究指導	
	5限	あおもりの教育Ⅱ (健康)		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会 等	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	保健体育科教育学 特論Ⅰ	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	学部授業
	2限			授業に向けた教材 研究Ⅰ(保健体育)			
	3限	地域教育課題研究(教 育課程編成・教材開発)		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等			
	4限	地域教育課題研究 (授業づくり)				教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会 等			院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等

授業科目 (教職大学院)
 授業科目 (教職大学院以外)
 会議等
 院生対応等

調書番号29 菊地 一文

		月	火	水	木	金	集中	
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限							
	3限	個別の教育支援計画・個別の指導計画		インクルーシブ教育システムの理論と課題			教育実践研究指導	
	4限							
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限						特別支援教育の教育課程の実施と評価	
	3限			特別支援教育の授業デザイン			特別支援教育コーディネーターの役割と課題	
	4限						教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		

調書番号30 中谷 保美

		月	火	水	木	金	集中		
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等			
	2限								
	3限							教育実践研究指導	
	4限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		学校安全と危機管理					
	5限	教育実践課題解決研究		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	学校安全と事故防止	学部授業		
	2限						院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	3限								
	4限			学校の地域協働と危機管理				教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等			

授業科目（教職大学院）
 授業科目（教職大学院以外）
 会議等
 院生対応等

調書番号31 敦川 真樹

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	
	2限			教育相談の理論と 方法			
	3限			病弱児の心理・生 理・病理			教育実践研究指導
	4限						
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等		専攻会議、教授会 等		院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	学部授業
	2限	特別支援教育の制 度と経営課題					特別支援教育の教育 課程の実施と評価
	3限						特別支援教育コー ディネーターの役割と 課題
	4限	発達障害児の理解 と対応					教育実践研究指導
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等		専攻会議、教授会 等		院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	

調書番号32 吉田（宮平）美穂

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	学部授業	現代の学校と教員 をめぐる動向と課題	
	2限				実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	
	3限					教育における社会的 包摂	
	4限						教育実践研究指導
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等		専攻会議、教授会 等	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等		
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等	
	2限						
	3限						
	4限	教職員の職能成長		教育・社会理論と教 育実践		教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談、レポート点検、 授業資料の作成等		専攻会議、教授会 等			院生との個別面談、 レポート点検、 授業資料の作成等

授業科目（教職大学院）
 授業科目（教職大学院以外）
 会議等
 院生対応等

調書番号33 吉原 寛

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	生徒指導の理論的視点と実践的視点	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	
	2限	教育における社会的包摂		教育相談の理論と方法			
	3限			院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		教育実践研究指導	
	4限						
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等			院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	協働的生徒指導のマネジメント	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	学部授業
	2限			実践的教育相談の課題と展開			
	3限			院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		教育実践研究指導	
	4限	発達障害児の理解と対応					
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等			院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等

調書番号34 大瀬 幸治

		月	火	水	木	金	集中
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	
	2限						
	3限	教育課程編成をめぐる動向と課題		教育実践研究指導			
	4限	教育課程の開発と実践					
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等				専攻会議, 教授会等	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	
	2限						
	3限			教育実践研究指導			
	4限						
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等				専攻会議, 教授会等	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等

授業科目 (教職大学院)
 授業科目 (教職大学院以外)
 会議等
 院生対応等

調書番号35 土岐 賢悟

		月	火	水	木	金	集中	
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限							
	3限	個別の教育支援計画・個別の指導計画		インクルーシブ教育システムの理論と課題			教育実践研究指導	
	4限							
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限							
	3限	地域教育課題研究(教育課程編成・教材開発)		特別支援教育の授業デザイン				特別支援教育コーディネーターの役割と課題
	4限	地域教育課題研究(授業づくり)					教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		専攻会議, 教授会等		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		

調書番号43 瀧本 壽史

		月	火	水	木	金	集中	
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導		実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限							あおもりの教育 I (環境)
	3限						教育実践研究指導	
	4限							
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等						
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導		実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限							
	3限	地域教育課題研究(教育課程編成・教材開発)					教育法規の理論と実践	
	4限	地域教育課題研究(授業づくり)					教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等						

授業科目 (教職大学院)
 授業科目 (教職大学院以外)
 会議等
 院生対応等

調書番号44 古川 郁生

		月	火	水	木	金	集中	
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導	生徒指導の理論的 視点と実践的視点	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限							
	3限						教育経営の課題と 実践	
	4限						教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等						
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導	協働的生徒指導の マネジメント	実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限			学校教育と教育行政				
	3限							
	4限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等					教育実践研究指導	
	5限	教育実践課題解決 研究		院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等				

調書番号85 三上 雅生

		月	火	水	木	金	集中	
前期	1限	全体カンファレンス	実習指導		実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限					学びの様式と授業 づくり		
	3限						教育実践研究指導	
	4限							
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等						
後期	1限	全体カンファレンス	実習指導		実習指導	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等		
	2限					学校保健のマネジ メント		
	3限	道徳の理論と授業 実践のあり方						
	4限	授業づくりの理論と 実践					教育実践研究指導	
	5限	院生との個別面談, レポート点検, 授業資料の作成等						

授業科目 (教職大学院)
 授業科目 (教職大学院以外)
 会議等
 院生対応等

時間割表

ミドルリーダー養成コース

		月	火	水	木	金	集中	
1 年次	前期	1限	実習Ⅰ A-1 (課題把握)	生徒指導の理論的 視点と実践的視点	実習Ⅰ A-1 (課題把握)	現代の学校と教員 をめぐる動向と課 題	教育における社会 的包摂	
		2限		教育相談の理論 と方法		実習Ⅰ A-2 (課題把握)	学びの様式と授業 づくり	あおもりの教育Ⅰ (環境)
		3限		教育課程編成をめ ぐる動向と課題		インクルーシブ教 育システムの理論 と課題	教育経営の課題と 実践	教育実践研究法A (教育実践研究A Ⅰ)
		4限		教育課程の開発と 実践		学校安全と危機管 理		
		5限		あおもりの教育Ⅱ (健康)				
	後期	1限	実習Ⅱ A (仮説形成)	協働的生徒指導の マネジメント	実習Ⅱ A (仮説形成)	学校安全と事故防 止	養護実践課題解決 研究(発展)	
		2限		特別支援教育の制 度と経営課題		学校教育と教育行 政	学校保健のマネジ メント	特別支援教育の教 育課程の実施と評 価
		3限		地域教育課題研究 (教育課程編成・教 材開発)		特別支援教育の授 業デザイン	教育法規の理論と 実践	特別支援教育コー ディネーターの役 割と課題
		4限		教職員の職能成長		学校の地域協働と 危機管理	教育実践研究AⅡ	
		5限						
2 年次	前期	1限	実習ⅢA (課題検証)		実習ⅢA (課題検証)			
		2限						
		3限						
		4限					教育実践研究AⅢ	
		5限					教育実践研究AⅢ	
	後期	1限	実習ⅢA (課題検証)		実習ⅢA (課題検証)			
		2限						
		3限						
		4限					教育実践研究AⅣ	
		5限					教育実践研究AⅣ	

基礎科目
 独自テーマ科目
 発展科目
 教育実践研究科目
 実習科目

ミドルリーダー養成コース／養護教諭専修免許取得希望者

		月	火	水	木	金	集中	
1 年次	前期	1限	実習Ⅰ A-1 (課題把握)	生徒指導の理論的 視点と実践的視点	実習Ⅰ A-1 (課題把握)	現代の学校と教員 をめぐる動向と課 題	教育における社会 的包摂	
		2限		教育相談の理論 と方法		実習Ⅰ A-2 (課題把握)	学びの様式と授業 づくり	あおもりの教育Ⅰ (環境)
		3限		教育課程編成をめ ぐる動向と課題		インクルーシブ教 育システムの理論 と課題	教育経営の課題と 実践	
		4限		教育課程の開発と 実践		学校安全と危機管 理		教育実践研究法B (教育実践研究B Ⅰ)
		5限		あおもりの教育Ⅱ (健康)				
	後期	1限	実習Ⅱ A (仮説形成)	協働的生徒指導の マネジメント	実習Ⅱ A (仮説形成)	学校安全と事故防 止	養護実践課題解決 研究(発展)	
		2限		特別支援教育の制 度と経営課題		学校教育と教育行 政	学校保健のマネジ メント	特別支援教育の教 育課程の実施と評 価
		3限		地域教育課題研究 (教育課程編成・教 材開発)		特別支援教育の授 業デザイン	教育法規の理論と 実践	特別支援教育コー ディネーターの役 割と課題
		4限		教職員の職能成長		学校の地域協働と 危機管理	教育実践研究BⅡ	
		5限						
2 年次	前期	1限	実習ⅢA (課題検証)		実習ⅢA (課題検証)			
		2限						
		3限						
		4限					教育実践研究BⅢ	
		5限					教育実践研究BⅢ	
	後期	1限	実習ⅢA (課題検証)		実習ⅢA (課題検証)			
		2限						
		3限						
		4限					教育実践研究BⅣ	
		5限					教育実践研究BⅣ	

基礎科目
 独自テーマ科目
 発展科目
 教育実践研究科目
 実習科目

学校教育実践コース

		月	火	水	木	金	集中	
1 年次	前期	1限	実習 I B-1 (課題把握)	生徒指導の理論的 視点と実践的視点	実習 I B-1 (課題把握)	現代の学校と教員 をめぐる動向と課 題	教育における社会 的包摂	
		2限		教育相談の理論 と方法		学びの様式と授業 づくり	あおもりの教育 I (環境)	
		3限		教育課程編成をめ ぐる動向と課題		インクルーシブ教 育システムの理論 と課題	教育経営の課題と 実践	教育実践研究法A (教育実践研究A I)
		4限		教育課程の開発と 実践		学校安全と危機管 理		
		5限		あおもりの教育 II (健康)				
	後期	1限	実習 II B (仮説形成)			実習 II B (仮説形成)		総合的な学習のカ リキュラム開発演 習
		2限		実践的教育相談の 課題と展開				
		3限		道徳の理論と授業 実践のあり方	養護実践課題解決 研究		教育心理学特論	
		4限		授業づくりの理論 と実践	教育・社会理論と 教育実践		教育実践研究A II	
		5限		教育実践課題解決 研究				
2 年次	前期	1限	実習 III B (課題解決研究)		実習 III B (課題解決研究)	養護教諭の行う健 康相談の理論と実 践		
		2限				幼児児童教育の理 解		
		3限		学校保健の協働的 展開				
		4限				教育実践研究A III		
		5限				教育実践研究A III		
	後期	1限	実習 III A (課題検証)		実習 III A (課題検証)			
		2限		学校における救急 処置活動の理論と 実践				
		3限		教育における社会 的包摂の課題研究				
		4限		地域教育課題研究 (授業づくり)		教育実践研究A IV		
		5限				教育実践研究A IV		

基礎科目
 独自テーマ科目
 発展科目
 教育実践研究科目
 実習科目

教科領域実践コース

		月	火	水	木	金	集中	
1 年次	前期	1限	実習 I B-1 (課題把握)	生徒指導の理論的 視点と実践的視点	実習 I B-1 (課題把握)	現代の学校と教員 をめぐる動向と課 題	教育における社会 的包摂	
		2限		教育相談の理論 と方法		学びの様式と授業 づくり	あおもりの教育 I (環境)	
		3限		教育課程編成をめ ぐる動向と課題		インクルーシブ教 育システムの理論 と課題	教育経営の課題と 実践	教育実践研究法A (教育実践研究A I)
		4限		教育課程の開発と 実践		学校安全と危機管 理		
		5限		あおもりの教育 II (健康)				
	後期	1限	実習 II B (仮説形成)	国語科教育学特論 I	実習 II B (仮説形成)		総合的な学習のカ リキュラム開発演 習	
		2限		授業に向けた教材 研究 I (国語)				
		3限		道徳の理論と授業 実践のあり方				
		4限		授業づくりの理論 と実践		教育実践研究A II		
		5限		教育実践課題解決 研究				
2 年次	前期	1限	実習 III B (課題解決研究)		実習 III B (課題解決研究)			
		2限						
		3限		国語科教育学特論 II				
		4限				教育実践研究A III		
		5限				教育実践研究A III		
	後期	1限	実習 III A (課題検証)		実習 III A (課題検証)			
		2限		授業に向けた教材 研究 II (国語)				
		3限						
		4限				教育実践研究A IV		
		5限				教育実践研究A IV		

基礎科目
 独自テーマ科目
 発展科目
 教育実践研究科目
 実習科目

特別支援教育実践コース

		月	火	水	木	金	集中	
1 年次	前期	1限	特別支援教育実習 I B-1 (課題把握)	生徒指導の理論的 視点と実践的視点	特別支援教育実習 I B-1 (課題把握)	現代の学校と教員 をめぐる動向と課 題	教育における社会 的包摂	
		2限		教育相談の理論 と方法		学びの様式と授業 づくり	あおもりの教育 I (環境)	
		3限		教育課程編成をめ ぐる動向と課題		インクルーシブ教 育システムの理論 と課題	教育経営の課題と 実践	
		4限		教育課程の開発と 実践		学校安全と危機管 理		
		5限		あおもりの教育 II (健康)				特別支援教育実践 研究法(特別支援 教育実践研究 I)
	後期	1限	特別支援教育実習 II B (仮説形成)					総合的な学習のカ リキュラム開発演 習
		2限		特別支援教育の制 度と経営課題		特別支援教育実習 II B (仮説形成)		特別支援教育の教 育課程の実施と評 価
		3限		道徳の理論と授業 実践のあり方	特別支援教育の授 業デザイン			特別支援教育コー ディネーターの役 割と課題
		4限		授業づくりの理論 と実践			特別支援教育実践 研究 II	
		5限		教育実践課題解決 研究				
2 年次	前期	1限	特別支援教育実習 III B (課題解決研究)		特別支援教育実習 III B (課題解決研究)			
		2限						
		3限		個別の教育支援計 画・個別の指導計 画		病弱児の心理・生 理・病理		
		4限					特別支援教育実践 研究 III	
		5限					特別支援教育実践 研究 III	
	後期	1限	特別支援教育実習 IV B (課題解決検証)			特別支援教育実習 IV B (課題解決検証)		
		2限						
		3限						
		4限		発達障害児の理解 と対応			特別支援教育実践 研究 IV	
		5限					特別支援教育実践 研究 IV	

基礎科目
 独自テーマ科目
 発展科目
 教育実践研究科目
 実習科目

学生の見通し等を記載した書類

目 次

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	1
(1) 学生の確保の見通し	
(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況	
2. 人材需要の動向等社会の要請	7
(1) 人材養成に関する目的その他教育研究上の目的	
(2) 社会的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠	
(3) 青森県の教育と青森県教育委員会からの要望	

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生の確保の見通し

教育学研究科（専門職学位課程）は1専攻（教職実践専攻）4コース（ミドルリーダー養成コース，学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コース）に改組する。入学定員は18人とし，その内訳は現職教員学生8人程度，学部新卒学生10人程度とする。

現在，本研究科の入学状況は，入学定員32人（教職実践専攻16人，学校教育専攻16人）に対し32人であり，改組後も入学者は十分確保できると見込んでいる。

この定員充足の見込みについては，以下のとおりである。

1) ミドルリーダー養成コース

本コースは主に現職教員を対象とし，地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「ミドルリーダー（中核的中堅教員）」の養成を担う。現職教員は，自身が修得した知見を広く教育現場に還元するとともに，青森県が直面している教育課題の解決に貢献し，地域の教育力の向上に資することが大いに期待されており，開設して3年目であるが，青森県教育委員会ならびに近隣市町村教育委員会からは，その教育プログラムや学生のサポート体制について高い評価を得ている。

① 定員充足の見込み

現職教員学生については，平成29年度の教職実践専攻（教職大学院）開設にあたり，青森県教育委員会との間で教職大学院設置協議会及び専門部会を開催し，教職大学院の機能や役割を検討する中で，将来学校やその学校の所在する地域におけるミドルリーダーとして活躍を期待する中堅教員8人程度を派遣することが確約された。平成29年度・30年度は8名の意欲ある現職中堅教員が派遣されてきている。また，平成31年度においても8名の現職教員学生が入学をしており，安定した学生の確保が可能な状況にある。

以上のとおり，青森県教育委員会から8人程度の派遣が確約され開設時より確実に派遣されていること，及びこれまで以上に現職教員のニーズに合致した魅力あるカリキュラム編成により，学生確保は十分に可能であると判断し，主な入学対象者である現職教員学生を8人とすることは適正であるとの結論に至った。

2) 学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コース

これらの3コースは，学部新卒学生を対象とし，教育機能として，新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成を担う。実践的な指導力，展開力を備え，新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を地域に輩出することにより，青森県の教育力の向上に資することが期待される。さらに，大学院教育学研究科修士課程の廃止に伴い，教科教育領域ならびに特別支援教育領域の教育実践力養成機能の充実が期待され，これを受けたコース設定をする。

① 定員充足の見込み

平成27年度から平成31年度の本研究科の過去5ケ年における志願状況を見ると，改組前の平成27年度及び平成28年度の志願倍率の平均は約1.3倍，定員充足率の

平均は約 104.7%となっている。また、教職実践専攻（教職大学院）を設置した平成 29 年度以降では、入学者数が平均 35.3 人（定員充足率 110.3%）と定員を充足している（【資料 1-1】参照）。

教職実践専攻については、教育実践開発コース（学部卒学生対象）が 8 人程度であり、その志願倍率は、平成 29 年度 1.19 倍、平成 30 年度 0.94 倍、平成 31 年度 1.44 倍で、平均 1.19 倍となり、定員充足率も平均 104.2%となっている。

改組後の本研究科では、「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」を新設し、これまで修士課程（令和 2 年度廃止予定）で行っていた教科教育や特別支援教育の領域を網羅することになる。教育学研究科修士課程の教員就職状況では、教職大学院が設置される以前の平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で平均 11.7 人の教員就職者があり、新設する 3 コースの合計定員の 10 人を上回っている。また、教職大学院が併設された平成 30 年度の修了者では、4 人の教員就職者がいることから、4 人程度が教職大学院を受験する可能性があると思込んでいる。（【資料 1-2】参照）。

したがって、学部新卒学生を対象としたコースの入学定員が現行 8 人程度から 10 人程度に 2 人増となったとしても、学生の確保は十分に充足可能であると判断する。平成 31 年度の志願者の動向として、他学部の学生の受験者数が増加する傾向に有り、教職大学院の実績が明らかになるに従い、さらにその傾向が強くなるものとも予想される。

② 新設する各コースの定員充足の見込み

新設する 3 コースについては、コースごとに学生定員を設定していないが、これまでの入学志願者の状況や専攻の見直し等（修士課程の廃止）にともない以下の見通しを立てている（【資料 1-1】 【資料 1-2】参照）。

・「学校教育実践コース」

平成 30 年度に修了した「教育実践開発コース」（教職大学院第 1 期生）のうち 2 人（20%）が新設する「学校教育実践コース」の領域である「教科外の学校教育課題の解決」をメインテーマに教育実践活動に取り組んだ。また、新設する「学校教育実践コース」と同じ分野にあたる教職大学院併設後の修士課程「教育科学分野」では、平成 30 年度修了生に 1 人の教員就職者がみられた。さらに、この「学校教育実践コース」では、平成 29 年度に廃止した養護教育専攻（修士課程）の機能を兼ね備える教育課程を整備している。本学教育学部には、養護教諭養成課程（学生定員 20 名）があり、毎年 1～2 人が大学院に進学している。実際、平成 31 年度入試では、本学養護教諭養成課程から 2 人の入学者が本学教職大学院教育実践開発コースに入学した。これらを勘案して、毎年 3～5 人の受験生を確保できると見込んでいる。

・「教科領域実践コース」

本学に教職大学院が併設された後の平成 29 年度から平成 31 年度までの既存の学校教育専攻（修士課程）の志願者数をみると、新設する「教科領域実践コース」と同分野である「教科実践分野」の平均志願者数は 17.3 人である。また、平成 29 年度に「教科実践分野」に入学した 16 人のうち、教員就職をした修了生が 3 人みられ、この 3 人は「教科領域実践コース」に入学してくることが想定できる。

一方、既存の「教育実践開発コース」の学生には、新設の「教科領域実践コース」

がメインテーマとする「教科の指導法等の課題解決」を教育実践活動のテーマとするものが多く、実際、平成 30 年度に修了した「教育実践開発コース」（教職大学院第 1 期生）のうち 8 人（80%）が、新設する「教科領域実践コース」の内容である教科の指導法や教材開発をメインテーマに教育実践活動に取り組んだ。これらを勘案して、10 人程度の受験生の確保ができると見込んでいる。

・「特別支援教育実践コース」

平成 29 年度から平成 31 年度までの既存の学校教育専攻（修士課程）特別支援教育分野の平均志願者数は 2 人であり、大学院における特別支援教育に対し、一定のニーズがあるものと考え、本学修士課程廃止後の受け皿となる。一方、青森県には、本学以外に特別支援学校教諭専修免許状取得のための教職課程を有している大学はないため、本コースが、修士課程廃止後の青森県の特別支援教育の高度化の拠点となる。青森県教育委員会では、インクルーシブ教育システム構築の推進を重要課題としており、その専門性に関連して特別支援教育の高度な資質・能力を有する教員を求めている、「特別支援教育実践コース」設置に対し強い意向を示している。

新設の「特別支援教育実践コース」では、新たに 3 年プログラム（長期履修制度）を展開することにより小・中・高等学校教諭一種免許状取得者が、特別支援学校教諭専修免許状の取得をしやすい環境を整える。このことにより、特別支援学校教諭免許取得者以外の学部卒学生にも門戸を開くとともに、特別支援教育の高度化のみならず、インクルーシブ教育システムの強化に関連する授業科目を多数整備し、かつ専門の教員を新規採用する等の学生確保策を講ずる。これらを勘案して、毎年 2～3 人の受験生を確保できると見込んでいる。

この他、学部教育の充実として、平成 28 年度から、教職大学院の連携を意識した実践的指導力の育成強化策として、大学と地域との連携協働活動による「地域協働型教員養成」を目指したカリキュラムの導入、及び平成 28 年度入試から、教員としての資質や能力に重視して選抜する「A0 入試」の導入しており、教職を目指す明確な志を持った優秀な学生を確保することで、教職大学院に入学する学生が増加するものと考えられる。

③ 定員充足の根拠となる調査結果の概要

学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コース 10 人の充足が可能であるとの判断の妥当性は、以下の意向調査によっても確認されている。

【調査対象】

教育学部及び人文社会科学部、理工学部の 3 年次学生（現 4 年次学生／平成 31 年度 3 月卒業予定者）の教職志望学生 111 人を対象に実施した。（【資料 3】参照）

【調査結果の概要】

教職大学院改組年度である令和 2 年度入学対象者となる教員志望の 3 年次学生（現 4 年次学生）に対する調査結果は以下のとおりである。

はじめに、本学の教職大学院への関心を尋ねたところ、「とても関心がある」13 人（11.7%）、「関心がある」16 人（14.4%）、「少し関心がある」51 人（45.9%）を合わせた 80 人（72.1%）が教職大学院について関心を示していることが判明した。

次に、本学の教職大学院への進学意向を尋ねたところ、「ぜひ進学したい」10人(9.0%)、「できれば進学したい」9人(8.1%)を合わせた19人(17.1%)が進学の意向を示していることが判明した。さらに、「進路の選択肢として検討したい」51人(45.9%)を合せると、70人(63.1%)が本学の教職大学院について、将来の選択肢として肯定的に捉えていることが判明した。

教職大学院に対して期待する事項としては、「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」78人(70.3%)、「様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること」66人(59.5%)と続き、以下、「学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること」「実務家教員から現場経験をふまえた指導法などが学べること」「自ら課題を発見・探究・解決していく自律的発展力を向上させることができること」が50%以上と、本教職大学院が目指す実践力、協働力、自律的発展力の育成に対する関心の高さが明らかになった(複数回答)。一方、進学志向別に、教職大学院に対して期待する事項への回答をみた場合、「ぜひ進学したい」および「できれば進学したい」と回答した者の全員が「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」、「学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること」をあげており、本学教職大学院における教育実践力向上への期待が伺える。さらに、「現場での要請が強いインクルーシブ教育が学べること」が、「ぜひ進学したい」と回答した者のうち9人(90.0%)、「できれば進学したい」8人(88.9%)となっており、今回の特別支援教育実践コース設置による教育課程の充実の方向性と一致する。

また、本学の学生支援策について、「ぜひ進学したい」と回答した者のうち9人(90.0%)、「できれば進学したい」と回答した者のうち9人(100%)、「進路の選択肢として検討したい」と回答した者のうち50人(98.0%)、さらには「進学したくない」と回答した者のうち38人(92.7%)が、入学に対して前向きに検討する条件として何らかの学生支援策を期待している。このうち、学生の期待が高いものとして、「入学金や授業料等の補助制度」90人(81.1%)、「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」75人(67.6%)「負担感の少ない入学試験制度」67人(60.4%)が続く、以下、「青森県教員採用試験における何らかの優遇制度」46人(41.4%)となっている(複数回答)。一方、進学志向別に、教職大学院に対して期待する支援策への回答をみた場合、「ぜひ進学したい」と回答した者のうち9人(90.0%)、「できれば進学したい」と回答した者の全員が「入学金や授業料などの補助制度」、「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」をあげている。

本学教職大学院では、平成29年度の開設以来、大学全体として入学金や授業料等への支援体制を拡充する方向で検討している。また、青森県教育委員会との間で学部卒大学院生に関するインセンティブについて現在も継続協議中であり、「教員採用候補者名簿記載期間の延長」のみならず、さらなるインセンティブの拡大に取り組む。さらに、今回の学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの設置は、「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」というニーズに応えるとともに、青森県教育委員会・地域の教育委員会(教職大学院研究協議会)の要望を熟慮したものであり、今後、受験生の増加が期待できる。

以上のように、地域からの高いニーズ及び学生のニーズに合致した魅力あるカリキュラム編成により、学生の確保は十分に可能であると判断し、主な入学対象者である学部新卒学生を10人とすることは適正であるとの結論に至った。

④ 青森県の教員採用の見通しとの関係

青森県の教員の採用状況は、平成 26 年度頃まで続いた氷河期から一転し、教員の大量退職時代を迎え急速に回復し、安定期に入りつつある。将来的な教員採用の見通しを立てる目的で、「平成 30 年度 学校教員統計調査（青森県教育委員会）」から将来の退職教員数を推計し、その後過去 10 年間の児童・生徒数の減少、そしてそれともなう教員数の減少の結果と、青森県の今後の子どもの人口減少数の推計値（国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」）、ならびに青森県教育委員会との懇談を総合的に踏まえ、青森県内の義務教育教員需要の見込みをまとめ、次のように見通している（【資料 4】参照）。

短期的（平成 34 年度まで）に小学校では約 175～200 人の退職者に対し約 100 人の需要、中学校では約 90 人の退職者に対し約 60 人の需要が見込まれる。一方、中長期的（平成 35 年度以降平成 40 年度まで）に小学校では 110～210 人の退職者に対し 80～90 人の需要、中学校では 80～130 人の退職者に対し、40 人程度の需要が推計される。しかし、実際の採用においては、長期的かつ安定的な採用及び各校種における教員の年齢構成比率の適正化に鑑み、退職者数に即応した採用数ではなく、継続性のある採用傾向が保たれるものと考えられ、小学校では 90 人程度、中学校では 40 人程度の需要が続くものとする。また、特別支援学校教員と養護教諭については、児童・生徒数の予測や学校数の増減の予測が難しいため、退職予定数から推計した結果、特別支援学校教員で 25 人程度、養護教諭で 15 人程度の需要が見込まれる。

以上のように、青森県において教員需要が安定的に見込まれる中で、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学びが教員のキャリアパスとして機能させることで、より一層の需要が期待されることから学生の確保は十分に可能であり、定員を充足できるものと判断している。

（2）学生確保に向けた具体的な取組状況

本研究科の設置にあつては、学生の確保を確実にするために様々な角度から取り組みを行う予定である。一部、青森県教育委員会と協議中の事項もあるが取り組みについて以下に整理する。

1) 現職教員院生確保への取り組み

教職実践専攻（教職大学院）については、青森県教育委員会との協議の結果、毎年 8 人程度の現職教員の派遣が確約されている。青森県教育委員会から現職教員を毎年確実に一定数（8 人程度）派遣してもらうためには、教職大学院が毎年優れた教員を輩出し、地域の教育力向上に資する教育機関として現職教員に認知されることが極めて重要である。青森県教育委員会から派遣されることが本人にとって確実なキャリアアップとなり、現職教員にとっては憧憬的となるような教職大学院にすべきと考えている。

一方、青森県教育委員会との協議の中で、開設後安定した教員の派遣には、対象となる教員の年齢的なバックグラウンド、及び本県の地理的事情を考慮に入れた経済的負担の緩和に関する方策が必要であるという議論に至った。そこで、以下のような特別な取り組みを行っている。

① 経済支援策の実施

本研究科では、将来スクールリーダーとして活躍が期待できる中堅教員の入学を想定しており、対象となる優秀な現職教員を安定的に確保するため、現職教員の経済的

負担を軽減する支援を行う。具体的には弘前大学独自の大学院学生の経済支援を目的とする「弘前大学大学院振興基金」により、青森県教育委員会から派遣された現職教員全員を対象に、入学科相当額を給付することになっている。

② 居住環境に関する支援策の実施

青森県は地理的な問題があり、公共交通機関が十分に発達していないため、県全体の面積から考えると約2/3の地域が、本学への通学に片道2時間以上の時間を要する。そこで、弘前大学のある弘前市から遠方に居を構える現職教員のうち希望者については、職員宿舎の無償貸与を行っている。この取り組みにより、派遣教員の経済的負担を軽減するとともに、青森県下全ての地域からの入学者を迎え入れる体制を整えている。

③ 教職大学院の人的・物的資源を利用した地域の教育力向上方策の展開

本学の役割として、教職大学院において、地域の課題に目をむけた、新しい学びをデザインする実践的指導力のある教員養成機能の整備を進めるとともに、教職大学院の教育力を現職教員研修にどのように活用するかという課題がある。本教職実践専攻（教職大学院）への現職教員の入学は毎年8人程度であり、青森県の学校教員約11,000人（平成28年度 青森県教育委員会公表）への物的・人的資源の活用については、別の観点からの対応が必要である。青森県教育委員会をはじめ、青森市、弘前市、むつ市をはじめとする近隣教育委員会との有機的な連携により、大学からの出張授業、地域での共同公開授業、ICTの有効活用等による現職教員の研修の実現に取り組んでいる。

④ 青森県内の現職教員への教職大学院説明会等広報活動の展開

教職大学院リーフレットを作成して各市町村教育委員会に配布するとともに、教職大学院と青森県総合学校教育センターとの合同研修会、市町村教育委員会と共催の教員研修会の企画・運営、公立学校の校内研修会への教員ならび大学院生の派遣等、学校教育現場での活動の機会を設けている。

また、小・中・高校・特別支援学校長会に出向き、年に2回程度説明会を実施するとともに、教員免許法更新講習会時にリーフレットを配布するとともに可能な限り教職大学院に関する情報発信を行っている。

2) 学部卒院生の確保のための取り組み

既存の教育学研究科では、学生確保の方策として長期履修制度や教員免許を持っていない学生への支援策としての教員免許取得プログラム等履修の多様性の確保、教育学部以外の学生への進学説明会の実施や学園祭での大学院1年生の発表等の取り組みを実施してきた。教職大学院設置にあたり学生定員の確実な充足に向けてこれまで以上に様々な取り組みを行っていく。

① 経済的支援の実施

本学では大学院生に対する経済的支援として、運営費交付金を財源とした一般的な減免制度（学則、東日本大震災、卓越学生に係る授業料免除等）で、延べ361人に71,251千円の支援を行っている。

さらに、本学独自の経済的支援の取り組みとして、大学院振興基金（[103人 14,891

千円)) [※]や岩谷元彰育英基金 [1名 200千円]) , 住居支援 (学生寮の整備 [定員 540人] , 寄宿料免除 [150千円]) , TA・RA制度 (延べ329人 41,515千円) , その他など、本学では学生に対する様々な経済的支援を行っており、上記の「学費などの条件が整えば進学したい」とのアンケート結果にも対応した学生支援体制となっている。【上記の各実績は平成30年度分】

[※]大学院振興基金 (本学の独自財源) は、本学の成績優秀な大学院生に授業料免除を実施する制度であり、平成31年度からは入学料免除も併せて実施する。

これに加え、教職大学院においては、平成29年度から青森県教育委員会派遣の現職教員学生への奨学金 (入学料、検定料及び職員宿舎等寄宿料相当額) の交付及び青森県公立学校教員採用候補者選考試験合格の本学学部学生への奨学金 (入学料及び検定料相当額) の交付ができる制度がある (平成30年度 [8人 2,496千円])

(参考)

本学教職大学院の学部新卒学生は、現在平成29年度・30年度・31年度入学生が計26人であり、そのうち他学部や他大学出身の入学者は10人 (占有率50.0%) であり、毎年3人程度が入学している。現在、東北地方の公立私立大学を中心に、青森県出身教職希望者への限定的な広報活動を展開していることから、本学教育学部に加えて他大学からの一定数の入学も見込まれる。よって、学部新卒学生を対象としたコースの定員10人は、十分充足する見通しである。

② インセンティブの付与

本学との協議の結果、青森県教育委員会では、学部4年生ないし大学院1年次に教員採用試験に合格したものについては、合格者の名簿登載期間を教職大学院修了時まで最大2年間延長する特例措置を取っている。また、修了後3年以内に青森県教員採用試験に合格し採用となった場合、教職実践専攻 (教職大学院) で取得した単位の一部を初任者研修の単位の一部として取り扱う特例措置について検討している。

なお、名簿登載期間の1年間延長の措置をとった学部新卒学生は昨年度2名 (中学校英語教諭と小学校教諭) , 今年度は2名 (両者とも小学校教諭) で、これまでに合計4名の学生がこの措置を活用している。

③ 大学院進学説明会の開催

弘前大学教育学部の学生に対する説明会を複数回開催する。平成27年度は、教職大学院に関する入学意向を調査する際、教職大学院の概要、授業科目案一覧等を配布し説明を実施した。平成28年度以降は、学部学生に対する教職大学院説明会及び入試説明会を複数回実施する他、他学部や近隣の私立大学の3年次、4年次学生を対象とした説明会を開催する。

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材養成に関する目的その他教育研究上の目的

本研究科では、特色のある教員養成カリキュラム・組織デザインにより「地域の教

育課題の解決に主体的に取り組む『新たな学び』を育成する教育プログラムの開発・検証改善・普及」, 「教職員や様々な専門スタッフが協働して教育課題を解決していくプロフェッショナルモデルの開発・検証」, 「教員のキャリアステージに応じた能力の到達目標の明確化とその達成手段の構築」を念頭に, 教職生活全体を通じた職能成長の実現を目指す。したがって, 青森県をはじめ地域が直面している教育課題の解決を目指すと同時に, 日本全体が直面している教育課題の解決やこれからの学校教育及び教員養成・育成に関する課題の解決に寄与するものである。

(2) 社会的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠

1) 学校教育を取り巻く背景

情報通信技術の急速な発展とそれに伴う知識基盤社会の到来, 社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など, 我が国の社会は大きく変化してきた。特に近年は, 人工知能の研究やビッグデータの活用等による様々な分野における調査研究手法の開発が進められており, 将来, こうした新たな知識や技術の活用により, 一層社会の進歩や変化のスピードは高まる可能性がある。

このような変化の中, 我が国が将来に向けて更に発展し, 繁栄を維持していくためには, 様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり, その充実こそが我が国の将来を左右すると言っても過言ではない。そのためには, 学校における教育環境を充実させるとともに, 学校が組織として力を発揮できる体制を充実させるなど, 様々な対応が必要であるが, 中でも教育の直接の担い手である教員の資質能力を向上させることが最も重要である。

従来「教育は人なり」と言われてきたように, 教員の養成・採用・研修の充実喫緊の課題であり, 上記のような社会変化が加速する中, また新しい教育への期待が高まるにつれ, 教員一人ひとりが, その職は高度に専門的なものであり, 国家社会の活力を作り出す重要な職であるとの誇りを持ちつつ, 高い志で自ら研鑽することの重要性が改めて認識されるようになってきた。教員の資質能力の向上については, 教員自身の責務であるとともに, 国, 教育委員会, 大学や学校などの関係者にとっても重要な責務である。

一方, 学校教育を取り巻く環境も大きく変化していることに認識する必要がある。かつては, 教員に採用された後, 学校現場における実践の中で, 先輩教員から若手教員へと知識・技能が伝承されることで資質能力の向上が図られるという側面も強かった。しかしながら, 近年における教員の大量退職, 大量採用の影響により, 必ずしもかつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承がうまく図られていない状況があるといった指摘もある。

また, 学校現場においては, いじめや不登校等生徒指導上の諸課題を抱える子どもに加えて, 特別な教育的ニーズを抱える子どもたちや社会経済的困難を抱える子どもへの対応が問題となってきている。さらに通常学級における特別支援教育を含むインクルーシブ教育の必要性に加えて, 近年のスクール・ソーシャルワーカーの導入にみられるような社会的経済的格差の拡大や地域コミュニティの衰退による学力・人間関係形成力・健康面での格差への対応の必要性が強く求められている。学校教育においては, 一人ひとりの子どもが抱える様々なニーズを的確に理解し, 子どもたちが自律的に他者と協働して環境と相互作用していけるような環境整備を図っていく必要がある。

2) 中央教育審議会答申にみる教員養成・採用・研修の基本的方向性

今後の我が国における教員養成・採用・育成の基本的な方向性として、中央教育審議会は「これからの学校を担う教員の資質能力の向上について（平成27年12月21日付）」答申を行った。同答申では、「学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて、（i）大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要、（ii）幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが必要、（iii）新たな教育課題（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援学校）に対応した養成・研修が必要」なことを指摘している。このような方向性に対応して、（新）教職実践専攻（教職大学院）では、現職教員の再教育の場としての役割に重点を置きつつ、学部新卒学生についても実践力を身につける場として質的・量的充実を図る。

3) 拡充期を迎えた教職大学院への期待

先述した中教審答申（平成27年12月21日付）では、「拡充期を迎えた教職大学院の在り方」として、「チーム学校を形成する教員としての力量を育成できるカリキュラムの充実を努めるとともに、教育委員会の行う教員研修のパートナーとして役割を果たすこと」が求められている。

本学では、平成26年4月に青森県教育委員会との間に設置された「教職大学院設置協議会」から、教職実践専攻（教職大学院）における教員養成・育成の在り方を協議しており、平成29年4月の設置以降は、「教職大学院教育研究協議会」へ発展させ、更なる教育委員会との連携・協働により、学校教育現場での実践に即した教育内容への改善・拡充を図ることで、入学のための動機付けやニーズを高めてきている。

4) 「（新）学習指導要領」への対応の必要性

これからの時代、改めて教員が高度専門職として認識されるために、学び続ける教員像の確立が強く求められる。このため、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を、生涯にわたって高めていくことのできる力がこれからの教員に必要とされる。

また、変化の激しい社会を生き抜いていける児童生徒を育成していくためには、教員自身が時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、その時々状況に応じた適切な学びを提供していくことが求められることから、教員は、常に探究心や学び続ける意識を持つこととともに、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や深く知識を構造化する力を身につけることが求められる。

（新）学習指導要領への対応については、平成28年12月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）では、2030年の社会と子供たちの未来の姿を考え、「生きる力」の理念の具現化と教育課程の課題を明確にし、学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」の実現を求めている。

一方、「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議」報告書（平成29年8月29日決定）では、教職大学院における教科領域の教育の導入を教職大学院の中長期的な方針の中に明確にしており、新学習指導要領に対応して、各教科で「①知識及び知能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」を児童生徒に身に付けさせることができるよう

な教育活動を展開できる教員の養成に努めるべきであることを示唆している。

改組後の本研究科では、このような教育情勢の変化へ対応するものであり、社会のニーズに沿った教育課程の充実は、教職大学院の重要な役割である大学と教育委員会・学校との連携・協働のハブ機能強化につながるとともに入学のための動機付けにつながる。

(3) 青森県の教育と青森県教育委員会からの要望

平成 29 年 3 月に開催された「教職大学院研究教育協議会」による外部評価により、今後の教職大学院に求められる機能強化内容として、青森県教育委員会、近隣市町村教育長より、教職大学院における「特別支援学級や通常学級に通う特別な支援が必要な子供たちへの教育」機能の充実が要望された。

本学では、平成 27 年度より近隣市町村教育委員会と連携協定を締結し中南地区連携推進協議会を発足、教育学部と医学研究科附属子どものこころの発達研究センターとが教・医連携によるインクルーシブ教育システム構築事業を展開している。一方、教育学部附属学校園では、平成 29 年度に学内措置により附属小学校に学習支援室「ぴあルーム」を開設し、発達障害を中心とした特別な支援が必要な子供たちへの教育サポートを、特別支援教育専門教員とクラス担任とが連携・協働して展開している（教員との面談件数延べ 125 件、保護者との面談件数延べ 100 件）。さらに、附属小学校では、平成 29 年度より「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」（文部科学省公募事業）に採択され、特別支援教委の視点を踏まえた学校経営計画を大学と協力して策定し、合理的配慮に係る体制整備、発達障害等の可能性のある児童を取り巻くいじめの防止や不登校対策等の生徒指導上の課題に対する体制整備、校内支援体制の整備を等に取り組み、その成果を附属小学校主催の研修会（参加者 290 名）や公立学校での校内研修会への講師派遣等により発信している。

教職大学院への特別支援教育領域の導入は、これまでの学部や附属学校園ならびに地域との連携・協働の取り組みを発展させるものであり、学部・教職大学院・附属学校園の一体化によるインクルーシブ教育の推進は教育界のニーズに応えるものとなり、必ずや学生の確保につながる。

学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

目 次

資料 1 - 1	弘前大学大学院教育学研究科 入学状況一覧（平成 27 年度～平成 31 年度）	・・・・・・・・・・	1
資料 1 - 2	弘前大学大学院教育学研究科修了者 教員就職状況（平成 27 年度～平成 30 年度）	・・・・・・・・・・	2
資料 2	弘前大学教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）に 関するアンケート	・・・・・・・・・・	3
資料 3	弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院） への入学意向に関するアンケート調査報告	・・・・・・・・・・	5
資料 4	青森県の小中学校教員需要	・・・・・・・・・・	14

弘前大学大学院教育学研究科 入学状況一覧(平成27年度～平成31年度)

教育学研究科

	平成27年度					平成28年度					平均									
	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率					
教育学研究科	32人	40人	33人	125.0%	103.1%	32人	43人	34人	134.4%	106.3%	32人	41.5人	33.5人	129.8%	104.7%					
	平成29年度					平成30年度					平成31年度					平均				
	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率
教育学研究科	32人	45人	39人	140.6%	121.9%	32人	37人	32人	115.6%	100.0%	32人	43人	35人	134.4%	109.4%	32人	41.7人	35.3人	130.2%	110.4%

平成29・30・31年度の平均値

専門職学位課程(教職大学院)

(平成29～31年度)

	平成29年度					平成30年度					平成31年度					平均				
	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数*	志願倍率	定員充足率*
教職実践専攻	16人	19人	18人	118.8%	112.5%	16人	15人	13人	93.8%	81.3%	16人	23人	19人	143.8%	118.8%	16人	19人	16.7人	118.8%	104.2%
ミドルリーダー養成	8人	8人	8人	-	-	8人	8人	8人	-	-	8人	8人	8人	-	-	8人	8人	8.0人	100.0%	100.0%
教育実践開発	8人	11人	10人	-	-	8人	7人	5人	-	-	8人	15人	11人	-	-	8人	11.0人	8.7人	137.5%	108.8%

*:平成29・30・31年度の平均値

修士課程

(平成27・28年度)

	平成27年度					平成28年度					平均				
	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率
学校教育専攻	6人	6人	4人	100.0%	66.7%	6人	12人	7人	200.0%	116.7%	6人	9.0人	5.8人	175.0%	95.9%
臨床心理学以外	-	2人	2人	-	-	-	5人	5人	-	-	-	3.5人	3.5人	-	-
臨床心理学	-	4人	2人	-	-	-	7人	2人	-	-	-	5.5人	2.3人	-	-
教科教育専攻	23人	31人	28人	134.8%	121.7%	23人	28人	24人	121.7%	104.3%	23人	29.5人	26.8人	126.8%	107.1%
国語教育	-	3人	3人	-	-	-	5人	5人	-	-	-	4.0人	3.5人	-	-
社会科教育	-	5人	3人	-	-	-	8人	7人	-	-	-	6.5人	3.5人	-	-
数学教育	-	3人	3人	-	-	-	2人	0人	-	-	-	2.5人	2.5人	-	-
理科教育	-	3人	2人	-	-	-	3人	3人	-	-	-	3.0人	4.0人	-	-
音楽教育	-	4人	4人	-	-	-	4人	3人	-	-	-	4.0人	3.5人	-	-
美術教育	-	7人	7人	-	-	-	3人	3人	-	-	-	5.0人	4.8人	-	-
保健体育	-	2人	2人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	1.0人	1.3人	-	-
技術教育	-	0人	0人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	0.0人	0.3人	-	-
家政教育	-	1人	1人	-	-	-	2人	2人	-	-	-	1.5人	2.0人	-	-
英語教育	-	3人	3人	-	-	-	1人	1人	-	-	-	2.0人	1.5人	-	-
養護教育専攻	3人	3人	1人	100.0%	33.3%	3人	3人	3人	100.0%	100.0%	3人	3.0人	1.8人	75.0%	58.3%

(平成29～31年度)

	平成29年度					平成30年度					平成31年度					平均				
	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数*	志願倍率	定員充足率*
学校教育専攻	16人	26人	21人	162.5%	131.3%	16人	22人	19人	137.5%	118.8%	16人	20人	16人	125.0%	100.0%	16人	22.7人	18.7人	141.7%	116.9%
教育科学	-	3人	3人	-	-	-	5人	5人	-	-	-	2人	2人	-	-	-	3.3人	3.3人	-	-
特別支援教育	-	2人	2人	-	-	-	2人	1人	-	-	-	2人	0人	-	-	-	2.0人	1.0人	-	-
教科実践	-	21人	16人	-	-	-	15人	13人	-	-	-	16人	14人	-	-	-	17.3人	14.3人	-	-
国語教育	-	5人	4人	-	-	-	1人	1人	-	-	-	2人	1人	-	-	-	2.7人	2.0人	-	-
社会科教育	-	2人	2人	-	-	-	2人	1人	-	-	-	1人	1人	-	-	-	1.7人	1.3人	-	-
数学教育	-	3人	1人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	4人	3人	-	-	-	2.3人	1.3人	-	-
理科教育	-	0人	0人	-	-	-	4人	3人	-	-	-	1人	1人	-	-	-	1.7人	1.3人	-	-
音楽教育	-	3人	2人	-	-	-	3人	3人	-	-	-	2人	2人	-	-	-	2.7人	2.3人	-	-
美術教育	-	5人	5人	-	-	-	3人	3人	-	-	-	5人	5人	-	-	-	4.3人	4.3人	-	-
保健体育	-	0人	0人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	1人	1人	-	-	-	0.3人	0.3人	-	-
技術教育	-	0人	0人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	0.0人	0.0人	-	-
家政教育	-	3人	2人	-	-	-	1人	1人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	1.3人	1.0人	-	-
英語教育	-	0人	0人	-	-	-	1人	1人	-	-	-	0人	0人	-	-	-	0.3人	0.3人	-	-

*:平成29・30・31年度の平均値

資料 1 - 2

弘前大学大学院教育学研究科修了者 教員就職状況(平成27年度～平成30年度)

教育学研究科

	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	A 修了者 数	B 現職 教員	C 教員 就職者 ※1	教員 志望者 ※2	教員 以外	A 修了者 数	B 現職 教員	C 教員 就職者 ※1	教員 志望者 ※2	教員 以外	A 修了者 数	B 現職 教員	C 教員 就職者 ※1	教員 志望者 ※2	教員 以外
教育学研究科	31人	5人	14人	0人	12人	29人	3人	13人	2人	11人	24人	5人	8人	2人	9人
学校教育専攻(旧カリ)	6人	1人	1人	0人	4人	2人	0人	1人	0人	1人	5人	0人	1人	0人	4人
教育科学	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	1人	0人	1人
教育心理学	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
幼児教育	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
特別支援	1人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
臨床心理学	4人	0人	0人	0人	4人	1人	0人	0人	0人	1人	3人	0人	0人	0人	3人
教科教育専攻	23人	3人	12人	0人	8人	26人	3人	12人	1人	10人	18人	4人	7人	2人	5人
国語教育	2人	0人	2人	0人	0人	2人	0人	2人	0人	0人	5人	3人	1人	1人	0人
社会科教育	2人	0人	2人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	5人	0人	4人	0人	1人
数学教育	1人	1人	0人	0人	0人	4人	0人	2人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人
理科教育	6人	0人	4人	0人	2人	3人	0人	3人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
音楽教育	2人	0人	1人	0人	1人	4人	0人	1人	0人	3人	2人	0人	1人	0人	1人
美術教育	5人	1人	3人	0人	1人	6人	1人	2人	0人	3人	2人	1人	0人	0人	1人
保健体育	2人	1人	0人	0人	1人	2人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
技術教育	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
家政教育	3人	0人	0人	0人	3人	1人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	1人	0人	1人
英語教育	0人	0人	0人	0人	0人	2人	2人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人
養護教育専攻	2人	1人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	0人

	平成30年度				
	A 修了者 数	B 現職 教員	C 教員 就職者 ※1	教員 志望者 ※2	教員 以外
教育学研究科	23人	5人	4人	0人	14人
学校教育専攻(旧カリ)	1人	1人	0人	0人	0人
教育科学	0人	0人	0人	0人	0人
教育心理学	1人	1人	0人	0人	0人
幼児教育	0人	0人	0人	0人	0人
特別支援	0人	0人	0人	0人	0人
臨床心理学	0人	0人	0人	0人	0人
学校教育専攻(新カリ)	17人	3人	4人	0人	10人
教育科学	2人	0人	1人	0人	1人
特別支援教育	1人	1人	0人	0人	0人
教科実践	14人	2人	3人	0人	9人
国語教育	4人	2人	1人	0人	1人
社会科教育	2人	0人	1人	0人	1人
数学教育	1人	0人	1人	0人	0人
理科教育	0人	0人	0人	0人	0人
音楽教育	2人	0人	0人	0人	2人
美術教育	2人	0人	0人	0人	2人
保健体育	0人	0人	0人	0人	0人
技術教育	0人	0人	0人	0人	0人
家政教育	3人	0人	0人	0人	3人
英語教育	0人	0人	0人	0人	0人
教科教育専攻	3人	0人	0人	0人	3人
国語教育	1人	0人	0人	0人	1人
社会科教育	0人	0人	0人	0人	0人
数学教育	0人	0人	0人	0人	0人
理科教育	1人	0人	0人	0人	1人
音楽教育	0人	0人	0人	0人	0人
美術教育	1人	0人	0人	0人	1人
保健体育	0人	0人	0人	0人	0人
技術教育	0人	0人	0人	0人	0人
家政教育	0人	0人	0人	0人	0人
英語教育	0人	0人	0人	0人	0人
養護教育専攻	2人	1人	0人	0人	1人

	平成30年度				
	A 修了者 数	B 現職 教員	C 教員 就職者 ※1	教員 志望者 ※2	教員 以外
教育学研究科教職実践専攻	18人	8人	9人	0人	1人
教育実践開発コース	10人	0人	9人	0人	1人
ミドルリーダー養成コース	8人	8人	0人	0人	0人

※1 教員就職者には、「正規採用教員・非正規採用教員・臨時講師として採用された者」が含まれる。
 ※2 教員志望者には、「教員には就職できなかったが、教員採用試験受験の準備をしている者」が含まれる。

弘前大学教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）に関するアンケート

問1 以下の属性項目について、該当する番号に○をつけ、()内に該当する内容を記入してください。

(1) 所属

学部・大学院：1. 教育 2. 人文 3. 理工 4. 農生 5. 医学部保健学科
 専攻・専修：() 専攻 () 専修

(2) 性別 1. 男性 2. 女性

(3) 出身地 1. 青森県 2. 岩手県 3. 秋田県 4. 北海道 5. 宮城県
 6. その他 () 県

問2 現時点でのあなたの本教職大学院に対する関心の程度に、最もあてはまる番号を1つ選んで、○をつけてください。

1. とても関心がある 2. 関心がある 3. 少し関心がある 4. まったく関心がない

問3 現時点でのあなたの本教職大学院への進学意向に、最もあてはまる番号を1つ選んで、○をつけてください。また、枠内にその理由を書いてください。

1. ぜひ進学したい 2. できれば進学したい
 3. 進路の選択肢として検討したい 4. 進学したくない

(理由)

問4 弘前大学の教職大学院に対してあなたが期待することを、以下の「1.」～「14.」のうちから選んで、その番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

1. 自ら課題を発見・探求・解決していく自律的發展力を向上させることができること
2. 理論知と実践知とにもとづき、自らの実践を深く査察する力を向上されられること
3. 様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること
4. 学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること
5. 地域の教育課題（「環境教育」「健康教育」）について実践的に学べること
6. 現場での要請が強い「インクルーシブ教育」を学べること
7. 学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること
8. 研究者教員と実務家教員とのT. Tにより理論と実践の往還などを学べること
9. 実務家教員から現場経験をふまえた指導法などが学べること
10. 現職院生と学部卒院生と一緒に学べること
11. 他学部や学外機関の専門家などから知識などを学べること
12. 県教育委員会や市町村教育委員会からの支援体制が充実していること
13. その他 . . . (具体的に)
14. ない

問5 弘前大学の教職大学院では、以下に挙げるような学生支策を検討しています。あなたが入学を前向き

に検討してもよいと思えるような条件があれば、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 入学金や授業料等の補助制度
2. 青森県教員採用試験における何らかの優遇措置
3. 確かな実践力が身につくカリキュラムの充実
4. 現職院生が1年で教職大学院を終了できるコースの整備
5. 負担感の少ない入学試験制度
6. 青森県教員採用後の何らかの優遇措置 (初任者研修の軽減など)
7. その他 . . . (具体的に)
8. ない

問6 弘前大学の教職大学院に関する疑問・要望等がありましたら、自由にお書きください。

問7 現時点で、教員採用試験を受験予定でしょうか。

1. 予定あり
2. 予定なし

(「1. 予定あり」と答えた方のみ)

受験予定の自治体及び校種・職種・教科を、第2希望までお書きください。校種・職種について、該当するもの1つに○をつけた上で、中学校・高等学校(中等部・高等部)の場合には()内に教科名を記入してください。

第1希望 自治体名 : () 都・道・府・県・市
校種・職名 : 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特支 ・ 養護教諭 教科 : ()

第2希望 自治体名 : () 都・道・府・県・市
校種・職名 : 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特支 ・ 養護教諭 教科 : ()

ご協力ありがとうございました。

弘前大学大学院
教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）への
入学意向に関するアンケート調査報告

平成31年1月

弘前大学大学院教育学研究科

1. 調査概要

(1) 調査目的

平成 32 年 4 月改組予定の教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）への入学意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象者

弘前大学教育学部・理工学部・人文社会科学部 3 年次学生の教職志望者 111 名

(3) 調査方法

上記調査対象者に対し，教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）に関する説明会を開催し，説明会終了後に直接アンケート用紙を配布・記入する方法により実施

(4) 調査実施日

平成 30 年 11 月 21 日（水）

(5) 集計分析

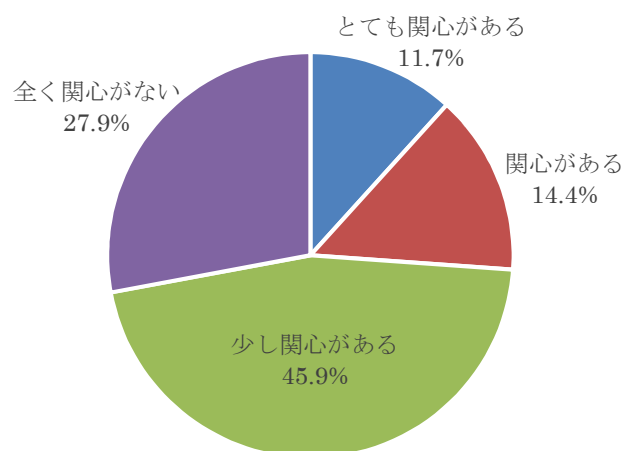
教育学研究科教職実践専攻で実施

2. 調査結果

(1) 教職大学院への関心程度（問 2）

本学の教職大学院への関心を尋ねたところ，「とても関心がある」13 人（11.7%），「関心がある」16 人（14.4%），「少し関心がある」51 人（45.9%）を合せて 80 人（72.1%）が教職大学院について関心を示していることが判明した。

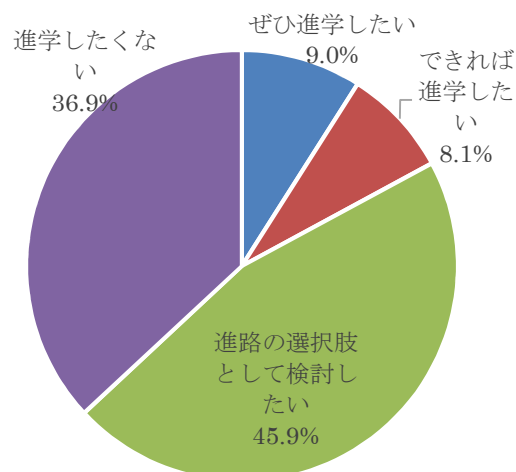
回答項目	N	%
とても関心がある	13	11.7
関心がある	16	14.4
少し関心がある	51	45.9
全く関心がない	31	27.9
合計	111	100.0



(2) 教職大学院への進学意向の程度 (問3)

本学の教職大学院への進学意向を尋ねたところ、「ぜひ進学したい」10人(9.0%)、「できれば進学したい」9人(8.1%)を合わせた19人(17.1%)が進学の意向を示していることが判明した。さらに、「進路の選択肢として検討したい」51人(45.9%)を合すると、70人(63.1%)が本学の教職大学院について、将来の選択肢として肯定的に捉えていることが判明した。

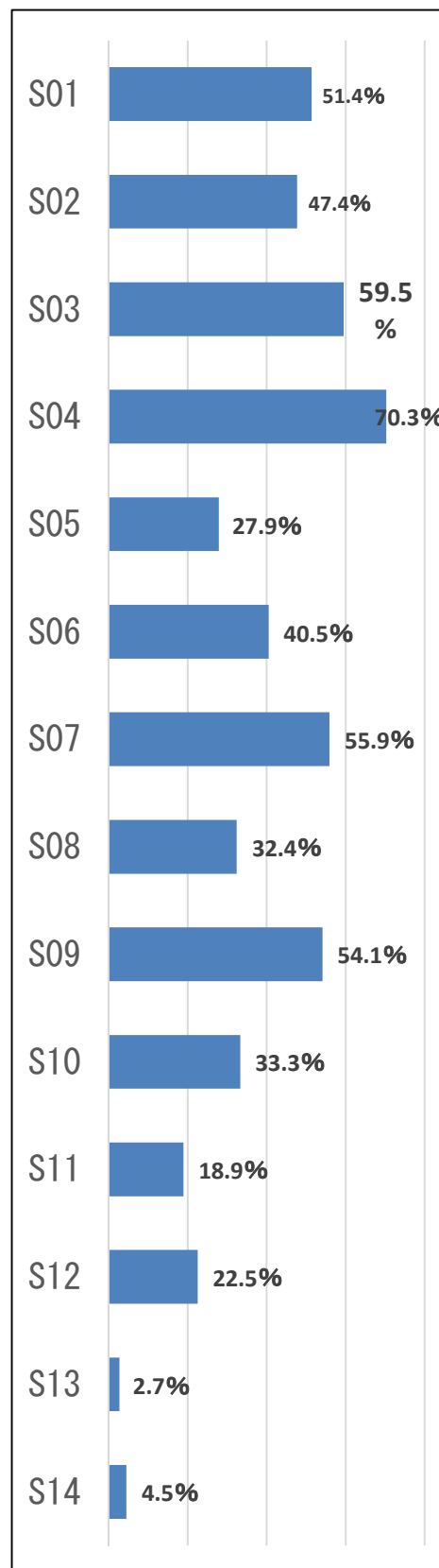
回答項目	N	%
ぜひ進学したい	10	9.0
できれば進学したい	9	8.1
進路の選択肢として検討したい	51	45.9
進学したくない	41	36.9
合計	111	100.0



(3) 教職大学院に対する期待 (問4)

教職大学院に対して期待する事項として、「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」78人(70.3%)、「様々な経験・専門を持った人びとと協働していく力を向上させることができること」66人(59.5%)と続き、以下、「学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること」「実務家教員から現場経験をふまえた指導法などが学べること」「自ら課題を発見・探究・解決していく自律的発展力を向上させることができること」が50%以上と、本教職大学院が目指す実践力、協働力、自律的発展力の育成に対する関心の高さが明らかになった。

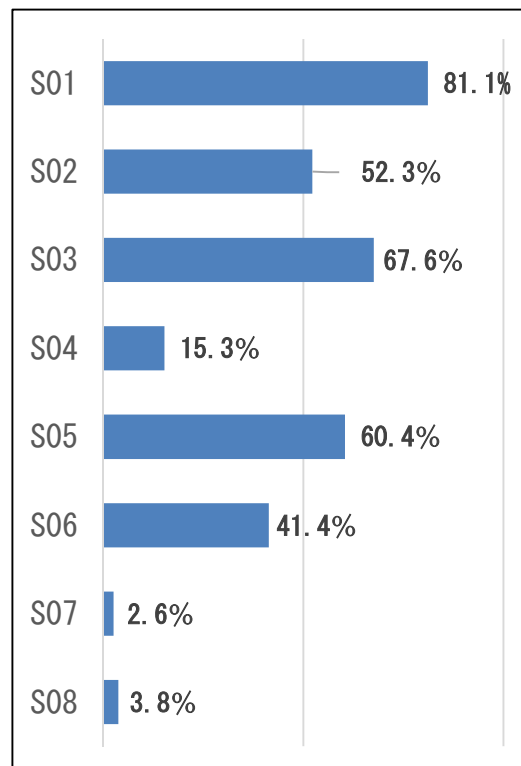
回答項目	N	%
S01 自ら課題を発見・探究・解決していく自律的發展力を向上させることができる	57	51.4
S02 理論知と実践知とにもとづき、自らの実践を深く省察する力を向上させられること	53	47.7
S03 様々な経験・専門をもった人々と協働していく力を向上させることができること	66	59.5
S04 学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること	78	70.3
S05 地域の教育課題(「環境教育」「健康教育」)について実践的に学べること	31	27.9
S06 現場での要請が強い「インクルーシブ教育」が学べること	45	40.5
S07 学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること	62	55.9
S08 研究者教員と実務家教員とのT・Tにより理論と実践の往還などを学べること	36	32.4
S09 実務家教員から現場経験をふまえた指導法などが学べること	60	54.1
S10 現職院生と学部卒院生と一緒に学べること	37	33.3
S11 他学部や外部機関の専門家などから知識などを学べること	21	18.9
S12 県教育委員会や市町村教育委員会からの支援体制が充実していること	25	22.5
S13 その他	3	2.7
S14 ない	5	4.5
合計	111	—



(4) 教職大学院に対する学生支援策（問5）

学生支援策で学生の期待が高いものとして、「入学金や授業料等の補助制度」90人（81.1%）、「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」75人（67.7%）「負担感の少ない入学試験制度」67人（60.4%）が続き、以下、「青森県教員採用試験における何らかの優遇制度」58人（52.3%）となっており、多様な支援策を期待していることが判明した。

回答項目	N	%
S01 入学金や授業料などの補助制度	90	81.1
S02 青森県教員採用試験における何らかの優遇措置	58	52.3
S03 確かな実践力が身につくカリキュラムの充実	75	67.6
S04 現職院生が1年で教職大学院を修了できるコースの整備	17	15.3
S05 負担感の少ない入学試験制度	67	60.4
S06 青森県教員採用後の何らかの優遇措置（初任者研修の軽減など）	46	41.4
S07 その他	4	2.6
S08 なし	6	3.8
合計	111	—



(5)進学志向と期待事項とのクロス集計(問3×問4)

項目	Q4S01 自ら課題を 発見・探究・ 解決していく 自律的發展 力を向上 させること ができる		Q4S02 理論知と 実践知と にもとづ き、自らの 実践を深 く省察す る力を向 上させら れること		Q4S03 様々な経 験・専門を もった 人々と協 働していく 力を向上 させること ができる こと		Q4S04 学校現場 での経験 をさらに重 ねて実践 的指導力 を向上さ せること ができる こと		Q4S05 地域の 教育課 題(「環 境教育」 「健康教 育」)につ いて実践 的に学 べること		Q4S06 現場での 要請が強 い「イン クルーシ ブ教育」 が学べる こと	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
ぜひ進学したい (10人)	9	90.0	7	70.0	8	80.0	10	100	5	50.0	9	90.0
できれば進学したい (9人)	7	77.8	6	66.7	8	88.9	9	100	6	66.7	8	88.9
進路の選択肢として 検討したい(51人)	34	66.7	37	72.6	32	62.7	48	94.1	17	33.3	26	50.9
進学したくない (41人)	7	17.1	3	7.3	18	43.9	11	26.8	3	7.3	2	4.9
合計 (111人)	57	51.4	53	47.7	66	59.5	78	70.3	31	27.9	45	40.5

項目	Q4S07 学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること		Q4S08 研究者教員と実務家教員とのT・Tにより理論と実践の往還などを学べること		Q4S09 実務家教員から現場経験をふまえた指導法などが学べること		Q4S10 現職院生と学部卒院生が一緒に学べること		Q4S11 他学部や外部機関の専門家などから知識などを学べること		Q4S12 県教育委員会や市町村教育委員会からの支援体制が充実していること	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
ぜひ進学したい (10人)	10	100	7	70.0	8	80.0	6	60.0	4	40.0	8	80.0
できれば進学したい (9人)	9	100	5	55.6	6	66.6	5	55.6	3	33.3	5	55.6
進路の選択肢として検討したい(51人)	36	70.6	23	45.1	37	72.5	26	51.0	14	27.5	12	23.5
進学したくない (41人)	7	17.1	1	2.4	9	22.0	0	0	0	0	0	0
合計 (111人)	62	55.9	36	32.4	60	54.1	37	33.3	21	18.9	25	22.5

進学志向（問3）別に、教職大学院に対して期待する事項（問4）への回答をみた場合、問3において、「ぜひ進学したい」および「できれば進学したい」と回答した者の全員が「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」、「学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること」をあげており、本学教職大学院における教育実践力向上への期待が伺える。

一方、「現場での要請が強いインクルーシブ教育が学べること」が、「ぜひ進学したい」と回答した者のうち9人（90.0%）、「できれば進学したい」8人（88.9%）となっており、今回の特別支援教育実践コース設置による教育課程の充実の方向性と一致する。

(6)進学志向と支援策とのクロス集計(問3×問5)

項目	Q5S01 入学金や 授業料な どの補助 制度		Q5S02 青森県教 員採用試 験におけ る何らか の優遇措 置		Q5S03 確かな実 践力が身 につくカリ キュラム の充実		Q5S04 現職院生 が1年で 教職大学 院を修了 できるコ ースの整 備		Q5S05 負担感 の少ない 入学試 験制度		Q5S06 青森県教 員採用後 の何らか の優遇措 置(初任 者研修の 軽減な ど)	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
ぜひ進学したい (10人)	9	90.0	8	80.0	9	90.0	0	0	4	40.0	2	20.0
できれば進学したい (9人)	9	100	6	66.7	9	100	1	11.1	6	66.7	3	33.3
進路の選択肢として 検討したい(51人)	45	88.2	27	52.9	48	94.1	16	31.4	49	96.1	27	52.9
進学したくない (41人)	27	65.9	17	41.5	9	22.0	0	0	8	19.5	14	34.1
合計 (111人)	90	81.1	58	52.3	75	67.6	17	15.3	67	60.4	46	41.4

進学志向(問3)別に、教職大学院に対して期待する支援策(問5)への回答をみた場合、問3において、「ぜひ進学したい」と回答した者のうち9人(90.0%)、「できれば進学したい」と回答した者の全員が「入学金や授業料などの補助制度」、「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」をあげており、以下、「青森県教員採用試験における何らかの優遇措置」が続いている。

本学教職大学院では、平成29年度の開設以来、入学金や授業料等への支援体制を拡充する方向で検討している。また、青森県教育委員会との間で学部卒大学院生に関するインセンティブについては協議中であり、さらなる拡充を図っていく。

今回の学教教育実践コース、教科教育実践コース、特別支援教育実践コースの設置は、進学志向のある学生の「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」というニーズに応えるものとなる。

(7) 調査結果のまとめ

教職大学院の改組年度である平成 32 年度入学対象者となる教員就職を目指す 3 年次学生の本教職大学院への進学意向については、「ぜひ進学したい」、「できれば進学したい」を合わせると 19 人 (17.1%) が進学の意向を示していることが判明した。

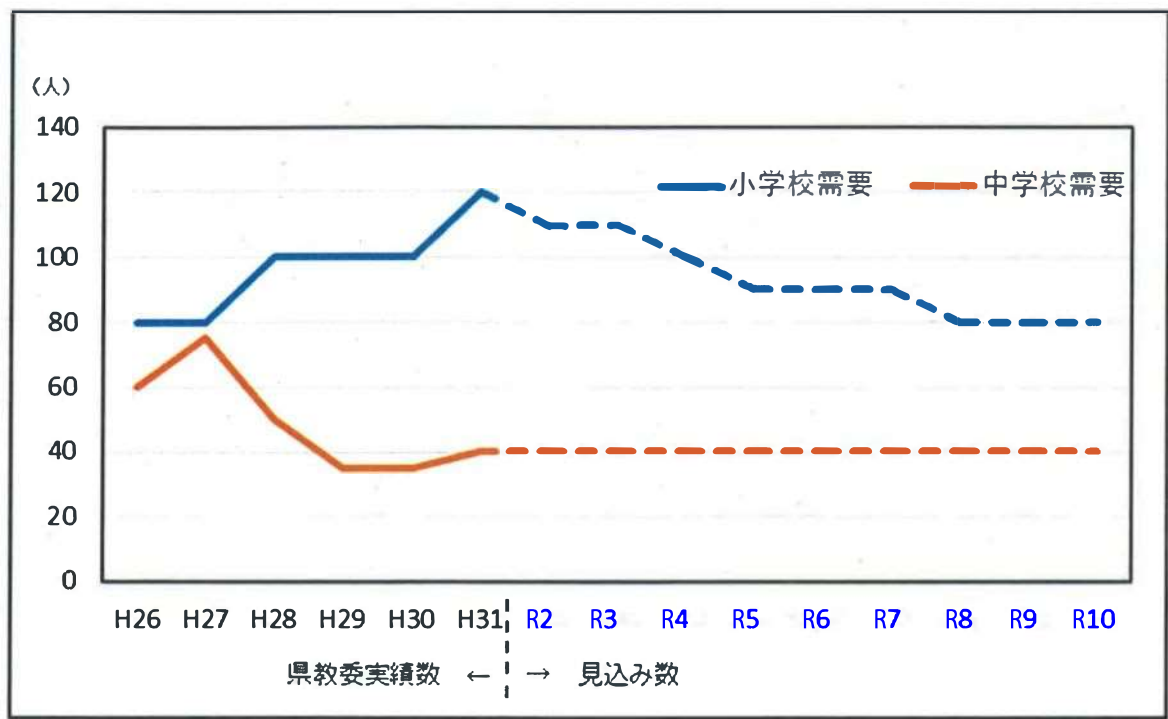
教職大学院に対して期待する事項として、「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」78 人 (70.3%)、「様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること」66 人 (59.5%) と続き、本教職大学院が目指す実践力、協働力、自律的発展力の育成に対する関心の高さが明らかになった。

また、学生支援策で学生の期待が高いものとして、「入学金や授業料等の補助制度」90 人 (81.1%)、「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」75 人 (67.7%) などが判明し、学生は、経済的支援の他、カリキュラムの充実等における配慮に強い関心を持っていることが伺えた。

今回の改組は、「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」を目的とするものであり、特に、進学希望を有する学生の期待に応える方策であると考えられる。また、平成 29 年度の本学教職大学院設置以来、学生の経済支援策、青森県教育委員会との協議による教職キャリア支援策等、いくつかの方策を展開しているところであるが、今後、さらに大学における奨学金制度の拡充や、教育委員会との協議によるキャリアに関するインセンティブの充実等を行う事により、学部新卒学生を対象とした入学定員 10 人の確保は十分可能であると判断される。

資料 4

青森県の小中学校教員需要



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	サトウ ケイ 佐藤 敬 <平成24年2月>		医学博士		弘前大学長 (平成24年2月～令和2年3月)

教 員 の 氏 名 等												
教育学研究科 教職実践専攻												
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単位数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係 る学等 の職務 従事す る日数 平均日数
1	専他	教授	フジマ ヒロシ 福島 裕敏 <令和2年4月>		修士 (社会学)		教育における社会的包摂 現代の学校と教員をめぐる動向と課題 教職員の職能成長 教育・社会理論と教育実践 教育実践研究法A(教育実践研究A I) 教育実践研究法B(教育実践研究B I) 特別支援教育実践研究法(特別支援教育実践研究 I) 実習 I A-1(課題把握) 実習 I A-2(課題把握) 実習 II A(仮説形成) 実習 III A(課題検証) 実習 I B-1(課題把握) 実習 I B-2(課題把握) 実習 II B(仮説形成) 実習 III B(課題解決検証) 実習 IV B(課題解決検証)	1前 1前 1後 1後 1前 1前 1前 1前 1前 1前 1後 1後 2通 1前 1前 1後 1後 2前 2後	1 1 1 0.7 0.2 0.2 0.2 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学大学院 教育学研究科 教授 (平29.4)	5日
2	専他	教授	タナベ シノブ 田名場 忍 <令和2年4月>		修士 (学術)		実践的教育相談の課題と展開 教育心理学特論	1後 1後	1 0.7	1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平26.4)	5日
3	専他	教授	ヨシカ アツシ 吉中 淳 <令和2年4月>		修士 (教育学)		生徒指導の理論的視点と実践的視点 協働的生徒指導のマネジメント 養護実践課題解決研究(発展) 教育心理学特論	1前 1後 1後 1後	0.7 0.7 0.7 0.7	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平28.10)	5日
4	専他	教授	タカ ヒロシ 田中 亮 <令和2年4月>		医学博士		学校安全と事故防止 学校保健の協働的展開 学校における救急処置活動の理論と実践	1後 2前 2後	0.1 0.1 0.1	1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平22.4)	5日
5	専他	教授	カシイ アツコ 葛西 敦子 <令和2年4月>		博士 (学術)		養護実践課題解決研究 学校における救急処置活動の理論と実践	1後 2後	0.1 0.1	1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平24.4)	5日
6	専他	教授	スギハラ カオリ 杉原 かおり <令和2年4月>		修士 (音楽)		音楽科教育学特論 I 授業に向けた教材研究 I(音楽) 音楽科教育学特論 II 授業に向けた教材研究 II(音楽)	1後 1後 2前 2後	0.7 0.7 0.3 0.7	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平23.4)	5日
7	専他	教授	ウラベ エヲ 塚本 悦雄 <令和2年4月>		修士 (芸術学)		美術科教育学特論 I 授業に向けた教材研究 I(美術) 美術科教育学特論 II 授業に向けた教材研究 II(美術)	1後 1後 2前 2後	0.4 0.4 0.7 0.7	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平27.4)	5日
8	専他	教授	サカガキ ヤスシ 櫻田 安志 <令和2年4月>		博士 (工学)		技術科教育学特論 I 授業に向けた教材研究 I(技術) 技術科教育学特論 II 授業に向けた教材研究 II(技術)	1後 1後 2前 2後	0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平31.4)	5日
9	専他	教授	ラウシュ アンソニー スコット Rausch Anthony Scott <令和2年4月>		博士 (人文社会 学)		英語科教育学特論 I 授業に向けた教材研究 I(英語) 英語科教育学特論 II 授業に向けた教材研究 II(英語)	1後 1後 2前 2後	0.7 0.7 0.7 0.7	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平25.4)	5日
10	専他	教授	ヤマモト イロウ 山本 逸郎 <令和2年4月>		博士 (理学)		授業に向けた教材研究 I(理科) 理科教育学特論 II	1後 2前	0.3 0.3	1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平19.4)	5日
11	専他	准教授	タケチ ヒロキ 武内 裕明 <令和2年4月>		博士 (教育学)		幼児児童教育の理解 教育実践研究A II 教育実践研究A III 教育実践研究A IV	2前 1後 2前 2後	1 1 1 1	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平27.4)	5日
12	専他	准教授	コガマ マサキ 小嶋 史朗 <令和2年4月>		博士 (教育学)		社会科教育学特論 I 授業に向けた教材研究 I(社会) 社会科教育学特論 II 授業に向けた教材研究 II(社会)	1後 1後 2前 2後	0.6 0.6 0.6 0.6	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平25.4)	5日
13	専他	准教授	タカ ヨシヒサ 田中 義久 <令和2年4月>		博士 (教育学)		数学科教育学特論 I 授業に向けた教材研究 I(数学) 数学科教育学特論 II 授業に向けた教材研究 II(数学)	1後 1後 2前 2後	0.8 0.2 0.8 0.3	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平29.4)	5日
14	専他	准教授	サトリ カズキ 佐藤 崇之 <令和2年4月>		博士 (学術)		理科教育学特論 I 授業に向けた教材研究 I(理科) 理科教育学特論 II 授業に向けた教材研究 II(理科)	1後 1後 2前 2後	1 1 1.1 1	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平22.4)	5日

35	実専	准教授	トキ ケンゴ 土岐 賢悟 <令和2年4月>	教育学士	インクルーシブ教育システムの理論と課題 地域教育課題研究 (教育課程編成・教材開発) 地域教育課題研究 (授業づくり) 特別支援教育の授業デザイン 特別支援教育コーディネーターの役割と課題 個別の教育支援計画・個別の指導計画 教育実践研究AⅡ 教育実践研究AⅢ 教育実践研究AⅣ 実習ⅠA-1 (課題把握) 実習ⅠA-2 (課題把握) 実習ⅡA (仮説形成) 実習ⅢA (課題検証) 実習ⅠB-1 (課題把握) 実習ⅠB-2 (課題把握) 実習ⅡB (仮説形成) 実習ⅢB (課題解決研究) 実習ⅣB (課題解決検証)	1前 1後 2後 1後 1後 2前 1後 2前 2後 1前 1前 1後 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	1 0.7 0.7 1 1 0.6 1 1 1 4 1 1 3 2 1 2 2 1 3 1 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前市立 第三大成小学校 教頭 (平28.4)	5日
36	実専他	教授	ミヤザキ シノブ 宮崎 充治 <令和2年4月>	修士 (教育学)	総合的な学習のカリキュラム開発演習 教育実践課題解決研究	1後 1後	1 0.7	1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平30.4)	5日
37	実専他	教授	シノガキ アキヒロ 篠塚 明彦 <令和2年4月>	修士 (教育学)	あおもりの教育Ⅰ (環境) 社会科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (社会) 社会科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (社会)	1前 1後 1後 2前 2後	0.7 0.6 0.6 0.6 0.6	1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平29.4)	5日
38	実専他	教授	ウエノ テツヤ 上之園 哲也 <令和2年4月>	博士 (学校教育 学)	総合的な学習のカリキュラム開発演習 技術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (技術) 技術科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (技術)	1後 1後 1後 2前 2後	1 1.1 1.1 1.1 1.1	1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平29.4)	5日
39	実専他	准教授	アライ マサミ 新谷 ますみ <令和2年4月>	学士 (教育学士)	養護実践課題解決研究 学校保健の協働的展開 養護教諭の行う健康相談の理論と実践 学校における緊急処置活動の理論と実践 教育実践研究BⅡ 教育実践研究BⅢ 教育実践研究BⅣ	1後 2前 2前 2後 1後 2前 2後	0.8 0.9 0.8 0.9 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平29.4)	5日
40	実専他	准教授	タカ タロウ 田中 拓郎 <令和2年4月>	修士 (教育学)	国語科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (国語) 国語科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (国語)	1後 1後 2前 2後	0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平31.4)	5日
41	実専他	准教授	カガ ケイコ 加賀 恵子 <令和2年4月>	博士 (教育学)	家庭科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (家庭) 家庭科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (家庭)	1後 1後 2前 2後	0.8 0.7 0.8 0.7	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平31.4)	5日
42	実専他	講師	シズミ ミル 清水 稔 <令和2年4月>	修士 (教育学)	音楽科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (音楽) 音楽科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (音楽)	1後 1後 2前 2後	0.7 0.7 1.1 0.7	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平30.4)	5日
43 ①	兼任	教授	タケモト ヒサシ 瀧本 壽史 <令和2年4月>	修士 (文学)	あおもりの教育Ⅰ (環境) 地域教育課題研究 (教育課程編成・教材開発) 教育法規の理論と実践 地域教育課題研究 (授業づくり) 教育実践研究AⅡ 教育実践研究AⅢ 教育実践研究AⅣ 実習ⅠA-1 (課題把握) 実習ⅠA-2 (課題把握) 実習ⅡA (仮説形成) 実習ⅢA (課題検証) 実習ⅠB-1 (課題把握) 実習ⅠB-2 (課題把握) 実習ⅡB (仮説形成) 実習ⅢB (課題解決研究) 実習ⅣB (課題解決検証)	1前 1後 1後 2後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	0.7 0.6 1 0.6 1 1 1 4 1 1 3 2 1 2 2 3 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学大学院 教育学研究科 教授 (平29.4)	
43 ②	兼任	講師	タケモト ヒサシ 瀧本 壽史 <令和3年4月>	修士 (文学)	あおもりの教育Ⅰ (環境) 地域教育課題研究 (教育課程編成・教材開発) 教育法規の理論と実践 地域教育課題研究 (授業づくり) 教育実践研究AⅡ 教育実践研究AⅢ 教育実践研究AⅣ 実習ⅠA-1 (課題把握) 実習ⅠA-2 (課題把握) 実習ⅡA (仮説形成) 実習ⅢA (課題検証) 実習ⅠB-1 (課題把握) 実習ⅠB-2 (課題把握) 実習ⅡB (仮説形成) 実習ⅢB (課題解決研究) 実習ⅣB (課題解決検証)	1前 1後 1後 2後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	0.7 0.6 1 0.6 1 1 1 4 1 1 3 2 1 2 2 3 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	元 弘前大学 大学院 教育学研究科 教授 (令3.3まで)	

44 ①	兼任	教授	カワ イオ 古川 郁生 <令和2年4月>	学士 (理学士)	生徒指導の理論的視点と実践的視点 教育経営の課題と実践 協働的生徒指導のマネジメント 学校教育と教育行政 教育実践課題解決研究 教育実践研究AⅡ 教育実践研究AⅢ 教育実践研究AⅣ 実習ⅠA-1(課題把握) 実習ⅠA-2(課題把握) 実習ⅡA(仮説形成) 実習ⅢA(課題検証) 実習ⅠB-1(課題把握) 実習ⅠB-2(課題把握) 実習ⅡB(仮説形成) 実習ⅢB(課題解決研究) 実習ⅣB(課題解決検証)	1前 1前 1後 1後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	0.6 1 0.6 1 0.6 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学大学院 教育学研究科 教授 (平29.4)	
44 ②	兼任	講師	カワ イオ 古川 郁生 <令和3年4月>	学士 (理学士)	生徒指導の理論的視点と実践的視点 教育経営の課題と実践 協働的生徒指導のマネジメント 学校教育と教育行政 教育実践課題解決研究 教育実践研究AⅡ 教育実践研究AⅢ 教育実践研究AⅣ 実習ⅠA-1(課題把握) 実習ⅠA-2(課題把握) 実習ⅡA(仮説形成) 実習ⅢA(課題検証) 実習ⅠB-1(課題把握) 実習ⅠB-2(課題把握) 実習ⅡB(仮説形成) 実習ⅢB(課題解決研究) 実習ⅣB(課題解決検証)	1前 1前 1後 1後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	0.6 1 0.6 1 0.6 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	元 弘前大学 大学院 教育学研究科 教授 (令3.3まで)	
45	兼任	教授	ヤマダ フミ 山田 史生 <令和2年4月>	博士 (文学)	国語科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(国語) 国語科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(国語)	1後 2前 2後 1後	0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平16.4)	
46 ①	兼任	教授	ヨシダ ヒロコ 吉田 比呂子 <令和2年4月>	博士 (文学)	国語科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(国語) 国語科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(国語)	1後 1後 2前 2後	0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平15.4)	
46 ②	兼任	講師	ヨシダ ヒロコ 吉田 比呂子 <令和3年4月>	博士 (文学)	国語科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(国語) 国語科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(国語)	1後 1後 2前 2後	0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1	元 弘前大学 教育学部 教授 (令3.3まで)	
47	兼任	教授	コイワ ナホ 小岩 直人 <令和2年4月>	博士 (理学)	あおもりの教育Ⅰ(環境) 社会科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(社会) 社会科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(社会)	1前 1後 1後 2前 2後	0.1 0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平22.4)	
48	兼任	教授	カセ マサヒロ 高瀬 雅弘 <令和2年4月>	修士 (教育学)	社会科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(社会) 社会科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(社会)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平30.4)	
49	兼任	教授	チョウナン ケイサク 長南 幸安 <令和2年4月>	博士 (理学)	理科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(理科)	1後 1後	0.5 0.3	1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平21.4)	
50	兼任	教授	イノガ マサヒロ 今田 匡彦 <令和2年4月>	博士 (哲学)	音楽科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(音楽) 音楽科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(音楽)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平21.4)	
51 ①	兼任	教授	エビナ アツコ 蛭名 敦子 <令和2年4月>	修士 (芸術学)	美術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(美術) 美術科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(美術)	1後 1後 2前 2後	0.5 0.5 0.7 0.7	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平14.4)	
51 ②	兼任	講師	エビナ アツコ 蛭名 敦子 <令和3年4月>	修士 (芸術学)	美術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(美術) 美術科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(美術)	1後 1後 2前 2後	0.5 0.5 0.7 0.7	1 1 1 1	元 弘前大学 教育学部 教授 (令3.3まで)	
52	兼任	教授 研究科長	トウカ マサフ 戸塚 学 <令和2年4月>	博士 (医学)	あおもりの教育Ⅱ(健康) 保健体育科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(保健体育) 保健体育科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(保健体育)	1前 1後 1後 2前 2後	0.2 0.3 0.1 0.3 0.3	1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平18.10)	
53 ①	兼任	教授	シズミ リヒト 清水 紀人 <令和2年4月>	修士 (体育学)	授業に向けた教材研究Ⅰ(保健体育)	1後	0.3	1	弘前大学 教育学部 教授 (昭60.4)	
53 ②	兼任	講師	シズミ リヒト 清水 紀人 <令和3年4月>	修士 (体育学)	授業に向けた教材研究Ⅰ(保健体育)	1後	0.3	1	元 弘前大学 教育学部 教授 (令3.3まで)	

54	兼任	教授	キハラ ケイジ 北原 啓司 ＜令和2年4月＞	博士 (工学)	家庭科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(家庭) 家庭科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(家庭)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平15.4)
55	兼任	教授	ヤスカリ アケミ 安川 あけみ ＜令和2年4月＞	博士 (薬学)	家庭科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(家庭) 家庭科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(家庭)	1後 1後 2前 2後	0.1 0.2 0.1 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平25.4)
56	兼任	教授	ノロ トクジ 野呂 徳治 ＜令和2年4月＞	修士 (教育学)	英語科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(英語) 英語科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(英語)	1後 1後 2前 2後	0.6 0.2 0.6 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平24.4)
57	兼任	教授	イシカワ ユキオ 石川 幸男 ＜令和2年4月＞	学術博士	あおもりの教育Ⅰ(環境)	1前	0.1	1	弘前大学 農学生命科学部 附属自然環境 研究所 教授 (平23.4)
58	兼任	教授	イノシヅメ ヌ 李 永俊 ＜令和2年4月＞	博士 (経済学)	あおもりの教育Ⅰ(環境)	1前	0.1	1	弘前大学 人文社会科学部 教授 (平23.1)
59	兼任	教授	ワカバヤシ コウイチ 若林 孝一 ＜令和2年4月＞	医学博士	病弱児の心理・生理・病理	2前	0.5	1	弘前大学大学院 医学研究科附属 脳神経血管病態 研究施設 教授 (平12.2)
60	兼任	准教授	ヤマモト ミル 山本 稔 ＜令和2年4月＞	博士 (数理学)	数学科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(数学) 数学科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(数学)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.5 0.2 0.5	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平24.9)
61	兼任	准教授	サトウ マツオ 佐藤 松夫 ＜令和2年4月＞	博士 (理学)	理科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(理科)	1後 1後	0.5 0.2	1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平22.4)
62	兼任	准教授	イワイ ヲサカ 岩井 草介 ＜令和2年4月＞	博士 (学術)	理科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(理科)	2前 2後	0.3 1	1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平23.4)
63	兼任	准教授	シマダ トオル 島田 透 ＜令和2年4月＞	博士 (理学)	授業に向けた教材研究Ⅰ(理科) 理科教育学特論Ⅱ	1後 2後	0.2 0.3	1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平31.4)
64	兼任	准教授	サトウ ミツル 佐藤 光輝 ＜令和2年4月＞	修士 (美術)	美術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(美術)	1後 1後	0.3 0.3	1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平19.2)
65	兼任	准教授	トミタ アキラ 富田 晃 ＜令和2年4月＞	修士 (芸術学)	美術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(美術) 美術科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(美術)	1後 1後 2前 2後	0.5 0.5 0.6 0.6	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平19.2)
66	兼任	准教授	イデ カナ 出 佳奈子 ＜令和2年4月＞	博士 (美学)	美術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(美術)	1後 1後	0.3 0.3	1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平27.2)
67	兼任	准教授	カワリ ケンゾウ 勝川 健三 ＜令和2年4月＞	博士 (学術)	技術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(技術) 技術科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(技術)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平26.4)
68	兼任	准教授	イ スケジツ 李 秀眞 ＜令和2年4月＞	博士 (社会科学)	家庭科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ(家庭) 家庭科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ(家庭)	1後 1後 2前 2後	0.1 0.2 0.1 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平25.4)
69	兼任	准教授	イノセ セイイチロウ 井岡 聖一郎 ＜令和2年4月＞	博士 (理学)	あおもりの教育Ⅰ(環境)	1前	0.1	1	弘前大学 地域戦略研究所 教授 (平22.10)
70	兼任	准教授	クボタ タケシ 久保田 健 ＜令和2年4月＞	博士 (工学)	あおもりの教育Ⅰ(環境)	1前	0.1	1	弘前大学 地域戦略研究所 准教授 (平23.1)
71	兼任	准教授	ナカムラ タケシ 中村 剛之 ＜令和2年4月＞	博士 (理学)	あおもりの教育Ⅰ(環境)	1前	0.1	1	弘前大学 農学生命科学部 附属白神自然環境 研究センター 准教授 (平22.2)
72	兼任	准教授	イシイ ガイユウ 伊藤 大雄 ＜令和2年4月＞	博士 (農学)	あおもりの教育Ⅱ(健康)	1前	0.2	1	弘前大学 農学生命科学部 准教授 (平13.3)
73	兼任	准教授	マエダ ハヤト 前多 隼人 ＜令和2年4月＞	博士 (水産科学)	あおもりの教育Ⅱ(健康)	1前	0.2	1	弘前大学 農学生命科学部 准教授 (平20.4)

74	兼任	特任准教授	クバヤシ ミト 栗林 理人 <令和2年4月>	博士 (医学)	あおもりの教育Ⅱ (健康) 学校安全と事故防止 養護実践課題解決研究 (発展) 病弱児の心理・生理・病理 発達障害児の理解と対応	1前 1後 1後 2前 2後	0.2 0.1 0.4 0.5 0.2	1 1 1 1 1	弘前大学大学院 医学研究科附属 子どものこころ の発達研究セン ター 特任准教授 (平26.10)
75	兼任	講師	マタ ジュン 藤田 純 <令和2年4月>	博士 (政策研 究)	社会科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (社会) 社会科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (社会)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平30.4)
76	兼任	講師	オホニ シンジ 大谷 伸治 <令和2年4月>	博士 (文学)	社会科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (社会) 社会科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (社会)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平30.4)
77	兼任	講師	ウヤマ ケンタ 上山 健太 <令和2年4月>	博士 (理学)	数学科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (数学) 数学科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (数学)	1後 1後 2前 2後	0.1 0.5 0.1 0.5	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平26.9)
78	兼任	講師	アサマ ナツコ 朝山 奈津子 <令和2年4月>	博士 (音楽)	音楽科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (音楽) 音楽科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (音楽)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平23.4)
79	兼任	講師	ヒロセ カシ 廣瀬 孝 <令和2年4月>	博士 (工学)	技術科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (技術) 技術科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (技術)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平30.4)
80	兼任	講師	ツチ ヨコ 土屋 陽子 <令和2年4月>	博士 (文学)	授業に向けた教材研究Ⅰ (英語) 授業に向けた教材研究Ⅱ (英語)	1後 2後	0.2 0.2	1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平29.10)
81	兼任	講師	コトウ リョウイチ 近藤 亮一 <令和2年4月>	博士 (文学)	授業に向けた教材研究Ⅰ (英語) 授業に向けた教材研究Ⅱ (英語)	1後 2後	0.2 0.2	1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平29.4)
82	兼任	講師	ヨシガワ カズヒロ 吉川 和宏 <令和2年4月>	博士 (理学)	数学科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (数学) 数学科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (数学)	1後 1後 2前 2後	0.1 0.5 0.1 0.5	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 (平31.3)
83	兼任	講師	ササキ ミル 佐々木 実 <令和2年4月>	博士 (理学)	あおもりの教育Ⅰ (環境)	1前	0.1	1	弘前大学大学院 理工学研究科 講師 (平13.9)
84	兼任	助教	ツチガハ カサヨリ 沢田 かほり <令和2年4月>	博士 (医学)	あおもりの教育Ⅱ (健康)	1前	0.2	1	弘前大学大学院 医学研究科 社会医学講座 助教 (平23.10)
85	兼任	講師	ミカミ マサ 三上 雅生 <令和2年4月>	学士 (文学士)	学びの様式と授業づくり 学校保健のマネジメント 授業づくりの理論と実践 道徳の理論と授業実践のあり方 教育実践研究AⅡ 教育実践研究AⅢ 教育実践研究AⅣ 実習ⅠA-1 (課題把握) 実習ⅠA-2 (課題把握) 実習ⅡA (仮説形成) 実習ⅢA (課題検証) 実習ⅠB-1 (課題把握) 実習ⅠB-2 (課題把握) 実習ⅡB (仮説形成) 実習ⅢB (課題解決研究) 実習ⅣB (課題解決検証)	1前 1後 1後 1後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 1後 2前 2後	0.6 1 0.6 1 1 1 1 1 1 4 1 1 3 2 1 2 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学 大学院 教育学研究科 教授 (平29.4)
86	兼任	講師	ワタミヤ 和田 美亀雄 <令和2年4月>	修士 (芸術学)	音楽科教育学特論Ⅰ 授業に向けた教材研究Ⅰ (音楽) 音楽科教育学特論Ⅱ 授業に向けた教材研究Ⅱ (音楽)	1後 1後 2前 2後	0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平12.5)
87	兼任	講師	カミムラ ケイジロ 川村 泰弘 <令和2年4月>	修士 (教育学)	特別支援教育の制度と経営課題	1後	1	1	弘前大学 教育学部附属 特別支援学校長 (平31.4)

審査意見への対応を記載した書類（7月）

【2】教育課程等に関する意見

教育学研究科 教職実践専攻（P）

教科領域実践コースの発展科目として設けられている各教科の「教科内容論」について、教科の教材研究を主軸とした授業内容となっているため、相応しい科目名に改めること。

（対応）

意見を踏まえ、教科の教材研究を主軸とした授業内容とするため、「教科内容論」から「授業に向けた教材研究」へ修正する。

（新旧対照表） 教育課程等の概要

新	旧
2 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（国語）</u>	2 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論Ⅰ（国語）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（社会）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（社会）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（数学）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（数学）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（理科）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（理科）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（音楽）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（音楽）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（美術）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（美術）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（保健体育）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（保健体育）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（技術）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（技術）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（家庭）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（家庭）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅰ（英語）</u>	<u>教科内容論Ⅰ（英語）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（国語）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（国語）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（社会）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（社会）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（数学）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（数学）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（理科）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（理科）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（音楽）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（音楽）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（美術）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（美術）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（保健体育）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（保健体育）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（技術）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（技術）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（家庭）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（家庭）</u>
<u>授業に向けた教材研究Ⅱ（英語）</u>	<u>教科内容論Ⅱ（英語）</u>

(新旧対照表) 授業科目の概要

新	旧
19 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 I (国語)</u> <u>授業に向けた教材研究 I (社会)</u>	19 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 I (国語)</u> <u>教科内容論 I (社会)</u>
20 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 I (数学)</u> <u>授業に向けた教材研究 I (理科)</u>	20 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 I (数学)</u> <u>教科内容論 I (理科)</u>
21 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 I (音楽)</u> <u>授業に向けた教材研究 I (美術)</u>	21 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 I (音楽)</u> <u>教科内容論 I (美術)</u>
22 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 I (保健体育)</u> <u>授業に向けた教材研究 I (技術)</u>	22 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 I (保健体育)</u> <u>教科内容論 I (技術)</u>
23 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 I (家庭)</u> <u>授業に向けた教材研究 I (英語)</u>	23 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 I (家庭)</u> <u>教科内容論 I (英語)</u>
28 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 II (国語)</u>	28 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 II (国語)</u>
29 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 II (社会)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (数学)</u>	29 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 II (社会)</u> <u>教科内容論 II (数学)</u>
30 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 II (理科)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (音楽)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (美術)</u>	30 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 II (理科)</u> <u>教科内容論 II (音楽)</u> <u>教科内容論 II (美術)</u>
31 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 II (保健体育)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (技術)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (家庭)</u>	31 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 II (保健体育)</u> <u>教科内容論 II (技術)</u> <u>教科内容論 II (家庭)</u>
32 ページ 教科領域実践コース <u>授業に向けた教材研究 II (英語)</u>	32 ページ 教科領域実践コース <u>教科内容論 II (英語)</u>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
14 ページ 33 行目 <u>授業に向けた教材研究 I</u> <u>授業に向けた教材研究 II</u>	14 ページ 21 行目 <u>教科内容論 I</u> <u>教科内容論 I</u>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料 5 カリキュラム体系)

新	旧
●発展科目 (教科領域実践コース) <u>授業に向けた教材研究 I</u> <u>授業に向けた教材研究 II</u>	●発展科目 (教科領域実践コース) <u>教科内容論 I</u> <u>教科内容論 I</u>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料 10 履修モデル)

新	旧
履修モデル 1 1 年次 後期 ●発展科目 選択科目例 <u>授業に向けた教材研究 I (数学)</u>	履修モデル 1 1 年次 後期 ●発展科目 選択科目例 <u>教科内容論 I (数学)</u>
履修モデル 2 1 年次 後期 ●発展科目 選択科目例 <u>授業に向けた教材研究 I (国語)</u>	履修モデル 2 1 年次 後期 ●発展科目 選択科目例 <u>教科内容論 I (国語)</u>
履修モデル 4 2 年次 前・後期 ●発展科目 科目選択例 <u>授業に向けた教材研究 I (数学)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (数学)</u>	履修モデル 4 2 年次 前・後期 ●発展科目 科目選択例 <u>教科内容論 I (数学)</u> <u>教科内容論 II (数学)</u>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料 16 実習担当教員の勤務モデル)

新	旧
調書番号 27 中野博之 後期 月 2 限 <u>授業に向けた教材研究 II (数学)</u>	調書番号 27 中野博之 後期 月 2 限 <u>教科内容論 II (数学)</u>
後期 水 2 限 <u>授業に向けた教材研究 I (数学)</u>	後期 水 2 限 <u>教科内容論 I (数学)</u>
調書番号 28 上野秀人 後期 水 2 限 <u>授業に向けた教材研究 I (保健体育)</u>	調書番号 28 上野秀人 後期 水 2 限 <u>教科内容論 I (保健体育)</u>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料 17 時間割表)

新	旧
教科領域実践コース 1 年次 後期 水 2 限 <u>授業に向けた教材研究 I (国語)</u>	教科領域実践コース 1 年次 後期 水 2 限 <u>教科内容論 I (国語)</u>
2 年次 後期 月 2 限 <u>授業に向けた教材研究 II (国語)</u>	2 年次 後期 月 2 限 <u>教科内容論 II (国語)</u>

(新旧対照表) 教員の氏名等 (別記様式題3号 (その2の1))

新	旧
<p>1 ページ</p> <p>調書番号 6 杉原 かおり 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (音楽)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (音楽)</u></p> <p>調書番号 7 塚本 悦雄 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (美術)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (美術)</u></p> <p>調書番号 8 櫻田 安志 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (技術)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (技術)</u></p> <p>調書番号 9 Rausch Anthony Scott 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (英語)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (英語)</u></p> <p>調書番号 10 山本 逸郎 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (理科)</u></p> <p>調書番号 12 小瑤 史朗 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (社会)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (社会)</u></p> <p>調書番号 13 田中 義久 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (数学)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (数学)</u></p> <p>調書番号 14 佐藤 崇之 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (理科)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (理科)</u></p> <p>2 ページ</p> <p>調書番号 15 高橋 俊哉 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (保健体育)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (保健体育)</u></p> <p>調書番号 20 鈴木(竜田) 愛理 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (国語)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (国語)</u></p> <p>調書番号 21 益川 充治 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究 I (保健体育)</u> <u>授業に向けた教材研究 II (保健体育)</u></p> <p>調書番号 22 杉本(佐藤) 和那美 担当授業科目の名称</p>	<p>1 ページ</p> <p>調書番号 6 杉原 かおり 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (音楽)</u> <u>教科内容論 II (音楽)</u></p> <p>調書番号 7 塚本 悦雄 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (美術)</u> <u>教科内容論 II (美術)</u></p> <p>調書番号 8 櫻田 安志 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (技術)</u> <u>教科内容論 II (技術)</u></p> <p>調書番号 9 Rausch Anthony Scott 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (英語)</u> <u>教科内容論 II (英語)</u></p> <p>調書番号 10 山本 逸郎 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (理科)</u></p> <p>調書番号 12 小瑤 史朗 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (社会)</u> <u>教科内容論 II (社会)</u></p> <p>調書番号 13 田中 義久 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (数学)</u> <u>教科内容論 II (数学)</u></p> <p>調書番号 14 佐藤 崇之 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (理科)</u> <u>教科内容論 II (理科)</u></p> <p>2 ページ</p> <p>調書番号 15 高橋 俊哉 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (保健体育)</u> <u>教科内容論 II (保険体育)</u></p> <p>調書番号 20 鈴木(竜田) 愛理 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (国語)</u> <u>教科内容論 II (国語)</u></p> <p>調書番号 21 益川 充治 担当授業科目の名称 <u>教科内容論 I (保健体育)</u> <u>教科内容論 II (保険体育)</u></p> <p>調書番号 22 杉本(佐藤) 和那美 担当授業科目の名称</p>

<p><u>授業に向けた教材研究Ⅰ（保健体育）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（保健体育）</u></p> <p>調書番号 2 3 小野 恭子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（家庭）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（家庭）</u></p> <p>調書番号 2 4 佐藤 剛 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（英語）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（英語）</u></p> <p>調書番号 2 7 中野 博之 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（数学）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（数学）</u></p> <p>3 ページ 調書番号 2 8 上野 秀人 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（保健体育）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（保健体育）</u></p> <p>5 ページ 調書番号 3 7 高橋 俊哉 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（社会）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（社会）</u></p> <p>調書番号 3 8 上之園 哲也 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（技術）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（技術）</u></p> <p>調書番号 4 0 田中 拓郎 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（国語）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（国語）</u></p> <p>調書番号 4 1 加賀 恵子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（家庭）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（家庭）</u></p> <p>調書番号 4 2 清水 稔 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（音楽）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（音楽）</u></p> <p>6 ページ 調書番号 4 5 山田 史生 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（国語）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（国語）</u></p> <p>調書番号 4 6 ① 吉田 比呂子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（国語）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（国語）</u></p> <p>調書番号 4 6 ②</p>	<p><u>教科内容論Ⅰ（保健体育）</u> <u>教科内容論Ⅱ（保険体育）</u></p> <p>調書番号 2 3 小野 恭子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（家庭）</u> <u>教科内容論Ⅱ（家庭）</u></p> <p>調書番号 2 4 佐藤 剛 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（英語）</u> <u>教科内容論Ⅱ（英語）</u></p> <p>調書番号 2 7 中野 博之 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（数学）</u> <u>教科内容論Ⅱ（数学）</u></p> <p>3 ページ 調書番号 2 8 上野 秀人 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（保健体育）</u> <u>教科内容論Ⅱ（保険体育）</u></p> <p>5 ページ 調書番号 3 7 篠塚 明彦 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（社会）</u> <u>教科内容論Ⅱ（社会）</u></p> <p>調書番号 3 8 上之園 哲也 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（技術）</u> <u>教科内容論Ⅱ（技術）</u></p> <p>調書番号 4 0 田中 拓郎 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（国語）</u> <u>教科内容論Ⅱ（国語）</u></p> <p>調書番号 4 1 加賀 恵子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（家庭）</u> <u>教科内容論Ⅱ（家庭）</u></p> <p>調書番号 4 2 清水 稔 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（音楽）</u> <u>教科内容論Ⅱ（音楽）</u></p> <p>6 ページ 調書番号 4 5 山田 史生 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（国語）</u> <u>教科内容論Ⅱ（国語）</u></p> <p>調書番号 4 6 ① 吉田 比呂子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（国語）</u> <u>教科内容論Ⅱ（国語）</u></p> <p>調書番号 4 6 ②</p>
--	--

<p>吉田 比呂子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（国語）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（国語）</u></p>	<p>吉田 比呂子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（国語）</u> <u>教科内容論Ⅱ（国語）</u></p>
<p>調書番号 4 7 小岩 直人 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（社会）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（社会）</u></p>	<p>調書番号 4 7 小岩 直人 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（社会）</u> <u>教科内容論Ⅱ（社会）</u></p>
<p>調書番号 4 8 高瀬 雅弘 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（社会）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（社会）</u></p>	<p>調書番号 4 8 高瀬 雅弘 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（社会）</u> <u>教科内容論Ⅱ（社会）</u></p>
<p>調書番号 4 9 長南 幸安 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（理科）</u></p>	<p>調書番号 4 9 長南 幸安 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（理科）</u></p>
<p>調書番号 5 0 今田 匡彦 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（音楽）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（音楽）</u></p>	<p>調書番号 5 0 今田 匡彦 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（音楽）</u> <u>教科内容論Ⅱ（音楽）</u></p>
<p>調書番号 5 1① 蝦名 敦子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（美術）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（美術）</u></p>	<p>調書番号 5 1① 蝦名 敦子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（美術）</u> <u>教科内容論Ⅱ（美術）</u></p>
<p>調書番号 5 1② 蝦名 敦子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（美術）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（美術）</u></p>	<p>調書番号 5 1② 蝦名 敦子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（美術）</u> <u>教科内容論Ⅱ（美術）</u></p>
<p>調書番号 5 2 戸塚 学 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（保健体育）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（保健体育）</u></p>	<p>調書番号 5 2 戸塚 学 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（保健体育）</u> <u>教科内容論Ⅱ（保健体育）</u></p>
<p>調書番号 5 3① 清水 紀人 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（保健体育）</u></p>	<p>調書番号 5 3① 清水 紀人 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（保健体育）</u></p>
<p>調書番号 5 3② 清水 紀人 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（保健体育）</u></p>	<p>調書番号 5 3② 清水 紀人 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（保健体育）</u></p>
<p>7 ページ</p>	<p>7 ページ</p>
<p>調書番号 5 4 北原 啓司 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（家庭）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（家庭）</u></p>	<p>調書番号 5 4 北原 啓司 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（家庭）</u> <u>教科内容論Ⅱ（家庭）</u></p>
<p>調書番号 5 5 安川 あけみ 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（家庭）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（家庭）</u></p>	<p>調書番号 5 5 安川 あけみ 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（家庭）</u> <u>教科内容論Ⅱ（家庭）</u></p>
<p>調書番号 5 6 野呂 徳治 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（英語）</u></p>	<p>調書番号 5 6 野呂 徳治 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（英語）</u></p>

授業に向けた教材研究Ⅱ（英語）	教科内容論Ⅱ（英語）
調書番号 6 0 山本 稔 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（数学）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（数学）</u>	調書番号 6 0 山本 稔 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（数学）</u> <u>教科内容論Ⅱ（数学）</u>
調書番号 6 1 佐藤 松夫 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（理科）</u>	調書番号 6 1 佐藤 松夫 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（理科）</u>
調書番号 6 2 岩井 草介 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（理科）</u>	調書番号 6 2 岩井 草介 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅱ（理科）</u>
調書番号 6 3 島田 透 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（理科）</u>	調書番号 6 3 島田 透 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（理科）</u>
調書番号 6 4 佐藤 光輝 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（美術）</u>	調書番号 6 4 佐藤 光輝 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（美術）</u>
調書番号 6 5 富田 晃 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（美術）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（美術）</u>	調書番号 6 5 富田 晃 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（美術）</u> <u>教科内容論Ⅱ（美術）</u>
調書番号 6 6 出 佳奈子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（美術）</u>	調書番号 6 6 出 佳奈子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（美術）</u>
調書番号 6 7 勝川 健三 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（技術）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（技術）</u>	調書番号 6 7 勝川 健三 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（技術）</u> <u>教科内容論Ⅱ（技術）</u>
調書番号 6 8 李 秀眞 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（家庭）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（家庭）</u>	調書番号 6 8 李 秀眞 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（家庭）</u> <u>教科内容論Ⅱ（家庭）</u>
8ページ 調書番号 7 5 蒔田 純 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（社会）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（社会）</u>	8ページ 調書番号 7 5 蒔田 純 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（社会）</u> <u>教科内容論Ⅱ（社会）</u>
調書番号 7 6 大谷 伸治 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（社会）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（社会）</u>	調書番号 7 6 大谷 伸治 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（社会）</u> <u>教科内容論Ⅱ（社会）</u>
調書番号 7 7 上山 健太 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（数学）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（数学）</u>	調書番号 7 7 上山 健太 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（数学）</u> <u>教科内容論Ⅱ（数学）</u>
調書番号 7 8 朝山 奈津子 担当授業科目の名称	調書番号 7 8 朝山 奈津子 担当授業科目の名称

<p><u>授業に向けた教材研究Ⅰ（音楽）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（音楽）</u></p> <p>調書番号 79 廣瀬 孝 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（技術）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（技術）</u></p> <p>調書番号 80 土屋 陽子 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（英語）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（英語）</u></p> <p>調書番号 81 近藤 亮一 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（英語）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（英語）</u></p> <p>調書番号 82 吉川 和宏 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（数学）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（数学）</u></p> <p>調書番号 86 和田 美亀雄 担当授業科目の名称 <u>授業に向けた教材研究Ⅰ（音楽）</u> <u>授業に向けた教材研究Ⅱ（音楽）</u></p>	<p><u>教科内容論Ⅰ（音楽）</u> <u>教科内容論Ⅱ（音楽）</u></p> <p>調書番号 79 廣瀬 孝 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（技術）</u> <u>教科内容論Ⅱ（技術）</u></p> <p>調書番号 80 土屋 陽子 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（英語）</u> <u>教科内容論Ⅱ（英語）</u></p> <p>調書番号 81 近藤 亮一 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（英語）</u> <u>教科内容論Ⅱ（英語）</u></p> <p>調書番号 82 吉川 和宏 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（数学）</u> <u>教科内容論Ⅱ（数学）</u></p> <p>調書番号 86 和田 美亀雄 担当授業科目の名称 <u>教科内容論Ⅰ（音楽）</u> <u>教科内容論Ⅱ（音楽）</u></p>
---	---

【3】その他

教育学研究科 教職実践専攻 (P)

学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースのコースごとの学生確保の見通しを示すこと。

(対応)

新設する3コースについては、コースごとに学生定員を設定していないが、これまでの入学志願者の状況や専攻の見直し等（修士課程の廃止）にともない以下の見通しを立てている。

・「学校教育実践コース」

平成30年度に修了した「教育実践開発コース」（教職大学院第1期生）のうち2人（20%）が新設する「学校教育実践コース」の領域である「教科外の学校教育課題の解決」をメインテーマに教育実践活動に取り組んだ。また、新設する「学校教育実践コース」と同じ分野にあたる教職大学院併設後の修士課程「教育科学分野」では、平成30年度修了生に1人の教員就職者がみられた。さらに、この「学校教育実践コース」では、平成29年度に廃止した養護教育専攻（修士課程）の機能を兼ね備える教育課程を整備している。本学教育学部には、養護教諭養成課程（学生定員20名）があり、毎年1～2人が大学院に進学している。実際、平成31年度入試では、本学養護教諭養成課程から2人の入学者が本学教職大学院教育実践開発コースに入学した。これらを勘案して、毎年3～5人の受験生を確保できると見込んでいる。

・「教科領域実践コース」

本学に教職大学院が併設された後の平成29年度から平成31年度までの既存の学校教育専攻（修士課程）の志願者数をみると、新設する「教科領域実践コース」と同分野である「教科実践分野」の平均志願者数は17.3人である。また、平成29年度に「教科実践分野」に入学した16人のうち、教員就職をした修了生が3人みられ、この3人は「教科領域実践コース」に入学してくることが想定できる。

一方、既存の「教育実践開発コース」の学生には、新設の「教科領域実践コース」がメインテーマとする「教科の指導法等の課題解決」を教育実践活動のテーマとするものが多く、実際、平成30年度に修了した「教育実践開発コース」（教職大学院第1期生）のうち8人（80%）が、新設する「教科領域実践コース」の内容である教科の指導法や教材開発をメインテーマに教育実践活動に取り組んだ。これらを勘案して、10人程度の受験生の確保ができると見込んでいる。

・「特別支援教育実践コース」

平成29年度から平成31年度までの既存の学校教育専攻（修士課程）特別支援教育分野の平均志願者数は2人であり、大学院における特別支援教育に対し、一定のニーズがあるものと考え、本学修士課程廃止後の受け皿となる。一方、青森県には、本学以外に特別支援学校教諭専修免許状取得のための教職課程を有している大学はないため、本コースが、修士課程廃止後の青森県の特別支援教育の高度化の拠点となる。青森県教育委員会では、インクルーシブ教育システム構築の推進を重要課題としており、その専門性に関連して特別支援教育の高度な資質・能力を有する教員を求めており、「特別支援教育実践コース」設置に対し強い意向を示してい

る。

新設の「特別支援教育実践コース」では、新たに3年プログラム（長期履修制度）を展開することにより小・中・高等学校教諭一種免許状取得者が、特別支援学校教諭専修免許状の取得をしやすい環境を整える。このことにより、特別支援学校教諭免許取得者以外の学部卒学生にも門戸を開くとともに、特別支援教育の高度化のみならず、インクルーシブ教育システムの強化に関連する授業科目を多数整備し、かつ専門の教員を新規採用する等の学生確保策を講ずる。これらを勘案して、毎年2～3人の受験生を確保できると見込んでいる。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類

新	旧
2 ページ 3 行目 (【資料1-1】参照) 7 行目 改組後の本研究科では、「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」を新設し、これまで修士課程（令和2年度廃止予定）で行っていた教科教育や特別支援教育の領域を網羅することになる。教育学研究科修士課程の教員就職状況では、 <u>教職大学院が設置される以前の平成27年度から平成29年度の3年間で平均11.7人の教員就職者があり、新設する3コースの合計定員の10人を上回っている。また、教職大学院が併設された平成30年度の修了者では、4人の教員就職者がいることから、4人程度が教職大学院を受験する可能性がある</u> と見込んでいる。(【資料1-2】参照)。 15 行目 したがって、学部新卒学生を対象としたコースの入学定員が現行8人程度から10人程度に2人増となったとしても、学生の確保は十分に充足可能であると判断する。平成31年度の志願者の動向として、他学部の学生の受験者数が増加する傾向に有り、教職大学院の実績が明らかになるに従い、 <u>さらにその傾向が強くなるものとも予想される。</u> 20 行目 ② 新設する各コースの定員充足の見込み <u>新設する3コースについては、コースごとに学生定員を設定していないが、これまでの入学志願者の状況や専攻の見直し等（修士課程の廃止）にともない以下の見通しを立てている（【資料1-1】【資料1-2】参照）。</u> <u>・「学校教育実践コース」</u> <u>平成30年度に修了した「教育実践開発コース」（教職大学院第1期生）のうち2人（20%）が新設する「学校教育実践コース」の領域である「教科外の学校教育課題の解決」をメインテーマに教育実践活動に取り組んだ。また、新設する「学校教育実践コース」と同じ分野にあたる教職大学院併設後の修士課程「教育科学分野」では、平成30年度修了生に1人の教員就職者がみられた。さらに、この「学校教育実践コース」では、平成29年度に廃止した養護教育専攻（修士課程）の機能を兼ね備える教育課程を整備している。本学教育学部には、養護教諭養成課程（学生定員20名）があり、毎年1～2人が大学院に進学している。実際、平成31年度入試では、本学養護教諭養成課程から2人の入学者が本学教職大学院教育実践開発コースに入学した。これらを勘案して、毎年3～5人の受験生を確保できると見込んでいる。</u> <u>・「教科領域実践コース」</u> <u>本学に教職大学院が併設された後の平成29年度から平成31年度までの既存の学校教育専攻（修士課程）</u>	2 ページ 3 行目 (【資料1】参照) 7 行目 改組後の本研究科では、「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」を新設し、これまで修士課程（令和2年度廃止予定）で行っていた教科教育や特別支援教育の領域を網羅することから、 <u>修士課程を受験していた学生が教職実践専攻（教職大学院）を受験する可能性が推測できる。</u> 11 行目 したがって、学部新卒学生を対象としたコースの入学定員が現行8人程度から10人程度に2人増となったとしても、学生の確保は十分に充足可能であると判断する。平成31年度の志願者の動向として、他学部の学生の受験者数が増加する傾向に有り、教職大学院の実績が明らかになるに従い、 <u>その傾向が強くなるものとも予想される。</u> 15 行目

の志願者数をみると、新設する「教科領域実践コース」と同分野である「教科実践分野」の平均志願者数は17.3人である。また、平成29年度に「教科実践分野」に入学した16人のうち、教員就職をした修了生が3人みられ、この3人は「教科領域実践コース」に入学して行くことが想定できる。

一方、既存の「教育実践開発コース」の学生には、新設の「教科領域実践コース」がメインテーマとする「教科の指導法等の課題解決」を教育実践活動のテーマとするものが多く、実際、平成30年度に修了した「教育実践開発コース」(教職大学院第1期生)のうち8人(80%)が、新設する「教科領域実践コース」の内容である教科の指導法や教材開発をメインテーマに教育実践活動に取り組んだ。これらを勘案して、10人程度の受験生の確保ができると見込んでいる。

・「特別支援教育実践コース」

平成29年度から平成31年度までの既存の学校教育専攻(修士課程)特別支援教育分野の平均志願者数は2人であり、大学院における特別支援教育に対し、一定のニーズがあるものと考え、本学修士課程廃止後の受け皿となる。一方、青森県には、本学以外に特別支援学校教諭専修免許状取得のための教職課程を有している大学はないため、本コースが、修士課程廃止後の青森県の特別支援教育の高度化の拠点となる。青森県教育委員会では、インクルーシブ教育システム構築の推進を重要課題としており、その専門性に関連して特別支援教育の高度な資質・能力を有する教員を求めており、「特別支援教育実践コース」設置に対し強い意向を示している。

新設の「特別支援教育実践コース」では、新たに3年プログラム(長期履修制度)を展開することにより小・中・高等学校教諭一種免許状取得者が、特別支援学校教諭専修免許状の取得をしやすい環境を整える。このことにより、特別支援学校教諭免許取得者以外の学部卒業生にも門戸を開くとともに、特別支援教育の高度化のみならず、インクルーシブ教育システムの強化に関連する授業科目を多数整備し、かつ専門の教員を新規採用する等の学生確保策を講ずる。これらを勘案して、毎年2～3人の受験生を確保できると見込んでいる。

この他、学部教育の充実として、平成28年度から、教職大学院の連携を意識した実践的指導力の育成強化策として、大学と地域との連携協働活動による「地域協働型教員養成」を目指したカリキュラムの導入、及び平成28年度入試から、教員としての資質や能力に重視して選抜する「A0入試」の導入しており、教職を目指す明確な志を持った優秀な学生を確保することで、教職大学院に入学する学生が増加するものと考えられる。

3 ページ

28 行目

③ 定員充足の根拠となる調査結果の概要

5 ページ

1 行目

④ 青森県の教員採用の見通しとの関係

この他、学部教育の充実として、平成28年度から、教職大学院の連携を意識した実践的指導力の育成強化策として、大学と地域との連携協働活動による「地域協働型教員養成」を目指したカリキュラムの導入、及び平成28年度入試から、教員としての資質や能力に重視して選抜する「A0入試」の導入しており、教職を目指す明確な志を持った優秀な学生を確保することで、教職大学院に入学する学生が増加するものと推測される。

2 ページ

21 行目

② 定員充足の根拠となる調査結果の概要

3 ページ

34 行目

③ 青森県の教員採用の見通しとの関係

【3】その他

教育学研究科 教職実践専攻 (P)

他の課程の専任教員を兼務する専任教員(ダブルカウント)の負担に配慮した対応策について説明すること。

(対応)

別紙様式第3号(その2の1)「教員の氏名等」に掲載されている「専他/実専他」については、教育学部の専任教員が教職実践専攻の専任教員(ダブルカウント)として学生の教育・指導を兼務することを示している。このうち、「専他」は、教職実践専攻(教職大学院)に研究者教員として兼務するものを指す。一方、「実専他」は、実務家教員として兼務する教員を指す。「専他/実専他」それぞれの教員の資格については、資料8-1, 資料8-2の教職実践専攻専任教員選考基準による。

本教職大学院では、専門職大学院と他の課程との連携を継続的に図っていく観点から、専任教員(ダブルカウント)を導入する。これらの措置が専門職大学院や学部の教育の質の低下を招かないようにするため、教職大学院での一人の専任教員(専任教員を除く)の年間担当単位数を原則4単位以下としている。なお、この一教員あたり4単位については、既存の修士課程における学部兼担における担当時間数と同等であり、業務遂行が可能な範囲である。また、本教職大学院ではティームティーチングを基本としており、複数の教員の連携により個々の負担の軽減を行っている。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>13ページ 2行目</p> <p>(2) 専任教員への配慮について</p> <p><u>新設の教職大学院では、教育学部の専任教員が教職実践専攻の専任教員(ダブルカウント)として学生の教育・指導を兼務することとしている。その内訳については、別紙様式第3号(その2の1)「教員の氏名等」に掲載されている(「専他/実専他」)。このうち、「専他」は、教職実践専攻(教職大学院)に研究者教員として兼務するものを指す。一方、「実専他」は、実務家教員として兼務する教員を指す。「専他/実専他」それぞれの教員の資格については、資料8-1, 資料8-2の教職実践専攻専任教員選考基準による。</u></p> <p><u>本教職大学院では、専門職大学院と他の課程との連携を継続的に図っていく観点から、専任教員(ダブルカウント)を導入する。これらの措置が専門職大学院や学部の教育の質の低下を招かないようにするため、教職大学院での一人の専任教員(専任教員を除く)の年間担当単位数を原則4単位以下としている。なお、この一教員あたり4単位については、既存の修士課程における学部兼担における担当時間数と同等であり、業務遂行が可能な範囲である。また、本教職大学院ではティームティーチングを基本としており、複数の教員の連携により個々の負担の軽減を行っている。</u></p> <p>(3) 教員組織の年齢構成について</p>	<p>13ページ 2行目</p> <p>(2) 教員組織の年齢構成について</p>